

平成 2 1 年 第 3 回

名寄市議会定例会会議録目次

第 1 号（9 月 1 日）

1. 議事日程	1
1. 本日の会議に付した事件	1
1. 出席議員	2
1. 欠席議員	2
1. 事務局出席職員	2
1. 説明員	2
1. 開会宣告・開議宣告	4
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	4
1. 日程第 2. 会期の決定（18 日間）	4
1. 日程第 3. 平成 2 1 年第 2 回定例会付託請願第 1 号 名寄市が建設（新築及び改築） する公共施設に石油燃料設備の採択についての請願	4
○建設常任委員長報告（中野秀敏委員長）	4
○採択	5
1. 日程第 4. 行政報告（島市長）	5
1. 日程第 5. 議案第 1 号 なよろ市立天文台条例の制定について	1 3
○提案理由説明（島市長）	1 3
○総務文教常任委員会付託・閉会中継続審査	1 4
1. 日程第 6. 議案第 2 号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について	1 4
○提案理由説明（島市長）	1 4
○総務文教常任委員会付託・閉会中継続審査	1 4
1. 日程第 7. 議案第 3 号 名寄市国民健康保険条例の一部改正について	1 4
○提案理由説明（島市長）	1 4
○原案可決	1 4
1. 日程第 8. 議案第 4 号 名寄市農産物簡易加工処理施設条例の一部改正について	1 4
○提案理由説明（島市長）	1 5
○経済常任委員会付託・閉会中継続審査	1 5
1. 日程第 9. 議案第 5 号 名寄市肉牛繁殖センター条例の一部改正について	1 5
○提案理由説明（島市長）	1 5
○原案可決	1 5
1. 日程第 1 0. 議案第 6 号 合併特例区規約の変更について	1 5
○提案理由説明（島市長）	1 5
○原案可決	1 6

1. 日程第11. 議案第7号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について	16
○提案理由説明（島市長）	16
○原案可決	16
1. 日程第12. 議案第8号 市道路線の廃止について	
議案第9号 市道路線の認定について	17
○提案理由説明（島市長）	17
○原案可決	17
1. 日程第13. 議案第10号 平成21年度名寄市一般会計補正予算	17
○提案理由説明（島市長）	17
○補足説明（佐々木総務部長）	18
○質疑（川村幸栄議員）	19
○質疑（高橋伸典議員）	21
○質疑（谷内 司議員）	22
○質疑（竹中憲之議員）	24
○質疑（田中好望議員）	25
○質疑（熊谷吉正議員）	27
○原案可決	31
1. 休憩宣告	32
1. 再開宣告	32
1. 日程第14. 議案第11号 平成21年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算	32
○提案理由説明（島市長）	32
○原案可決	32
1. 日程第15. 議案第12号 平成21年度名寄市介護保険特別会計補正予算	32
○提案理由説明（島市長）	32
○原案可決	33
1. 日程第16. 議案第13号 平成21年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算	33
○提案理由説明（島市長）	33
○原案可決	33
1. 日程第17. 議案第14号 平成21年度名寄市病院事業会計補正予算	33
○提案理由説明（島市長）	33
○原案可決	34
1. 日程第18. 議案第15号 平成20年度名寄市各会計決算の認定について	
議案第16号 平成20年度名寄市病院事業会計決算の認定について	
議案第17号 平成20年度名寄市水道事業会計決算の認定について	34
○提案理由説明（島市長）	34
○決算審査特別委員会設置・付託・閉会中継続審査	34
1. 日程第19. 議案第18号 特別職の職員の給与の支給特例に関する条例の制定に ついて	34

○提案理由説明（島市長）	3 4
○原案可決	3 4
1. 日程第 2 0. 報告第 1 号 平成 2 0 年度名寄市風連特例区会計決算の報告について	3 5
○提案理由説明（島市長）	3 5
○報告済	3 5
1. 日程第 2 1. 議員の派遣について	3 5
○派遣決定	3 5
1. 休会の決定	3 5
1. 散会宣告	3 5

第 2 号（ 9 月 1 6 日）

1. 議事日程	3 7
1. 本日の会議に付した事件	3 7
1. 出席議員	3 7
1. 欠席議員	3 7
1. 事務局出席職員	3 7
1. 説明員	3 7
1. 開議宣告	3 8
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	3 8
1. 日程第 2. 一般質問	3 8
○質問（佐藤 靖議員）	3 8
○質問（大石健二議員）	5 0
1. 休憩宣告	6 0
1. 再開宣告	6 0
○質問（高橋伸典議員）	6 0
○質問（山口祐司議員）	7 0
1. 休憩宣告	7 8
1. 再開宣告	7 8
○質問（木戸口 真議員）	7 8
1. 休憩宣告	8 9
1. 再開宣告	8 9
1. 散会宣告	8 9

第 3 号（ 9 月 1 7 日 ）

1. 議事日程	9 1
1. 本日の会議に付した事件	9 1
1. 出席議員	9 1
1. 欠席議員	9 1
1. 事務局出席職員	9 1
1. 説明員	9 1
1. 開議宣告	9 2
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	9 2
1. 日程第 2. 一般質問	9 2
○質問（黒井 徹議員）	9 2
○質問（佐々木 寿議員）	1 0 2
1. 休憩宣告	1 1 2
1. 再開宣告	1 1 2
○質問（駒津喜一議員）	1 1 2
○質問（川村幸栄議員）	1 1 8
1. 休憩宣告	1 2 8
1. 再開宣告	1 2 8
○質問（持田 健議員）	1 2 9
1. 散会宣告	1 3 6

第4号（9月18日）

1. 議事日程	139
1. 追加議事日程	139
1. 本日の会議に付した事件	139
1. 出席議員	139
1. 欠席議員	140
1. 事務局出席職員	140
1. 説明員	140
1. 開議宣告	141
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	141
1. 日程第2. 一般質問	141
○質問（佐藤 勝議員）	141
○質問（田中之繁議員）	152
1. 日程の追加（小野寺議長）	160
○決定	160
1. 追加日程第1. 緊急質問	160
○質問（熊谷吉正議員）	160
1. 休憩宣告	161
1. 再開宣告	162
1. 休憩宣告	164
1. 再開宣告	164
1. 日程第3. 議案第19号 工事請負契約の変更について	
議案第20号 工事請負契約の変更について	164
○提案理由説明（島市長）	164
○補足説明（野間井建設水道部長）	164
○質疑（川村幸栄議員）	165
○原案可決	166
1. 日程第4. 議案第21号 平成21年度名寄市一般会計補正予算	166
○提案理由説明（島市長）	166
○原案可決	166
1. 日程第5. 意見書案第1号 大胆できめ細かな雇用対策を求める意見書	
意見書案第2号 米価暴落に歯止めをかける緊急対策と米を守る抜本対 策を求める意見書	
意見書案第3号 核兵器廃絶へ速やかな国際交渉の開始を求める意見書	
意見書案第4号 季節労働者対策の強化を求める要望意見書	
意見書案第5号 道路の整備に関する意見書	166

○原案可決	167
1. 日程第6. 報告第2号 例月現金出納検査報告について	167
○報告済	167
1. 日程第7. 閉会中継続審査(調査)の申し出について	167
○継続審査(調査)決定	167
1. 日程第8. 委員の派遣について	167
○派遣決定	167
1. 休憩宣告	167
1. 再開宣告	167
1. 日程第9. 議員の派遣報告	167
○報告(小野寺一知議員)	167
○報告済	169
1. 休憩宣告	169
1. 再開宣告	169
1. 日程第10. 委員の派遣報告	169
○建設常任委員長報告(中野秀敏委員長)	169
○議会報特別委員長報告(佐藤 勝委員長)	171
○報告済	172
1. 閉会宣告	172
1. 質問文書表	173
1. 議決結果表	178

平成21年第3回名寄市議会定例会会議録
開会 平成21年9月1日（火曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 会期の決定
日程第3 平成21年第2回定例会付託請願第1号 名寄市が建設（新築及び改築）する公共施設に石油燃料設備の採択についての請願（建設常任委員会報告）
日程第4 行政報告
日程第5 議案第1号 なよろ市立天文台条例の制定について
日程第6 議案第2号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について
日程第7 議案第3号 名寄市国民健康保険条例の一部改正について
日程第8 議案第4号 名寄市農産物簡易加工処理施設条例の一部改正について
日程第9 議案第5号 名寄市肉牛繁殖センター条例の一部改正について
日程第10 議案第6号 合併特例区規約の変更について
日程第11 議案第7号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
日程第12 議案第8号 市道路線の廃止について
議案第9号 市道路線の認定について
日程第13 議案第10号 平成21年度名寄市一般会計補正予算
日程第14 議案第11号 平成21年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算
日程第15 議案第12号 平成21年度名寄市介護保険特別会計補正予算
日程第16 議案第13号 平成21年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算
日程第17 議案第14号 平成21年度名寄市病

院事業会計補正予算

- 日程第18 議案第15号 平成20年度名寄市各会計決算の認定について
議案第16号 平成20年度名寄市病院事業会計決算の認定について
議案第17号 平成20年度名寄市水道事業会計決算の認定について
日程第19 議案第18号 特別職の職員の給与の支給特例に関する条例の制定について
日程第20 報告第1号 平成20年度名寄市風連特例区会計決算の報告について
日程第21 議員の派遣について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 会期の決定
日程第3 平成21年第2回定例会付託請願第1号 名寄市が建設（新築及び改築）する公共施設に石油燃料設備の採択についての請願（建設常任委員会報告）
日程第4 行政報告
日程第5 議案第1号 なよろ市立天文台条例の制定について
日程第6 議案第2号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について
日程第7 議案第3号 名寄市国民健康保険条例の一部改正について
日程第8 議案第4号 名寄市農産物簡易加工処理施設条例の一部改正について
日程第9 議案第5号 名寄市肉牛繁殖センター条例の一部改正について
日程第10 議案第6号 合併特例区規約の変更について

日程第11	議案第7号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	10番	佐藤	勝	議員
		11番	日根野	正敏	議員
日程第12	議案第8号 市道路線の廃止について	12番	木戸口	真	議員
	議案第9号 市道路線の認定について	13番	高見	勉	議員
日程第13	議案第10号 平成21年度名寄市一般会計補正予算	14番	渡辺	正尚	議員
		15番	高橋	伸典	議員
日程第14	議案第11号 平成21年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算	16番	山口	祐司	議員
		17番	田中	好望	議員
日程第15	議案第12号 平成21年度名寄市介護保険特別会計補正予算	18番	黒井	徹	議員
		21番	谷内	司	議員
日程第16	議案第13号 平成21年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算	22番	田中	之繁	議員
		23番	東	千春	議員
日程第17	議案第14号 平成21年度名寄市病院事業会計補正予算	24番	宗片	浩子	議員
		25番	中野	秀敏	議員
日程第18	議案第15号 平成20年度名寄市各会計決算の認定について				
	議案第16号 平成20年度名寄市病院事業会計決算の認定について				
	議案第17号 平成20年度名寄市水道事業会計決算の認定について				
日程第19	議案第18号 特別職の職員の給与の支給特例に関する条例の制定について				
日程第20	報告第1号 平成20年度名寄市風連特例区会計決算の報告について				
日程第21	議員の派遣について				

1. 出席議員（25名）

議長	26番	小野寺	一知	議員
副議長	19番	熊谷	吉正	議員
	1番	佐藤	靖	議員
	2番	植松	正一	議員
	3番	竹中	憲之	議員
	4番	川村	幸栄	議員
	5番	大石	健二	議員
	6番	佐々木	寿	議員
	7番	持田	健	議員
	8番	岩木	正文	議員
	9番	駒津	喜一	議員

1. 欠席議員（1名）

20番	川村	正彦	議員
-----	----	----	----

1. 事務局出席職員

事務局長	間所	勝
書記	佐藤	葉子
書記	松井	幸子
書記	高久	晴三
書記	熊谷	あけみ

1. 説明員

市長	島	多慶志	君
副市長	中尾	裕二	君
副市長	小室	勝治	君
教育長	藤原	忠	君
総務部長	佐々木	雅之	君
生活福祉部長	吉原	保則	君
経済部長	茂木	保均	君
建設水道部長	野間井	照之	君
教育部長	山内	豊	君
市立総合病院事務部長	香川	讓	君

市立大学	三	澤	吉	己	君
事務局長	小	山	龍	彦	君
上下水道室長	扇	谷	茂	幸	君
会計室長	成	田	勇	一	君
監査委員	森	山	良	悦	君

○議長（小野寺一知識員） ただいまより平成21年第3回名寄市議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（小野寺一知識員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

6番 佐々木 寿 議員

13番 高見 勉 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知識員） 日程第2 会期の決定について、お諮りをいたします。

今期定例会の会期は、本日より9月18日までの18日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より9月18日までの18日間と決定いたしました。

○議長（小野寺一知識員） 日程第3 平成21年第2回定例会付託請願第1号 名寄市が建設（新築及び改築）する公共施設に石油燃料設備の採択についての請願を議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

建設常任委員会、中野秀敏委員長。

○建設常任委員長（中野秀敏議員） おはようございます。御指名をいただきましたので、平成21年第2回定例会において当委員会に付託されました請願第1号 名寄市が建設（新築及び改築）する公共施設に石油燃料設備の採択についての請願について、委員会における審査の経過と結果の御報告を申し上げます。

この請願は、名寄プロパンガス協会会長、中居国泰氏、上川北部石油業協同組合灯油部会長、

長野清氏から提出されたものであり、その趣旨は近年石油外熱源による建設設備の配置を求める割合が多くなり、石油製品の消費量の減少などの影響から営業収益の低下を招き、事業所の撤退や縮小も余儀なくされ、業界全体が極めて厳しい状況に直面しているのが現状である。このままでは雇用の確保も困難となり、従業員の削減についても考慮せざるを得ない状況にあることから、地元企業の育成と市民役の協働のまちづくり推進のためにも名寄市が建設する公共施設の新築及び改築の事業の際は灯油、重油及びプロパンガスを燃料とする設備の採択を求めるものであります。

委員会は、7月29日と8月11日の2回開催し、建設水道部ほか担当職員の出席と請願者代表、中居国泰氏、藤田健慈氏に参考人として出席を求め、審査してまいりました。

審査では、初めに参考人より趣旨説明と燃料販売事業者の経済的損失を試算した資料をもとに説明を受けました。

委員からは、火災、ガス漏れ等の安全性と従業員の雇用状況等についての質問があり、参考人からは、ガス漏れセンサーつきこんろの普及、ガス漏れ警報器の設置義務により安全性は確保されている。ここ数年でガソリンスタンドが3カ所廃業し、このままいくと廃業する事業所がふえ、雇用の確保は厳しいとの説明がありました。また、担当職員からは、今建設中の南団地については実地設計当時灯油の価格が高騰し、予測のつかない状況となり、住みかえのため入居者に負担をかけられないことから、熱源を検討した結果、オール電化を採用した。平成22年度から北斗、新北斗団地の建てかえが始まるが、熱源をかえることにより南団地と北斗、新北斗団地へ入居する方の金銭的な負担が変わることは入居者説明会での平等にとの要望もあることから避けたいと考えている。基本的には、地元の経済効果を考えている。あわせて、入居する市民の利益、不利益を考えて選定する。今後入居者がどのように希望しているか、

改めてアンケート調査を行い、検討していききたいとの説明がありました。

委員からは、アンケート調査は何をどのように聞いて行うのかという質疑があり、調理台はガスがいいか、電気がいいか、暖房は何がいいのか、使い勝手はどうか、そしてイニシャルコスト、ランニングコスト、入居者の自己負担は幾らぐらいかかります等を詳細に明記しながら、その結果により主体をどちらにするか決定するとの説明がありました。委員会から意見として、アンケートについては疑義が持たれないよう設問文書、設置等に気をつけて行ってもらいたい。今後電化、石油、ガス等の比較調査を行い、協力できるところは協力し、理解を得ながら、地域経済や地元企業の育成を考えるべきであるなどの意見が出されました。

委員会としては、審査の経過から、今後アンケート調査をもとに入居する市民の意向を十分尊重し、利益、不利益を考えながら選定すべきである。あわせて、雇用の確保、地元企業の育成という請願者の思いは十分理解できることから、第2回定例会付託請願第1号 名寄市が建設（新築及び改築）する公共施設に石油燃料設備の採択についての請願について、願意妥当と全会一致で採択すべきものと決定したところです。

以上を申し上げまして、当委員会の審査の経過と結果の御報告とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、平成21年第2回定例会付託請願第1号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第4 これより行政報告を行います。

島市長。

○市長（島 多慶志君） おはようございます。本日、平成21年第3回定例会の開会にあたり、これまでの主な行政事項について、その概要を御報告申し上げます。

初めに、企業会計を除いた平成20年度の各会計決算について申し上げます。

一般会計については、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支で2億2,512万7,000円となり、翌年度に繰り越しすべき一般財源4,043万9,000円を差し引いた実質収支は、1億8,468万8,000円となりました。ここから、財政調整基金に6,000万円、減債基金に3,500万円を積み立て、残り8,968万8,000円を平成21年度に繰り越しました。

特別会計では、国保の保険事業勘定で6,355万1,000円、介護の保険事業勘定で1億2,002万8,000円の黒字決算となりました。

国保については全額を平成21年度に繰り越し、介護については5,704万5,000円を介護給付費準備基金に、26万2,000円を介護従事者処遇改善臨時特例基金に積み立て、残り6,272万1,000円を平成21年度に繰り越しました。

国保・介護の保険事業勘定を除く特別会計については、一般会計繰入金で調整したので、収支はゼロとなっています。

次に、（仮称）自治基本条例の制定について申し上げます。

（仮称）自治基本条例は、まちづくりの基本理念及び原則を明らかにするとともに、市民主体のまちづくりを目的に制定するものです。

市民懇話会の答申を尊重しながら庁内調整、市民意見聴取などを経て、本年12月議会提案に向けて準備を進めています。

次に、町内会長・行政区長との懇談会について申し上げます。

名寄市町内会連合会・風連町行政区長会共催による行政との懇談会が、6月24日に風連福祉センターを会場に開催されました。市から今年度の主な事業について説明するとともに、地域からの意見・要望などについて意見交換を行いました。

次に、情報化の推進について申し上げます。

平成19年9月から進めてきました戸籍事務電算システムが、6月1日に供用を開始しました。名寄・風連両庁舎における証明書発行及び戸籍事務がより正確かつ迅速に処理されることが見込まれ、住民サービスの向上と、個人情報保護の一層の厳格化が図られることになりました。

次に、国内交流について申し上げます。

東京都杉並区との交流は、平成元年7月13日に交流協定を締結してから今年で20周年を迎えました。6月21日に開催された「第30回白樺まつり」には、山田宏区長はじめ代表団20人と高円寺阿波おどり一行42人の皆さんにも参加いただきました。

前日の20日には、市議会議員はじめ交流にゆかりのある皆さんにお集まりいただき、代表団を囲んでの歓迎交流会を開催いたしました。その席上、友好関係をさらに発展させるため共同アピールを発表するとともに、翌日には「道の駅もち米の里☆なよろ」でエゾヤマザクラ10本の記念植樹を行いました。

本年度の「都会っ子体験交流事業」については、杉並区・名寄市から、それぞれ25人の児童が参加し、7月28日から3泊4日の日程で本市を会場に行われました。8月5日から杉並区に会場を移して行う予定でしたが、新型インフルエンザ感染拡大の恐れが出たため、残念ではありましたが、中止とさせていただきます。

山形県鶴岡市藤島との少年少女相互交流については、8月6日から4日間の日程で、ふじしまジュニアサッカークラブの児童・引率12人が来名し、名寄ピヤシリサッカー少年団との交流試合や、名寄産もち米を使つてのもちつき、北国博物館、

旭山動物園見学などで友情の絆を深めました。

ふるさと会交流については、東京なよろ会の一行41人が7月3日から4日間の日程で来名されました。ゴルフを楽しんでいただいたほか、7月4日には「名寄サンシャイン会」が中心となり、ツアー参加者を囲んでの歓迎市民交流パーティーが開催され市民との交流が行われました。

次に、国際交流について申し上げます。

姉妹都市提携40周年を記念して、姉妹都市カワーサレイクス市リンゼイから、リック・マギー市長、ヘザー・ニューマン姉妹都市提携委員長御夫妻ほか一行20人が本市を訪れました。一行は8月28日から9月1日まで滞在し、記念植樹、産業まつり見学、パークゴルフ交流など市民との交流の絆を一層強く広めることができました。

なお、8月29日開催の40周年記念式典の席上、リック・マギーカワーサレイクス市長、リンゼイ・名寄提携委員会委員長ヘザー・ニューマン御夫妻に名寄市国際親善名誉市民の称号を贈りました。

友好都市ドーリンスク市との交流については、アレクセイ副市長を団長として、ガリーナ議長をはじめ総勢21人の訪問団が7月24日から4日間の日程で本市を訪れました。茶道体験やホームビジットなどで多くの市民と交流を深めるとともに、サマージャンプ観戦や北国博物館見学などで楽しんでいただきました。

次に、病院事業について申し上げます。

昨年度の救急外来棟改築に伴い、一部の外来窓口や検査受付などが変更になりました。来院された患者さん等の利便向上を図るため、名寄市立総合病院運営委員会で御協議もいただき、来院者に外来受診案内等を行っていただく病院ボランティアの導入を決定し、広報紙等で募集をしているところです。

市民の皆さんの参加により、地域により身近で密着した医療機関となるよう、今後も取り組みを進めてまいります。

次に、地域医療再生基金について申し上げます。

厚生労働省は、2009年度補正予算で、地域医療の問題解決に取り組む医療機関に財政支援する地域医療再生基金を設置しました。圏域内での医療機関の機能・連携強化、遠隔医療推進のための施設・設備の整備など、具体的な改善策を策定した二次医療圏域の医療機関に財政支援を行う制度であり、当院では事業の趣旨に基づき、圏域内診療機能強化事業として精神科病棟改築、地域医療ネットワークシステム構築事業としてIT化及び機器整備など総額で約30億円の事業を要望いたしました。今後、事業採択に向け、引き続き努力してまいります。

次に、本年4月から6月までの第1四半期における一般科の入院患者数については、2万4,485人で前年比92人の減、外来患者数は、5万8,893人と前年比3,849人の減となりましたが、医業収益においては、入院・外来とも増加し、前年比で562万4,000円の増額となりました。

今後も収益の確保に努めるとともに、費用の抑制を図り、住民の信頼に応える病院運営に努めてまいります。

次に、国民健康保険事業について申し上げます。

平成21年度の国民健康保険税率については、介護納付金の限度額のみ9万円から10万円に改正し賦課いたしました。

当初の賦課状況については、賦課総額のうち、応益割としての均等割・平等割の占める割合は44.81パーセントとなりました。7割・5割・2割軽減を実施できる要件は、前年度または当該年度の割合が45パーセントから55パーセント未満となっており、前年度の応益割合率が46.30パーセントとなっていますので、軽減が可能となりました。基礎課税及び後期高齢者支援金で実施された7割・5割軽減の世帯数は、1,918世帯、2割軽減では640世帯となり、軽減実施世帯数の合計は2,558世帯で国保加入世帯の55パーセントにあたります。介護納付金の軽減では、7

割・5割軽減の世帯数は782世帯、2割軽減では287世帯で合計1,069世帯となり、介護保険被保険者世帯の48.1パーセントとなりました。

今後も被保険者の健康確保のため、給付と負担の公平を図り、誰もが安心・信頼のできる医療保険制度を確立するため、国民健康保険事業の円滑な業務運営に努めてまいります。

次に、廃棄物処理対策について申し上げます。

6月下旬に市内大型店4店に対し、店内で排出されるごみについての調査を実施し、分別、減量化、適正処理について指導、要請を行いました。今後も市内各事業所、個店での随時指導を行ってまいります。

また、7月5日に開催された「ふれあい広場」、8月30日開催の「産業まつり」では、段ボールコンポストやバイオディーゼル燃料（BOF）の宣伝普及活動を実施いたしました。

次に、消防事業について申し上げます。

1月から6月までの上半期における火災及び救急・救助出動状況については、火災が2件で、前年比5件の減となり、死傷者の発生はありませんでした。火災種別では、建物火災が1件、その他火災が1件となっています。救急件数では511件で、前年比3件の増となり、事故種別では、急病325件、一般負傷80件、転院搬送66件、交通事故16件、その他24件となりました。救助件数は7件で、前年比1件の減となり、交通事故によるものが3件となっています。

救急現場における救命効果向上のため、バイスタンダー（救急現場に居合わせた人）による応急手当の普及に向け、4月から7月末まで普通救命講習を15事業所233人の受講により実施いたしました。

火災予防については、4月から7月末までに一般住宅265世帯と高齢者住宅277世帯の防火訪問を実施し、住宅用火災警報器の設置促進と火気取扱いの指導など、住宅防火対策の推進に努めてまいりました。

次に、建設事業の発注状況について申し上げます。

8月20日現在における発注状況は、建設・委託事業合わせて81件、発注率は69.2パーセント、事業費で8億4,137万円となりました。今後も引き続き、早期発注に努めてまいります。

次に、住宅の整備について申し上げます。

北斗・新北斗団地建替事業は、住み替え住宅として、昨年9月に着工した南団地1棟34戸（鉄筋コンクリート造5階建て）の7月末進捗率は約65%となり、駐車場整備を含め11月に完了を予定しています。また、平成22年度現地建替事業に伴う実施設計を8月に着手し、12月の完了を予定しています。さらに、解体工事10棟40戸については、住み替え住宅等への転居が終了後、発注を予定しています。

改善事業では、平成21、22年度の2カ年で全団地を対象とした住宅火災警報機の設置を実施し、今年度分は10月に着手、12月に完了を予定しています。

次に、公園の整備について申し上げます。

風連地区の天塩川さざなみ公園内の河川敷パークゴルフ場は、旭川開発建設部の協力により整備を進めてきましたが、36ホールが完成し、7月5日には市内パークゴルフ愛好者110人の参加により、オープン記念大会を開催しました。

今後も、市民の健康増進と交流の場として多くの皆さんの利用を期待しています。

次に、水道事業について申し上げます。

安定した給水を確保するための配水管網整備工事については、北1丁目通他2路線、延長385メートルが完了し、現在、西1条伸通、延長110メートルの整備を行っています。また、老朽管更新工事は、北4丁目通、延長42メートルが完了し、現在は道道朱鞠内風連線他1路線、延長1,374メートルの整備を進めています。

次に、下水道事業について申し上げます。

老朽化した施設の改修工事については、名寄下

水終末処理場の受変電設備更新と管理棟外部改修を行っています。個別排水処理施設整備事業については、風連地区5基の合併浄化槽が供用を開始し、今後、名寄地区で1基、風連地区で2基、計3基の工事発注を予定しています。

次に、道路整備について申し上げます。

国土交通省関連での地域活力基盤創造交付金事業については、6月の初旬に東4条通改良工事、緑丘通道路改良工事などを、7月には19線道路加東橋新設工事の桁製作・下部工や、まちづくり交付金による風連地区北栄2丁目線歩道改良工事などを発注しており、天候不順による影響はあるものの、順調に工事は進んでいます。

次に、防塵対策事業について申し上げます。

未舗装道路のアスファルト乳剤による防塵処理補修工事については、名寄地区において5月中旬から7月中旬にかけて82路線、延長で約28.0キロメートル、風連地区では5路線、延長で約0.5キロメートルを施工しました。

アスファルト再生合材による防塵処理工事については、名寄地区において郊外1路線、延長1,750メートル、市街地3路線、延長861メートル、風連地区で市街地1路線延長約146メートル、郊外地1路線454メートルを施工しました。

次に、地域公共交通について申し上げます。

住民ニーズに応えた利便性の高い公共交通システムの構築を目的に、6月9日に市民、事業者、市民団体や関係行政機関の代表など25人で構成する「名寄市地域公共交通活性化協議会」が発足しました。

地域の公共交通を取り巻く環境は大変厳しい状況で、公共交通システムのあり方などについての御意見をいただきながら、今年度はデマンド型の実証試験を行うなど、名寄市にふさわしい市内公共交通の計画を策定してまいります。

次に、農業・農村行政について申し上げます。

農作物全体の生育状況については、7月の気候は平年と比べ、平均気温が2度低く、降水量は2

30パーセント、日照時間では74パーセントと、非常に厳しい状況となりましたが、8月に入り高温で晴れの日が続き回復傾向となっています。

水稲については、出穂揃いが8月8日と平年より7日遅れていますが、少しずつ回復に向かっていきます。しかし、不稔・低温障害についての不安が残っています。

畑作物については、豆類で大豆・小豆とも若干の遅れ、馬鈴しょで平年並、てん菜については順調な生育となっています。

秋まき小麦については、長雨の影響で局所的に倒伏及び黒かびの発生が見受けられ、平年より5日遅れの8月4日に収穫作業が終了しています。現在は規格内に調製されていますが、収量については10アール当たり300キログラム程度と収量・品質とも平年を下回る状況となっています。

露地のアスパラガスは、5月15日の降霜により、ほぼ全面積に被害を受けましたが、その後の出荷状況は順調に推移し、共選受入は583トンで計画540トンに対し108.0パーセント、前年対比で125.7パーセントとなり、良好な出荷となりました。

次に、地場産品の良さを広め地産地消を普及し、農業・農村の理解を深めることを目的に「第31回なよろ産業まつり」を8月30日、なよろ健康の森を会場に開催し、昨年は自粛した「赤福」の販売も再開して「もち米作付面積・生産量日本一」を市内外にPRいたしました。

御協力をいただきました実行委員はじめ関係者の皆さんに感謝とお礼を申し上げます。

次に、「産地確立対策」に関連する平成21年度当初予算及び補正予算での新たな対策について申し上げます。

平成21年度当初予算「水田等有効活用促進交付金」の概要は、自給率が低い大豆・麦や飼料作物の作付拡大に助成するもので、平成23年度までの対策となっています。名寄市におきましては、面積払いで田の大豆反当3万5,000円、畑の大

豆・飼料作物反当1万5,000円、固定払いで麦反当2万7,600円、大豆反当2万200円、数量加算で田の大豆60キログラム当たり3,000円となり、年間約3,100万円を見込んでいます。

次に、平成21年度補正予算「需要即応型水田農業確立推進事業」の概要は、米の生産調整実施者への支援強化が目的で、地域一体となつての実需者との連携、流通の合理化等への取り組みに助成する単年度の対策となります。麦・大豆・野菜等に反当5,000円から1万5,000円が交付され、総額約3億8,000万円が見込まれています。

同じく、補正予算による「自給力向上戦略作物等緊急需要拡大対策事業」の概要は、畑も含めた麦・大豆の対策で、生産者・実需者が連携した需要拡大に向けた取り組みへの支援を目的としています。内容は、パン・中華めん用小麦品種の作付取り組み、大豆の反収向上や作柄の安定化に資する技術への取り組み、大豆の複数年契約栽培への取り組みに助成されるもので、平成23年度までの対策となっています。

各対策が効果的に活用されるよう、農業関係団体・生産者との連携により推進してまいります。

次に、農業農村整備事業について申し上げます。

道営農地集積加速化基盤整備事業「東豊地区、瑞生地区及び共和地区」、及び道営地域水田農業支援緊急整備事業「風連地区及び名寄地区」については、8月末までに発注し、農作物の収穫後に暗渠排水・区画整理・用排水路の整備を行ってまいります。

次に、林業の振興について申し上げます。

市内の燃料販売関係2団体から、二酸化炭素の削減に向けて植林事業を行うため、市有地の提供について要望書の提出がありました。

要望書の内容は、市内から発生する二酸化炭素年間約4,000トンの2パーセントに当たる年間80トン削減するため、原野化している智恵文北山の市有地35.4ヘクタールに植林しようとするものです。

要望に基づき市有地を提供することとし、8月17日上川支庁立ち会いのもと、森づくり協定及び森林施行長期委託契約を名寄市・上川北部森林組合・名寄プロパンガス協会・上川北部石油業協同組合灯油部会の4者で取り交わしました。

次に、商工業関係について申し上げます。

景気が大きく減速する中、全ての業種における経営環境は回復の兆候が見られず、依然として厳しい水準にあると判断されています。

しかし、平成19年度から取り組んでいる住宅リフォーム促進助成事業については、今年度8月末までの申請件数が200件を超え、これまで3年間の工事費総額は10億円を超える状況となり、厳しい環境の中、景気・雇用に一定の成果があったものと考えています。

次に、プレミアム付「なよろ地域商品券」の利用状況について御報告いたします。商工会議所からの報告によると、昨年12月に1,500組を販売し、利用期限が本年5月末日分につきましては、回収率が99.8パーセントとなり、参加店のうち商品券が利用された引換店舗率は32.8パーセントとなりました。1月にも4,000組、3月には7,000組を販売し、引換店舗率はそれぞれ43.3パーセント、49.7パーセントとなり、大型店以外の利用も一定の広がりを見せています。また、回収率における大型店の割合は70パーセント前後となり、地元での消費拡大に貢献はしたものの、大型店での利用が多数を占める状況となりました。

次に、物産振興事業については、物産振興協会に委託している畑自慢倶楽部において、特産品のPRを目的として、6月3日から3日間、友好交流都市「東京都杉並区」の御協力により、区役所前において490kgのアスパラを販売を行いました。また、販売期間中は「東京なよろ会」会員の皆さんにもお手伝いをいただき、名寄市のPRに一役買っていただきました。

次に、北海道とサッポロビール（株）が締結す

る包括連携協定に基づき同社が実施する「ふるさと北海道応援企画」により、7月24日、札幌大通りビアガーデンの会場において、来場者も参加してのもちつきなどを行い、本市のPRを行いました。会場では道の駅で販売されている「もち米コロッケ」もメニューに登場するなど、物産や観光のPRが図られました。

次に、労働関係について申し上げます。

名寄地方の雇用環境については、国内、道内にも増して依然厳しい情勢にあります。

このような中、緊急雇用創出推進事業の追加事業として、環境保全景観向上事業、福祉サービス提供平準化事業、景観改善事業について、今定例会に追加補正予算を提出いたしました。3事業では、総事業費1,017万円のうち新規雇用創出に約672万円を見込んでいます。

次に、観光について申し上げます。

昨年、休止となりました「なよろアスパラまつり」は、6月7日に名よせ通りを会場に開催されました。生産者によるアスパラ販売のほか、地元食材を使ったB級グルメ対決やもちまき、アスパラソング披露など多彩なステージイベントで、多くの市民の皆さんに楽しんでいただきました。

第30回ふうれん白樺まつりは、6月21日にふうれん望湖台自然公園で、前日には前夜祭として「阿波踊りinふうれん」が開催され、多くの市民のほか、杉並区から山田区长ほか代表団、高円寺阿波おどり一行の皆さんの参加もいただき、交流を深めました。

夏のイベントの一つであります「てっしフェスティバル」は、8月2日に天塩川河川敷において開催されました。肌寒い天候にもかかわらず、約9,500人の市民や観光客がライブコンサート・花火大会を楽しみました。

また、ひまわり畑は、天候不順のため、生育の遅れはありましたが、MOA名寄農場・智恵文東雲・道立サンピラーパークの会場を中心に、多くの市民や観光客に楽しんでいただきました。サン

ピラーパーク会場では、大阪在住のお二人の希望により「ひまわり結婚式」が行われ、トラクターによる新婦入場に始まり、賛美歌が流れる中、名寄からの新たな門出を大勢の市民が祝福しました。

第31回風連ふるさとまつりは8月13日、西町公園、風連庁舎前を会場に開催されました。また、15基の勇壮な「風舞あんどん」が町内を練り歩き、光の絵巻で観衆を魅了いたしました。

次に、市街地再開発関係について申し上げます。

風連地区の市街地再開発事業については、本年度着工するJA道北なよろ・地域交流センター・賃貸住宅の本体工事に係る国からの補助金交付決定通知を受け、名寄市として（株）ふうれんに対する補助金の交付決定を通知しました。（株）ふうれんは、平成22年3月初旬の完成に向け、事業に取り組んでいます。

次に、名寄地区について申し上げます。

本年10月に予定されている、都市再生整備計画の国への提出準備については、8月4日付けで、事業効果や合意形成の確認のためのアンケート調査に着手しました。結果につきましては、9月中旬を目標に整理する予定であり、現在、集計作業を行っているところです。

JR名寄駅横の民間整備事業については、事業計画が5月に行った三者協定に即した内容であることから、株式会社西條に土地の売却を行うとともに、本市が隣接地で展開を予定している事業との調整を取りながら、市民の利便性を高める協議を進めています。

次に、社会教育について申し上げます。

第4回名寄市花壇コンクールについては、冷夏から猛暑へと気温が変化する難しい環境の中で育てられた67点の応募があり、8月10日・11日の2日間、慎重な審査が行われ各賞を決定いたしました。

次に、市立図書館について申し上げます。

7月2日に「名寄市小中学校図書室・市立図書館担当者会議」を開催しました。道立図書館市町

村支援課から講師を迎えて、各学校の図書利用促進に向けた「学校図書室を変えよう！」をテーマに研修及び情報交換等を行い、学校と図書館との連携をさらに深めていくことを確認しました。

また、夏の子ども事業として、本館では「夏の夜のおたのしみ会」「ノートを作ってみよう！」など、分館では「夏のおはなし会」を開催し、多くの子どもたちの参加をいただき、読書普及推進に努めました。

次に、プラネタリウム館、市立木原天文台について申し上げます。

プラネタリウム館では、7月1日から5日間、幼児・児童を対象に「七夕無料投影会」を実施しました。302人の子どもたちが「七夕」にまつわるお話などを聞いて、星への関心を深めました。

市立木原天文台では、「七夕観望会」を日進地区で開催し、100人の参加者が生の音楽を聞きながら星空を満喫しました。

また、7月22日に奄美大島方面で皆既日食があり、名寄市でも「部分日食観望会」を開催しましたが、曇天により残念ながら部分日食を見ることはできませんでした。

次に、学校教育について申し上げます。

教育施設の整備については、豊西小学校と智恵文中学校の屋外運動場の改良工事を実施しました。

シックスクール対策については、南小学校と風連下多寄小学校を除く全小中学校を対象にホルムアルデヒド・揮発性有機化合物の検査を実施しています。検査結果は9月に出る予定となっており、今後も安全で安心な学習環境の整備に努めてまいります。

また、国際理解教育については、名寄地区、風連地区それぞれに配置しておりました外国語指導助手の任期終了に伴い、7月から新たに2人の外国語指導助手を迎えました。新しい学習指導要領に対応できるよう英語学習の一層の充実を図ってまいります。

特別支援教育については、7月に名寄市特別支

援連携協議会を開催し、専門委員会による個別の支援計画「すくらむ」の活用や普及、成人期までの一貫した支援体制の確立、専門家チームによる巡回相談や発達検査の実施などについて協議を深めました。

次に、名寄市立大学について申し上げます。

8月28日、29日の2日間に亘り、本市を主会場として地域福祉実践研究セミナーが「思いやり・絆を築く、地域福祉実践とコミュニティーソーシャルワーク」をテーマに開催されました。

このセミナーは、NPO法人日本地域福祉研究所が、福祉先進都市を会場に毎年実施しており、15回目となる今年は、名寄市社会福祉協議会と社会福祉学科を持つ名寄市立大学の共催で行われました。

セミナーには道内外から300人近い福祉関係者や市民の皆さんが参加し、一人ひとりの生活を地域で支える豊かな地域福祉実践の展開方策について、鼎談とシンポジウムやワークショップなどを行いました。

全国各地から集まった地域福祉実践者の皆さんが親交を深め、また、名寄地域での実践活動の特色を再認識することができ、大変有意義なセミナーとなりました。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

第37回名寄～下川間往復駅伝競走が6月7日に行われ、フルコースに28チーム、ハーフコースに16チームが参加し、あいにくの小雨模様の中、全道各地から集まった選手が力走を見せました。

平成16年8月に設置いたしました名寄駅横スケートボード場については、当該地の土地利用計画の決定に伴い、スケートボード敷地の返還が求められたことから、周知看板の設置や新聞広報などを通して住民周知を図ったあと、7月15日に用途を廃止し、用具の撤去を行いました。

スポーツ振興事業として「子どもとアスリートとの交流」を本年度初めて計画し、ホクレン女子

陸上部との交流練習会を8月13日に実施しました。参加した児童・生徒21名は、恵庭市の北海道ハイテク・インドアスタジアムにおいて国内トップ選手が走っているコースを体験したり、岩見沢市の東山陸上競技場では、ホクレン女子陸上部の森田監督の講話を聞き、練習見学や対抗リレーを通して選手と交流するなど、貴重な体験をいたしました。

次に青少年の健全育成について申し上げます。

21回目を迎える野外体験学習事業「へっちゃLAND2009」については、7月28日から3泊4日の日程で道立トムテ文化の森キャンプ場を中心に実施し、小学4年生から中学1年生まで39人が参加し、2日目のピヤシリ山の登山については、悪天候のため中止になりましたが、テントによる生活や飯ごう炊飯、小枝クラフトづくり、キャンプファイヤーなど野外ならではの貴重な体験ができました。

サブリーダーを務めていただいた名寄市立大学生の皆さんや市内教員、学習協力者の皆さんのサポートにより、事業を終了することができました。

次に、青少年センターについて申し上げます。

青少年センターでは、7月23日に名寄警察署とともに北海道青少年健全育成条例に基づく立入調査を実施しました。

コンビニエンスストアなど25店舗での調査を行い、その内3店舗で「成人向け図書類の陳列の区分」を図るよう指導しました。

また、銃刀法改正による有害刃物類の取り扱いについて、改めて2店舗に理解と協力を求めました。

次に、地域文化の継承と創造について申し上げます。

名寄市民会館の老朽化に伴い、新たな文化ホール建設に向けた検討を行うため、市役所内に横断的な庁内検討プロジェクトチームを設置しました。

事務局を含め20名の委員により5月13日か

ら8月21日まで4回の会議を行い、過去の検討経過や現施設の利用状況、市民アンケートの結果や意見などの報告、北海道文化財団アドバイザーからの情報提供、グループワークによる建設位置や規模、活用方法などについて意見の交換を行いました。

今後も、検討会議開催のほか、近隣施設の視察などを行い、併せて、市民の意見をより反映すべく、市民懇話会を発足する予定としています。

次に、北国博物館について申し上げます。

7月前半に開催しました昭和をテーマとする企画展「昭和のおもちゃ」は、体験もできる展示で812人の観覧をいただきました。

7月25日から8月23日までの第20回特別展「クワガタとカブトムシ」は、国内外の珍しい標本など300点余りの資料を展示しました。生体展示コーナーのクワガタカブトムシは子供達にも好評で多くの市民が訪れ、2,619人の市民に観覧をいただきました。

国の文化財審議会にて、アイヌ文化に関わる名勝に答申されていた九度山について、7月23日に文部科学省より名勝指定の告示がありました。

また、市の指定文化財の理解を深めていただくために、現在、4つの指定文化財（風連獅子舞、グイマツ、名寄教会堂、ミズナラ林）を対象とした写真を募集しています。集まった作品については、秋に写真展示会を開催する予定です。

続きまして、改めて報告とおわびを申し上げます。今般生活福祉部生活環境課所管の内淵一般廃棄物最終処分場の維持管理業務において、規格の合わない物品の購入、不必要な工具の購入、加工した成果品の確認できない消耗品の購入など、物品管理に適切を欠く不祥事が判明しました。

地方自治法第243条の2第3項の規定に基づき、名寄市監査委員に賠償責任の有無及び賠償額の決定について監査していただき、不適切な処理及び支出について賠償を求める決定をしました。関係職員は、今年3月退職しておりますが、管理

監督する職員、副市長に対し、それぞれ処分を行いました。

これまでも本市職員の倫理及び倫理の確立、服務規律の確保について注意を喚起してきておりますが、市民の行政に対する信頼を損なう結果となり、まことに遺憾であります。今後再びこのような事件を起こすことのないよう職員に自覚を求め、訓示を行いました。私の監督責任については別途議案で審議をいただくことにしておりますが、市民の信頼回復に努め、職務に精励することをお誓い申し上げ、議員各位並びに市民各位に深くおわびを申し上げます。

以上、主な行政事項について、その概要を申し上げます御報告といたします。

○議長（小野寺一知識員） 以上で行政報告を終わります。

○議長（小野寺一知識員） 日程第5 議案第1号 なよろ市立天文台条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第1号 なよろ市立天文台条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、来年3月に完成予定のなよろ市立天文台の設置に関し、必要な事項を定めるため本条例を制定しようとするものであります。

本条例の主な内容について申し上げます。名称はなよろ市立天文台とし、当該施設が行う事業については既存の市立木原天文台における天体観測やプラネタリウム館事業を継続するほか、北北海道に位置する名寄市の存在を広く情報発信できるよう、天文学に関する行事の開催や資料の展示など特色ある事業を行ってまいります。また、入館料や使用料につきましては、道内の類似施設及び国内の関連施設の料金を参考にすると同時に、各階層の負担区分や割合等を主眼に置き設定いた

しました。

なお、現在運用しております名寄市天文台設置条例及び名寄市プラネタリウム館設置条例は、本条例制定に伴い廃止することといたします。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号については、本会議質疑を省略し、会議規則第37条の規定により総務文教常任委員会に付託したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第6 議案第2号 名寄市手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第2号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、本条例で規定する各種証明手数料のうち、住民基本台帳に関する手数料など道内各市と比較をして手数料額が低い項目について、現状に即した適正な料金とするため本条例を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号については、本会議質疑を省略し、会議規則第37条の規定により総務文教常任委員会に付託したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第7 議案第3号 名寄市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第3号 名寄市国民健康保険条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、国における少子化対策の一環として、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間、出産に係る負担軽減のため出産育児一時金を現行35万円から39万円に増額するよう健康保険法施行令が改正されたことに伴い、名寄市国民健康保険条例においても所要の改正を行うものです。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第8 議案第4

号 名寄市農産物簡易加工処理施設条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第4号 名寄市農産物簡易加工処理施設条例の一部改正につきまして、提案の理由を申し上げます。

本件は、本条例で定めております農産物加工処理施設の名称につきまして、通称をもって充てることに変更すること及び施設使用料の一部を見直ししようとするものであります。

まず、名称につきましては、名寄市農産物簡易加工処理施設をあぐりん館に、名寄市風連農畜産物加工施設をグリーンハウスにそれぞれ変更しようとするものです。

次に、施設利用料金につきましては、グリーンハウスにかかわる利用料金を別表のとおり引き上げようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第4号については、本会議質疑を省略し、会議規則第37条の規定により経済常任委員会に付託したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第9 議案第5号 名寄市肉牛繁殖センター条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第5号 名寄市肉牛繁殖センター条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

名寄市肉牛繁殖センターは、旧名寄市で昭和47年度に開設いたしましたが、その後の情勢の変化により昭和59年度をもって休止に至っております。これに伴い、同センターの採草放牧地について市営牧野の拡張計画や酪農家の草地としての活用を検討いたしましたが、立地条件が悪いことや草地が確保されていることなどから、遊休地となっております。旧名寄市では、この遊休地の活用を図るべく平成15年度に同センター管理規則の一部を改正して植林計画地に充て、植林を実施いたしましたが、本件は残りの採草放牧地についても平成15年度の措置と同様に植林地に充てるべく、本条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第10 議案第6号 合併特例区規約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第6号 合併特例

区規約の変更について、提案理由を申し上げます。

本件は、合併特例区規約第5条の別表第1に規定している合併特例区で処理する事務のうち、定住対策事業、町民広場手形作成事業及び区域高校振興対策事業の3事業について、本規約から除外するために規約の一部を変更するものであります。

除外する理由といたしましては、まず定住対策事業につきましては、合併時の経過措置として、3年間に限って取得した住宅にかかわる固定資産税相当額と賃貸住宅入居者で月額自己負担額が3万円を超えた場合、月額5,000円を限度に補助する事業ですが、今年度をもってその3年の期限が終了するため除外するものです。

次に、町民広場手形作成事業は、旧風連町の100周年記念事業として、10年間に限って小学校に入学する新1年生の手形を作成しておりましたが、本年度においてこれまで作成した手形の本格設置により事業が完了することとなりますので、除外するものであります。

次に、区域高校振興対策事業につきましては、風連高校を支援する事業であります。御承知のように風連高校は平成22年3月をもって閉校いたしますので、それによって除外するものであります。

以上の3事業につきましては、特例区期間終了前ではありますが、特例区事業から除外するために本契約の一部を変更するべく、市町村の合併の特例に関する法律第5条の14の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第11 議案第7号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第7号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、提案の理由を申し上げます。

本件は、名寄市も組織団体となっている北海道市町村退職手当組合につきまして、組織団体の湧別町と上湧別町が平成21年10月5日に合併し、湧別町となること、またこの合併に伴い同じく組織団体の両湧別町学校給食組合が解散、脱退することとなっております。同組合の規約が変更されることになりました。

つきましては、地方自治法第286条及び290条に基づき議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第12 議案第8号 市道路線の廃止について、議案第9号 市道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第8号 市道路線の廃止及び議案第9号 市道路線の認定について、一括して提案の理由を申し上げます。

まず、議案第8号 市道路線の廃止について申し上げます。本件は、整理番号3010、路線名、南西7条仲通及び整理番号3014、路線名、南西8条通について、両路線の終点側に接続する道路が整備され、市道として認定されることから、路線の終点及び延長を変更するため一たん廃止しようとするものです。

次に、議案第9号 市道の認定について申し上げます。議案第8号により廃止する整理番号3010、路線名、南西7条仲通は路線の終点の変更により145.27メートルの延長となり、整理番号3014、路線名、南西8条通は路線の終点の変更により141.75メートルの延長となることから、認定し直そうとするものです。

また、整理番号3060、路線名、ピヤシリの里1番通及び整理番号3061、路線名、ピヤシリの里2番通については、平成20年11月に都市計画法第29条に基づく開発行為により造成された団地内道路であり、都市計画法第40条第2項により帰属を受けた道路であるため新たに市道認定をするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、議案第8号外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第8号外1件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号外1件は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第13 議案第10号 平成21年度名寄市一般会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第10号 平成21年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款にわたる臨時的経費と国の補正予算成立に伴う関連経費を中心に補正しようとするものでありまして、歳入歳出それぞれに4億5,028万1,000円を追加して、予算総額を212億9,555万1,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。3款 民生費におきまして地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金1,074万6,000円の追加は、医療法人所有のグループホームが設置するスプリン

クラーに対して、国の交付金を活用して助成しようとするものであります。

7款商工費で住宅リフォーム促進助成事業補助金1,000万円の追加は、同事業の利用が大変好評で、既に予算化している200件、4,000万円では不足することから、さらに500件分を追加しようとするものであります。

なお、本事業の実施期間は、平成19年度から平成21年度までの3年間であることから、10月末までに一定の取りまとめを行い、希望者全員に助成する予定であります。

12款公債費におきまして公債元金3億円の追加は、大学校舎整備の財源対策として借りかえをした満期一括債4億8,790万円のうち3億円を繰上償還しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。事業費の変更に伴う特定財源の増減のほか、収支不足を繰越金で調整いたしました。1款市税につきましては、市民税均等割で納税義務者の増により116万9,000円を、市民税所得割で特別徴収の増加などにより2,110万円をそれぞれ追加し、たばこ税では消費本数の減により1,415万4,000円を減額するものであります。

16款道支出金におきまして緊急雇用創出推進事業補助金1,017万3,000円の追加は、景観改善事業、環境保全景観向上事業及び福祉サービス提供事業の3事業実施に伴う北海道の補助金であります。

19款繰入金におきまして減債基金繰入金3億円の追加は、繰上償還する満期一括債の償還財源として減債基金を取り崩して繰り入れしようとするものであります。

以上、補正の概要について申し上げますが、細部につきましては総務部長より説明をさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知識員） 補足説明を佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） それでは、一般会計の補正予算につきまして市長より申し上げた分の重複を避けて補足説明をさせていただきます。

まず最初に、歳出から説明させていただきます。議案第10号の12、13ページをお開きください。議会費の旅費10万7,000円及び企画振興費、国際交流事業費の旅費25万1,000円の追加は、小野寺議長、中尾副市長ほか1名が9月12日に開催されますドーリンスク市創立125周年記念式典に参列する旅費を計上するものであります。

2款総務費、1項7目財産管理費で市有林管理事業費200万円の追加は、国の平成21年度補正予算成立に伴う交付金を財源にトムテ文化の森周辺の除間伐を実施しようとするものであります。

なお、平成21年度国の補正予算に関連しまして今回の補正予算に今申し上げました市有林管理事業のほか、民生費でリストラなどにより離職者が住宅を喪失したような場合に住宅手当の一部を支援する住宅手当緊急特別措置事業費に115万円、同じく医療法人所有のグループホームが実施するスプリングラー設置に対する助成として地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に1,074万6,000円、同じく消費者相談員の資質向上などに取り組む消費者行政等事業費に85万円、同じく子育て支援手当を第1子まで拡大して支給する子育て応援特別手当交付事業費に3,083万円、衛生費で女性特有のがん検診の受診者を支援するがん検診事業費に425万3,000円、合計で6本の事業を計上しております。

2款総務費、2項1目賦課徴収費で市税還付事業費の償還金1,300万円の追加は、景気低迷などによる法人市民税の中間納付還付金であります。

14ページ、15ページをお開きください。3款民生費、1項1目社会福祉総務費の旧中央保育所耐震診断委託料130万円の追加は、旧中央保育所を学童保育と子育て支援センターの機能をあわせ持った施設として利用が可能かどうかを判断

するため、耐震診断を実施しようとするものであります。

20、21ページをお開きください。6款農林業費、1項5目畜産業費で農業振興施設等整備事業費補助金2,750万円の追加は、良質な粗飼料を生産するために設備投資を行う有限会社デリバリー・フィールドセンター名寄に対して北海道の地域政策総合補助金を充当して助成しようとするものであります。

7款商工費、1項1目商工業振興費で中心市街地近代化事業補助金981万円の追加は、市内中心部で事業展開している有限会社ヒライの工場新設及び焼き肉のトトリの改築工事に対して助成しようとするものであります。

次に、歳入について説明させていただきます。8ページ、9ページにお戻りください。18款寄附金で社会福祉寄附金1万4,000円及び教育費寄附金10万円の追加は、マインドツーリングクラブ様及び村上自動車工業様からの寄附で、それぞれ名寄市交通安全運動推進委員会交付金及び図書購入費に予算化しております。

10から11ページをお開きください。21款諸収入で弁償金69万4,000円の追加は、先ほど市長から説明のありました元職員の不祥事に対して、地方自治法第243条の2の規定に基づき名寄市に損害を与えた金額の請求に伴う弁償金であります。この場をおかりしまして、担当する所管部長としましてもおわび申し上げたいと思います。

なお、この件につきましては、8月22日に本人から銀行口座のほうに弁済されておまして、市のほうでは8月31日収入での受け入れを確認しております。

以上、補足説明とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） 数点質問させていただきます。

緊急雇用創出推進事業費ということで、今回補正で出されているわけですが、どの程度の雇用がふえているのかをまずお知らせをいただきたいというふうに思います。例えば15ページの倒壊廃屋処理のところであるとか、それから公園費のところ、あと15ページの地域包括支援センターのところでも緊急雇用創出ということで出されているわけで、ここで何名ほどの雇用が確保されたのかお知らせをいただきたいと思います。

それと、あと21ページの住宅リフォーム助成なのですが、ことし最終年度ということで追加の補正がされているわけですが、来年度から市内業者さん本当に仕事なくなるのではないかとということで非常に不安を抱えていらっしゃるのですが、来年度に向けてこういった景気回復に向けての計画はあるのかどうか、この点についてお知らせをいただきたいと思います。

あともう一点なのですが、25ページになりますが、就職対策事業費ということで、学生さんの就職を指導する専門の方をお願いしたというふうにおっしゃっていたのですが、嘱託職員報酬が56万円ということですが、年度末までいただいていた学生さんへの援助とか指導をしていたのかどうか、そのところをお聞きしたいと思います。

あと1点、大学費の中で、同じページのすぐ上なのですが、特許申請負担金というふうに6万8,000円ついているのですが、内容についてお知らせいただければというふうに思います。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 緊急雇用創出推進事業、今回3件について補正予算を組まさせていただきました。これに伴う雇用というのはどの程度かということでございますが、雇用者の数に

については9名ということで、新たな雇用が8名ということなのですが、延べ人数で申し上げますと雇用者数で一つの環境保全、景観向上の関係で135人、それから景観改善事業の関係で440人、福祉サービス提供平準化事業で119人、延べ人数ではそういう形になります。実雇数で9人ということで、新たな雇用は8人ということになってございます。

それから、リフォーム事業の関係で御質問いただきました。6月段階でも100件の補正をさせていただきまして、現在当初予算と、それから6月の部分で200件分の予算を立てたのですが、その部分が今8月31日現在の申し込み状況を見ますと221件となっています。21件がオーバーしていると、こういう状況になっておりまして、今回50件を追加をさせていただいたということでございます。それで、先ほど市長の行政報告にもございましたように、10月末段階で今後どれだけリフォーム事業の御希望があるか、この辺の関係について調査をいたしまして、最終的にはこの50件をさらにオーバーするというような状況があれば12月に補正を組みたいというふうに考えております。来年以降のことにつきましては、6月段階で申し上げたのですが、この事業につきましては今年度をもって終了させていただくと。新たな事業については、今もちょっとお話しさせていただきました町中の景観形成の事業だとか、ああいう部分の事業、国なり道の事業の代替的な事業を検討しながら、新たな事業を検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（小野寺一知議員） 三澤事務局長。

○市立大学事務局長（三澤吉己君） 私から2点お答えさせていただきます。

1点目は、就職対策事業費の関係の65万円の補正の関係でございます。これにつきましては、当初新年度予算の中では4月1日から1年間分、実は月額16万1,600円で予算を計上させていただきましたが、これも御報告させていただいて

ございますが、学生の就職対策を強化すると、こういうことで人選を進めておりましたが、札幌のほうから経験豊かな方を6月1日付で採用したということで、交渉の中では月額25万円ということになったものですから、その差額分をここで65万円ということで、共済費もあわせて補正をさせていただいているという中身でございます。

それと、もう一点、特許申請の負担金の関係でございますが、詳細はちょっと私のほうで把握していませんが、実は学内で共同研究をしてございまして、その成果といたしましうか、新たな芋の粉末と私記憶しているのですが、その分を特許申請するという負担金でございまして、共同研究等の部分については大学に帰属する部分がありますので、予算の中で負担金を見ているということでございます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） ありがとうございます。

今新たな雇用が8名ということでした。せんだって景況判断も出されている中で、本当に全国的にもそうなのですが、景気が不安定な中で働く場がない。少しでも働いて収入につなげたい、そう思っている方がたくさんいる中ですので、こういった積極的な雇用の場を確保していただきたいというふうに思っているのです。それで、住宅リフォームの問題もそうなのですが、建設業者の皆さん方、来年はどうなるのかということで不安もいっぱい抱いている中で、国のほう、公共事業もというふうなお話でしたが、本当に積極的な検討をしていただきたい、そのことを何度も何度もお願いしているのですが、お願いしたいというふうに思います。

大学の就職担当の方、3月、卒業されるまで学生さんに指導していただけるというふうな受けとめてよろしいのですよね。

○議長（小野寺一知議員） 三澤大学事務局長。

○市立大学事務局長（三澤吉己君） 21年度は来年の3月までと。一応私のほうでは、22年度

もということで計画してございます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） 本当に大学生の方たちも公立を卒業したからといって、専門的な資格を持ったからといって、なかなか就職が決まらないという不安の声も聞いていますので、積極的な御指導いただければなというふうに思います。

あと、特許の件なのですけれども、以前に青色発光ダイオードの問題もありましたので、大学と個人といいますか、教授の方たち、研究されている教授の皆さん方の話し合いといいますか、そこら辺の基準をきちっとしながら、後で問題が起きないような、そんな手当ても必要かなというふうに思っておりますので、例えば特許がとれたということになれば、名寄大学からこういうことができたということであれば、私たち市民としても非常にうれしいことですので、またそういうことに力を注いでいただければなというふうに思っております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 高橋伸典議員。

○15番（高橋伸典議員） まず、詐欺の部分の弁償金について若干お聞きさせていただきたいと思います。

今回ごみ処理場の部分でいろんなものを買われて、それが使われなくなったという部分で、その方に3年分の弁償をしていただくということで話し合いがついたということになっております。その中で、その方はそこに3年しかおられなかったのか。法上、やっぱり10年働いていて、そういう部分があれば返済していただかなければならない部分等があると思うのですけれども、その辺はどうなのか。あと、書類を偽造されたということで、法的な部分も若干出てくるのではないかとこの部分もありますし、物を買ってごみ処理場のところで使うだとか、現実こういうものをつくって、監査の方が見てそのものがなかったということは、そこで使わないでひょっとしたら自分のところで

使ったのかという部分も予想されますし、よく大阪市では水道職員が仕事中に自宅に戻って5時になったら帰ってくるだとか、ある職員は職務中に組合活動をしているだとかというやみ専従問題にも入ってくるのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺はどうなのかというのを教えていただきたいというふうに思います。

あと最後に、先ほど市長が改善対策を言われましたけれども、夕張市や何かはやはりあれだけ財政が大変なので、鉛筆1本買うにも上司までの判こが必要だと。道、国の判こも必要だということになっております。名寄市の対策として、今後どういう対策をしていくのか教えていただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 勤務年数の関係につきましては、3年以上前から勤務しておりました。なぜ3年さかのぼって調査したかにつきましては、本人は生活福祉部長と事情聴取しまして、20年度のときに直営工事で最終処分場の一定の成果を出して、民間に出すよりも安い工事費で直営工事やりたいと。そういう形で3年ほどずっとやってきまして、最終年次ということも含めて物品の発注で、直営工事であるがゆえにみずからが発注してみずからが機械操作をして作業したと。そういう中で計画性のないずさんな発注がありまして、結果的に返品もしないでその分に損害を与えた。そういう部分でしたので、この分についてはその関係と一部工具の関係につきましては品がえをして買ったのもありましたので、18年、19年に、2年にさかのぼったのは合併してから新市になったのが18年ですので、18年から残っている資料関係を全部調べさせてもらいましてやりました。その中で、直営工事の中で本人が作業で実際に使ったものは職員等に聞き取りをしまして、作業時期の問題、それから作業内容の関係で相当多くのものが確認できました。今議員おっしゃるとおり、加工したものはガードレールである

とか、さくであるとか、かなり難度の高いものも含めて本人はやろうとしていましたけれども、残念ながらそれらの資格を持ったり、相当高いレベルの能力がなかったので、失敗も含めて材料を毀損してしまったと。そういう部分でありましたので、今回は監査委員さんのほうとも相談させていただきまして、通常であれば一生懸命やったのだけれども、できなかったものについてはやむを得ないかという判断もあるのですけれども、一応3年さかのぼりまして、でき上がらなかったものについては損害賠償の責任をとってもらおうと。部分的には、本人が一生懸命やったことによりましてでき上がった品物も数多くあります。ただ、残念ながら品がえさせたとということが1点あったことででき上がらないで本人の説明できない部分もありましたので、この辺については厳しく処分をさせていただきまして、監査委員さんのほうにもお願いをしまして、損害賠償の有無と損害賠償額の確定について御協議させていただきまして、処理をさせていただきました。

なお、今後の起こらない対策の関係につきましては、財務会計システムでペーパーの決済ではなくて、課長レベルで電子決済で行われているので、従前よりも書類が来ない関係で見づらくなっているという実態につきましては、8月31日付で市長のほうから職員全員にわたって規律の保持と再発防止の関係についての訓示いただきましたので、具体的にはペーパーレスになって財務会計で動いていることについての、いわゆるブラックボックスといいますか、わかりづらい部分については早急にチェック体制をいま一度再確認させるなり、新たな対策についても講じていきたいと思っています。なお、直営事業をやったために一生懸命な部分が空回りしたというふうにも判断しております。できるだけ現場発注につきましては民間事業者のほうに工事を発注するということが心がけておりまして、直営工事の関係につきましては今回の問題も含めまして結果的に無駄な支出になら

ないのかということもありますので、基本的には民間業者への発注を前提にして、やむなく直営にする場合についてはきちっと現場の作業の分と管理部門とでしっかり相互チェックをするような形で内容を詰めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） ガードレールだとかというものは、本当に素人がつくれるような部分ではないと思ひます。工事も今建設業者、土木業者のほうも仕事が減っているという状況ですので、ぜひそういう部分は専門家の方々に発注していただくというのが筋かなというふうに思ひますので、その辺と、あともう一つがやはり今回市民の税金が少しなりとも使われたということで、そのチェック体制と今後の再発防止に全力で努めていただくことをお願ひ申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 谷内司議員。

○21番（谷内 司議員） 今の高橋議員の質問と関連すると思うのですが、事故の内容については説明を受けてわかりますけれども、その中で3年間の中でこのようなことが起きたということは、その職員が勝手にスーパーから物を買ってきて金を払うという状態はならないと思うのです。行政のお金で、皆さんから集まった税金などで使われているお金の中で、当然それを支払いされるまでの間には係長なり課長なり部長なりのチェックがあって、それを認められてお金が支払われると思うのです。それができなかったからこのようなことできたと思うのですが、その中で私は申し上げたのですが、先ほど市長の行政報告の中でありまして、その辺について市長を減給するという形で、これ18号ですか、に特別職のありますけれども、私自身職員も携わっているのだから、当然賞罰委員会があって、賞罰委員会の中でこの問題についても協議されたと思ひます。そこで、市長だけが減額するのでなくて、それに携わった課長なり部

長なりも当然減額の処置をしなければならぬと思うのですが、その辺についてどのような賞罰委員会の決定になったかをお知らせを願いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） このたびの不適正な事務処理によります不祥事につきましては、議会を初め市民の皆さんの行政に対する信頼を損ね、御迷惑、御心配をおかけしましたことを改めて心から深くおわび申し上げます。

今後は、物品の買入れ、検収あるいは作業完了の報告など一連の事務につままして、現場だけで完結することなく、事業課全体でクロスチェックができる体制にぜひ努めてまいりたいと考えております。あわせて、現場のみならず、全庁的に絶えず複数のチェックができる体制をとってまいります。近年業務の中で電算化が進みまして、会計処理も含めてパソコンなどでの対応のウエートが非常に高くなってきております。機械に頼ることなく、メンタルヘルスの側面も当然含めまして、人的なつながりの確認をしながら、組織としてしっかり仕事を進めていくことが必要と考えておまして、これまでもこの点につまましては意を払って進めてまいったつもりでありましたけれども、不十分であったと反省をしております。8月31日に市長のほうから訓示が出されまして、職員の倫理の確立と服務規律の確保に一層適正に対応してまいりたいと考えております。

なお、議員から御指摘のありました市長以下の処分につきましては、私自身は懲戒処分としての戒告、既に本人は退職しておりますが、3年にわたる携わった上司については訓告処分を賞罰委員会の中で協議をして決定をして、既に処分を終えたところであります。

なお、総務部長のほうからも説明をさせていただきましたけれども、今回の事例につきましては3年間監督責任のある者が承知ができなかったという大きな問題がありまして、これについてぜひ

今後しっかりと現場も含めて目配りをして監督できる体制をとりたいと考えておりますし、もう一つでは公費の支出ということで厳しい御意見いただきました。今回は、私どもの調査あるいは監査委員の調査の中でも犯罪性はないと。犯意はなかったということで、従来長年現場としましては溶接の技術、あるいはもろもろの技術を持った職員が財政的に負担をかけない、市の経費を節減するという意味合いから、原料を仕入れて直営工事をしていました。この者につままして代々先輩のことは見ておりましたので、それに倣ってみずからするというので取り組んだのですけれども、いかんせんこれまでの先輩と違って技術的になかなか持ち合わせがなかったということも含めて、途中でし切れなかった部分も含めて不適切な対応があったということでございまして、ぜひこの点につまましては御理解をいただければと思います。まことに申しわけございませんでした。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） 本当にあってはならないことなのですけれども、3年間もそのようなことがあったということ、私自身言葉は悪いかもしれませんが、そこで言いたいのは、お金を支払われたのですよね、3年間も。ということは、担当者は係長以下当然判を押して、それを認められたのだと思うのです。私にしたら、みんなめくら判を押したのではないですか。めくら判を押したから、出納から当然その金を支払いされたと思うのです。だって、判もない、認め印もないものに対してお金は支払われないのですから、現に支払われたということはそういうことなのですよね。それに対して市長だけが減給があって、ほかの人は減給はない。勧告、訓告。いつもそのようなのですけれども、前にも申し上げたことあるのですけれども、交通事故を起こして、100%の事故を起こしたら懲罰あるのですけれども、ただ嚴重注意だとか、勧告、訓告なんていう懲罰あったって、本人にしたら、言葉悪いのですけれども、

何の痛みもないのです。ですから、いつも言うように、前に交通事故あったときには自分の実費で自動車学校行きなさいなんて私申し上げたことがありますように、やはり一番こたえるのは減給だとか、そういうのが一番身にしみてわかるのです。注意ぐらい受けたってすぐ忘れてしまっているのです。ですから、そんなことによってこの問題については私自身考えるのに、市長だけに罪というのですか、背負ったというか、なるのですけれども、やはり職員に対してもこれからそういうことでなくてももう少し厳しい中でしていかなければならないだろうと思います。これはどうですか。それを伺って終わりたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市长。

○副市长（中尾裕二君） 本人に対する責任のとり方が若干甘いのではないかということも含めて御指摘をいただきました。先ほども説明をさせていただきましたけれども、決してこの不適正な不祥事につきましては故意、犯意があってということではなくて、あくまでも財政的な負担も含めて対応したいという本人の意図が結果としてきちっとした原料の使用に結びつかなかったということでごさいますので、本人については先ほど総務部長のほうからもお話しさせていただきましたけれども、本来は疑わしきは本人の利益にというのがこの種の処分なのだというふうに思っておりますけれども、本人が証明できないものについてはすべて本人が責任をとるということで協議をさせていただいて、了解のもとに今回の処分額ということで決定させていただいたということで、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 竹中憲之議員。

○3番（竹中憲之議員） 1点だけちょっとお聞きをしたいというふうに思います。

先ほど川村議員のほうからもお話がありました7款の住宅リフォームのことでありますが、近年新築も少なく、あるいは新築があっても大手がということで市内の業者も厳しい状況の中で、3

年目に入った住宅リフォームを活用しての商売をそれぞれ成り立たせるという状況にあって、零細の業者については非常に助かっているという話も多く聞いているところでありまして、中身的には2件、3件かけ持ちでやっている方もいるようであります。私も市民でありますから、使わせていただいて、今工事をやっている最中ではありますが、ちょっと気になったことが一、二点実はあります。というのは、これは一般質問の中でやればよかったのかもしれませんが、過年度で、実は100万円に満たないのに見積もりを100万円超えてやっていたというような話もちろちら聞いていました。そのことは、ある業者に最近聞いたら、それも厳しくなってできなくなったようですよという話もされていましてけれども、その監督業務含めてどこがどのようにやっているのか、まずお聞かせを願いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 今お話あったようなことについては、基本的にはないというふうに考えてございますが、産業振興課が受け付けをして、この事業のチェック体制については建設部の建築とタイアップして検査等を行っているということでごさいますので、基本的にはそういう悪意といえますか、そういったことがなければそういったことはあり得ないというふうに考えております。チェック体制については、産業振興課あるいは建築課とタイアップしてやっているということでごさいます。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） あり得ないということであればそれはそれでいいのですが、もう一つちょっと気になったことが実はございます。それは、名寄の登録業者が受けて、丸投げで他町村の業者を入れるということをやっているという業者も聞いています。ほかの町村でこの種のリフォームの事業をやっているところでは、一切それをさせないというのが基本的になっているようでありまし

て、どこの業者がどこの他町村の業者を使っているかまではちょっとここでは言えませんが、そういう状況になっていることについて、なぜ先ほど監督業務の話をしたかという、そういうこともある。名寄の業者がそれを得て生計を立てることが本来の今回の住宅リフォーム、あるいはそれぞれの市民の皆さんの住宅を新しく住みやすい家にするということを目的にやったわけでありますから、そういったことがあるとしたら非常に問題でありますから、その辺の扱いについてどのような感覚を持たれているかお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 住宅リフォーム助成事業につきましては、この事業をやるに当たってそれぞれ一つの要件というものを明確にして事業の申請をしていただいております。市内の業者が実質的に事業を施工しないで他市町村の業者に丸投げしているというような事例があるのではないかと、こういうお話でございますけれども、その部分については現状の中では把握はしていないわけで、基本的にはそういうようなことはないというようなことで考えておりますけれども、いま一度その辺の部分については調査をしながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 中身的にはそのようなことのないようにといっても、現実業者から聞いているわけでありますから、私はあるというふうに思っております。工事中に、工事の最中に飛び込みで入ると。監督をするというか、そういうことをしないと、始まりと終わりで見てもその業者がどこがやっているかというのはわからないのではないかと、そういうふうには思っています。その業者がどういう方を何人使っているかというか、設備だとか、おふろをやれば設備からガスから灯油からという、全部業者が入るわけですが、それは必ずわかるはずなのです。ですから、工事

の途中でそのことをやれば、現場へ入れれば絶対それは見つかるというふうには思っていますから、そういう意味で監督業務、先ほどどこが主管でやっているのですかと聞いたのです。裏返しをすればやっていないということになるわけです。ただ、書類だけでやってでき上がりを見ると。それで、終わらすと。ですから、ほかの業者入ってきてもわからないということなのです。それは、名寄の業者に何ら、業者がどういう思いで丸投げで他町村に落としているのかわかりませんが、それははねているから、自分が手出さなくてももうかるということなのです。そういうことをきちっと行政のほうでしない限り、これは何ぼやっても、いい事業ではありますけれども、裏を返せば悪い事業になるということにもなりかねないわけで、そういった意味ではきちっとこの中身について監督してもらおうということで求めておきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 田中好望議員。

○17番（田中好望議員） 1点だけお聞きをしたいのですが、どこか農林業費の中の振興センターの嘱託職員の報酬の168万2,000円ですか、この減額補正ということなのですが、中身だけちょっとお知らせください。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 振興センターの今回の減額補正でございますけれども、嘱託職員報酬の減、それから共済費の減、この理由といいますか、でございますが、前所長が今年の3月いっぱいまでやめるという形になりまして、4月以降のこの所長について年明けてからいろいろと農協と一緒に模索をしておりました。そういう中で2月時点ぐらいで新しい所長の候補が決まりまして、前普及センターの方なのですが、4月以降来ていただけということになりました。当初の予算の段階では、市の嘱託という形で予算計上しておりましたので、今回9月議会の中で、その新しい所長については農協が雇用して振興センターのほう

に出向というような形でございまして、今回の市の嘱託職員あるいは共済費という部分については減額をして、市と農協の負担金といいますか、その中で調整させていただくということでの減額でございます。

○議長（小野寺一知議員） 田中議員。

○17番（田中好望議員） 嘱託職員の中身はわかりましたけれども、直接は関係はないのですけれども、今の普及センターの執行の中で普及員の資格を持っている正職員、たしか2名だったと思うのですけれども、その方がいるのですけれども、風連地区の農業者に聞きますと、あの2人がいわゆるトラクターに乗っているとか、実際農業の中で作物等に病気がついた、こういったことはどういうふうにしたらいいかと聞けないのだということで、私は一種の農作業、そういったことについてはもっと人員をふやしてやるべきと思うわけです。それには、もう一点、いわゆる名寄普及センター、今支所になりましたですね。人員もたしか減ったはずですが。そういった中でこれ決して悪口ではありませんけれども、過去にはやはり普及センターからいろいろな情報が入ったのですけれども、本当に最近ここ2年ほどは全然入ってなくて、いわゆる普及センター、振興センターの職員、普及員の資格を持っている人が頼りだという声も聞こえるわけです。それで、これは全く関連はないのでしょうか、来年度からに向けてのそういったことも考えていただきたいなと。

それと、もう一点、土壌分析、これもJA道北なよろのほうから出向した形で1人職員が行っているわけですが、ことしの5月ごろにこれから作物をやる。土壌分析をしてくださいと。一月半後にその結果が出たといったことで、そのことにつきましてもっと人員といいますか、そういうものを確保できないかと。このこと今の中で答弁いただける中で結構でございますので、その答弁を聞いて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 振興センターのあり方と申しましょうか、その辺については我々もずっと模索をしております。なかなか行財政改革も含めて職員をふやすという状況にない中で、あのセンターについては農協と市とタイアップして運営をしているわけでございまして、農協も合併して4年、行政も3年、それぞれ経過をして、やはりいかに効率よく振興センターの運営を図るかということで協議をさせていただいております。そういう中でどういう形がいいのかということで、いわゆる普及センターと振興センターの役割分担、こういったものも当然あるわけで、従来からいろいろお話ししている中の1つは、振興センターの職員ももっと農家回りといいますか、そういったことをやはりやるべきだという、こういった意見も非常に多く聞かれておまして、そのためにあそこで従来からやっているアスパラの育苗事業だとか、ああいった部分の仕事を少しずつ緩和をして、それを農家に委託して、農家回りをできる状況だとか、そういったものを徐々につくってはいるわけです。そして、あそこでごらんになったと思うのですが、かなりのいろんな試験展示圃を抱えております。この部分もかなりの負担になるという部分もありますので、その辺も十分振興センター内部の中でも検討いただいて、それぞれ農協なり市の農政とも話し合いを持ちながら、もう少し農家回り、あるいは農協のいろんな生産部会がありますから、この辺との営農指導といいますか、そういったものをやはり強めていかなければならないなというふうに考えております。

それから、これも同じ行革の関係含めて、普及センターも人員がやはり従来から見るとかなり削減されているという状況があります。そういった部分で普及センターと振興センター、この辺もきちっとタイアップする部分はタイアップしながら、せっかくそれぞれ名寄には振興センターも普及センターもあるわけですから、有効に活用して地域の農業振興に生かせるような、そんなことを特に

市と農協、きちっと協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） ほかに質問を予定されている方何人いらっしゃいますか。1人だけ。

熊谷義正議員、できるだけ簡潔にお願いいたします。

○19番（熊谷吉正議員） 議長の指示に従って、そのようにしたいと思いますが、補正全般についてまず1点お聞きをしておきたいのですけれども、今回4億5,000万円ほど補正をして、トータル約213億円の新年度予算になっているのですが、20年度も21年度もそうですが、矢継ぎ早に給付金問題やら臨時交付金制度などで追加がされており、臨時会も4回ほどやってきたのですが、恐らくやとりあえず金をつけるから、早くいろんな事業を提案しなさいということで、担当現場でもいつまでに上げなさいとかというようなことで現制度の中で大変御苦労があったのではないかと考えています。それで、自治体として基本的な考え方として、いわゆる景気対策だとか社会保障だとか、さまざまな部分で多岐にわたって随分20年度も21年度も補正では今までやれなかったものをしてきたという結果は確かに残っていますけれども、そういう方式がいいのかどうかということについては、ここにきてもうこの中旬には政権が変わるのですけれども、やっぱり首長として、あるいは自治体として基本的な考え方を財源の回し方について常に準備をしておかなければならないのではないかとこのように思っています。交付税の削減だとか社会保障費の毎年の削減だとかというようなことで弊害が一気に来て、金がついたから結果としてオーライという話ではなくて、システム、制度、分権化における自治体の構えを常にはっきり国に、何かしら期成会をつくって陳情ばかりということでは、大型的な大きな事業を要望するということではなくて、市民の生活に密着したようなものを常にちゃんと市長として持つておくことが重要だというふうに考えておまして、

一連の補正のあり方について自治体を責めるということではないですけれども、構えとしてやっぱり国に対してどういう基本的な姿勢を持つべきなのかということについて、まず1点お尋ねをしておきたいと思います。

それから、個別の問題では、1つには15ページ、社会福祉事業費で、民生費、3款で社会福祉一般行政経費で1,000万円ちょっと。中身は、子育て支援等に絡む中央保育所の耐震調査ということなのですが、これは要するに耐震調査をした結果、どうしたいのかと。もう使用にたえないということであれば、ニーズとしてある子育て支援、コロポックルの関係の狭隘だとか老朽化の問題についてどのように対応するかということまでやっぱりお話をいただかないと、だめなら改めて金をつけて次年度以降に生かしていこうとするのか、そういう基本的な考え方。金がついたから耐震調査をするということではいけないのではないかと考えていますので、考え方を尋ねをしておきたいと思います。

それから、たくさん申し上げませんが、次に17ページの3款民生費の児童母子給付費、子育て応援特別手当、21年度版ということにあえて事業なっているのですけれども、これについて子育て支援にはいろんな支援のメニュー対応があるのでないかと。要するに市民のニーズがどこにあるかという。金をくれればいいのかということなのか、いわゆるシステム、制度としていろんなことを構築していかなければならぬということなのか。一番それを知っているのは国ではなくて、まさに現場の自治体であるような気がするのです。今回の交付金事業等々の関連なんかで、いわゆる名寄市としてこれは極めてマッチングもかねてからやりたかったということだったのか、同じ社会福祉、子育て支援ならこういうことのほうを優先したいと、これは後でも我慢できるのではないかとというようなことの、いろいろ長期計画なんか持っていますけれども、今回で当てはまるとどのよ

うに受けとめて実施しようとしているのかということについて、特にやっぱり国に対して何を物を言っていくのかと。まさに対等だということの原点に立ち返る必要があるような気がいたしまして、これは後年度どうしていくのかということ、当然現制度で考えたことですから、どのような対応を自治体として望んでいくのかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、3つ目は、21ページの商工費、7款、先ほどから川村議員、竹中議員から触れられていますけれども、とりあえず手いっぱい希望を聞いて今年度中に、3年度で終わりたいということは受けとめ切れるのですが、その後ポスト住宅リフォームをということでは新たに景観だとか老朽化住宅の支援だとかということも若干ニュアンスであって、新規に立ち上げるかどうかの検討はしていくということだったのですが、この辺についても今やれないけれども、後にやっていきたい。今とりあえず手持ち金ないので、来年か再来年か、4年後とか5年後とかというようなことの方も結構私は話聞くのです。ですから、とりあえず当年度10月でしっかりニーズ把握をしてやり切るとということについては賛成なのですが、全く違うものに置きかえた形で構想されているということも検討は必要なのですが、まだニーズは高いという感じはしております。今回の選挙の中でも各党の中で、いわゆるリフォーム関係の事業というのは全国的にやっぱり大きいと、各自治体。そういうことで若干活字にしているところもあるのですけれども、いわゆる国のメニューにこれをちゃんと、大型公共工事なんかについては新聞紙上躍るような形で随分話題になりますけれども、まさに地元業者に貢献をし、市民にも大きく貢献をするということでは非常にニーズ、事業の優先度としてこれからも高く残っていくのではないかと。うふうに私は思っているものですから、3年打ち切りのものはそれはそれでいいでしょうけれども、新たに次年度以降の見解もしっかり残して、ニ

ズを再把握を、今ニーズを把握するというのはとりあえず今年度中にやりたいというところを把握するのですが、次年度以降の生活設計の中でどのようなニーズをというところも含めて設問の中でしっかり入れていただいて、後年度以降に判断材料としても残しておくべきでないかというふうに思っていますし、単費でやるのはこれからも限界があるのでしょうか、逆に言えば道や国を通しながらでもこういったような余地を、新たなメニューを創設をしてもらおうということも必要だというふうに考えていますので、お聞きをしたいと思います。

最後に、職員の不祥事問題、同じようなことは聞きませんが、やっぱりどんな企業でも自治体もそうですけれども、体質として失敗したこと、誤ったことは本当は隠したい。私ども人間も、人間トータルがそうなのでしょうけれども、間違いを起こさないということはありませんから、間違いがあったときに、誤ったときにどうするかという処理の判断というのは、いわゆる上司のいろんな、常に目配り、気配り、あるいは職員間同士の牽制のし合い、システムとして体質をどう改善していくかということの課題はこれからもつきまとうのではないかと思います。過去にもいろいろ不祥事はあって、内部でも処理されたことはあったようには聞きますけれども、しかし法律もある程度国のいろんな不祥事の問題で、内部告発制度の問題なんかについてもありますけれども、まさに緒についたばかりという、実態としては。やっぱり牽制をする職員、お互いにこれはわかっていたのだけれども、言いづらいからと。上司に言ったら、あなた、何いい格好するのよというような話もやっぱり組織の体質としてあるような気がするのです。それをどう本当にお互いにいい意味で、内部告発という、一人でぱっと手挙げればいいというものではないのですけれども、そういう制度、システムとして、お互いにそれが当たり前なのだということについてやっぱり担保して、市民に対

する新たな出発をするということは一番重要なことだというふうに考えていますから、古くて新しい課題ではあるのですけれども、改めて御見解をお聞きしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 何点か御質問いただきました。初めに、国の20年度の2次補正あるいは21年度の補正にかかわっての臨時交付金の部分でございますけれども、御指摘のとおり大変短い期間での対応ということで、現場も含めて相当目まぐるしい作業を強いられたという実感を持っております。ただ、この点につきましてはカンフル剤としての今々の対応という、急ぐ対応ということでございますので、ある面やむを得ないのかなという思いもありますし、従来ずっと懸案事項として持ち続けておりました、とりわけ公共施設の改修部分については2度にわたる補正でかなりの部分対応させていただいたということで、結果として懸案事項が大分解消できたのかなと。ただ、後年度負担が伴いますので、全体的に考えるとやはり厳しい状況がまだ続くというふうに認識をしております。

それから、自治体として、名寄市として常々備えておくべきでないのか。御指摘のとおりだと思います。これに対応できるのがやはり財政調整基金なり公共施設整備基金をしっかりと確保してということでございますが、残念ながら財政状況はそこまで至っておりませんので、この点につきましてはまた議会の皆さんとも相談をさせていただきながら、いかにこの辺を確保して毎年度安定をした事業展開ができるかということについてまた改めて相談をさせていただきたいと思っております。

それから、子育て支援の関係で、中央保育所の跡利用につきましては、議会からも何度か御指摘をいただきまして、どういう利用をするのかと。今利用の想定をしているのは、先ほどの補正予算で説明をさせていただいたとおりですけれども、どの程度の耐震といえますか、施設の力がまだ残

っているのか、この点につきましてはぜひ調査をさせていただいて、今後使う道は今相談をさせていただいておりまして詰めてまいりますけれども、どの程度の資本を投入するとそれに使えるのかということも含めて、この総枠の資金の関係も出てまいりますので、場合によっては相当老朽化が進んでいて、建て直しに近い形で対応しないと無理ということであれば更地にして処分をするという選択肢も含めて、ぜひ今回調査をさせていただきたいと。こういうことでの補正でございます。

それから、国に準じた子育て支援の交付金ということで御質問ございました。これにつきましても今回の経済対策としての国の事業でございますので、当然議員の御指摘のとおりそれぞれの地域にふさわしい事業というのは内容も含めてあるわけですから、しっかりとその点につきましては国に物申すということは必要であります。今回につきましては時間の限られた中での対応ということでもありますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

住宅リフォームにつきましては、景気が低迷する中での地域の、とりわけ建設業の方に事業の創出をしたいということとあわせて、かつての住宅建設、建築ブームでこの地域も整備が進みましたが、ちょうどその方々の改築の時期に来ているということも含めて、19年から21年の間に50戸ずつの支援を1,000万円ずつということで組ませていただきましたけれども、この部分につきましては珍しく議会からも評価をいただきまして、3年の計画事業が10年分3年間で実施をさせていただいたということでありまして、改めて議会の皆さんにもお礼を申し上げたいと思っております。

なお、3カ年で相当部分のまとまった改修ができたのかなと。今回で最終年度ということで皆さんにお知らせをしておりますので、今後もまた出てくる可能性も含めて全体的な対応をさせていただきたいと思っております。

なお、次年度以降につきましては、改めてまた市民の皆さんのニーズを伺いながら、新たな事業の展開も含めてぜひ検討させていただきたいと思っておりますし、議員から御指摘のありました部分につきましても次年度以降の事業展開に向けてしっかりと把握をしていきたいなど、そのように考えております。

それから、不祥事にかかわりまして、決して隠すという意図は全く持っておりませんで、私どもで正確に把握をしたのが本年の5月8日であります。それ以降担当部長あるいは私も入らせていただいて、本人からも何度か事情を伺いまして、なおかつ監査のほうでも本人の事情聴取と現場の物品の使用の確認もあわせてしていただきまして、対応させていただきました。問題は、やはり再発防止にあると、このように押さえておりまして、とりわけ職員間の人と人のつながりがやはり少し薄れているのかなど。この点も含めましてしっかりと職員間のつながりの深さを確立するということも含めて、今後組織づくり、改めてしっかりとやっていきたいと考えておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 熊谷議員。

○19番（熊谷吉正議員） 今最後の職員管理のあり方や不祥事の再発防止の見解なのですが、率直にこれはここにいる私どももそうですが、やっぱり過ち、間違いへの対応についてしっかり認識をしなければならぬ。他人事ではないような気がしますから、原因をつくったのは担当の職員、該当の職員ではあるけれども、それはそのほかの職場、隣の職場、全体にもそういうことがあるとすれば再発防止はそう容易ではないのではないかと、いうふうに考えておりまして、仲間を支え合う、かばい合うということがどっちかというと隠すということに昔の場合、日本人の体質としてあるような気がいたしまして、それを本当に支え合う、かばい合うという言葉がしっかり間違ったとき、失敗したときにお互いに言い合う、ちゃんと上司

に報告をすると、そういう関係がまさに根づいてこそ再発防止につながるのではないかと考えておりますから、改めてやっぱり総点検をしていただきながら、市民の信頼を、このことですべての職員がやっぱり市役所というのはそうなのかというようにことにまた発展していきかねない部分を含んでおりますから、改めて強く求めておきたいと思っております。

国の今回のあり方について、当初予算、一般会計198億円、200億円弱でしたけれども、やや10億円ちょっとにわかにかこの半年というか、七、八カ月の間に矢継ぎ早に補正が組まれて、それはそれとして一定の効果はあるのでしょうか、中長期の関係でいくと極めてそういう面ではばらまきだったなという印象はぬぐえない感じがしておりまして、改めて10億円という金がどんと予期をされているとすれば、市長以下恐らく金の使い方、また違った使い方が配分を盛りつけをするのではないかと、いうふうに考えておりまして、それはニーズの中心は市民の皆さんの意向、100%そうにはならないでしょう。あるいは、議会の判断というものが加味をされて、まさに分権時代にふさわしい金の使い方、税金の使い方になると思っていますから、これから以降、中旬以降特別国会で国の体制も大きく変わるわけでありまして、ぜひこの機会にむしろ首長以下国に対する物の言い方、道に対する物の言い方をしっかり方向を見定めて、自信を持ってやっぱり必要なものについては言っていただくと。だけれども、国で100%つけてくれるから、期成会であれもこれもという話もしっかり見直したほうがいいのかなという感じがしておりまして、これが自分の金だったら使い方が変わるわけですから、ぜひそこは有限の税財源について地方からの情報発信を強めていただければというふうに思っていますから、特にこのことについては強調しておきたいと思っております。

中央保育所の関係、1,000万円耐震調査にか

かるという、これはできることならこれこそ直営で、少なくとも大きな建物ではなくて木造モルタル程度の話で、直営でこれだけかかるというのならやむを得ないかもしれませんが、やっぱりコンサル発注なわけで、その判断を現場サイドでした上で、その金あるのなら私は公共工事をやる金にあてがったほうが良いというふうに率直に思っております、いわゆる予定をするコロポックルや子育て対策のそれをこれによってやめるかやめないかという話はちょっと伝わってこなかったのです。使える、また新たな少し程度の金だったら、それに使ってもらおうかという検討は今内部でされているのですけれども、とてつもなく大きくかかる、壊してという話で新たなものを建てるという予定をしていないと思うのですけれども、そこはしっかり明言をしていただければ、あるいは検討を加えていただけたほうが良いのではないかとこのように思っています。

住宅リフォーム、3年で事業を打ち切ることの方向性については私も受けとめますけれども、細かい話言いますが、うんと古い住宅を自分で持っていて、もう資産価値もほとんどないようなところに住んでいて公営住宅に申し込んだら、公営住宅は入れない、そういう人も結構いるのです。そういう人は100万円を超えるような改修はできない。ですから、新たな姿を、形変える、ニーズをもう少ししっかり把握した上で、ポスト住宅リフォームについては少し検討が必要かなという感じがしておりますので、強く求めておきたいと思っております。特にちょっと私の認識違いの部分もあったかもしれませんが、お答えがあればいただいて終わりたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 中央保育所の耐震診断の関係につきましては、生活福祉部と財政担当の総務と市長、副市長も入りまして、金額的には130万円であります。それで、中身的には償還金も国庫補助金等の返還金も入っておりますので、

それとあわせてこの機会に建物そのものはかなり古いのですけれども、セラミックブロックづくりであるということと、それから市長から特にうちにも建築の技師がいるので、内部点検できないのかと。そういう中でセラミックブロックであるということと子供たちの利用に供せないかということで、先ほど説明したように子育て支援センターとか学童保育も含めての検討でどうだと。そのときに安全、安心のことも含めて民間業者のほうに、専門知識を持った業者のほうにやらせてもらうと。方向としては、セラミックブロックですので、かなり利用できる方向の前提での診断でありますので、御理解賜りたいと思っております。

それから、関連しまして補正の関係で今回矢継ぎ早にやりましたけれども、特に市長から指示があったのは、今まで小泉内閣の骨太方針で交付税が大きく切り込まれてきまして、やりたくてもできなかった公共施設の屋根の改修とか防水であるとか、こういう部分につきまして年次的に計画を持ってやったらということも議会から随分御指摘ありましたけれども、なかなか苦しい状況の中でできなかったもので、それらを中心にして無駄のない公共施設、市民に喜んでもらえる施設の維持管理も含めてやらせていただきましたので、よろしく御理解賜りたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第10号は原案のとおり可決され
13時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 0時25分

再開 午後 1時30分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会
議を開きます。

日程第14 議案第11号 平成21年度名寄
市国民健康保険特別会計補正予算を議題といたし
ます。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第11号 平成2
1年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算につ
いて、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして歳入
歳出それぞれ26万7千500円を追加し、予算
総額を31億8,605万3,000円にしようとする
ものであります。

まず、歳出について申し上げます。2款保険給
付費では、出産育児一時金の増額により68万円
を追加し、8款保健事業費では国保ヘルスアップ
事業委託料として199万5,000円を追加しよ
うとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。2款国庫支
出金では、財政調整交付金を199万5,000円、
出産育児一時金補助金を34万円、それぞれ追加
しようとするものであります。

8款繰入金では、一般会計繰入金におきまして
出産育児一時金の増に伴う名寄市負担分として2
2万7,000円を追加しようとするものでありま
す。

9款繰越金では、前年度繰越金11万3,000
円を追加して調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上
げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入
ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。本件については、委員会付
託を省略し、直ちに採決することに御異議ござい
ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに御
異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第11号は原案のとおり可決され
ました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第15 議案第
12号 平成21年度名寄市介護保険特別会計補
正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第12号 平成2
1年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、
提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして、歳
入歳出それぞれ6,272万1,000円を追加し、
予算総額を19億2,866万2,000円にしよう
とするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。6款
諸支出金では、前年度における介護給付費負担金
の精算等に伴う返還金として6,272万1,000
円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。9款繰越金
では、前年度における歳計余剰金のうち介護給付
費負担金の精算等に伴う返還金を編入しよ
うとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上

げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第16 議案第13号 平成21年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第13号 平成21年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ80万7,000円を追加し、予算総額を2億7,875万3,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款総務費では、後期高齢者医療制度の制度広報対策強化に要する事務費として60万8,000円を追加し、3款諸支出金では保険料還付業務に対応するため19万9,000円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。3款諸収入では、保険料還付金として19万9,000円を追加し、5款国庫支出金では制度広報対策強化とし

て高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の60万8,000円を追加しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第17 議案第14号 平成21年度名寄市病院事業会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第14号 平成21年度名寄市病院事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、入院患者の診療用に供する体圧分散寝具の賃貸借について債務負担行為を設定しようとするものであります。

期間は平成22年度から平成26年度で、限度額は160万円にしようとするものです。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第18 議案第15号 平成20年度名寄市各会計決算の認定について、議案第16号 平成20年度名寄市病院事業会計決算の認定について、議案第17号 平成20年度名寄市水道事業会計決算の認定について、以上3件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第15号から議案第17号までの平成20年度における各会計決算、病院事業会計決算及び水道事業会計決算について、一括して提案の理由を申し上げます。

議案第15号は平成21年5月31日、議案第16号及び第17号は平成21年3月31日をもってそれぞれ出納を閉鎖し、決算を行いましたので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により決算の認定をお願いするものであります。

なお、細部につきましては別途御説明をさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第15号外

2件については、本会議質疑を省略し、全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号外2件については、全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいまの決定に基づき、決算審査特別委員会の委員に全議員を指名いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第19 議案第18号 特別職の職員の給与の支給特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第18号 特別職の職員の給与の支給特例に関する条例の制定について申し上げます。

さきの報告で申しあげました生活環境課所管の内淵一般廃棄物処分場における物品の調達、使用及び不適切な管理について、当該職員に賠償を求めるといたしました。この間の現場における職員の事務処理等の体制不備に対し、執行責任者として私の減給措置を提案しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第20 報告第1号 平成20年度名寄市風連特例区会計決算の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 報告第1号 平成20年度名寄市風連特例区会計決算について報告申し上げます。

合併特例区では、合併特例区規約で定められております事業を執行しておりますが、本件は本年8月24日開会の合併特例区協議会におきまして平成20年度名寄市風連特例区会計決算の認定を了したことから、市町村の合併の特例に関する法律第5条の27第6項の規定により決算の報告をするものであります。

決算の詳細につきましては、お手元の決算書に記載のとおりであります。歳出の主なものとしたしましては、NPOまちづくり観光支援及びイベント活性化事業で880万円、区域育英基金事業で1,177万8,000円、地域施設管理事業で1,111万2,394円などとなっております。今後も引き続き地域の特性を生かしながら、一体性の確立に努めてまいります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

報告第1号を終結いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第21 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、議員を派遣することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。
よって、議員の派遣が決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

議事の都合により、あす9月2日より15日までの14日間を休会といたしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。
よって、あす9月2日より15日までの14日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 1時43分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 小野寺 一 知

署名議員 佐々木 寿

署名議員 高 見 勉

平成21年第3回名寄市議会定例会会議録
開議 平成21年9月16日(水曜日)午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

24番 宗 片 浩 子 議員
25番 中 野 秀 敏 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局 長 間 所 勝
書 記 佐 藤 葉 子
書 記 松 井 幸 子
書 記 高 久 晴 三
書 記 熊 谷 あ け み

1. 出席議員(26名)

議 長 26番 小 野 寺 一 知 議員
副議長 19番 熊 谷 吉 正 議員
1番 佐 藤 靖 議員
2番 植 松 正 一 議員
3番 竹 中 憲 之 議員
4番 川 村 幸 栄 議員
5番 大 石 健 二 議員
6番 佐 々 木 寿 議員
7番 持 田 健 議員
8番 岩 木 正 文 議員
9番 駒 津 喜 一 議員
10番 佐 藤 勝 議員
11番 日 根 野 正 敏 議員
12番 木 戸 口 真 議員
13番 高 見 勉 議員
14番 渡 辺 正 尚 議員
15番 高 橋 伸 典 議員
16番 山 口 祐 司 議員
17番 田 中 好 望 議員
18番 黒 井 徹 議員
20番 川 村 正 彦 議員
21番 谷 内 司 議員
22番 田 中 之 繁 議員
23番 東 千 春 議員

1. 説明員

市 長 島 多 慶 志 君
副 市 長 中 尾 裕 二 君
副 市 長 小 室 勝 治 君
教 育 長 藤 原 忠 君
総 務 部 長 佐 々 木 雅 之 君
生 活 福 祉 部 長 吉 原 保 則 君
経 済 部 長 茂 木 保 均 君
建 設 水 道 部 長 野 間 井 照 之 君
教 育 部 長 山 内 豊 君
市 立 総 合 病 院 長 香 川 讓 君
市 事 務 部 長 三 澤 吉 己 君
市 立 大 学 局 長 小 山 龍 彦 君
福 祉 事 務 所 長 扇 谷 茂 幸 君
上 下 水 道 室 長 成 田 勇 一 君
会 計 室 長 森 山 良 悦 君
監 査 委 員

○議長（小野寺一知議員） 休会前に引き続き本日の会議を開きます。

○議長（小野寺一知議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

7番 持田 健 議員

20番 川村 正彦 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

政権交代に対する見解外3件を、佐藤靖議員。

○1番（佐藤 靖議員） おはようございます。議長の御指名をいただきましたので、通告順に従い順次御質問をさせていただきますが、質問に入る前に理事者及び議員各位の御理解をいただき、一言お祝いを申し上げさせていただきますと思います。

拡張型心筋症のため、多くの市民の皆さんを初め全道、全国の皆さんの支援を受け、2003年11月21日にアメリカで心臓移植手術を受け、見事成功し、翌2004年3月1日に無事帰国し、市内で頑張っている高山聖子さんが先週北海道新聞社の鈴木雄二記者と入籍、結婚されたといううれしいニュースを昨日鈴木記者から受けました。心からお喜びを申し上げます。

聖子さんには、大阪での定期健診などもありますし、御主人の仕事柄忙しい毎日を過ごすこととなると存じますが、健康に留意され、幸せな結婚生活を過ごされますように心よりお祈りを申し上げます。本当におめでとうございました。

それでは、質問に入らせていただきます。1点目は、政権交代に対する島市長の見解についてです。8月30日に執行されました第45回衆議院総選挙は、政権選択をかけた選挙となりま

した。郵政選挙と言われた平成17年9月の第44回総選挙では、自民党が303議席を獲得し、公明党の31議席と合わせた自公政権を国民は信任しましたが、平成13年4月から5年5カ月に及んだ小泉政権以降、安倍、福田、麻生の各政権下で行われた三位一体改革を初めとする国民、地方を苦しめる政治の反動により、今次総選挙において国民は民主党に308議席を与え、憲政史上初の本格的な政権交代が実現しました。全国の小選挙区における有効投票数は7,058万1,679票で、うち民主党が獲得したのは3,347万5,334票、全体の47.4%を占める一方、比例区においても7,037万255票の有効投票中、民主党は2,984万4,799票、全体の42.4%を占める圧勝でありました。この結果、本日午後2時から開会される特別国会で社会民主党、国民新党との連立により北海道から初めての総理大臣、鳩山内閣が誕生し、国民の生活が第一の政治がスタートすることとなります。

まず、島市長は今回の総選挙で示された国民の審判結果に対して、さらには民主党中心の政権に対してどういう見解をお持ちかお尋ねをいたします。

また、島市長はことし3月の第1回定例会で、私の行った代表質問の答弁に対し、三位一体改革について都市と地方の税収の格差が拡大したことなど、地方財政の悪化を招き、改革としては不十分であったと評価している。三位一体改革全体としては、地方交付税の減額が大きく、地方自治体の財政悪化を招いた大きな要因ではなかったかと考えているなどと答弁されておりますが、この地方財政悪化が市民生活にも大きな影響を与えていることから、民主党中心の政権に期待することについても伺います。

次に、島市長の今後について伺います。市長は、代表質問の中で次期市長選への態度表明について、残された任期、名寄市の振興と発展のためにしっかりと専念していきたい。いましばらく

時間をいただきたい。行政のリーダーの若返りということがまちの活性化に間違いなくつながると認識しているなどと答弁されました。これらの答弁の前提となっていたことは、平成21年度の予算をしっかりと執行していく責任ということであったように思いますが、21年度予算も半年が経過し、一定の見通しが立ったものと考えるときともに、間もなく新年度の予算編成作業が始まる現時点に至って、みずからの進退をどうお考えなのかをお伺いします。

次に、名寄市立総合病院の展望についてお伺いします。高齢化率が26%に達した名寄市にあって、名寄市立総合病院に寄せる市民の期待は日々高まっていると言っても過言ではありません。また、地方センター病院でもある当病院は、近隣市町村住民にとってもより一層の発展を期待する病院となっています。そのような状況下において、今回の行政報告の中で島市長は厚生労働省の地域医療再生基金に圏域内診療機能強化事業として精神科棟の改築、地域医療ネットワークシステム構築事業としてIT化及び機器整備などに総額約30億円の事業要望を行っていることを明らかにされました。改めて事業の内容と当要望が採択されることによって、患者の皆さんあるいは病院経営上への影響についてお答えをいただきたいと思えます。

加えて、来院される患者の皆さんの利便向上を図るため、来院者に外来受診案内などを行っていただく病院ボランティアの導入を決定されました。行政報告でも広報紙などで募集しているところで述べられておりますが、病院ボランティアの見通しと病院ボランティアとなる皆さんにどういう役割を果たしていただくようとしているのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

また、ことし4月より診断群分類包括評価、いわゆるDPCが導入されました。このDPCは、入院費包括払いとも言われるもので、院内にはDPC導入により医療の質を高め、よりよい医療を

推進する体制を目指してまいりますを趣旨とした表示もされておりますが、DPC導入の効果及びどう医療の質を高め、よりよい医療を推進する体制につなげようとしているのかお伺いします。

9月1日号の「週刊エコノミスト」で、東京医科歯科大学大学院医療情報システム学分類の伏見清秀准教授がDPCデータの蓄積で病院も患者も利益を得るという論文を掲載しています。DPC導入で期待される効果は、医療の効率化及び医療の透明化であり、適切な医療マネジメントによる効率化で得られた余剰資源を設備投資、人材確保などに配分すればさらなる質の向上が期待されると述べています。この見解に対する病院側の認識をお伺いします。

また、今回の行政報告では、本年4月から6月までの第1・四半期の状況について明らかにされました。公立病院改革プランの初年度であり、第1・四半期の状況では評価ができ得ないことはと思いますが、数値目標を示した改革プランの整合性と今後の見通しについてお伺いします。

さらに、名寄市立総合病院のホームページでは医療スタッフの募集が続いておりますが、応募状況と今後の見通しについても明らかにしていただきたいと思えます。特に看護師については、今年度で若干名、22年度は20名という募集を行っていますが、状況をお知らせいただきたいと思えます。

最後に、観光行政についてお伺いします。ことしも市内ではさまざまな観光イベントが取り組まれます。まず、各イベントの参加状況及び夏季観光施設の入り込み人員についてお知らせをいただきたいと思えます。

また、ことし北のカーニバルが中止となりましたが、ここ数年市内のにぎわいをつくり出していたイベントの中止が続いております。市としては、なよろ観光まちづくり協会や風連まちづくり観光に委託した取り組みであるとともに、各種主催団体の状況もあり、イベントの継続が難しい状況下

であるとは思いますが、観光行政という見地からこのような状況をどう受けとめ、観光のあり方をどう展望されているのかお伺いします。

私は、この際観光行政を名寄のよさを生かしたものに転換することも必要と考えます。それは、名寄の自然を観光の核とする視点に転換することです。盆地でもある名寄は、自然環境に恵まれている地であることを多くの市民も認識しているのではないのでしょうか。その象徴であるのが雪質のよさであり、そこから生まれる水のよさです。時代の趨勢はあったものの、名寄市に酒造会社があったことをもって水のよさは明らかでありますし、これに寒暖差の激しい気象により、よりおいしい作物がとれることにもつながっています。来年には天文台も新たにオープンします。天文も自然が与えてくれた名寄市の財産ではないでしょうか。雪質、水、天文、そして望湖台自然公園などと名寄はまさに自然の宝庫であり、観光パンフレットを初め自然に希求する観光行政、観光アピールへの展開を求め、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） おはようございます。佐藤靖議員からは、大きな項目で4点についてお尋ねがございました。2点目について私からお答えを申し上げ、1点目については総務部長、3点目については病院事務部長、4点目については経済部長から答弁をさせていただきます。

私の今後についてということでお尋ねがございました。3月の定例会の中でも同趣旨の質問をいただいております。そのときにもお答えを申し上げましたけれども、私の任期中についてはしっかりと与えられた責任を全うしていきたいと、ということでお答えをさせていただいております。ちょうど6カ月が経過いたしました。心境としては、まだ3月に答弁した心境から変化をしておりません。21年度に入りましてから、国の補正予算の関連も含めて多くの懸案事項を具現化する

というような取り組みをさせていただきましたし、また過日行われました総選挙におきましては、本日臨時国会で確定をするわけですが、政権交代と、このような激動の時期でもございます。また、平成20年度の決算の議会の特別委員会で審査をいただく日程も固まっているわけでございますので、こうしたことをしっかりとクリアする中で、佐藤議員の質問にお答えする時期が来るのではないかと、こんなふうに思っているところでございます。出処進退というのは、皆さんからいろいろ問われてというよりは、私みずからしっかりとした答えを出していきたいと、こんなふうに思っておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） それでは、私のほうから大きな項目1点目の政権交代に対する見解についてお答えいたします。

第45回総選挙において、民主党が単独過半数を大きく上回る308議席を獲得いたしました。政権交代可能な2政党制を目指し、衆議院選挙に小選挙区比例代表制が導入されてから15年になり、総選挙で野党が単独過半数を得て政権が交代するのは戦後初めてのことであります。政治主導を掲げる民主党政権の誕生で、政と官の関係など日本の政策決定の仕組みが大きく変わろうとしています。今回の小選挙区での投票率は69.28%、前回の67.51%より1.77ポイント高く、この制度が導入された96年度以降では過去最高となりました。期日前投票においても公示日から11日間に全有権者の13.4%に当たる1,398万4,968人が投票され、国政選挙でこれまで最多だった07年参議院選の1.3倍、前回05年総選挙の8.7%を4.7%も上回る1.54倍となりました。今回の選挙では、世論調査や期日前投票の出口調査などの情報で何か大きな動きがあるとの予想の報道でしたが、これほどの大きな動きになるとは正直言って驚いております。これらの要因は、少

子高齢化が象徴する日本社会の構造変化、グローバル化の中での地域経済の疲弊など、これらの激しい変化に対応できなかった不信感、そして世界同時不況の中で社会全体に漂う閉塞感と将来への不安であり、このままではだめだ、とにかく政治を変えてみようという人々の思いがあらわれたのではないかと考えております。

これからの新政権に対し、ある世論調査では期待しているが7割以上に達し、国民の期待が大きいことがうかがえます。今後につきましては、公約のマニフェストを実行するに当たり、補正予算の組み替え及び9月中旬から始まるであろう12月までの約100日間の来年度の予算編成ではないでしょうか。予算編成に当たっては、リーダーシップを発揮し、国民の視点に立ち、できるだけ早い時期に制度設計を国民に提示していただくことを期待するところであります。具体的には、政治と行政の透明性を確保すること、公約の行政の主導権を霞が関から政治の手に取り戻すこと。すなわち、それは政策立案と実行の過程を国民の目に見えるよう変えることではないでしょうか。次に、国民と向き合う姿勢であること、国民の生活が第一の政治。これからスタートするに当たり選挙戦で表明されましたマニフェストを誠実に実行することは大事なことであります。そのためには、その財源を確保することが重要であり、場合によっては政策変更など国民への説明を果たした柔軟に対応できる姿勢が必要ではないでしょうか。

本日特別国会が召集され、新内閣が誕生しますが、新政府が検討されている諸政策は大きな財源を必要とし、国民に直接影響を与えるものであります。国民に混乱を招かない対応をお願いする次第です。今後は、地方六団体が新政府とそれらの施策について意見交換等を行っていくと考えられます。各自治体においても今後国の2次補正予算を凍結しての見直し、さらに来年度予算編成においては自動車関連諸税の暫定税率の廃止、譲与税、国交付金の減額、後期高齢者医療制度の廃止、子

供手当の支給、平成22年度地方財政対策における税、交付税がどのように扱われるかなど行財政運営に大きな影響が出ることも想定されますので、関係各方面に対し情報収集に努めていかなければならないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 香川病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（香川 譲君） おはようございます。名寄市立病院の展望についてということで4点御質問がありましたので、お答えさせていただきます。

初めに、地域医療再生基金についてお答えいたします。国は、2009年度補正予算に追加経済対策の一環として総額3,100億円を充てた地域医療再生基金を計上しました。この事業は、比較的高度な医療を提供する2次医療圏ごとに都道府県が5カ年の医療再生計画を策定して、国は100億円を上限とした規模の計画を全国で10カ所、30億円の規模を上限とした計画を全国で70カ所、交付圏域として選定する方針であります。事業の趣旨は、地域における医師確保や地域の医療課題の解決に向け、地域医療の広域化、医療機能の連携対策強化などに取り組む医療圏単位に財政支援をするものであります。名寄市立総合病院では、上川北部圏域を担う地方センター病院として、第1には当病院と圏域内の医療機関との相互情報提供機能を備えた電子カルテシステムの導入、CT、MRIなどの大型医療機器を導入し、そのデータを動画像ネットワークシステム化により利用する事業と第2には道北に配備されるドクターヘリの救命率向上を図るためのヘリポートの設置、そして圏域内で唯一の精神医療を担っております精神科病棟の改築を事業内容として、去る7月28日に上川北部自治体病院等広域化・連携検討会議の了承を得て、名寄保健所経由で道に要望したところであります。この事業が採択されますと、当院と上川北部及び南宗谷の一部の医療機関で患者情報の共有化が図られ、緊急搬送患者に対する

早期診断、治療が可能となるほか、重複検査や投薬の防止、さらには広い圏域内から当院に受診される患者さんの受診回数を減らすことなど、多々患者への負担、医療費の軽減が図られることが予想されます。また、基金を活用することで経営的には経費の負担がなく、高額医療機器の導入、さらには精神科病棟の改築が可能となりますが、反面公営企業として減価償却費を計上することにもなり、それら相当分の収益向上を図らねばなりません。また、この事業にかねてからの懸案事項であります駐車場対策として、立体式駐車場整備計画を組み入れることについての協議をしてきましたが、事業の趣旨、要件を満たさないことと判断され、事業に組み込むことを断念したところであります。今後別の手段、事業メニューを検討してまいります。

現行におけるスケジュールは、10月16日までに道が国に計画を提出して、国は有識者による協議会を開催し、審議を行った結果、11月中に都道府県に内示をする。平成22年1月ごろには交付決定の予定であります。事業期間は、平成25年度末までで、地域医療再生基金の活用により補助充当率は10分の10であるため、道内の2次医療圏21圏域中20圏域から要望があり、非常に厳しい情勢になっておりますが、今後も名寄保健所を通して情報収集を行い、事業が採択されるよう努力してまいります。

なお、このたび政権が交代したことで補正予算の未執行分については原則執行停止の方針との報道もあります。しかしながら、医療を取り巻く環境が厳しい中でこのような極めて有利な事業でありますので、これが執行されることを願いながら作業を進めていくところでございます。

2点目に、病院ボランティアについてのお尋ねがありました。当院には、1日約1,000人の外来の方が訪れるほか、お見舞いに来られる方も大勢おられます。その中には、初めて当院に来られる方もたくさんおられますが、初診時の申し込み

の方法、受診される診療科や見舞われる病棟までの案内など、何らかの手助けを必要とされる方も少なくないと思われ、そのような方々へのお手伝いをしていただける病院ボランティアの導入を検討してまいりました。今回ボランティア組織を設置するための要綱を作成し、病院運営委員会の委員からのアドバイスを受けながら、6月号の広報なよろや名寄新聞でボランティアの募集を行ってまいりました。しかし、何分にも周知不足のため、応募の少ない状況になっております。今後は、募集方法を見直すとともに、病院OB会にも依頼するなどして早急に立ち上げたいと考えております。

3点目のDPCについてお答えします。DPCは、従来の診療行為ごとに計算する出来高払い方式とは違い、入院患者の病名や症状をもとに手術などの診療行為の有無に応じて厚生労働省が定めた1日当たりの診断群分類点数をもとに医療費を計算する新しい定額払いの会計方式であります。投薬や注射といった薬、検査料、レントゲン料、入院基本料は包括評価の対象となっておりますが、リハビリ料、手術料は出来高評価となっております。これまでの出来高払い方式では、医師の裁量一つで薬や検査及び処置を自由に選ぶことができることから、ともすれば過剰診療、いわゆる薬漬け、検査漬けになりがちになるとも言われております。しかし、DPCを導入することで医療の標準化、透明化が求められ、医療従事者としては標準以内の薬、診療材料、検査内容等をもとに処置しなければならなくなり、ほかの病院と比較してそれぞれの病院の長所、短所の把握ができ、客観的なデータに基づいた改善点を示すことができるようになります。

なお、東京医科歯科大学、伏見准教授の論文では、適切な医療マネジメントにより効率的に得られた余剰資源によりさらなる質の向上が期待されると述べられております。当院では、4月にDPCに切りかえたばかりでございます。現段階では、DPCの目的は医療の標準化と透明化と考えてい

ますが、余剰資源の設備投資や人材確保への積極的な配分については企業としては検討すべきものと認識しているところでございます。

4点目の経営状況及び医療スタッフの確保についてお答えします。第1・四半期の稼働状況は、さきの行政報告でもお伝えしたところでございますが、一般科の入院患者数は2万4,485人で、前年に比べ92人の減、精神科は4,974人で384人増加しており、この間合計では292人の増加となっております。改革プランでは、目標病床稼働率を92%に設定しておりますが、第1・四半期を経過した時点では89.6%で、2.4ポイント下がっております。御質問にありました改革プランとの数値項目の整合性に当たっては、もう少し長いスパン、上半期6カ月間を基本にした比較検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解くださるようお願いいたします。

医療スタッフの確保についてであります。平成20年度から看護職員の採用を4月のほかに随時採用を行っているところであります。本年4月に助産師1名を含め、看護師11名が定時採用されています。その後随時採用によりまして10月1日付採用予定者1名を含め、これまでに8名の看護職員を確保することができました。しかしながら、昨年10月のICU開設以来、看護職員の不足状態が続いており、現状では約10名ほど不足しております。また、薬剤師についても昨年から継続して募集しておりますが、応募がなく、看護職員同様厳しい状況が続いております。対策としましては、これまでの医療スタッフ養成機関等への訪問や病院ホームページでの募集に加えて、今回新たにインターネット広告を通じたスタッフの確保も行っているところでありますので、御理解くださるようお願い申し上げます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知識員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 私からは、大きな項目4点目、観光行政について、初めに観光イベン

ト、観光施設の参加、利用状況についてお答えをいたします。

ことしも短い名寄の夏を盛り上げようと、昨年とは休止としましたが、中心市街地を会場としたなよろアスパラまつりを皮切りに各種団体の主催によるさまざまなイベントが行われました。主要イベントの参加状況ですが、なよろアスパラまつり8,500人、前年休止、前々年4,000人、対比212.5%、風連しらかば祭り1,000人、前年2,000人、対比50%、てっしライブ、花火大会9,500人、前年1万1,500人、対比82.6%、名寄神社例大祭2万人、前年2万人、対比100%、風連ふるさとまつり3,000人、前年4,000人、対比75%、なよろ産業まつり8,000人、前年1万500人、対比76.1%となっております。参加者については、開催曜日や天候に左右されるところがありますが、合併して4年目を迎え、それぞれのイベントにも新名寄市としての一体感が着実にできてきていると感じているところでございます。

主要な夏季観光施設の入り込み状況でございますが、4月から8月までの実績で申し上げますと、健康の森4万8,318人、前年5万1,719人、対比93.4%、トムテ文化の森8,531人、前年9,100人、対比93.7%、白樺カントリー倶楽部1万5,733人、前年1万1,644人、対比90.8%、サンピラー交流館7万7,409人、前年7万4,724人、対比103.6%、ひまわり畑関係、智恵文、更正、東雲、サンピラーパーク等合わせて1万8,453人、前年1万4,435人、対比127.8%、望湖台自然公園4,510人、前年4,021人、対比112.1%、主なものはこのようになってございます。夏季の観光施設ではございませんが、昨年オープンした道の駅なよろにつきましては21万6,060人、前年が14万3,138人、対比で150.9%となり、高速道路の土日、祝日割引の影響もあってか、大幅に増加している状況でございます。

次に、観光のあり方についてでございますが、北のカーニバルはその前身である名寄神社祭りの仮装パレードから数えますと55年間継続したイベントでございました。しかし、年々参加団体の減少や曜日に関係なく固定日に開催ということもあり、沿道の観客数も少ない状況となり、今年度は中止となりました。なよろのおどりも同じ状況で、平成18年度をもって取りやめております。そのかわりということではございませんが、ことしはアスパラまつりを開催し、町中のにぎわいづくりを創出することができました。継続することも大変重要でございますけれども、時代の趨勢の中で新たなイベントを市民が楽しみ、また近隣の市町村の人たちが訪れてにぎわいが創出できればと考えております。しかし、イベントだけが観光行政とは考えておりませんで、この地域の豊かな自然環境を生かした農業体験、カヌー体験などの体験型、滞在型観光を取り入れたルートづくりの必要性も感じております。今年度なよろ観光まちづくり協会が緊急雇用創出推進事業を活用して、モデルルートを盛り込んだ観光パンフの作成を行っております。また、大学の白井ゼミの学生たちからの提言をもとに道北観光連盟でもルートづくりの勉強会を実施しております。来年度は、天文台も開設されますので、天体観測なども加えた体験型観光を推進してまいりたいと考えております。

次に、自然と名寄のよさを生かした観光についてお答えいたします。議員の言われるとおり、名寄の自然環境は大変恵まれていると考えております。その自然を活用した観光は重要であると考えており、天塩川、名寄川、雪、森林、農村景観などの自然は観光振興を進めていくためにはさまざまなものを与えてくるものと考えております。それは、カヌーの体験であったり、魚釣り、スキー、カーリング、雪像づくり、昆虫採取などさまざまな体験観光が考えられます。すぐれた自然環境の活用から生まれる多彩な観光を目指し、四季を通じた体験観光、アウトドアの推進、農家と連携し

た農業体験、参加体験型のイベントなど体験メニューの充実を図るよう観光協会、農業者、商店街とも連携し、充実したものにしていまいりたいと考えているところでございます。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） それでは、それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問のほうしていきたくと思いますけれども、まだ市長の動静については、これは市長御自身がおっしゃるよう政治家の出处進退というのはそれぞれが決めることであって、私がとやかく言う必要性はないのかもしれませんが、ただ市内の情勢としては総選挙が終わって、先週の土別の市長選挙が終わって、次は名寄の市長選挙はどうだと。特に市長はどうするのだという声が日々高まっている状況下であります。そういう意味では、これはここで改めて問うこともないと思いますけれども、適切な時期と言われる市長の時期をとにかく市内あるいは市民の皆さんに戸惑いを与えない時期に判断をしていただきたいと、そのことを強く求めておきたいと思っております。

また、政権交代に関しても今回の総選挙は皆さん御承知のとおりマニフェスト選挙と言われます。一方では、政権交代が一つの大きな争点になったわけでありましてけれども、民主党自体もこの政権交代では、マニフェストに関しては今私の手元にも皆さんが持っているとおりの政権交代のパンフレットともう一つは民主政策集というのがあります。これは、内閣で14項目、分権改革で12項目を初め、全部で322項目のことを書いたことでもありますし、また選挙で使われた民主党の主要施策のポイント解説というのもありますけれども、いずれにしても総選挙以降補正予算の凍結を初め、いろんなことをマスコミ紙上をにぎわせておりますけれども、申し上げたとおり本日午後2時からの特別国会で鳩山内閣が誕生して、この後アメリカでいうと100日間で政権をつくり上げ

るという構想もあるみたいですが、どんな民主党を中心とする3党連立の政策が出てくると。そういう意味では、市長を初め職員の皆さんに非常に戸惑いを与えるかもしれませんけれども、ぜひ情報収集に徹せられて、市内あるいは市民の皆さんに、これも同じ言葉を使うようでありませうけれども、戸惑いを与えない適切な対応を求めておきたいというふうに思います。いずれにしても、国民生活が第一というのを掲げて今回の総選挙を戦った民主党でありますので、その結果は政策にもしっかり反映されると思います。人員の少ない中で大変でしょうけれども、ぜひ情報収集に努められていただきたいというふうに考えますので、よろしくお願いを申し上げます。

さて、病院の展望ですけれども、まず1つは最初に申し上げた病院ボランティアの会の設置要綱というのも香川事務部長がおっしゃるように私も手に入れています。その中で1つは、第5条に活動内容で、活動時間が原則平日の午前8時30分から正午ということになっておりますけれども、病院自体に午後診療、あるいは部長がおっしゃるように入院患者へのお見舞いですとか午後にも入ってくるわけでありませうけれども、その辺の対応はどういうふうにお考えになっているのかというのと、もう一つはなかなか募集人員が集まらないということでありませうけれども、病院側としてはどのぐらい病院ボランティアというのを確保したいというふうにお考えになっているのか、この2点についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 香川病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（香川 譲君） まず、人員なのでありますが、できれば多ければ多いほど、一定多いのが望ましいのですけれども、その中で例えば班を組んで曜日ごとに対応していくということが可能なのですけれども、どうも道内の市立病院のボランティアの状況を見ると大体6カ所ぐらいの病院で設置されているのですけれども、やはり問題は人員の確保ということでお

りますので、一応うちのほうとしては今回呼びかけても10名以内ぐらいかなと。その中で何とかやっていきたいなと、こういうふう考えております。

それと、もう一つ、午後からの対応ということなのですけれども、議員も御存じかと思っておりますけれども、特に私どもの込むのが午前中、駐車場見ていただければわかると思っておりますけれども、特に月曜日とか休み明けの午前中、そういった部分で新患も多いということで、その対処についてはやはり午前中の配置が望ましいと。そのほうが効果があるのでないだろうかというふうに思っています。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） 病院の施設の関係については、以前にも一般質問をしたときに改築もされて、非常に複雑になりつつあると。例えば採血室はこっちですよ、CT室はこっちですよというようにあちこち分かれるので、本来なら表示をしたほうがいいのではないかとことを言ったのですけれども、病院の今の状況からいってそういうことにはならないと。そういう意味では、病院ボランティアにかかる期待というのは今複雑になっている院内状況を考えるとやはり期待せざるを得ないということでありませうので、非常に募集状況が悪くていろいろOBの皆さんにもお声をかけているようでありませうけれども、ぜひこれは一日も早く体制を整えられて進められることを希望といたし、期待しております。

もう一つは、DPCのことなのでありますが、壇上でも申し上げましたとおり4月からDPCをやりますと。やっていますという表示がされております。しかし、本当にDPC、この診療群分類包括評価と言えればちょっとわかりづらいかもしれないけれども、先ほど部長にも答弁あったように入院患者の診療群を一定の基準でグループ化して、医療費が低額になるのがこの制度だと。実質このDPC、例えば今4月から入院されている患者さ

んにきちっと説明はされているという認識でいらっしやるかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 香川病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（香川 譲君） D P Cについては、2年間準備期間ということで、私のほうで国のほうに資料を送って今回4月に対象病院となっております。それで、患者さんへの周知については、D P Cの準備委員会などを通じて適宜周知をしているというふうに私は思っておりますけれども。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） このD P Cの説明、患者さんへの説明というのはだれがなさるのですか。ドクターがなさるのか、それとも事務当局でなさるのかも聞かせをいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 香川病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（香川 譲君） これについては、現場で当たる医師のほうから説明をさせていただいていると思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） 実質我が家も母親が今手術で入院しているのですけれども、入院費について医療費が低額になるという説明は全く受けていないのです。病気の状況なり今どういう治療をするのかというのは担当医から、これは本当に丁寧、親切に説明を受けています。ちょっと状況が変わると、お時間とれますかということで家族を呼んで、本人を含めて今こういう状況、今後はこういう治療をするのかと言いますけれども、D P Cということに関しては院内に、入院病棟の中にも表示はされておりますけれども、実質これを聞いている方というのはいらっしやるのか、いわゆるこの治療、手術をしてこういう治療をしておけばこれぐらいかかってこうですよと、これで頑張りましょうということがされていないのではないか。されているのかもしれないですけれども、それがされているところとされていないところがあるのではないかと思いますけれども、その辺は事務部

長はどういうふうに把握されておりますか。

○議長（小野寺一知議員） 香川病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（香川 譲君） 私としては、先ほど言ったとおり準備委員会のほうで対応をしているというふうにお伝えしましたけれども、これについてはなお不足があれば、きょう月2回の運営委員会がありますので、これについて議員からの指摘事項についてはお伝えしたいと、こういうふうに思っておりますけれども。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） D P Cをきちっと患者さんに伝えること、これは第一義はそうなのですが、私は壇上でも言ったようにこのD P Cを導入して何が大切かという、医療マネジメントがしっかりできるということが、この伏見准教授も論文の中で言っておりますけれども、そこがキーポイントになるのではないのかと。要するにこういう治療をして効率的にこうやっていけば、例えば余剰のお金が出てきたときにこう対応するのだということも出てくるのではないのかと。だから、このD P Cは患者さんのためとより以上に病院の経営のためにやらなければならないこと。だから、4月からスタートして、その前にもD P Cの話予算委員会でしたか、院長に対してもしたときもするべきではないかという話をさせていただきましたが、患者さんだけではなくて病院、今病院の改革プランや何かを含めると3年間で実績を出さなければならないこの時期に今一番やるべきなのは院内の医療マネジメントをしっかりとすると。そのためには、D P Cをしっかりと活用するという意識を持たないと厳しいという思いを持っているものですから、やっていますという表示をしながら、やっているかやっていないかわからないというのは、事務部長がおっしゃるというのは私は納得はできないと。その辺この医療マネジメントに対するD P Cというのは、部長自身はどういう認識をお持ちなのか、お聞かせを願いたい。

○議長（小野寺一知議員） 香川病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（香川 譲君） D P Cの効果については、先ほど言ったとおり患者への利点、それが挙げられますけれども、そのほかにおっしゃるとおり経営についての効果があります。例えばこれを導入することによって、うちのほうで2つの係数がついております。1つは機能係数、それと調整係数、これはD P Cを導入することによって前年度以上の、少なくとも前年度並みの診療報酬を保障しましょうという係数でございます。今回うちのほうでついているのは1.1174という数値、これで前年度に比べて1.1174は保障しましょうと。こういった経営上のメリットはもちろんです。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） これも「週刊エコノミスト」に出ていた、これは議場で雑誌を出すというのはよくないので、出しませんけれども、この「エコノミスト」で「自治体・国立病院の8割赤字、病院崩壊」というのが大きな見出しで出ていたものですから、購入して読んでみたのですが、それは香川事務部長よく御存じのとおり全国957カ所にある自治体病院のうち、2007年度決算では約8割がもう赤字であると。その中で山形県酒田市の県立病院と市立病院が統合して誕生した日本海総合病院というのが紹介されております。これは、病院赤字ではなくて黒字のほうに転換して今やっていると。その中では、新病院でワークフローの改善をしたと。これは、後の答弁いただいた看護師の確保にかかわってもくると思うのですが、このワークフローを改善して医師が仕事に集中できるように、あるいはクラークや看護助手を積極的に採用し、かつては夜9時まで勤務していた看護師が午後6時に帰宅できるようになったと。これにより人件費は前年比11億円減少したと。これは一つの例であります。D P Cで病院マネジメントをきちっとやるということは、余剰のお金を例えばクラークですとか看

護助手ですとかも、看護師確保を一生懸命やるのはやるでそれはしょうがないというか、やらなければいけないのです。ただ、今の全国的な状況からいってそう簡単に看護師というのは確保できないと。それは、近隣の留萌さんみたく準備金100万円用意しますといっても看護師さんは来ない。やっぱり都会へ行きたい、もっと楽な仕事のところに行きたいというのがある意味ではニーズとしてあるのかもしれない。その中で市立病院がどうやって看護師を確保していくかということを考える一方で、やはり病院マネジメントをしっかりとやって、余剰のお金でクラークだとか看護助手だとか、そういうことをきちっと採用していって、ある意味では看護師さんあるいはドクターの仕事を少し楽にしていくと。そういうことにも役立つのではないのですかと私は思うのです。だから、D P Cをしつこく言うというのはそのことなのです。だから、そういうことを早目にきちっとやっていると、患者に対しても親切な、今先ほど申し上げたようにドクターの説明は親切になっていきます。物すごく説明細かくなっています。一方では、やっぱりそういう医療費に関してもD P Cをしっかりとやって、医療マネジメントをしっかりとやるということに一日も早く完全に組み込んでいかないと、3年間という改革プランの中で黒字化していくというのは非常に厳しい状況になっていく。このままでいけば看護師を含めて退職者が出てきたときにもう対応できないという事態も出てくると。今病院界は、名寄市立病院は10対1ですけれども、7対1は到底無理と。このままでいけば10対1でさえ無理になるかもしれないという状況が出かねない。そういう意味では、このD P C、医療マネジメントというのをしっかりとやる必要性があると。早急に積極的に取り組む必要があると思いますけれども、事務部長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 香川部長。

○市立総合病院事務部長（香川 譲君） 今回新

たに4月に導入したばかりということで、まだ不足の部分というのがかなりありますので、今後それについては順次改善していきたいと、こういうふうに考えております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） いずれにしても、市立病院については何回も申し上げるとおりこれから名寄市民にとって、近隣住民にとって大切な施設というか、病院でありますので、ぜひDPCを含めて医療マネジメントをしっかりとされて、改革プランでうたっている黒字化に向けて努力されることを改めて強く求めておきたいと思っております。

次に、観光行政についてでありますけれども、茂木部長のほうからそれぞれイベントの、あるいは施設の状況というのを御報告いただきました。私もイベントがだめだとか、もっとやれとか、そういうことではなくて、それはもうイベントなり観光施設というのは今までのように一生懸命、それぞれの事情もあるわけ、主催者の事情もあるわけですから、それもいたし方ない部分と。とにかく市民の皆さんのにぎわいをつくるために、何とか継続されるか、新たなものを検討されるか、やっていただきたいというのが1つあるのです。もう一方では、観光というところを考えたときに、やはりイベントですとか施設というのはどうしてもそれを上回るイベント、あるいはそれを上回る施設が出てきたときに当然ながら入り込み客というのは減っていくと。今こういう高速時代になって、車社会になってくると、ちょっと海辺のまちでやっていることにもすつと行ける。あるいは、札幌、旭川でやることにも行けると。そのときに名寄市の観光行政全体を考えたときに、イベントとか施設に依存という言い方は非常に変な言い方かもしれませんが、余りそこに力点を置くよりも、本当に名寄のよさというのをやっぱりしっかり観光行政、パンフレットや何かでもうたっていくべきだと。例えば今回国の指定文化財に九度山がアイヌ文化の伝承にかかわる国の名勝とい

うことで挙げられました。これも自然です。もう一つは、国の指定の文化財といえば昭和14年からの名寄鈴石ですとか、高師小僧ですとか、それも含めて3つ国指定の文化財ということになります。ところが、例えば名寄鈴石、インターネットで見ると名寄市緑丘109、もう一方、高師小僧、名寄市瑞穂と書いている。その地に行くと、ここが名寄の文化財のある鈴石のところだとして自信を持って言えるような状況になっているのでしょうか。それは、高師小僧のところもそうであります。あと、いろんなところ、名寄にはいろんな施設、スーポロの碑ですとか、いろいろありますけれども、それがつくること、そこをアピールするところが主で、その後それをきちっと守って名寄の文化としてしっかり観光の場所として認知をされているのかどうかというのが私は非常に不満があると。例えば毎年決算委員会あるいは予算でもいい。奥入瀬渓流をつくろうということでやりましたけれども、毎年雑草か何かの切り取りだけで3,000円か何ぼの予算しか計上していない。あれだとしてやっぱりきちっと残すものは残すと。例えば整理をすると。それが名寄の水をつくり出す、水のよさをアピールしているところなのですよ。名寄の水はいいから、例えば自然がいいのですよ、作物がいいのですよ。ストーリー、物語を観光にもつくりないと、その原点は私はやっぱり自然だと、名寄は。先ほども申し上げたとおり天文台もやっぱり空が与えてくれた、これは自然の遺産を名寄は生かそうとしているわけです。雪質日本一だとして自然が与えてくれたものを生かそうとしている。それが観光ということよりも観光行政として行政側はどういうふうに認識をされているのかというのが非常に疑問があると思うのですけれども、その辺茂木部長はどういうふうにお考えになっておりますか。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 今従来名勝とか天然記念物的な部分のお話をいろいろいただきました。

確かに私も従来高師小僧であったり、鈴石であったりというようなことで名寄のそういったものについてのお話をいろいろお伺いした部分ありますけれども、近年その辺の話というものがどこにいったのかなというような感じで、きちっとその部分が保護されていたり、その場所が整備されているのかというところと甚だ疑問な部分があります。確かに名寄のまちは、先ほど来お話ありますように自然豊かな場所であるというふうには思っておりますが、いわゆる風光明媚な温泉があるとか、そのような観光の場所というふうには私も思っておりませんが、従来から名寄のまちで認知されてきたものについて、そこはひとつ見直していくべきだと思っております。関係の人と今のお話については御相談をさせていただきながら、名勝とか、そういった天然記念物的なものの状況についてきちっと把握をしながら対応してまいりたいというふうに考えております。

それから、自然という部分もやっぱり単なる自然があるというだけではなかなか観光に結びつくわけではありません。したがって、先ほど申し上げましたように体験型の観光という部分はいかがにうまく結びつけていくかというのが肝要かなというふうに思っております。今も農業サイドでもグリーン・ツーリズムだとか、そういった面のルートだとか内容について模索しておりますし、ほかの部分も含めて体験型観光の一つのルートだとか内容について今後具体的にお示しをできるような、そんなことを考えております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） これを観光行政ということで挙げた1つは、要するに観光というと経済部が所管しているようなニュアンスですけれども、さっき言ったように高師小僧ですとか名寄鈴石というところは教育委員会、博物館が担当すると。そういう意味では、やっぱり観光行政というのをしっかり縦割りではなくて横断的に考える。そこに観光協会が入る、何が入るといふふうにして

いかないと、例えばこれで観光ルートをつくりましたと。その中に高師小僧とか、例えば名寄鈴石とか、そこにここから出ましたよというのが入るか入らないかというのはまた1つ違うだろうし、そうやってつくるときに施設とかイベントとか、そういうこと以上に名寄のよさをどうやってアピールするかということを中心に考えたルート設定をしないと、どうしてもイベント、イベント、施設、施設で走っていくと、まだまだ例えば健康の森よりもあそこのパーク場のほうがいいぞ、こっこのほうがいいぞ、あれがいいぞという話になってきってしまうので、名寄の基本はやっぱり自然だと。このよさが名寄の売りだと。そこに付随するのがこういうイベントで、こういう施設でというふうには、何回も言うけれども、ストーリーをつくらないと私は名寄の観光行政というのはどこに行ってしまうのという気がしないでもないのですけれども、これは広範囲な、茂木部長、経済部だけではありませんので、教育、いろんな部分を所管をそれぞれ持っていますので、中尾副市長、こういうことに対してはどういう認識をお持ちかというのをお聞きしておきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 観光は、見物、見学という意味からいたしますと、名寄市は確かに資源に乏しいまちとなるかもしれませんが、お話しのとおり自然、特に雪質を誇る名寄として、あるいは星空を誇る名寄として、とりわけ現在天文台の建設も進められておりますし、名寄市には自慢のできる大学もあります。こうしたものも含めて、確かに御指摘のとおり一部署ではなかなか把握できない。やはりこうしたものが暮らしや、あるいは文化と結びついた観光、人と結びついた観光という意味では、観光協会等も含めながら、全体的な組み立てをして、しっかりと情報を発信していくと、こういうことが重要だろうと考えております。ぜひそうした意味からはどうしたことで今後全体的な観光行政が進められるかをしっかりと

研究しながら進めていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 以上で佐藤靖議員の質問を終わります。

島市政の政治的運営から外1件を、大石健二議員。

○5番（大石健二議員） 緑風クラブの大石健二です。議長より御指名をちょうだいいたしましたので、これより通告に従い2件4項目について質問を行います。

最初に、島市政の国政の潮流変化に伴う市政運営についてお聞きをいたします。さきに行われた第45回総選挙の結果を受けて、本日招集されている特別国会で新政権が発足する見通しです。3党連立による新政権が選挙で掲げたマニフェスト、政策綱領の実行、実現に向けて矢継ぎ早な旧政権の政策、施策の改廃による行政運営の多大な影響が懸念されます。こうした国政の潮流変化に伴う政局の混迷と混乱に陥らぬために、名寄市は事前にどのような体制で、またどのような対応策で今後の局面に臨むのかお伺いをいたします。

次に、名寄市行財政運営から、（仮称）市民文化ホールの建設構想についてお聞きをいたします。このほど市教委生涯教育課発行のお知らせが広報なよろ9月号に折り込まれました。A4サイズのこのお知らせには、文化ホールのにぎわいの動線づくりなど計4項目について記述されています。市民文化ホールの建設に向けたこれまでの経過と今後の取り組みについてお知らせをお願いいたします。

次に、名寄市行財政運営から、2点目の行財政改革についてお聞きをいたします。名寄市は、昨年4月に組織改編を行い、島市長を本部長とする名寄市行財政改革推進実施本部を立ち上げています。この名寄市行財政改革推進実施本部の設置は、平成19年2月に策定をした新名寄市行財政改革推進計画の強化、迅速化を図るのがねらいです。これに伴い、今年度は組織・機構検討部会、事業

等見直し検討部会の2つの部会が健全な行財政運営の推進に向けて簡素で効率的な行政運営、事業の見直し等に取り組むとの方針が出されていますが、これまでの経過と今後の対応等、さらには課題についてお伺いをいたします。

最後に、行財政運営から、3点目の中心市街区域の再生と活性化についてお聞きをいたします。今定例会の初日、9月7日に開かれた議員協議会で、名寄駅隣接地の開発にかかわる経緯について経過報告が行われておりました。市は、同地を包含した名寄市中心市街区域の活性化を図るまちづくり交付金事業、いわゆる都市再生整備事業計画を10月に提出する予定としておりますが、現在までの進捗状況と経過、今後のタイムスケジュールについてお伺いをいたします。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） ただいま大石議員から大きな項目で2つの質問をいただきました。1点目と2点目の（2）、名寄市の行財政改革については私のほうから、2項目めの（1）は教育部長から、同じく（3）につきましては経済部長からの答弁になりますので、よろしく願いいたします。

まず、1点目の島市政の政治的運営から、国政の潮流変化に伴う市政運営の対応についてお答えいたします。議員御指摘のとおり、新政権の中心となる民主党のマニフェストには、市民の暮らしや自治体の行政運営に大きな影響を及ぼす政策、施策が数多く見受けられます。例えば市民の暮らしに直結するものでは、子供手当の支給、公立学校の実質無償化、後期高齢者医療制度の廃止、生活保護の母子加算復活、農業における戸別所得補償制度の導入などがあります。また、行政運営に関するものでは、ガソリン税などの暫定税率の廃止により国の譲与税等や交付金が削減される心配もありますし、現行制度の廃止や新制度の導入に伴う事務処理内容の変更、または事務量の大幅増

加などの問題も想定されます。ただ、こうした影響の大きい個別施策につきましては、その政策内容や具体的な目標は明らかにされていますが、政策の果実がきちんと市民のもとに届く手順や、あるいは自治体の行政原理の中で混乱なく実行、実現できる道筋につきましては現段階では明らかになっておりません。したがって、これらの政策に対する名寄市としての対応策はあらかじめ持ち合わせておりませんが、既に各部局に対しまして民主党マニフェストの内容を精査の上、関係方面に対する情報収集を行うよう指示を行いました。民主党は、政治主導で年内に来年の予算編成を終える工程表を取りまとめた報道されており、今後市政への影響やその対応等に関して的確に対処できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、大きな項目2点目の（2）、名寄市の行財政から、名寄市の行財政改革についてお答えします。平成19年2月に策定しました新名寄市行財政改革推進計画におきまして、個別課題推進計画として72項目の具体的な実施項目を定めております。平成18年から20年までの3カ年間の推進状況は、当初計画年度及び前倒しで実施しましたのが35項目、当初計画よりおくれて実施となったのが8項目、一部実施が6項目、調査検討項目となっているのが23項目となっております。

なお、計画書において調査検討となっている項目のうち、認定こども園及び風連地区除雪業務民間委託につきましては、実施となっているところであります。今後におきましても調査検討により実現可能な項目は実施を進めてまいりたいと考えております。

本年度実施本部内に設置しました部会の取り組み状況は、組織・機構検討部会では昨年10月21日開催の議員協議会において説明させていただいております組織機構の見直しの考え方にに基づき、来年4月の機構改革を含め、平成23年度までを前期とする組織機構の見直し、さらには平成28年度普通交付税合併算定がえによる支援に対応し

た平成26年4月までの職員配置数等について事務局試案を作成し、現在各職場において議論を行っているところでございます。来年4月に予定しております部の機構改革につきましては、条例の改正を伴うものではありませんので、次の12月議会に内容を提案する予定でございます。

事業等見直し検討部会では、昨年度公共施設のあり方検討部会において廃止検討施設となりました生きがいホビーセンター及び望湖台センターハウスの2施設について再度所管課のヒアリングを行った結果、課題整理に若干時間が必要と判断しているところであります。

使用料、手数料の見直しに関しましては、昨年度の部会から継続となっていました諸証明手数料及び農産物簡易加工処理施設利用料金の改定につきましては、今定例会初日に議会に提案させていただき、今後各常任委員会で審査いただくところであります。

社会体育施設、社会教育施設、さらにはコミュニティ施設につきまして旧名寄地区、旧風連地区では同様な施設であっても料金設定の基準が異なることにより、料金体系に格差が生じております。今回全47施設の調査を行ったところであります。今後につきましては、各部会におきまして新市としての一定の基準を設定し、料金の一元化を検討することとしております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、大きな項目の2の（1）、市民ホール建設構想についてお答えをいたします。

これまでの検討経過についてお尋ねがありました。現在使用されている市民会館大ホールは、老朽化が著しく、耐震検査により使用不可となる時期が近いことから、代替となる施設の必要性が急速に高まりました。このことから、新しいホール建設に向けた検討協議をすべく、市役所内の各部署から選考した20名の職員による庁内検討プロ

ジェクトチームを設置いたしました。5月13日の初会合では、過去のホール建設に向けた取り組みの経過やチームの役割などの説明、市内にあるホール施設の利用団体に対するアンケートの内容に関して意見を交換いたしました。6月19日の第2回検討会議では、利用団体アンケート調査の結果報告や市広報やメールによる市民意見の募集を決めています。7月17日の第3回会議は、市民会館大ホールの舞台を会議場として、北海道文化財団アドバイザーからホール施設の先進事例や運営方法について情報提供を受け、8月21日の第4回会議では市民文化センター多目的ホールを会議場として、札幌で劇場運営するNPO法人コンカリーニョの理事長から意見を伺ったところです。第3回と第4回の会議は、メンバーを3つの小グループに分け、建設場所や建設規模、施設の機能などについて意見交換をいたしました。また、市民向け文化ホールについてのお知らせを2度広報に折り込ませていただきました。今後につきましても検討会議を月1度開催するとともに、近隣の文化ホールの視察を計画してございます。また、10月上旬には多くの皆様から意見をいただく市民懇話会の発足を予定しております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 私からは、中心市街区域の再生と活性化について、これまでの経過及び現状分析と今後の課題についてお答えを申し上げます。

都市再生整備計画の策定状況でございますが、本制度は平成14年に制定された都市再生特別措置法に基づき、都市整備やまちづくりを行う地方自治体への支援制度が創設されています。この制度につきましては、国土交通省が所管しているところですが、地方自治体が都市整備やまちづくりに欠くことができない理由を明示することで国土交通省以外の省庁の施設についても支援の対象となる特徴を有している事業となっております。現

時点での作業経過としては、これまでの中活計画の中で整理されてきた事業や総合計画に登載されている事業のほか、各部局において懸案となっている事業の掘り起こしを行い、予定計画事業候補として整理を進めているところでございます。また、本計画事業の採択に当たっては平成15年に制定された公共事業の新規採択時評価結果を提出することが義務づけられていることから、8月に評価に必要となる市民評価をアンケート形式で徴集を行い、現在はその分析作業を進めているところでございます。これらの作業スケジュールにつきましては、9月中をめどに完了させ、都市再生整備計画書案として10月に予定されている北海道協議に向けて鋭意作業を進めているところでございます。北海道に提出した計画書案につきましては、12月末ごろにはその調整が完了するものと想定しております。その後1月中に正式に国に提出し、本年度中に大臣認可を得られると想定しているところであり、平成22年4月から事業に着手できるよう計画しているところでございます。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） それぞれ御答弁をいただきました。ありがとうございます。いただいた御答弁をもとに、当初の順番とは若干異なる箇所があるかと思いますが、お許しをいただきたいと思っております。

まず最初に、新政権誕生による潮流変化への対応について再質問をさせていただきます。先ほど佐々木部長のほうからも御答弁をいただきましたが、ただ巷間伝えられるところによりますと、新政権は2009年度の予算執行について一般会計の総額で1兆3,000億円ぐらい、未執行の分の予算を執行停止あるいは全面停止あるいは凍結を固めたというような報道がなされております。先ほどもお話をいただきましたが、それぞれの施策、政策についての細部についてはおりにきていないので、対応がまだ追いついていないというよ

うなお話でございましたけれども、昨年の3月の第1回定例会で私名寄市の危機管理についてお聞きしたことがあろうかと思うのです。そのときに危機管理のレベル、リスクマネジメント、あるいはさらに発生の可能性が極めて低いと。しかし、起きたときには甚大な被害を及ぼすというクライシスマネジメントについてもお聞きしたという記憶がございますが、今回のような政権が変わるといふ、本当に未曾有の出来事であろうと思います。こうした名寄市として想定を超える事態にどのように対応していくのだという、20年3月の繰り返しになろうかと思いますが、改めて発生の可能性が低い、しかも起きたときには被害が、あるいは影響が甚大であるという想定のもとの名寄市の対応について再度お聞きしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 今回の政権交代の関係につきましても、報道関係の情報では早い会社ではもう7月の下旬ぐらいから民主党単独政権による政権交代ありやと、そういうことも含めて、私たちが講読しております官庁速報の中では4回にわたって政権交代が起きたときにおける市町村行政等における課題についてということの情報も既に出ておりましたので、それについては庁議の中で各関係部長と企画、財政、総務がスタッフで入っておりますので、その内容を十分点検して事務処理に支障がないように取り進めなさいということで市長から指示をいただいております。その後民主党のマニフェストを見ますと、生活者目線、生活者第一ということも含めましてさまざまに出ているのは、先ほど言いましたけれども、財源はかかるものの、地方自治体に対しては箱物からソフト事業といいますか、福祉、生活者目線での事業が一定程度目標値として挙げられておりましたので、いつから実施になるのか、若干の時間経過はあろうと思いますが、現時点では方向としては国民のほうに向けた施策の展開がされるのではないかと。ということにつきまして、今現在は情報収集を

しております。

それから、例えば後期高齢者医療制度の廃止に伴いましては、既に電算システムの改修であるとか、さまざまなハード関係を整備しておりましたり、保険料が名寄地区においては全道市で1市だけ特例軽減の保険料を受けている団体でもありましたので、住民の方にとりましては保険料が上がるといふことも想定されますけれども、この辺につきましても北海道市長会等を通じまして、後期高齢者医療制度の変更については円滑な対応をお願いしたいといふことの要望も既に始めておまして、道路特定財源に絡む暫定税率の廃止に伴う影響につきましても大都市と地方都市の疲弊状況を考えていただいて、より地方都市に配慮したハード事業にあっても残せるものについては残してくださいといふことも市長会を通じて要望したいといふふうに考えておまして、包括的に見えている部分については既に市長会での要望も含めまして危機に対しまして対応しているところであります。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 昨年の3月に名寄市危機管理システム、あるいはそういうリスクマネジメント、クライシスマネジメントについて、これから何が起ころかわからないということでお聞きをしたのですが、今回については早い段階で取り組みがあったというお話ではございましたが、たまたま読んでいる文献の中でこんなようなエピソードがあったので、ちょっと御紹介をしたいなと思うのですが、氷河期における恐竜はなぜ滅びたのかというのがあるのですけれども、この恐竜はなぜ滅びたというのはまず隕石による直下で死滅したといふのもう一つはずうたいがでかくなり過ぎて氷河期の環境変化に適応できなかったといふような、あるいは2つ、隕石と環境の変化に対応できなかったといふミックスした要因がそれぞれあるようではありますけれども、一番有力なの

は環境の変化に対応できないで死滅したという説が有力のようです。北海道は、今180市町村ございます。市では35市ございます。こうした未曾有の政局の潮流の変化の中に埋没のすることのないよう、ぜひとも変化に対応する自治体として、日ごろからやはり即応できるシステムが必要であろうと思うのですが、この点についていかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 議員御指摘のとおり、危機管理の重要性は十分に認識をしております。私どもの把握可能な範囲での危機管理ということには十分対応させていただいておりますけれども、今回の政権交代によるさまざまな事柄につきましては、一自治体の危機管理を超える部分も当然あるわけでありまして、これらにつきましてはマニフェストは承知をしておりますけれども、今後の推移を見守るといってもまた大事なことでありますし、かつ積極的に情報収集をして、どういう流れになっていくのかということも当然見きわめていかなければならないと思っております。御指摘のとおり、大きな変化に対応するためにはやはり財政状況を柔軟な構造にしていくということが必要であろうと思っております。一定の予測できない危機が起きて乗り越えられる、例えば財政調整基金を一定程度積み立てをして、変化に数年間対応できる体質をつくと。これも極めて重要なことだと考えておりまして、そのための行革ということで現在取り組みを進めておりまして、こうしたこともしっかりすることがまた危機管理につながるという、そういうふうになっておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 御答弁をいただきました。ただ、老婆心ながら、先ほど佐々木部長のほうからもお話がございました。今回の政策、施策の変換は個人あるいは団体の、個人では家計に直接影響を及ぼす、あるいは法人、団体も法人税率

の見直し、引き下げ、そういった直接かかわるような政策、施策がございます。これは、市民あるいは企業経営者、団体関係者、いろんな各層各世代の方が不安に思っているところなのですが、こうした不安と期待に、問い合わせに対して、私たち市民と同じレベルでわからない、知らないでは大変行政としての役割が機能不全に陥るだろうと。ぜひともお答えしていただくような体制の整備に取りかかっていたきたい、そういうふうをお願いを申し上げます。

次に、市民文化ホールについてお伺いをいたします。先ほど山内教育部長のほうから、まだ仮称ではありますけれども、文化ホールの経過について御答弁を賜りました。この中で1点、アンケートについてまずはお聞きをしたいと思っております。私もちょうどいしたアンケートについて拝見いたしましたので、ちょっとお聞きをいたします。御承知のように、アンケートは情報収集を行うための調査方法の一つであろうというふうに考えています。今回市教委のほうで実施をされたアンケートの設問は全部で8問でした。①のほうでは、これは問いなのですけれども、このアンケートは文化、芸能、芸術の各団体を対象に、あるいは限定して実施されたのでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） アンケートについてお答えをいたします。

本アンケートにつきましては、市民会館が老朽化をして今後は使える可能性が不可能になるということでもありますから、今使っている市民会館の大ホールを利用している方、そのほかに市民文化センターの多目的ホールを活用している方、それから福祉センター、風連の福祉センター大ホールを使用している方、そういう団体を対象に行いまして、61団体にこのアンケートを発送して回答をまとめたということでありまして、61団体に発送しまして47団体からこの回答を得たという

状況にあります。

以上です。

○議長（小野寺一知識員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 今団体に限定をして61団体、47団体から回答があったというお答えをいただきましたが、回収されたアンケートの集計結果についてはどのような傾向というのが見られたのでしょうか。

○議長（小野寺一知識員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 先ほど質問にございましたように、アンケートについては8項目についてお尋ねをしております。まず、1つ目については、ホールの必要性ということでありまして、必要というのは41ということでございます。47団体のうちの41団体が必要ということで、回答なしというものが5つ、それから不要というものが1つという状況にあります。

それから、2つ目の大きな項目として、ホールの規模はどのようなものを期待されますかという問いでありましたけれども、これについて一番多かったのは500から600席というのが14団体、その次が400から500というのが12団体、同じく600から800というのが12団体ということで、400から800の間の規模というお答えがございました。

それから、3つ目の項目で、付随する機能ということでアンケートをいただきましたけれども、これはこちらのほうから複数の例を出してありまして、その中から複数回答もということであります。1つ目には、奥行きだとか間口、舞台そでのステージ設計など、それから音響や照明、舞台演出に係る設備、それから楽屋、リハーサルなどの設置、そういったようないろいろなものがありまして、この中で一番多かったのがステージの奥行きということで41団体から希望といいますか、要望がございました。それから、音響が39団体、それから出入り口に関する部分について37団体というような主な回答でございました。

それから、4つ目の設問でありますけれども、これはそれぞれの団体でどのような活用法を考えられますかという設問でありましたけれども、これについては定期的な練習に使いたいというのが24団体、それから他団体も使っていただきたいというので、全道大会だとか管内大会や研修会、そういったものが22団体ということでございました。

それから、5つ目の項目で、既存の施設での活動を続けますかという問いでありますけれども、これについては既存の施設も利用するという部分が25団体ということでございました。

それから、6つ目の項目でありますけれども、ホールが建設されたらどのような舞台芸術が見たいですか、聞きたいですかということでありますけれども、これについては複数の回答でありますけれども、音楽ジャンルに関するもの、これは吹奏楽だとかジャズだとか歌謡曲だとかという部分が入りますけれども、118の項目であります。それから、続きまして芸能ということで、いろいろな舞踊だとか地域民俗芸能、そういったものが入っていました。これが101団体。次いで演劇の関係で、人形劇や演劇、ミュージカルというのが58団体という状況にございます。

それから、7項目めについては、ホールの開館後、貴団体にホールの運営に協力、参画いただけるとしたらどのようなことが考えられますかという問いでありますけれども、これには例としては鑑賞事業への協力、チケット販売等の協力と。それから、軽食、喫茶コーナーの運営といったことで例を出しておりますけれども、これについては鑑賞への協力というのが28団体、それから回答なしが12団体といったような状況にございます。

最後に、8項目めについては、ホールの整備に当たって御希望などがあれば自由に記載してくださいということでありますけれども、これについてはそれぞれ御意見があったということで、必要であれば後ほどお答えさせていただきたいと思

ます。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） それぞれ設問ごとの回答をお教えいただきましたが、アンケートは多ければ多いほど抽出される資料の精度が高くなるだろうと、私はそう思うのです。ただ、今回団体のみにアンケートを実施されたということで、広く市民を対象に実施されなかったという理由は何かございますか。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） まず、検討会議の中でどのようなホールをつくったらいいのかということでの検討、チームの役割ということで前段お話をさせていただきまして、その中で現在それぞれが利用されている団体でどのような希望があるかということをご参考にして検討会議を進めると。検討会議を進めた中で、先ほど申しましたように10月上旬ぐらいに市民懇話会を予定しているということで、その中で検討会議の検討の状況についての資料を提供して、市民懇話会の中で、またその中で意見交換をしてもらうということを考えておりますので、今回のアンケートについては検討会議の素材ということでアンケートをとらせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） そうすると、市民懇話会10月に立ち上げて、どういう経過でどういう論議、討議、協議がされるかわかりませんが、再度市民の皆さんを対象にした意識調査を実施されることもあり得るわけですか。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 全市民を対象にということでは非常に難しいものがあると思うのです。そういった意味では、市民懇話会というのが市民の代表ということで考えておりますから、市民懇話会の方々が市内でそういったような意見をいた

だいて、懇話会の中で意見を反映してもらうというように必要なのかなというように思っております。また、先ほどちょっと申し忘れてましたけれども、市民の皆さんからも自由な意見をということで、広報や、あるいはホームページ等で求めておまして、それらについては何件か寄せられているという状況でございます。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 再度またアンケートに戻って恐縮なのですが、1点だけちょっと気になったものですから御説明をいただければと思うのですが、設問1です。ちょっとお手元にアンケートがない方もいらっしゃるだろうと思いますので、ちょっと私のほうで読んでみます。老朽化に伴う市民会館大ホールにかわる文化大ホールの建設を検討しているが、市民会館大ホールを設けることについてどう考えるかと問うています。回答は、文化振興のためには新たな施設が必要である。もう一点、市民会館大ホールが廃止となっても新たな施設は不要である。この2つが回答として用意されているのですが、どちらか丸をつけるようになっています。この2つの回答のうち、施設は不要であると回答した場合の設問がいきなり最終設問のナンバー8に飛んで、ナンバー8の設問はこうなっております。文化大ホールの設備に当たって御希望があれば自由に記載をください。1番の設問から一気に最終の設問8番に飛んでしまうのですけれども、ここは先ほども申し上げたようにアンケートは回答が多ければ多いほど分析能力もあるのでしょうか、多ければ多いほど精度の高いものになるというふうに申し上げましたけれども、なぜ不要かと回答するまでに至った経過を問う設問が少ないように思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 考え方の相違もあろうかと思いますが、ここでは設問としては

不要であるという部分から8番に飛べということなのですが、この設問の2以降については施設の規模だとか、あるいはホールの機能ということで回答を得たいということにありますから、不要という方にそれを求めるというのはどうなのかなということで、これについては不要ということであれば1問から8問に飛んだという状況にあったというふうに考えています。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） ちょっとくどいなというふうに言われそうなのですが、ただ最初の設問で問い方が大ホールになっているという、これは以前のどこかでも議論になっていたところなのですが、問いの2のところ固定席が4から800ぐらいまでの設問がそれぞれ5つぐらい用意されているのですが、こういったところで不要と答えるまでに至った方の答えが問い2のところでは全然反映されないなど。なぜ不要と考えるかということまで、大ホールというネーミングと固定客数、席数ですか、こういった相関関係も十分配慮した設問が別途に用意されていてもいいのかなというふうに思ったものですから、ちょっとお聞きをいたしました。アンケートの集約の結果については、広く告知されているのでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 先ほど申し上げたように、検討会議の中での素材ということで検討をするためにいろいろな利用団体がございますけれども、その方々がどういう考え方を持っているのかということで検討会議の中でそれを素材にして検討すると。その検討会議の検討結果については、先ほど申しましたように市民懇話会の中に提供していくということでございます。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 市民文化ホールについては、後ほどまた時間があれば最終的にもう一点

だけちょっとお聞きしたいところがあります。ちょっと時間の関係で次に進めさせていただきます。

中心市街区域の再生と活性化について再質問させていただきます。9月7日に議員協議会が開かれました。このとき名寄駅の隣接地の開発について経過報告がありましたが、その後補足説明する内容についてございますか。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 議員協議会の中でそれぞれの議員の皆さんから計画の内容あるいはその根拠含めていろいろと御指摘をいただきましたし、さらには3者協定に基づく市あるいは西條、商工会議所、ここでその事業の内容について具体的に煮詰まったかということを含めてお話をいただきました。今般議員協議会の後、関係向きといろいろと協議をさせていただきましたけれども、事業を実施する西條と、いわゆる公衆浴場をやっている業者との間の協議がいま一つ調わなかったということで、今回の議会での提案という部分については見送ったということをご話させていただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） せんだって市民の方とお話しする機会があったのですが、今の駅横あるいは隣接、新聞によっては駅前という表現もあるのですが、いろいろな表現がついている地区なのですが、見識の非常に高い市民の方からこんなようなお話をされました。複合施設と民間事業が開発を予定している地区、地域、区画、いろいろやり方があるのだらうと思いますが、見ていると市が予定しているバスターミナルセンターを核とした複合施設、民間事業者が開発をしようとしている区画とどうもそれぞれの施設が独立していて、地域生活者である市民の側からすると非常に使い勝手が悪いように見えるのだけれども、大石さん、どうだというふうに言われたものですから、よく私もいただいている図面を上から鳥瞰あるいは俯瞰しながら見ていると、そ

ういえば意外とバスターミナルセンターから例えばちょっとお弁当を買いなと思っているとき、かなり距離的にあるのかなというような、複合とはいかがなものかと思うのですけれども、それぞれの施設が独立しているがためにどうも使い勝手が余りよくは見えないように思うのですが、再度このレイアウトについて民間事業者との話し合いを持つような計画というのはございませんか。

○議長（小野寺一知識員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） この民間事業者と市の公共部門の事業展開については、極力それぞれが独立した形でなくお互いに動線的に市民の皆さんが行き来できるような、そんなことをずっと考えながら、今までもこの計画案を練ってきているところがございますし、これがコンクリートという状況にまだなっておりませんから、そういった部分の独立、独立というようなことで市民の使い勝手が非常に悪いというような状況があれば、それは十分協議をしていく余地はあるというふうに思います。

○議長（小野寺一知識員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） さらにちょっとお聞きをしていきたいと思うのですが、先ほどもお話しした非常に見識の高い何人かの方とお話をする機会があったものですから、じっくり勉強させていただいたのですけれども、その中である商業者の方がこんなふうにおっしゃっていました。商人というのは、みずからの才覚と度量で商いを行うのが基本なのだ。行政が用意した場所で、施設で商売をやるようになったら、商人としてはその先行きは知れたものだというような話をされていました。何を言いたいのだというと、言葉のほうからニュアンスを酌み取っていただければありがたいのですけれども、18年の年末から昨年の年末に徳田の大型店、一昨年、20年の年末には生協の進出と。どうも1年ごと、隔年ごとに年末に、しかも大手商業者と言われる方が名寄の商業地に魅力を感じて出店あるいは進出を表明されている

という極めて規則的な事業展開を想像するのですけれども、ここら辺でひとつ名寄市の商業振興、中活でもいいのですけれども、ハード面に力点を置かざるを得なかったという側面は十分理解するのですけれども、どうか今後は先ほど商人道を説いておられた商業者の話も含めていくと、ハードからソフトに軸足を置きかえた政策、施策を打ち出していく必要もあるのではないかとこのように考えます。今資本金1円でも株式会社が設立できる時代です。資本金1円だからといって1円で会社が起きるわけではなくて、このためには定款だとかなんとか準備をすると四、五十万円かかるのだらうと思いますけれども、新たに会社を起こそうという人と起こそうとする人を手助けするNPO法人、こういった方を対象にした創業プランコンテストみたいのを実施したらどうかと思うのですが、この点について経済部長、いかがお考えですか。

○議長（小野寺一知識員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 今大石議員からお話ありましたいろんなハード、ソフト含めた市の商業者向けの支援制度といえますか、これについては中小企業振興条例に基づいて支援をしているわけであります。また、時によっては国、道の制度も利用するというようなことになりますけれども、これらについては中小企業振興審議会、こういった審議会ありますから、ここで十分協議検討をしてやっていくということになっております。さらには、その事業の中でも全面的にやるということではなくて、一部について支援をして、ぜひ足腰の強い経営をしていただきたいということを念願に置きながらこういった支援をしているわけでございまして、商業者の感覚からいけば今お話ありますようにきちっと自立してもらおうというのはもう大前提でございまして、そういった形になるために一定の支援をして商工業の振興を図っていきたいということでございます。今御提案がありました新たに一つの事業を起こしたいという

ような部分の話だとか、あるいは創業プランをいろいろ御提案いただいて、その中でいわゆる提案型の事業について支援していくとか、いろいろな方法はあろうかと思えますけれども、国の中にも最近はそのような補助制度というものが非常に多くなっておりまして、名寄市の中においても今お話あった部分については、中小企業振興審議会等を含めて検討させていただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 今部長のほうからお話がありました中小企業の振興条例に基づく商工支援策ガイドというのを私もいただいているのですけれども、あるのですね、意外と。意外とあるのですけれども、いずれも補助基準あるいは事業内容、そういった申請する段階で足切りみたいのが結構ありまして、決算なんかもここ拝見しているとなかなか手の届きにくい支援策なのだなというのがよくわかります。ですから、やりたくても補助基準が100分の20だの50だのという、こういうことで、しかも主に大体が運転資金です。私が申し上げたのは、立ち上げる創業までの資金がまず手元不如意という言葉があらうかと思うのですが、こういった方を対象に創業支援する施策があっただけというふうに思うのです。ぜひ検討していただいて、現行の支援策のガイドで拝見する中で民間での反応が鈍いのであれば、名寄は3万1,000人足らずの人口規模の中で大学があると。大学があるのであれば、その大学の強みを生かした学生の創業支援を促すようなさっきのコンテストみたいのを実施してはどうなのだろうと。アイデアです。こういったものが一つの起爆剤になって、民間の創業企業、考える方の触発を、あるいは啓発、早発を促すだろうと私は考えますが、民間での反応が鈍ければ大学の学生を対象にした学生振興のビジネスプランコンテスト、今ちょっと思いついて言っているのですけれども、こういったものについて発想を広げていくお考えはいかがですか。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） そういう話は、本当に札幌圏なんかを中心に最近よくお話を聞いておりますし、そういう中から学生みずからが起業して成功しているお話も聞いております。名寄もそういう意味では大学を有しているわけですから、そういう可能性は十分あるのだろうというふうにも考えております。いわゆる新たな起業という部分で見れば、市の振興条例もそうなのですが、農業サイドの中でも若い後継者等々が新しい事業にチャレンジするというようなことで、総合計画の新しい中でチャレンジ支援事業補助金だとか、こういったメニューもつくりながら、商工関係の皆さん方に促しているということで、去年はなかったのですが、ことあたりもチャレンジ事業を活用して2件の事業の申請がございますし、そういう意味では徐々にではありますけれども、そういった起業的な精神を持って若い人が新たに事業展開をしているというような状況もございますので、今言ったことも含めて検討させていただきますけれども、行政の中でもいろいろとそういった部分に配慮はしていきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） ぜひ取り組みをしていただければというふうに期待を申し上げます。

最後に、行財政改革について質問をさせていただきます。毎回のように行財政改革についてお尋ねをしているわけなのですが、たまたま今回は行政報告の中に行財政改革についての取り組みについて1行たりとも触れておられなかったのですから、ことしの6月以降の行財政改革の取り組みについてはどうなっているのだろうという極めて素朴な疑問等あったものですから、お尋ねを申し上げました。もう一点ちょっとお聞きをしたいのですが、私の記憶では今回も開会の初日に職員の不祥事、不手際にまつわる1報が報告されておりましたけれども、6月の定例会であったなと私は記憶しているのですが、佐々木部長のほう

から職員の資質あるいは評価というものを、これは検討事項ではありますけれども、それに先駆けて管理職の評価をやっていききたいというようなお話があったかなという理解があるのですけれども、この管理職の評価についてはどのような進捗状況なのでしょう。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 管理職の人事評価の関係につきましては、各市の状況を調べまして、ことしの8月からするということでいろいろ準備を進めましたけれども、ほかの行革の関係の作業もありまして、今現在10月以降にということで、試行なのですけれども、ちょっと実施がおくれております。なるべく早い時期に立ち上げて、今年度中に試行するべく今準備を進めております。現実におかれております。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） そういったことも含めて、時々刻々と変化をしているのだらうと思います。後手に回っている、おかれて、遅延、遅滞している事柄について報告するのはなかなか大変だらうとは思いますが、こうした耳ざわりのよくないこと事柄についてこそ、私たち議会のほうにも、あるいは市民の皆さんに報告をしていただくようお願いを申し上げたい。

最後に、教育委員会のほうに1点だけ。老婆心で大変失礼な問いかけを1点残しているのですけれども、設問の中に、これはいろいろ意見の分かれるところだらうと思うのですが、設問の1、1行目に名寄市では市民会館大ホールの老朽化が著しいため同ホールの代替施設と、こう書いてあるのです。普通私たちの一般的な読み方としては、ダイタイというふうに読むのだらうと。でもダイガエというのも決して間違っていない。これ重箱読みというのだそうですが、こういった読み方という、文字の使い方です。悪貨は良貨を駆逐するというのがあります。今まで読めない人がこういう無理やりな読み方をされていて市民権を得てい

くという言葉が結構あるのです、一生懸命だとか。いろいろあるのだらうと思うのですが、このダイガエ施設というのは教育委員会としては市民権を得ているというふうにお考えですか。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 非常に難しい問題なのですけれども、本来的にはダイタイ施設ということで読み上げるのが正しいのかなと思いますけれども、今言ったように重箱読みという部分もありますから、これも間違いではないのかなというふうに思いますが、本来的には普通のダイタイ施設ということで統一するのがよろしいのかなというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 以上で大石健二議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

照明灯に発光ダイオードの導入を外4件を、高橋伸典議員。

○15番（高橋伸典議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして、質問してまいります。

まず初めに、大きい項目、照明灯に発光ダイオードの導入についてお尋ねいたします。地球温暖化対策は、まさに地球全体で取り組む問題であります。一個人、一自治体が進めていかなくはCO₂の削減はできないというふうに思います。温暖化の一番の原因は、人類が石油や石炭を大量に使った結果、二酸化炭素がふえたこととあります。エネルギーや資源の消費を減らせば、二酸化炭素は少なくて済みます。私たちのできる第一歩は、電気やガスの無駄遣いをなくすということとあります。行政も市民とともにCO₂削減を進めなければなりません。CO₂削減の本市の対策と取り組み

と推進状況をお知らせいただきたいというふうに思います。

次に、公共施設の照明、街路灯にLEDの導入推進をは、新人議員の持田議員が譲っていただきたいということです。答弁は必要ありません。

続きまして、大きい項目、新型インフルエンザ対策についてお尋ねいたします。本格的な流行が既に始まっている可能性があるとして8月19日、厚生労働省は全国の定点医療機関からの報告を踏まえ、新型インフルエンザの流行入りを宣言をいたしました。5月に初の国内感染が見つかり、騒然となった新型インフルエンザ、6月に入り終息するかに見えていましたが、感染はふえ、8月28日、国内感染者は最高で1日当たり76万の患者が発生し、ピーク時の入院患者は4万6,000人を上回るという厚生労働省の試算が出ております。最近新聞では、新型インフルエンザの記事が毎日のように出ております。管内の新型インフルエンザの発生状況と対策をお知らせいただきたいというふうに思います。

きのうの新聞にも名寄保健センター、名寄保健所のインフルエンザ予防対策の新聞も出されましたが、5月の発生時には病院には直接行かず、電話で対応や、今は変わりましたが、市民の側からわかりにくいという声とインフルエンザへの恐怖等の対応に苦慮しております。市民への予防対策と感染時の病院対応並びに市民への周知方法をお知らせいただきたいというふうに思います。

国立感染症研究所インフルエンザウイルス研究センター、田代センター長は、5月に発生したインフルエンザは圧倒的に小さかった。そこで、新型は大したことがないという誤った安心感がはびこってしまいました。妊婦や基礎疾患を持つ患者などは、重症化や死亡の危険が高くなると言われております。ベッド数も人工呼吸器も足りない状況だが、そもそも発熱外来をやめたことが間違いだった。医療機関への負荷を防ぐため、患者の病状に応じふるい分けるトリアージが必要になると

言われております。名寄市立病院と市内医療機関との連携と対策の理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目の3つ目、育児世帯へのごみ袋無料配布についてお尋ねいたします。子育て支援は、国や行政も進める中で、親子が安心して暮らせる環境をつくるのが大切であります。育児世帯のおむつの量は、1日3回から4回取りかえるため、有料袋はすぐに満杯となってしまいます。育児世帯へのごみ袋無償配布事業は、北海道の他市でも行われておりますし、大阪府阪南市では市指定の有料ごみ袋をゼロ歳児には容量30リッター、1歳児には15リッターを年間120枚、無償配布を行っております。本市として紙おむつを使用するゼロ歳児へのごみ袋の無償配布の理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目4番目、高齢者世帯に命のカプセルをについてお尋ねいたします。高齢者世帯では、救急時に一緒に暮らしていても対応に苦慮する場面が見受けられます。そのような世帯は、本市にあるのかをお知らせいただきたいというふうに思います。

また、救急車出動件数、種別と高齢者の利用割合をお知らせいただきたいというふうに思います。

高齢者世帯には、病気の状況や緊急連絡先などの情報を収納し、救急時に救急隊員などが迅速に的確な救命処置を行うものです。血液型や治療中の病気、病歴、受診医療機関、アレルギーの有無、服用中の薬、緊急時連絡先など記入、救急医療情報シートを入れ、冷蔵庫に保管してもらうというものであります。いざというとき大いに役立ち、高齢者の安心確保の観点から必要と思われませんが、理事者の御見解をお願いいたします。

最後に、大きい項目の5番目、東地区との町中連絡橋についてお尋ねいたします。東地区の発展的な施策である東西連絡橋は、昭和50年ごろ市でも検討された経過があるように思います。南1丁目、南10丁目、南2丁目の陸橋と踏切とあり、

検討されたと言われておりますが、その経過をお知らせいただきたいというふうに思います。現在その当時車社会の中で生活していた方々が車から離れ、左右の陸橋に行くのも足腰が弱って大変だ、また陸橋の高さの高低差があり、上りおりするのが大変だという声を今回多数の方々からお聞きいたしました。行政として東地区と町中の連絡橋のそのときの状況経過、また理事者の御見解をお願い申し上げ、壇上での質問を終了させていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 吉原生活福祉部長。

○生活福祉部長（吉原保則君） 高橋議員からは、4点にわたり御質問をいただきました。1、3につきましては私から、2、4につきましては福祉事務所長、5につきましては建設水道部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず1点目のCO₂削減対策の本市の取り組みと推進状況についてお答えいたします。本市では、事務事業によって生じる温室効果ガスの排出を抑制するため、ウォームビズを初め節電、節水等に取り組んでまいりましたが、より実効性を高めるために地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく実行といたしまして、平成20年3月に平成19年度から23年度までの5年間を計画期間といたしまして、市が直接管理する庁舎、支所等の施設及び車両等の使用により廃止される温室効果ガスの平成23年度における排出量を平成17年度より5.5%削減することを目標に名寄市地球温暖化防止実行計画を策定してまいりました。

この計画の進捗状況といたしましては、基準年度の平成17年度と比較して平成19年度の事務事業によるCO₂の発生量は全体で5.6%減少し、また平成20年度につきましては速報値でございますけれども、7.2%の減少となったところでございます。具体的には、昨年の11月からはごみの減量化、CO₂排出量削減のため、市、消費者協会、市内大型店4店舗との3者で協定を締結し、

レジ袋の有料化を実施したところでございます。実施直後の12月には、4店舗のマイバッグ持参率は80%台になり、消費者協会が3月に調査した時点では30%弱でございましたので、大型4店舗に限って申しますと飛躍的に伸びた状況になっており、現在のマイバッグの持参率は90%前後となっているところでございます。また、市内全世帯に家庭でできる温暖化対策10カ条と環境家計簿のリーフレットを全戸配布し、市民の皆様にご協力をお願いしたところでございますし、また子供たちには小学生のうちから温暖化防止対策としてできることをわかりやすく説明し、意識の向上に役立ててもらおうという趣旨で、昨市内11小学校に担当課の職員が訪問し、出前講座とパネル展などを開催したところでございますが、今後さらに市民と一体となった新たな温暖化防止対策ができないか、調査研究を進めてまいりたいと考えているところでございます。

さらには、温暖化防止につながるごみの分別や減量化、資源化については、ごみをつくらない、再使用する、リサイクルするの3R運動への取り組みや現在実施しております廃食用油及び古着の回収につきましても今後引き続き実施してまいりたいと考えているところでございます。温暖化防止対策の効果を上げるためには、全国レベルの技術革新や大企業の取り組みが必要だと考えますが、どんな小さなことでも多くの市民が参加する地道な運動も重要だと考えているところでございます。今後におきましてもさまざまな機会をとらえ、温暖化防止の取り組みを市民の皆様にご呼びかけてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

続きまして、大きな項目3番目の紙おむつ使用のゼロ歳児へのごみ袋無償配布をについてのお尋ねがございました。紙おむつにつきましては、本市では現在炭化ごみとして排出していただき、処理をしているところでございます。本市では、ごみの減量化に取り組んでおり、使い捨て商品の購

入を自粛するよう市民の皆さんにお願いしているところであり、布おむつの使用も広がっていただけとは思っているところでございます。議員御質問の紙おむつ用ごみ袋の無償配布につきましては、平成15年の一般廃棄物処理手数料の有料化の導入の際に検討した経過がございます。紙おむつにつきましては、ゼロ歳児だけではなく在宅の高齢者、介護認定者、またストーマ用装具を使用されている方もいらっしゃいます。無償配布をするためには、該当者の把握、配布等に相当の労力と経費がかかること、余剰分が他の人に渡り、目的外に使用されるのではないかということなどが懸念されました。また、有料化によりごみの流れは分別に関係なく安い袋に流れるという傾向があり、無償にすることで埋め立てごみと資源ごみが混入することなども考えられ、さらには炭化施設の機械設備に重大なダメージを与えることも想定されました。これらを踏まえまして、炭化ごみの袋を当初の黄色い6リットル、12リットルに加えまして、ピンクの20リットル、40リットルの4種類を用意し、値段につきましてはいずれも40円、80円と同額でございますけれども、埋め立てごみの袋と同じ容量といたしまして、容量といたしましては3倍強となり、手数料の軽減が図られたところでございますし、埋め立てごみと同じ手数料となることにより、埋め立てごみが炭化ごみに流れることもないと考えておりますし、また資源ごみが有料の袋に入ることはないと考えているところでございます。子供に教育費がかかる世代、住宅ローンを負担する世代、医療費がかかる年代などなど年代によって費用が種々かかってまいります。現段階におきましては、ゼロ歳児のいる家庭に対してのみごみ袋を無償配布することは、先ほど申しましたピンクの袋により一定の軽減を図っていることであり、また世代間における不公平感も伴うため、適当ではないと考えておりますので、ぜひ御理解を賜りたいと思います。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 高橋議員からは、大項目2点目、新型インフルエンザ対策についてのお尋ねがございました。最初に、管内の状況と対策についてお答え申し上げます。

ことし4月にメキシコで発生した新型インフルエンザは、5月には国内、6月には道内にも感染が拡大し、さらに8月下旬からは学校を中心に急激に拡大し始め、道内も流行期に入ったことが9月4日明らかにされました。名寄市管内の発生状況につきましては、8月26日上川北部地域での初の集団感染が高校で確認され、休校措置が図られました。また、9月7日には市内の幼稚園1カ所において新型に感染したと見られる児童が確認され、休園措置がとられており、市内においても感染拡大が懸念されます。この新型インフルエンザ対策につきましては、当初インフルエンザ簡易検査でA型が判明した段階で新型か季節型か確定検査を全員に実施し、個別検査が行われてきましたが、ウイルスが当初に想定された強毒性のものではなく、季節型インフルエンザの症状とほとんど変わらないこと、確定検査での結果の96から98%が新型インフルエンザであることなどから、北海道の対応として8月25日からは集団感染による休校措置等の基準以外はこれまでの季節型インフルエンザとほぼ同様に対応していくこととされました。また、個人、集団のいずれにおいても簡易検査でインフルエンザA型が判明しても確定検査は実施せず、実施する場合は福祉施設等において重症化しやすい対象者の一部に限るとされました。そのためそれ以降の保健所における管内の患者発生状況につきましては、個人レベルでの確定検査は行われていないため、公表されず、集団感染は2件のみの公表にとどまっております。名寄市では、ことし5月上旬に名寄市新型インフルエンザ対策連絡会議を立ち上げておりましたが、9月7日の発症の報告を受け、同月8日に第3回目の会議を開催し、状況を見守っておりましたが、

さらに感染者の増加を確認し、14日に対策連絡会議を対策本部に格上げし、引き続き対応を進めてまいります。

なお、管内の患者発生状況についてでございますが、先ほども申し上げましたとおり8月25日から対応方法が変更され、名寄保健所が感染症対策としての管内の集団発生のみ数値を公表することとなり、個人の罹患数については名寄市立病院ほか2医療機関の発生数を2週間ごとに発表することとしておりますので、現在名寄市の市民の方が何人感染しているか把握はできない状況でございますので、御理解をお願い申し上げます。

次に、市民への予防対策と感染時の病院対応並びに市民周知について申し上げます。先ほども申し上げましたとおり、現在道内も流行期に入り、この9月下旬から10月上旬には流行のピークが予測され、感染者総数は道民全体の5人に1人に相当するのではないかと懸念されております。ただ、症状の大半が季節性インフルエンザと変わらないとの認識により、医療機関の受診方法が変わっております。当初発熱症状があった場合は、発熱相談センターを通して発熱外来を受診することとされていましたが、8月10日からはすべての医療機関での受診が可能となっております。ただ、極めて感染力が強いことから、患者数の増加が想定され、医療機関での混雑も懸念され、また一般の診療患者と混在することでさらに感染拡大のおそれがあります。このため発熱などの症状がある場合は早目の受診を心がけること、受診する際には医療機関に事前に電話で受診方法や時間などを確認し、必ずマスクを着用して受診すること、慢性疾患で治療中の方はまずかかりつけの医療機関で受診するように、さらにうつらない、うつさないための予防対策も含めて9月広報と一緒にチラシを回覧し、市民周知を図ってまいりました。さらに、保健センターにおいてこれまで罹患後に重症化が報告されている妊婦さんや小さいお子さん、高齢者などの来所者に対し、手指消毒や健康チェ

ックを行い、チラシを配布し、注意を呼びかけているところでございます。流行の情報は日々変わりますので、今後も新聞、ラジオ、地域での会合等を通してさまざまな情報を提供し、感染拡大防止に努めてまいりたいと考えております。

次に、名寄市立総合病院と市内医療機関との連携と対策について申し上げます。対応を時系列に申しますと、最初に世界保健機関が豚インフルエンザに対してフェーズ4との発表をした4月28日に保健所に発熱相談窓口を設置しました。4月30日には、警戒レベルをフェーズ5に引き上げられたことにより、市立病院では北海道からの要請により感染症病棟に発熱外来を設置し、院内の対応マニュアルを作成したところであります。6月12日には、世界的感染拡大によりフェーズ6、世界的大流行期を宣言しました。日本でもその間全国的に感染者が拡大したことにより、8月10日から先ほども申し上げましたように対応方針が医療機関で直接受診ができるというように変わっているところでございます。これからも感染拡大が懸念されますが、手洗い、うがいなどの予防をしっかり心がけて、不要な外出は控え、外出する際にはマスクを着用するなど予防策をそれぞれ対応しなければならぬ状況であります。市立病院では、1階の玄関にマスクを自動販売し、速乾性アルコールジェルの消毒液を配置し、また各病棟でも同じ対応をしております。新型インフルエンザは、保健所が所管ということもあり、重症化につながる患者以外市立病院が特に他の医療機関と連携を図るといったことはありません。重症患者が出たときは、市立病院では症状に応じた対応をすることとなりますが、予防対策を徹底させることが重要でございます。妊娠中の方、透析者あるいは糖尿病など慢性疾患を持っている方は重症化につながりやすいため、地域における情報を収集し、市民へしっかりと情報提供を行い、疑いのあるときには速やかに受診するといった体制について周知してまいります。

次に、大項目、高齢者世帯に命のカプセルをについて申し上げます。最初にお尋ねのございました高齢者の現状について、本年8月末現在の住民基本台帳による名寄市の高齢者数を申し上げます。総人口3万939人のうち、65歳以上の方は8,187人で、高齢化率は26.46%になっております。さらに、総世帯数は1万4,747世帯で、うち高齢者単身世帯が2,103世帯、高齢者世帯は2,133世帯となっており、高齢者世帯の合計は4,236世帯となり、約3割に達し、いずれも増加傾向を示しております。

なお、名寄消防署による独自調査によるひとり暮らしの高齢者数は、平成20年度で1,182世帯、名寄では799世帯、風連では383世帯となっております。

次に、小項目2番目の救急車出動件数の種別と高齢者の利用割合について申し上げます。平成20年度名寄消防署による事故種別搬送状況では、全出動回数は983件で、このうち570件が老人となっております。事故の内訳は、急病によるものが一番多く385件、次いで負傷が93件となっております。また、独居老人等を対象に設置した緊急通報システムの利用状況では394件の通報がありましたが、誤報等輕易に処理されたものが多く、救急の出動は24件となっております。

次に、小項目3点目、命のカプセルの配布について御提言がございました。命のカプセルの配布の目的は、高齢世帯でも特に高齢独居の世帯の方が万が一の救急時に備え、個人の医療情報や緊急連絡先などを書き入れたものと持病の服用薬等を一つの容器にまとめ、冷蔵庫などに保管することで緊急時に対応するものとして、普及が全国的に進んでおります。当市におきましても世帯の高齢化、独居化の増加が進展しておりますので、配置に向けて前向きに検討してまいります。

なお、具体的にはこの命のカプセルが高齢者のまさに命の綱となり、その実効性を高めるため、配置物の形状やプライバシーの保護についても考

慮し、この配置によりその実効が上がるような方法を地域ネットワーク組織や民生委員児童委員等と協議を行いながら進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 私からは、大きな項目の5番目、東地区と町中の連絡橋についてお答えをさせていただきます。

東西連絡橋の建設計画については、平成6年当時から東地区の13区、14区、旭栄区の地域のほうから要望がありまして、地域町内会や商店街連合会あるいはJR旅客、JR貨物本社などと協議を重ねてまいりました。協議では、連絡橋の構造として跨線橋や地下道での検討、建設の位置については南5丁目付近がいいのではないかなどの意見が出されていましたが、JR貨物敷地がありまして、コンテナ輸送等を考えた場合にJR貨物としては敷地の上に障害物になる連絡橋の架設に理解を得ることができませんでした。また、連絡橋の長さが約150メートルと長く、財源的なことや地形的なことがありまして、計画の実施には至りませんでした。近年の高齢化社会に向けての都市機能の充実や生活利便施設の整備の必要性は理解しておりますが、過去の協議経過及びJRの旅客数の減少などを考慮しますと、非常に難しい状況にあると考えております。

東区の連絡につきましては、狭隘で御不便をかけていた南2丁目踏切が日本貨物鉄道株式会社及び北海道旅客鉄道株式会社の御協力をいただきまして、円滑な通行と歩行者の安全、安心を確保する目的で、踏切拡幅改良工事に今年度から着手できることになっております。平成21、22年度で完了するよう努力してまいりますので、完成後にはこの踏切と東西バスを併用することで東西地区の連絡が少しでも解消されるというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいというふうに思っています。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） ありがとうございます。まず、要望と再質問をさせていただきます。

まず、インフルエンザについて質問いたします。今答弁ありましたように、本当にこの9月の下旬から10月上旬にかけてがもうインフルエンザのピークということで、先ほど言ったように約76万人、そして入院で4万6,000人が出るのではないかという。感染するのは、もう日本の人口の半分が感染するというふうに言われているぐらいすごい状況になっております。タミフルも一応4万5,000人分ある。でも、10月下旬にできるワクチンが1,700万人分。でも、その5,400万人分のワクチンが足りないのではないかということ言われておりますけれども、名寄市の市立病院のタミフル等の状況だとかというのはどういう状況なのか、ちょっと教えていただきたいというふうに思いますが。

○議長（小野寺一知議員） 香川病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（香川 譲君） 最近のうちの院内で、薬剤部で押さえている状況はタミフルが6日分、それとリレンザが6日分、それとタミフルのシロップ、これが子供用なのですけれども、大体10人分ぐらい。いずれにしても、うちのほうで院外薬局をやっておりますので、これらの薬についてはもし入院で起きた場合、患者さんで起きた場合に使われると。そのほか外来で来られた方については、処方せんを出して調剤で扱っていただくと、こういうふうになっています。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 市立病院と院外薬局の分で、安心というふうに言われています。先ほど言ったように基礎疾患を持たれている、ぜんそくとか呼吸疾患、また慢性疾患だとか糖尿病、肝機能障害の方々だとか妊婦さん、また乳幼児、高齢者の方々がやっぱり免疫がないので、かかりやすというふうに言われています。そんな中でこ

の疾患されている方、先ほど言ったようにマスクや何か、外出されないようにだとか、いろんな部分言われておりましたけれども、きょうの道新見ましたら、人工透析されている方、病院で38度以上になった場合、これも一つの方法で、病院が違う病院に移って下さいというふうに、指導されたというふうに書いてありました。結局やっぱり患者さんは38度を超えると、自分は新型ではないかと最寄りの病院に行くのですけれども、名寄市の場合は市立病院は人工透析やっていますので、そういう患者と会わせない方法というか、そういう対策はとっておられるのかどうかというのをちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 香川病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（香川 譲君） 人工透析について今25床ありますけれども、月曜日ですと大体44名ぐらいの方が午前と午後を受けられます。あと、水曜日でも大体そのぐらいと。そういったことで、これまだ現場との話し合いの中なのですけれども、もし仮にそういう患者さんが出た場合、例えば時間差で受けさせると。場所については、25ベッドのほかに2床のベッドが別なところにありますので、同じフロアなのですけれども、一般のベッドとはちょっと離れたところにありますので、そこを利用していただこうというふうに今現場では協議しております。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 本当にそういう対応をよろしくをお願いします。

今現状先ほど名寄保健所の発表では人数は出せないということ言っておりましたけれども、先日の新聞から下川……まずいですね。下川の高校で患者さんが3名出ただとか、名寄の小学校で数名出たという情報がありましたけれども、今現状毎日のように新聞で患者さんの状況が出ておりますけれども、この状況というのは市民のほうには的確に通知させるような形にはできているのでしょうか。それをちょっと教えていただきたいと思

います。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 新型インフルエンザの患者数につきましては、保健所の管轄ということもございますけれども、感染症対策ということでございまして、今までにもいろいろな感染症、ノロウイルスとか、そういうようなたぐいのもの同じような扱いになっております。それで、保健所が把握しているのは名寄市立病院と、それから下川町立病院と美深厚生病院の3病院をサーベイランスしているというような状況になっておりまして、その患者数の統計的なプレス発表が出るのが2週間ごとということになりますので、それ以外に市内の医療機関で先ほど申し上げましたようにどこでも治療ができるというふうになった場合に、どの方が新型で、どの方が季節性かという部分については先ほどの答弁にも触れましたが、簡易検査A型はおおむね98%が新型でしょうという想定のもとに出るのですけれども、その部分で完全に感染して、いわゆる抗ウイルス薬が処方されているかどうかというのも医師の判断によるという部分がございますので、そのあいまいな部分も含めて数を数えるというのは極めて困難ということで把握ができませんという回答になりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 北海道でもA型になったらもう新型だよというふうに出ておりますし、ほとんどの方が新型のインフルエンザにかかるというふうになっております。先ほど病院のほうでは、タミフルや何かは6日分、リレンザとか6日分というようにあって、院外も確保されているみたいですが、そういう体制、また出たときにやはり市民の方にしっかりと訴えていくというのが予防にもつながりますし、今回もこのように各新聞社にこういうのをを出していただきまして、皆さんしっかりと勉強なされていると思いますけれども、本当にもう5月にインフルエンザが新型

が出たときに大して流行しなかったものですから、皆さんそうではないと。私も6月にちょっと東京に行かせていただいて、万全の体制でマスクをしていったときに、東京の方々だれもマスクをしておられなくてすごく恥ずかしい思いをしました。しかし、結局は冬にかかる時期、この9月、10月になってこれから本当に大ブレイクするのではないかというときですから、しっかりと名寄の保健センターでも病院でも市民の皆様の安全確保に最善を整えていただきたいなというふうに思います。これは要望としてお伝えしておきますので、よろしくお願いします。

次に、育児世帯のごみ袋無償配布についてお尋ねいたします。先ほど紙おむつを布おむつにかえてくださいというようなことを言われておりましたけれども、今現状やっぱりこの不景気の中で奥様も共働きをして、だんなさんも働いているという中で、おむつを使って、本当にもうだんなさんが高給取りで奥さんが見られるような状況だったらいいと思うのです。そして、生まれた後すぐには母親のところに行って育児をするというのが現状なのですけれども、その中で今ごみを減量にするということで布おむつにかえて、布おむつがいいという方はいますけれども、現実にはやはり紙おむつが90%ぐらい主流ではないかなというふうに私は思いますし、これから布おむつにかえろといっても、お父さん、お母さんがなかなかおむつを洗って、干して、そして子供にそのおむつをつけさせるという状況の時代かということ、結局はそうならないのが現実かなというふうに私は思っているのです。ごみ減量にするのは、もう間違いなく私は正しいことだと思いますし、現実性を見たときにはやはり今の若い方々が布おむつにかえてやっていけるかといったら、現状は厳しい状況にあるのではないかなというふうに思いますし、先ほど40リッターにして約5枚か10枚入っていて400円かそこら辺ですか、それでこの阪南市では120枚ですから、大体5,000円か6,0

00円しか袋として使わないですよ。名寄は、赤ちゃんが生まれたとしても年間に約200人前後か200人ちょっとかという状況ですから、そういうのを見ても100万円足らずでいけるのかなと。阪南市では、現状ゼロ歳児だけでなく1歳児も紙おむつを使うのだよということで、今回1歳児も半分の助成をするようになった部分があります。そういう部分で私は、不可能ではない金額でもありますし、やはり子育て支援のためには何とかやっていただきたいなというふうに思うのですけれども、もう一度答弁をいただきたいなというふうに思います。

○議長（小野寺一知識員） 吉原生活福祉部長。

○生活福祉部長（吉原保則君） 紙おむつの無償配布につきましては、先ほどもお答えいたしました。当初の有料化の際に想定しておりました黄色い炭化ごみの袋に加えまして、容量が3倍にふえた中でピンクの袋を御利用いただくというような措置を講じておりまして、このことによりまして金額的には3倍以上が軽減になっているということでひとつ御理解をいただきたいと思っておりますし、私どもも道内の他の自治体で乳幼児なり、あるいは寝たきりの方に対して無料の配布を行っているということは承知しておりますけれども、それらの自治体につきましてはいずれもというか、大方が有料化と同時にやっているような実態もございますし、私どもといたしましては平成15年から既に7年経過する中で、一定の軽減策を講じている中で定着している部分もあるのでないかと考えていますし、先ほどの答えで申しましたように世代間でさまざまな生活形態もございまして、そこら辺の格差というか、そういった部分での不公平感も伴うということで、現段階では難しいというふうに考えますので、ぜひ御理解を賜りたいと存じます。

○議長（小野寺一知識員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） わかりましたと言いたくないのですけれども、ある程度納得はします。

しかし、やはり子育ての部分は行政、国がやっていかなければならない部分です。本当にもう生まれたばかりの子供を抱える夫婦が安心して暮らせる名寄市をつくっていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、救急医療情報シート、命のカプセルについてちょっとお尋ねいたします。先ほど8月末で約26.46%の8,181の方が高齢化になっているということで、今回うちの息子もちょっとしたことで救急車を2回呼びまして、嫁さんがいたものですからある程度の部分は救急隊にも言えましたし、やはりお年寄り世帯または個人、ひとり世帯の場合は救急隊が来たとしてもきっと説明できない部分、そして自分の奥さんがもし倒れていた場合、動揺していて言えないことというのがたくさんあると思うのです。そんな中で今回救急医療情報シートという部分を出ささせていただいたのですけれども、本当に高齢者が安心して、救急隊が来たときに、これは阪南市では冷蔵庫の中に入れておくというふうにして、丸い6センチの筒で、プラスチック製で、そこに情報シートを入れておいて、冷蔵庫の中に保管しておく。何かあった場合、救急隊が来て、必ず冷蔵庫の中に入っているの、冷蔵庫をあけて、そしてその方の血液型だとか、今までの病状だとか、かかりつけの病院だとか、今飲んでる薬だとか、あと連絡先だとかというのが記載されていて、救急隊がすぐに対処できる部分だと思うのです。意外と私も今回救急隊が来て、随分ゆっくりしているなという。ある程度状況を聞いて、それから無線かけて説明して、それから向かうという部分ですから、それでもやはりそういう情報シートがあってある程度この人はこういう状況だというのがわかれば速やかに対処もできると思っておりますし、そして速やかにどこに連れていけばいいのかというのも判断できるというふうに思うのです。先ほどとりあえず検討されるということだったのですから、検討されているつぐらいにはこれはやれる予定があるのかなとい

う。私は、金額的にはそんなにかからないというふうに思いますし、結局プラスチックのこんな小さいケースでも、ダイソー行けば100円で買えるようなプラスチックでも私は全然構わないと思うのです。そこにやはり情報シートを入れて保管してもらえば、本当に安心な高齢者も出てくるのかなというふうに思うのですけれども、もう一度先ほどの部分よろしく願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 再度いつごろになるのかという部分でございませけれども、私もといたしましては今回ただ高橋議員御指摘のように、大変カプセルという部分については有用であるという部分を議論はしております。その前段で多分御承知かと思うのですけれども、緊急通報システムというのがございまして、この部分につきましてはいわゆる独居で、ちょっと障害があったりとかというの、いろんな状況があるかと思うのですけれども、そういう中では市の高齢福祉などが入る中で、消防との連携の中でそういう方についてはもう完全にどういう状況かというのは掌握した中で動いておりますけれども、その部分をさらに広めた部分で、まだそういうところまで至らないけれども、やはりひとり暮らしの状態不安なときというのを想定したときに、議員御指摘のようにこういうシステムが必要なのかなという部分でございませ。

それで、そういう中で地域のコミュニティーの中に果たして町内会も含めてどのようにそれらの方が把握されているのかなという部分も今ちょっと研究の範囲の中に入れておりまして、そういうものも踏まえる中での配備というふうに進めてまいりたいなという部分でございまして、早いうちにとということであれば年明けから年度末ぐらいまでには考えてはおりますけれども、もしかして次年度にもかかるのかもしれませんが、一応先ほど申し上げましたようにすべてがプライバシーというか、個人情報の塊みたいな部分でござい

ますので、そういう部分の漏えい等とか、そういうものも本人の御理解を得た中で進めていかなければならないというところがちょっと難しいデリケートな部分かなと思いますので、今言ったように少しお時間をいただく中で進めてまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 先ほど言ったように、高齢者世帯が4,236世帯、救急緊急システムは約250ですから、残り約4,000世帯はそういう、健康な方もおられますし、そういう部分はあるのですけれども、病気というのはいつ起こり得るかわかりませんし、高齢者でなくても若い人でもそういう状況になることもありますし、早目にやっていただいて、プライバシーの部分というのあるのですけれども、自分の家の冷蔵庫にしまつて、盗まれるものではありませんので、その辺配慮していただいて、やはり高齢者に安心して何かあったときにも対応できる体制をつくっていただくのがいいかなというふうに思いますので、その辺ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

最後に、本当はやらないと思ったのですけれども、東地区の部分。質問云々よりも今回富良野が跨線橋やっているものですから、ちょっと12日の日に見に行つてまいりました。本当にもう当初資料をいただいたときには8億9,000万円、私はもう絶対無理だなというふうに思っていて、もう一つのほうが2,800万円できていますので、ちょっと両方見てまいりまして、2,800万円でもいいかなという。長さが約60メートルぐらいの部分でした。屋根も何もついていなくて、2メートルぐらいの幅のアスファルトで固めている部分で、鉄骨でやっている通路だったのですけれども、朝大体8時半ぐらいに着きまして、そして10分ぐらいカメラで写真撮ったりなんかしてやったら、若い人からお年寄りから、私いたとき五、六人そこを渡っていました。もう一個の8億円のところは、もう駅のすぐ上なものですか

らびっちりでした、人が。汽車が行き来するたびにびっちりな状況で歩いていました。本当に東地区の方々の、全員ではないです、私も何軒かしか行ってお話ししていませんでしたので、わからないのですけれども、やはり今自分は車社会で車乗っていて、いろんな部分で町中まで買い物行けたけれども、車乗れなくなって、腰も悪くなり、足も悪くなったときに、南10丁目の陸橋を上るのも大変になってきたという状況になったときに、昔東地区に跨線橋をつけるだとか何かあったのだけれども、どうなったのかなというお話をされていたものですから、今回質問させていただきました。金額的にも大変高価なものですから、無理かなというふうには思いますけれども、本当にもうこれから高齢化社会になるにつれ、その方々の公共交通機関の足の確保をしっかりとお願い申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

特養ホーム待機実態にどう対処するか外2件を、山口祐司議員。

○16番（山口祐司議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず初めに、特別養護老人ホーム待機についてお伺いをいたします。今年8月に厚生労働省が今月末までに全国の自治体に対し、特別養護老人ホーム入所の待機者数を報告するよう要請し、名寄市は6月の段階で行った実態把握調査の数字を報告したとの新聞報道がされました。それによりまずと、名寄市の待機者数は151人で、うち75%に当たる113人が介護度3以下の軽度の待機者が多いとのことでした。国の方針で、施設介護重視から在宅介護に軸足が移されて以来、特別養護老人ホーム増床は極めて困難な状況にあり、加えて財政負担、人件費など現実是非常に厳しいものがあると思われませんが、総合計画の施策

に掲げた整備改修事業について、現時点でどのような考えを持っておられるのか、まずお伺いをいたします。

全国の自治体が2006年度から2008年度に介護保険施設約15万2,000人分の新設計画を立てたのに対し、実際には約半分以下の7万5,000人分にとどまったとの新聞報道があります。施設整備が進まない背景として、建設時の補助金削減や運営費に充てる介護報酬の引き下げなどが挙げられ、これら国の抑制策が自治体の前向きな取り組みを阻害しているのではないかとされており、それぞれ自治体間の違いはあるにしても在宅介護は既に限界との声もあるようでございます。これらの流れに対し、名寄市としてどのように考えておられるのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

次に、大きな項目の2つ目でございます。地域の公共交通について質問をさせていただきます。近年急激に高齢化や過疎化が進む中、市民にとって利便性が高く、効率的に運行できる公共システムの整備が求められており、今週下多寄線をモデルに沿線250世帯の住民を対象に乗り合い車両の実証運行を行い、平成23年度よりの本格運行を目指しているとのことですが、現在までの経過についてお聞かせをいただきたいと思っております。

加えて、住民説明会での地域の方々の反応と今後の取り組みについてもお伺いをいたします。

最後に、カラーバリアフリー対策についてお伺いをいたします。御存じの方もいらっしゃると思いますが、色覚異常、色の見え方に違いがある人のことで、症状はそれぞれ異なっているようですが、全盲、色盲、色弱に大きく分かれています。最近では、これが差別的表現であるとして、色覚特性と表現されることもあるようです。日本人の多くを占める黄色人では男性の約5%、20人に1人が、また白人男性では約8%、黒人男性では約4%が赤や緑のまじった特定の範囲の色について差を感じにくいという色覚特性を持っていると

言われています。この色覚特性は、遺伝による先天性の人がほとんどだと言われており、日本人の女性でも約0.2%、500人に1人が同様の色覚特性を持っており、これは日本全体では男性の約300万人、女性の約12万人に相当し、小中学校40人学級に当てはめてみますと、男子20人の中に1人はいることになります。全世界の人口を65億人としますと、世界で色覚特性の方は約2億人おり、全世界の人々の中で血液型がA B型である男性に匹敵するとのことでございます。近年パソコンなどの普及により、ますます多様な色彩を活用する機会が多い今日においては、多くの色覚特性の方が抱える諸問題を克服するために、行政が先頭に立ってカラーバリアフリー対策を確立させていく必要があると思います。

そこで、何点かお伺いをいたしますが、この色覚特性の実態について、名寄市ではどのように把握をされておられるのか、まずお聞かせをいただきたいと思ひます。

また、市のホームページや広報紙、各種パンフレットなどの発刊物等は色に配慮をされたものとなっているのか、お伺いをいたします。

次に、小中学校など教育現場での対応についてお伺いをいたします。平成15年度より小学校4年生の定期健康診断の際行ってきた色覚検査が差別やいじめなどにつながるとして廃止されておりますが、一方で検査の廃止によってかえって教師や学校側の色覚特性の児童生徒に対して問題意識が薄れることなく、教育的配慮がなされているか懸念されるところでございます。現在の名寄市内の学校でのカラーバリアフリー対応についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

以上、この場からの質問を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 山口議員から3点のお尋ねがございました。1点目と3点目は私のほうから、2点目については総務部長からの答

弁となりますので、よろしくお願い申し上げます。

最初に、1点目の特養ホーム待機実態にどう対処するのか、総合計画での施設整備改修事業についてのお尋ねにお答えを申し上げたいと思ひます。最初に、特別養護老人ホームの清峰園、しらかばハイツの2施設の現在の入所希望待機者は約190名となっております。これらの方のうち、病院や老人保健施設に入院や入所されている方は半数を超えており、在宅において介護サービスを受けながら生活している方は約80名となっております。

なお、この80名の待機者のうち、要介護の4もしくは5の方については10名ほどとなっております。登録されている待機者の中には、現在の生活上の問題からではなく、身体的に自由がきかなくなるなど老後の生活に不安を持って早い時期から申し込みをされている方も多いように思われます。

名寄市の総合計画での老人福祉施設の設置は、後期計画でケアハウス等の整備事業、小規模多機能施設の設置、特別養護老人ホームしらかばハイツ新築工事などが掲載されており、また本年3月に策定されました名寄市第4期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画では待機者対策としての機能をあわせ持つ小規模多機能施設を平成22年に民間活力の導入により開設することとしております。ただ、さきの衆議院総選挙により政権交代となり、その新政権が本日スタートいたしております。さきの政権与党、政府が実施した緊急の経済危機対策に係る介護基盤緊急整備特別対策事業については、通常より有利な補助を受けられることから、市内の事業者による施設開設の意向も聞いておりますが、政権移行に伴う補正予算で設置となった基金等、また未執行の予算の凍結などが既に現実的になってきており、未着手の事業については実施に不確定な要素が高まっております。今後とも新政権の福祉に対する施政執行方針を見きわめながら、介護保険事業の運営に当たってま

いりたいと考えますので、御理解をお願いいたします。

次に、小項目2点目、在宅介護限界の声、市としての考え方についてお答えいたします。平成20年6月に第4期介護保険事業計画策定に当たり実施いたしました介護サービスを受けている方、高齢者へのアンケート結果では、現在の住宅での生活を続けたいという方が53.7%、施設等で暮らしたいという方は20.4%になっております。先ほど説明いたしました特別養護老人ホームへの入所待機者の中には、要介護認定の高い方もおられ、家族での介護負担も想像以上のものがあると認識しております。市では、家族介護交流会事業、家族介護慰労事業、家族介護用品支給事業を通して支援をしておりますが、これらだけでは解決できない苦勞があることも承知しているところです。家族での介護がその世帯にとって深刻な状況であることは認識しており、今以上の介護施設の整備充実が望まれるところですが、一方で介護サービスの充実と介護保険料による負担の増加は連動するものであり、施設整備と市民負担の兼ね合いについて意向を含めた検討が必要であります。これらの検討は、平成24年から26年の第5期介護保険事業計画策定時に国の福祉計画との整合性をもって研究、検討することになりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、大項目3点目のカラーバリアフリー対策について、名寄市の色覚に異常を感じている方の実態についてお尋ねがございました。これまでは、義務教育の健康診断で色覚検査が実施されていましたが、平成15年にこの検査の必須項目から除かれたことにより、学校での状況の把握ができなくなりました。したがって、現在では市民で色覚異常に該当する方の数値も把握できない状況でございます。人によりその色覚の異常の感じ方、程度も異なりますが、日本男性は20人に1人、女性は500人に1人くらいの方にあられると言われ、その多くは遺伝によるもので、今のとこ

ろ有効な治療はないと言われております。この色覚異常は、色の感じ方に差があっても色の識別ができないわけではなく、多くの方は日常生活に支障なく生活されていると言われております。

(2) 番目のホームページや各種パンフレットの配慮でございますけれども、名寄市のホームページ、広報なよろでは、作成にカラーバリアフリーの考えを取り入れ、色使いに配慮しております。今後その他パンフレット等についても作成に配慮してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目、小中学校における教育現場での対応について申し上げます。色覚異常については、学校における定期検査診断の必須項目として実施されておりましたが、差別の対象となるおそれがある割に検出することの有用性が少ないとされ、平成15年から全国的に廃止されております。現在は、色覚に異常を感じている児童生徒についてはみずから医療機関で検査を受け、異常がある場合は自校へ報告することとしております。現在名寄市で1名から報告を受けており、当該校では適切な対応を図っております。各小中学校においては、今後とも色覚異常に対する知識を持ち、潜在的なものも含めて十分な把握に努め、板書の際には白や黄色のチョークを主体的に使うとともに、赤や緑の色覚異常対応チョークについても準備するなど、的確な対応をしてまいりたいと考えております。

なお、小中学校で使用する教科用図書については、平成20年6月に教科書バリアフリー法が制定され、教科用図書発行者の責務として児童及び生徒が障害その他の特性の有無にかかわらず、十分な教育を受けることができるよう、その発行する検定教科用図書等について適切な配慮をするように努めることと規定されたことから、色覚異常に対して各発行業者が適切な対応を図っているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） それでは、私のほうから大きな項目2点目の地域の公共交通についてお答えいたします。

まず、乗り合い車両実証試験、実証運行までの経過についてお答えします。マイカー利用者の増加や少子化、過疎化の影響により、路線バス利用者が年々減少傾向にあり、路線バスは事業者の経営改善など努力を行っているものの、バスの安全運行を考えたとき、事業者の自助努力も限界に近い状況となっています。また、これまで国、道及び市の補助による維持確保を行ってきましたが、増加傾向にある補助金額は自治体の厳しい財政に大きな負担となっているのが現状でございます。このような状況の中、路線バスの減便や撤退が余儀なくされて、地域住民の日常生活に影響が出始めてまいりました。一部の自治体では、既存のバス路線以外のデマンド交通など新たな交通システムを導入することで日常の足の確保をしております。名寄市においても新総合計画に沿って地域住民の公共交通機関を確保する観点から、地域性や既存バス路線との整合性、経済性を踏まえる中で新たな交通手段について検討をしてまいりました。合併したことで南北に長く、広くなった名寄市にふさわしい交通システムを探ろうと、市民有志によります住民ニーズに基づいた公共交通のあり方研究会が平成19年に発足し、先進地の視察や講演会の開催、さらにはアンケート調査を実施していただき、ことしの1月に研究会独自でまとめた今後の名寄市内公共交通のあり方について報告書の提出をいただきました。この報告書を参考にして、住民ニーズにこたえた利便性の高い公共交通システムの構築を目的として、ことしの5月に名寄市地域公共交通活性化協議会を設置いたしました。協議会では、現状の認識と課題を踏まえて、まずは地域公共交通総合連携計画を策定するために現在名士バスが運行しております下多寄線運行エリアと土別軌道が運行している中多寄線の一部

運行エリアを対象として、地域住民の理解をいただき、本年10月、11月の2カ月間乗り合い車両による実証試験運行を行うことを決定いたしました。

続きまして、住民説明会での反応と今後の取り組みについてお答えいたします。名寄市地域公共交通活性化協議会の決定を受けて、実証試験運行エリア地域に6月19日から29日にかけて風連地区では行政区長さん、名寄地区では町内会長さんをお願いをして説明会を開催いたしました。開催に当たっては、一部の地域では合同もありましたが、地域住民と老人クラブとに分けての説明会を行い、出席者は該当地域世帯数約250に対し134の参加となりました。市からは、下多寄線における乗客数の減少、道、市からの補助の増加が続く中で現状のままでは地域住民の生活交通手段の確保が困難になっている状況を説明し、自宅から名寄、風連市街まで利用者の予約、乗り合いで走るデマンド式の実証試験運行に対し協力をお願いしました。

出席者からの主な意見につきましては、1つ目として予約の簡素化、2つ目として子供料金の設定、3つ目として利用料金の減額などがありました。自宅に迎えに来るなど利便性に期待する意見も多くありました。おおむねは、実証試験運行に理解を得られたものと考えております。いただきました御意見のうち、利用料金の減額につきましては経路ごとに積算をし直し、見直し、経路によっては100円の減額を行い、片道400円から900円の設定といたしました。また、子供料金については5割引、身体障害者割引については2割引で利用していただくことにいたしました。今後は、実証試験運行に参加する業者も決定し、実証試験運行に円滑に移れるよう今月中旬にはさらに詳しく地域で説明をしてまいりたいと考えています。また、実証試験運行期間においては、利用者から直接聞き取りやアンケートを行うなどして今後の参考にしていきたいと考えております

ので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 山口議員。

○16番（山口祐司議員） それぞれ御答弁をいただきました。大変どうもありがとうございます。

まず、特養の関係について再質問をさせていただきたいと思えます。答弁の中には、しらかばハイツにつきましてもユニット型にしたいのだよというお話をされていましたが、ユニット型にすることで増床効果、増床になるのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） しらかばハイツの新築工事につきましては、総合計画には登載されているということでは答弁させていただきましたけれども、ユニットの形式という部分についてはちょっと触れていなかったかと思えますけれども、いずれにいたしましても介護保険制度というのが平成12年に始まりまして、いろんなところでいろんな施設がある部分がございますけれども、まずしらかばハイツの改修の部分をお話する前に名寄市と類似する人口の施設についてちょっと触れてみたいと思えますけれども、例えば同じような人口規模の留萌市等では251床、それから美唄市等でも215床、それからお隣の士別は256床、これは3施設、老人福祉施設、老人保健施設、それから地域グループホームという3施設の合計でございます。さらにこれを特養に絞りますと留萌市では50床、それから士別市では100床ということで、名寄市の場合にはたまさか平成18年の合併ということもございまして、それぞれ旧市旧町が抱えている部分で合併した状態で180床ということで、極めて人口規模からは多い状況というふうにはまずとらえることができます。

それから、介護保険制度は平成12年度以降に

つきましては、すべての施設で介護保険を適用されるものについてはその自治体を実施する介護保険制度の中で精算するという発想から申しますと、現在第4期介護保険事業計画の中で4万4,400円という保険料の中で施行している部分も踏まえながら、これは今介護を受けている方が被保険者数の約15%と言われておりまして、あと残りの85%の方は相互扶助ということで介護保険制度に入っているという想定のもとに介護保険制度がほかの医療保険と同じような形で実施されていると、そういうことございまして、そこで総合計画の中にうたっているという部分はこれからの検討状況にはなるかとは思いますが、すべて全体のかさ上げにつながってくるのかなというのが今実際に保険業務を担当する者の中でこの施設何床がふえたらどのぐらいというような部分もございまして、なかなか軽々に結論が出ない。むしろ介護保険すべてに絡んでいる市民の意向を確認する中で、こういう施設というものをどうしていくかというのを考えなければいけないのかなという部分もございまして、なかなか議員の御質問に対して簡明直截なお答えはできない事項かなということで御理解を賜りたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 山口議員。

○16番（山口祐司議員） 私も知らない部分が多いものですから、わからないで質問する部分があると思えますけれども、御勘弁をいただきたいと思えますけれども、隣まちの士別のお話も今出ていましたけれども、民間を含めて256床あるのだよというお話でしたけれども、特養だけでいいますと100床余りということですが、今回の市長選挙の中でも特養の増床を公約に挙げて市長選挙を戦われていたのをちょっと耳にしているわけなのですけれども、お隣の士別市ということで、広域医療の関係から見ましても名寄はセンター的な役割をしているということで、こういう介護保険の関係ではそれぞれの市町村の部分がありますので、その辺はちょっとわか

らない部分はありますけれども、今後将来的にやはり士別市ですとか広域連携的な特養の部分で名寄市がリーダー的な立場でやっていくべきではないかなというふうに思うわけですが、その辺のところ市長、1回。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 国は、高齢者の保健福祉計画というのをゴールドプランというふうに名づけて、平成2年に全国に、国みずから計画をつくって市町村にも策定の義務を課しております。私ども旧名寄市では、平成5年、6年にかけて名寄市の高齢者の保健医療福祉計画というのを作りました。そのときに北海道とのやりとりの中で、どこの自治体も今後の高齢化を予測をして特別養護老人ホームをつくりたいと、こういうような希望がありまして、どこまで国、北海道はこれらの施設整備に対して容認をするのかと、こういうやりとりをした経過がございます。そのときのことを申し上げますと、ガイドラインは65歳以上人口の1%あるいは1.1%、これが施設収容型としての整備計画であると、こういうことでありました。現在の高齢者数に引き直しますと、65歳以上の人口が8,000人ぐらいですから、当時の基準からいけばせいぜい90、100ぐらいの数字ということになるのではないかと。幸い名寄市、旧風連はそれぞれの施設を整備をして現在に至っておりますから、このことをしっかりと堅持していくということは、例えば改築計画の中でも極めて重要なことと、こんなふうに思っております。介護保険につきましては、公費負担ということで国からの負担もありますから、単なる自治体、市町村の保険料云々ということだけでは決めることができない要素があります。これからの新政権がこうした高齢福祉についてどのような施策で具体的に地域の要望にこたえることになるのかというのは、現時点では私どもも情報を持ち合わせておりませんが、しかし北海道の場合にはデイサービスを行うにしても冬期間はヘルパーさんの

訪問ということにも冬道ということで、本州の雪のないところと比較をすると非常に大きな負担があるという事実があります。それだけに特別養護老人ホームの機能まで及ばなくても、グループホームであるとか、いろいろな多機能の、そして福祉施設の整備がこれから地域の課題として私どもも解決していかねばならぬなど、こんなふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 山口議員。

○16番（山口祐司議員） 大変ありがとうございます。確かに今以上に高齢化時代を迎えてくるわけですので、在宅で介護ができれば本人にとりましてもそれ以上にこしたことは多分ないだろうというふうに思うわけなのですが、ただやはり介護するほうの問題を、よく老老介護というような言葉もこのごろ出てまいりまして、テレビ、新聞などでも介護に疲れて悲惨な事件、事故という部分もたまに耳にするわけですが、そういう部分が名寄地区には起こらないように、何とかそういう介護の充実した市であってほしいなというふうに希望するところでございます。

続きまして、公共交通について質問させていただきたいと思いますが、公共交通のデマンドといいますか、乗り合い車両の実証運行ということで、近隣にはこういうことがまだ行われていないわけなのですが、かなりほかの町村からも注目されている部分ではないかなというふうに思っております。金額的な部分を先ほど片道大体400円から900円ぐらいでやってみたいというようなお話がありましたけれども、金額的な部分の説明を住民にもされたとは思いますが、そういう中での反応というのはいかがだったか、ちょっとお聞かせをいただきたいと思いますけれども。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 各説明会に出てこられた方につきましては、年齢はいつている方多

かったのですけれども、元気な方が多くて、わしは利用しないのだけれども、あれば便利だねと、こういうお話も随分あったと聞きます。それで、先ほどの地域活性化協議会の中でもできるだけ安い料金でデマンド交通のよさというのを住民の方々に理解してもらうことが最大の眼目でありまして、高くして利用ができないのではなくて、そういうことも含めまして料金設定につきましては本番を見据えながら、ことしと来年と2カ年間やるものですから、できるだけ地域の方の意見を聞きながら、先ほど言いました料金設定、子供料金、それから障害者の方の割引も含めて、ただ利用の予約の関係につきましてはちょっと業者さんとの対応もありますので、試行錯誤を繰り返しながら、より地域の方が利用しやすい状況にしたいなと思っています。それで、先ほど言いましたけれども、一定の年齢に達しますと免許の更新におけるさまざまな点検とか講習とか、それから75歳以上になると認知症の検査を受けまして、場合によっては免許もいただけないということも想定されますので、今現時点では必要ないデマンド、まだ要らないのだよという方も多分いらっしゃると思うのですが、長期、5年、10年先を見た形で試行錯誤を繰り返して実証運行をしながら、地域の方によさを理解してもらいながら、これから合併して名寄と風連が従来よりもより行き来がしやすくなるような足確保も含めて対応していきたいなと思っていますので、今後の説明会にも住民の方々に親切丁寧な説明と、それから参考までに利用促進をする観点から、無料の券を1世帯に1枚、登録世帯の方にお渡しをいただきまして、そのかわりモニターという形で御意見も必ずいただくということを前提にしまして、無料券の配布もしてまいりたいと思っていますので、積極的な利用とデマンド交通が本当に地域の足確保にいい手段として皆さん方に理解していただけるように、今後も説明会等を通じまして伝えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小野寺一知議員） 山口議員。

○16番（山口祐司議員） ただいまの答弁の中で無料の券を配るといようなお話がありましたけれども、やはり本当にそう思うのです。実際は地域住民の方々わからないでいるわけですし、そういう部分をわかってもらうためにも利用してもらわなくてはいけないという、まずそれが一番最初ではないかなというふうに思っております。

それで、下多寄線の利用というのですか、潜在的な需要予測という部分をどの程度予測されているのか、ちょっとお聞かせいただければなと思いますけれども。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 現実にバスを利用している方々のデータをバス会社のほうからいただきまして、乗る地点の関係については風連地区で6地点、それから名寄は共和、豊栄と2地点と。こちら辺の地域ごとのエリアを決めまして実証試験を行おうと思っておりますので、バスによりますと各バス停ごとに何人乗って何人おりたということのデータはあるのですが、それが実際に各ポイントから自宅までの送迎もありますので、利用はバスよりも膨らむのではないかとすることを想定しておりますが、今回実証試験ですので、具体的に利用される方が制度としてはわかるのだけれども、まだ元気だから利用しないということもありますので、できるだけ今言った地点を結んでの利用も含めて積極的に利用してもらえるように、今月末の説明会も含めて、説明を十分深めてまいりたいというふうに考えています。

○議長（小野寺一知議員） 山口議員。

○16番（山口祐司議員） わかりました。

それから、このシステムについて国や道の支援という部分はあるのかなのか、ちょっとお聞かせをいただきたいのですけれども。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 国のほうからは、計画をつくる段階はさまざまな補助制度あるみた

いです。今回のこの事業については、一部国の臨時交付金等を使ったりという検討をしましたが、現実的には単独の費用で採用してまいりたいというふうに考えています。将来は、デマンド交通等が認知されますと、車両の購入であるとか、それから全体の地域交通の計画をつくるときには国土交通省からの助成制度もありましたので、この辺の関係につきましては実証試験を繰り返していく中で、国のほうに要望する時期が参りましたら、活用について要望してまいりたいというふうに考えています。

○議長（小野寺一知議員） 山口議員。

○16番（山口祐司議員） 地域の住民にとりましても初めての経験といいますか、実態がわからない部分がかかなりあるかというふうに思います。そういう部分では、行政のわかりやすい説明といいますか、それからやはり利用していただければ絶対に続かないわけですし、料金の関係もござりますし、本当に気長といいますか、かなり住民の中に入り込んだ形の中で進めていただければなというふうに要望しておきたいと思えます。

続きまして、カラーバリアフリーの件で再度質問をさせていただきたいと思えますけれども、かなりホームページにしてもそういうふうにカラーバリアフリー化されているのだよというようなお話でございましたけれども、パンフレット等、そういう部分に関してはどうなのか、ちょっと再度お聞かせいただきたいのですけれども。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） パンフレットの作成等につきましては、広報等を見ていただくとおわかりかと思えますけれども、余り多色の使用方をしないことによって、なおかつそういう部分について反応が出ないような色を使うというようなことで動いていまして、あと視覚的な部分を考えますと、例えば色模造紙を使うとか、そういうふうなものの上に黒を載せたりとか青を載せたりとかというような形でやっているということ

で、一応そういうことでそういう色覚異常を持たれている方に対して見ることに突然奇異を感じるような部分についてはないようなふうに配慮しているというふうに考えております。

○議長（小野寺一知議員） 山口議員。

○16番（山口祐司議員） 他の市町村の事例を見ますと、やはりカラーバリアフリーといいますか、そういう部分では行政ごとに指針をつくって進めている例も見わけですけれども、名寄市としてもそういう部分でお考えになっている部分があるのかないのか、ちょっとお聞かせをいただきたいのですけれども。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 同じような質問が過去にございまして、その時点も踏まえましてカラーバリアフリーについての考え方はしっかり持って行政として取り進めているところでございます。ホームページ等につきましては、御自分の感覚で色を変えるなどをしてできますので、まずそういうふうな自覚症状をお持ちの方はそういうようなやり方をしているのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 山口議員。

○16番（山口祐司議員） パソコンはそれぞれ色を変えられるということですからあれなのですけれども、バリアフリー化というのは北海道に関しては福祉のまちづくり条例を推進していくために、指針の中で色弱者に対して色使いの配慮という部分が盛り込まれているわけなのですけれども、先日の新聞、また新聞の話なのですけれども、名寄市保健医療福祉推進協議会で次世代育成支援行動計画の見直し作業が行われているという新聞の記事、きのうでしたでしょうか、載っていたわけなのですけれども、この計画は保健、医療、福祉、教育、それから住宅環境などの各分野における総合的な支援のための計画だというふうに書かれていたわけなのですけれども、そういう部分の中に

やはりこういうバリアフリー化を検討課題の中に入れて、なお一層のそういうことへの理解を深めるための、市としての理解を、住民のための理解を深めていただくためにそういうものを盛り込むべきではないかなというふうに思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。
○福祉事務所長（小山龍彦君） 今御指摘の新聞報道にありました計画につきましては、その中にいろんな部会がございまして、例えば介護保険の事業計画を立てる、あるいは障害者福祉計画を立てる、あるいは今言った次世代の子供育成を立てるなどというものはございまして、それを総括して、いわゆる上のほうの協議会のほうですべて検討しながら、そして庁内組織におきましてはそれをつかさどる推進委員会なるものを置いておまして、そういう中で連携をとりながら、そういう部分について進めてまいりたいと思いますけれども、議員御指摘のようにバリアフリーということは大変重要な課題であると考えておりますので、計画の中にそういう考え方を持って取り進めてまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思ひます。

○議長（小野寺一知議員） 以上で山口祐司議員の質問を終わります。

50分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時52分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市民生活の安心、安全対策について外2件を、木戸口真議員。

○12番（木戸口 真議員） 議長のお許しをいただきましたので、通告順に従い質問をしたいと思います。

昨年の金融危機から成る世界的な経済危機を打開するべく、国の景気対策として20年度第2次

補正、さらに21年度第1次補正に伴い、景気が上向いているところでございます。地方においてはまだまだ実感がない状況であります。名寄市においては、懸案であった幾つかの事業に取り組み、多少なり恩恵があったのかなと考えるところでございます。しかし、地域の経済の柱とも言える農業は、春先の遅霜、7月の長雨、低温、日照不足と農産物が軒並み被害に遭っている状況にあります。特に水稻は、遅延型冷害の様相にあり、関係機関の調査によると……

（何事か呼ぶ者あり）

○12番（木戸口 真議員） 不稔割合が40以上の結果が示されております。こうしたことから、市として迅速に実態を把握して対応していただきたいと思うものでございます。

私は、今定例会に3件の質問を島市長に質問いたします。市民生活の安心、安全対策について。ことし5月にメキシコにおいて発生した新型インフルエンザは、日本国内で感染阻止に取り組んでおりましたが、関係者の努力もむなしく、既に発症が拡大し、日本国内はもとより北海道内でも新型インフルエンザによる死亡者が出たとの報道もされております。8月の末に入り、全国の関係機関で確認された新型インフルエンザと見られる集団感染の発生数が1週間で1,330件に上り、前の週の1.5倍になっております。今後ますます寒さを迎える季節になり、さらに発生がふえるものと思ひます。そこで、この新型インフルエンザ対策として、名寄市における市民に対する新型インフルエンザ予防対策の現況と課題があればお知らせ願ひます。

また、このインフルエンザにタミフルという医薬品がとても有効であると聞いておりますが、このタミフルの効果と名寄市の確保状況についてお知らせ願ひます。

次に、国は介護従事者の雇用環境の改善を目指し、数々の改正を行っております。4月1日から介護報酬が平均3%増額されたものの、人件費増

には必ずしも結びついていない状況にあります。私もことしの第1回定例会でも今回の改正について市の特別養護老人施設清峰園、しらかばハイツについての取り組みについて考えをお聞きいたし、職員の増加、処遇の改善などの対応で進めたいとの答弁をいただきました。全国的にも今回の介護職員給与の処遇改善には、8割以上の施設で対応ができなかったとの調査結果が示されております。今回追加施策として、国の新たな経済対策での介護職員の処遇改善やスキルアップに取り組む事業者に対し、1人当たり月額1万5,000円の給与引き上げ分相当を10月分から助成する制度と施設整備に対する交付金による改正が示されました。そこで、追加対策である介護従事者の待遇改善についてお伺いいたします。この制度の実施による効果については、私は制度を活用し、処遇改善に取り組むべきと考えるが、現況と新たな制度についての考えをお聞きいたします。

次に、8月30日第45回衆議院選挙が行われ、政権交代に焦点を絞って訴えた民主党が圧勝し、民主党中心の新政権が本日発足します。政権公約の重要な一つに子育て支援、教育の拡充が予定されております。安心して子供の教育ができる施策を進めていただきたいと思うものです。

そこで、名寄市日進保育所のあり方と今後について。長年にわたり日進地区の安心、安全な幼児教育の場として多くの子供たちを育ててきた日進保育所が平成19年に休止してから3年目を迎えております。これまでの経過と現況と今後の保育所のあり方についてお知らせ願います。

また、さきにも述べましたように国の子育て支援の拡充が予定されることから、名寄市においても安心、安全の子育て支援が必要と考えます。地域と将来的な話し合いが必要と考えます。私は、地域、距離的なことから今後も保育所への何らかの支援が必要と考えますが、考え方をお聞きいたします。

次に、旧風連町の行政区から、合併により風連

地区の新たな住民自治組織移行審議会から17行政区から10自治組織へ移行との結論が合併特例区協議会に昨年示されました。ことしに入り、各地域では町内会設立に向けた準備委員会が立ち上がり、既にほぼ規約、町内会名称、役員構成、会費などについての論議を終え、地域現行組織の総会に承認されるばかりと聞くところです。そこで、風連地区の住民自治移行に向けた現況と課題は何か、また新たな町内会移行後の町内会のコミュニティーを図るのに活動支援が必要と考えるが、考えをお聞きいたします。

次に、副市長、特例区長の任期についての考え方について。副市長が兼務する特例区長の任期が平成22年5月までとなっているが、特例区終了までの1年の考えはどのような考えなのかをお聞きいたします。

次に、特例区終了後のコミュニティセンター管理は町内会組織に移行する方向に示しているが、来年4月から町内会組織がスタートするが、今後施設管理運営に関する地域との協議はどのように考えておられるかをお聞きいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（小野寺一知議員） 小室副市長。

○副市長（小室勝治君） ただいま木戸口議員より3点について御質問ありました。1、2点目につきましては、福祉事務所長より報告されます。3点目の特例区の関連については、私のほうから御答弁させていただきたいと思えます。

1番目の風連地区の住民自治組織に向けた現況と課題ということで、議員がおっしゃるとおり今自治区では再編に向けてそれぞれ取り組みを進めているところでございます。今のところ特に問題点はないわけですが、進捗状況についてはそれぞれの地域では若干の差はあるものの、早いところではもう規約、それから町内会の名称、それから会費、役員の構成、それから事業の内容、慶弔規程までつくりながら、着実に進めているところでございます。順調に作業が進んでいるかと

思います。若干のそれぞれの地域の差があるかと思いますが、そのような状態で進んでおりまして、行政区長さんには平成22年4月からスムーズに町内会組織へ移行できるよう、本年の12月をめどに準備を終えられるようお願いをしているところでございます。今後も引き続き各地域の連携をとりながら、新たな組織設立に向けて努めてまいりたいと思いますので、御理解を願いたいと思います。

次に、町内会移行後の活動交付金の関係についてでございますが、御承知のように名寄市は市民のコミュニティーづくり促進をするために名寄市町内会活動交付金制度があります。風連地区でも町内会制度へ移行後はこの制度に基づいて町内会へ交付金を交付することになりますので、御理解を願いたいと思います。

次に、特例区終了まで残り1年間の考え方についてでございますが、御承知のように風連地区には合併と同時に合併後の一定の期間地域住民の意見を反映しつつ、その地域を単位として一定の事務を処理することにより事務の効率的な処理と地域住民の生活の利便性を図るとともに、新市として一体性の確立のために合併特例区が設置されました。御質問の残り1年につきましても副市長が特例区長を兼任するののかということにつきましては、特例区区長については市町村の合併の特例に関する法律並びに合併特例区の規約に基づいて副市長が兼任する形で選任しております。その特例区長の在任の任期が平成22年5月で終わることになります。特例区の設置期間は当然区長を置くこととなりますので、この残りの期間につきましても今まで同様に副市長が特例区長を兼任することが望ましいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。

次に、特例区終了後のコミュニティセンターの管理に関する地域との協議についてですが、議員の御承知のように地域にありますコミュニティセンターの管理につきましては、合併協議では地域

による自主管理を基本として地域協議を進め、協議が調った施設から地域組織への維持管理委託を行うとなっておりますので、この方針に沿って地域と協議をしてまいりたいと考えております。御質問の地域との協議時期は、1点目の質問にお答えしたように今風連地区の各地域では再編の枠組みを含めて町内会移行について協議をしているところでございます。この移行関係が本年12月ごろまでにまとまる予定をしておりますので、その進捗状況を見ながら対応することになりますが、地域との協議は遅くとも年明けの2月ごろの開始と考えております。また、地域の負担の関係につきましても、この件につきましては特に地域の皆さん方の理解を得ることが先決となりますので、余り過度な負担にならないよう、風連地区の自主管理をしている行政区会館、あるいは名寄地区の地域が自主的に管理している施設の維持管理に地域の方々がどの程度の負担をしているかなどについて参考にしながら、地域協議に臨んでまいりたいと思っておりますので、御理解願いたいと思います。

以上で私のほうからの答弁とします。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 木戸口議員から市民生活の安心、安全対策について、小項目3点のお尋ねがございました。小項目1点目については、さきに高橋議員から新型インフルエンザについてのお尋ねもありました。一部回答が重複する点についてはお許しをいただきたく存じます。

ことし4月にメキシコで発生した新型インフルエンザは、5月には国内、6月には道内にと感染が拡大し、現在は全国的に集団感染も相次ぐなど本格的な流行の段階に入ってきております。これまで新型インフルエンザ感染拡大防止に向けては、道に新型インフルエンザ対策本部が立ち上げられ、それに基づき名寄管内においては保健所を中心に対策が進められたところでございます。当市においても対策として5月1日の連絡会議の立ち上げ

から9月14日の対策本部への格上げを行い、今後も保健所との連携をもとに市内における情報の共有化や連絡体制の強化などを進め、市民対応を図ってまいります。その中でも従前から周知しておりました新型インフルエンザの予防対策としては、季節性インフルエンザと同様に基本である石けんでの手洗い、うがいの励行、そしてうつらない、うつさないための対策として早目の受診やマスクの着用等についてチラシを作成し、全戸配布、回覧、新聞、ラジオ等を通じて市民周知を図ってまいりました。これまでの季節性インフルエンザに比較して、新型インフルエンザは夏場の時期も鎮静化が見られておりません。今後秋から冬にかけてはウイルスの活動が活性化し、新型インフルエンザについては9月下旬から10月にかけて流行のピークが予想されており、患者数の増加とそれに伴う重症例の増加も懸念されています。

新型インフルエンザの予防効果として期待されているワクチンについては、厚生労働省の発表では接種者の優先順位の素案が4日、ホームページで公表され、パブリックコメントを求め、9月中の決定が予定されています。しかし、ワクチンの製造のかぎとなるワクチンの繁殖力が弱いことから、1,800万人分程度が製造供給されることとございます。さらに、11月から12月にかけては季節型、新型の双方のインフルエンザが重なって流行するおそれがあり、予防的な観点からも10月下旬から各医療機関で接種可能となります季節型インフルエンザの予防接種の勧奨に努めてまいります。今後新型インフルエンザの感染拡大については予測ができない状況ではありますが、市民の安全を守るためにも一層の予防対策を図ってまいりたいと考えております。

次に、小項目で2点目、タミフルの効果と名寄市の保有状況についてお尋ねがございました。タミフルの薬効につきましては、インフルエンザにかかった際に処方される抗ウイルス薬として、感染後48時間以内の投与によってウイルスの増殖

を抑え、発熱期間を24時間、罹患期間を26時間短縮するなど臨床試験においてその有効性が報告されております。さらに、感染者と接触があった場合もインフルエンザ予防薬として同様の効果が期待され、使用されているところでございます。このタミフル確保につきましては、国と都道府県での備蓄量、さらに病院等におろされている流通量を合わせると相当量が確保されており、9月8日に名寄保健所で、関係者による会議では上川北部管内においての確保量は7万人分が確保されているとの情報も得ております。また、国全体で国民の45%、人数にして5,700から5,800万人分を目標に国が準備を進めており、不足することはないとの情報も得ております。

なお、国、道におけるタミフルの備蓄については、一定地域に爆発的に流行があり、流通量で賄えない場合の対応を含め確保されているものでございます。また、今後病院で診療を受け、出される院外処方等についても量的な部分で懸念される状況にはないと思っております。感染拡大防止、さらには症状の緩和を図るため、タミフルがより効果的に服用されるよう発熱等の症状があるときにはできるだけ早目の受診が重要であることをあわせて周知してまいりたいと考えております。

次に、小項目の3点目、介護事業に関する国の新たな経済対策としての助成制度についてお答えを申し上げます。介護報酬は、原則3年で見直せることになっており、これまで行われました2回の改定ではいずれも引き下げという結果になっておりましたが、本年4月からの見直しでは介護職員の処遇改善を目的に平均3%を引き上げる改定がされたところですが、この改定では夜勤や認知症介護など負担の大きい業務や社会福祉士の人員配置に厚くなった反面、小規模の事業所では介護報酬の増額はわずかであり、介護事業自体の経営難で給与のアップにまでは至らないという課題を残す結果となりました。

なお、名寄市内の特養施設や関係事業所では、

おおむね2から3%弱の給与等の改正が行われたと聞いております。

これらの実情を踏まえ、介護職員と他の業種との賃金格差をさらに縮める処遇改善を進めることを目的に、国では経済危機対策の追加支援策として、介護職員処遇改善交付金事業をことし10月から平成23年度末までの期限つきで実施することになりました。内容は、介護職員の処遇改善計画により一定の要件を満たした介護事業者に対して、介護職員の賃金改善に充当するための交付金を支給するものです。交付率は、介護サービスの内容により1.1%から4.4%の間に設定されており、これらの平均が月1万5,000円のアップと試算されているものでございます。また、本事業は賃金の改善以外の費用については認められないことになっておりますので、これをもって確実に賃金改正に結びつくものであることから、前述の介護報酬3%アップとあわせ相当の改善が図られるものと期待しております。今回実施される追加対策に伴う財源は、全額国の交付金で賄われますが、平成24年度以降の対応が明確でないため、今後新政権のもとで改正される制度を見きわめ、介護保険料との整合性をもって事業の推進を図ってまいります。

次に、大項目で日進保育所のあり方と今後について等の質問がございました。最初に、風連日進の保育所における休止の経過と現状及び今後についてお答えを申し上げます。まず、休止における経過でございますが、平成19年度に実施したさくら保育園との交流が幼児にとって多くの友達ができることや刺激を受け楽しいなど、子供の保育を優先的に考え、冬期間に試験的に実施することで保護者の理解を得て、日進保育所から風連市街地のさくら保育園に通園し、集団による教育を行うこととしました。実施に際しましては、通園する園児保護者の負担軽減のため、交通費の一部を助成しております。

平成19年の休止開始から今年度までの経過に

つきましては、平成19年度に2回、平成20年度にも2回保護者との懇談会を開催したほか、行政区長会議が開催されたときにおいてその内容を報告しております。その後保護者との懇談会では、保育所では廃止ではなく休止であること、地域との話し合いを年1回は行うことの確認などを行っております。平成20年11月に開催された行政区長会議の場において、地域との協議が遅く、反対する保護者も中にはいたのではないかなどの御意見もあり、再度の話し合いでは保護者、行政区長、PTA会長も加わり行っております。その会議では、仕事の関係から風連町市街の保育園には行かせたいが、通園距離のため行かせられないなどの意見もございました。市としては、開所することの基本的な部分で利用者が10人以下ではこれまでの他地区の実態を踏まえなかなか難しいこと、開所する経費や維持費が年間約700万円程度になることなどを説明しております。参加された保護者が子供の年齢もあり、さくら保育園の希望と日進保育所の開所希望に意見が分かれた結果になりました。平成20年12月に再度開催した保護者懇談会では、参加者の全員の意向が統一された上での開所と10人以上の児童数の保持が原則であることを説明し、現状で子供たちのことを考えるときに多くの子供たちと遊んだりする社会体験等を通し、集団教育が形成されていくことの必要性を保護者に理解を求める形となり、平成21年度も継続することでまとまったところでございます。

次に、小項目2点目、政権交代による子育て支援の拡充も予想されることと地域との将来的な話し合いについてのお尋ねがございました。政権交代に関連する子育て支援施策関連では、新政権のマニフェストでは待機児童の解消対策が挙げられております。これまでも施設設置では公設保育所設置から民間にシフトしており、現行の地域保育所の支援策に変更は確認しておりません。

次に、日進保育所の今後につきまして、従来か

ら開催しております保護者との懇談会を本年度も引き続き開催していく中で、子供たちにとって何が一番大切なのか、市、保護者、地域で今後も話し合っていきたいと考えております。また、休止期間が延長される場合、地域から風連市街の保育園までの遠距離を通園する助成制度については他地区から通園する園児との関係もあり、懇談会等で意見交換を踏まえて進めていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

通園、所児の状況では、本年度さくら保育園に通園している児童は現在4歳児がお二人、3歳児がお一人、2歳児が1人、1歳児2人の6人が通園しており、今後さらに1、2歳児がふえることも予想されます。通園が一番遠い方で片道約14キロ、近い方で8キロメートルの距離のあることから、市から保護者に対しへき地保育所児交通費を助成して送迎しております。

以上、この場からの答弁となります。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） 答弁をいただきました。大変ありがとうございます。

まずは、私の質問に対して、前文で近況ということで報告させていただきましたが、それについて皆さん方に不愉快な面を与えたのかなと思っておりますけれども、私としては質問というわけではなく、現況の名寄市の状況を報告させていただきましたので、御理解をいただきたいと思っております。

それでは、再質問を行いたいと思っております。まず、自治区のほうからちょっと聞きたいと思っております。ただいま自治区の関係で、来年4月から風連地区も自治組織に移行に向けて準備をしているということです。それで、今特例区の小室区長のほうからもスムーズにいつているというお話がありました。私の地域においても原案となる形はできて、今後地域におろして、また地域の総会等にかけて承認されていくのかなと思っておりますけれども、私スムーズにいつている中にはやはり今まで長年にわたってきた行政区のあり方ですから、それなりに

問題点はあったのかなと思っておりますけれども、まず1つ、地域によっては文化活動、風連地区においては特に自治組織移行に向けて分館という形が、存在が大変大きな問題となっております。名寄には分館というものが無いということで、分館の名寄の意向に合わせていただきたいというお話もありましたけれども、私の地域では分館というものは残そうという方向には進んでおります。これは、各地域で決めることですので、それはよろしいかと思っておりますけれども、せんだって下多寄地区のお祭りというものがありまして、これは実行委員が組織しているわけですが、特に公民館が主体でそういったお祭りをやっているわけですが、そこにたまたま地元の議員はもちろんなのですが、市政クラブの皆さんもよろしくお願いになりまして、大変地元の力に感銘されておったとお聞きしております。

そうした中で、まず1点目に先ほど自治体の活動交付金について質問したわけですが、私の考え方がちょっと違いましたけれども、後でその点については御質問したいのですが、今公民分館というお話になったわけですが、それでうちの地域は分館という形を組織の中に残していきたいという考え方を持っているわけですが、昨年の20年の第3回の9月の定例会に私も分館の活動交付金について質問したところでございますし、特例区の間は分館の活動を保障していきますよと。その中で分館長手当とか主事手当とか、そういった違いがあるので、特例区の間には調整したいと。しかし、伝統があるので、そういった分館交付金の形は何かの形で支援していきたいと。そして、それが不必要というところは活動に応じてということなのかなと思っておりますけれども、その認識でよろしいのでしょうか。特例区終わった終了後も分館というか、そういった地域活動を支える、そういった分館活動を進める中で支援をしていくというお答えをいただいたわけですが、それでよろしいのでし

ようか。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 基本的に昨年の9月でしたでしょうか、質問にありまして、それにお答えした部分につきまして、特例区期間中については現在の分館活動の部分について保障していききたいということでお答えしております。ただ、自治組織が1年間前倒しになるということがありますので、そういった状況も踏まえて、そうしたことが前倒しできるものであればしていきたいというお答えもさせていただいております。地域の中での3つの地区公民館がありますけれども、それぞれの分館活動もございます。その中で名寄地区と風連地区、智恵文地区とそれぞれ交付の内容が異なっておりますから、それらについては統一をせざるを得ないかなというふうに思っております。そういった意味では、若干特例区が外れた部分につきましてはそれらについて条件が変わってくるかと思っておりますけれども、特例区期間中については現状の部分について保障していくという状況であるということでお答えをさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） 特例区の間はというのはもちろんわかるのですが、この会議録中にもその後についても支援をというような答弁しているのですが、それについてはどうなのでしょう。特例区終了後の風連地区の分館活動についての支援という形は、交付金という形ではないかもしれませんけれども、何らかの形で支援したいという答弁をいただいているのですが、それについてはどうなのでしょう。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 風連地区の町内会と今の公民分館の地区状況が若干違うということになると思うのです。若干また裂き状態になる部分があるかと思っておりますけれども、それらについて先ほどの答弁の中では12月までには各町内会の組織等が固まってくるということがありますから、

それらも見据えながら、今後分館に対する交付金について町内会でできるという部分があればそうした形での交付というものも考えられるのかというふうに思います。現在名寄地区での分館活動については、町内会と分館が一体となっているということがありますので、そうしたことも見据えながら、風連地区についても考えていきたいということでもあります。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） 長くは、いずれはそういった同じ形にしなければならないというのはもちろんわかることではありますが、ただそういった激変緩和ではないですけれども、そういう自治組織に新しくスタートする中で、やはり地域のまとまりだとか、いろんな中では先ほども言いましたようにうちのほうではお祭りや何かのそういった動かぬ力が大きいということもありますので、ぜひとも合併や特例区終了後も何らかの形で支援を続けていただきたいと思っております。

そこで、先ほどまちづくり活動交付金ですか、これは市としては2万円、1戸何ぼということなのでこの中に入っているということなのですが、私は合併後に名寄市の中でも町内会に活動に応じてそういった交付金があるという認識を持っていたもので、それでちょっと勉強不足だったもので、それが実際的には名寄市まちづくり推進事業助成交付金というのですか、これと私勘違いしていたわけですが、これについては町内会を対象にはなっていないということなのですが、この趣旨見ますとイベントだとか人材育成だとか、いろんな中でそういった町内会以外の団体が利用されていると伺っておりますし、聞くところによると町内会も冬のイベントか何かでやるのであれば交付しているという話もちよっと聞いたのですが、名寄市まちづくり推進事業の中身、どのぐらいの利用があってどういう状況か、まず簡単にお知らせ願いたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 町内会の自治活動交付金の関係につきましては、1町内会均等割で2万円、世帯数につきましては1世帯780円ということで、20年度決算でいいましたら約1,030万円ぐらい払っておりますので、一番多い町内会については世帯数多いところ47万円程度、一番最低のところでは2万5,000円程度の町内会の自治活動交付金ということでお支払いをしています。この関係につきましては、本来町内会活動というのは自主組織でありますので、会費で運営されておまして、そこで市のほうからは市の広報等の配布とか、各種連絡事項の周知、それから取りまとめ、それから地域の声を市行政事務に反映させるコミュニティー活動ということで、比較的制限的にお願いしている分に対する活動交付金という位置づけにしておまして、イベント等についてはそれぞれ地域で、名寄地区においては町内会のお楽しみ会であるとか、ビールパーティーとか、子供と一緒に花火大会とか、さまざまな活動をしていますけれども、これらについてはすべて会費で賄われているというふうに理解をしております。

それから、急に質問のありましたまちづくり推進事業助成交付金の関係につきましては、個人及び人材育成に対して、団体等に対しまして、この趣旨は開発研究とか、イベントの開催とか、人材育成ということで、一町内会に偏った話ではなくて名寄市全体のまちづくりの事業推進に寄与する事業ということで、例えば人形劇の関係であるとか、それから音楽会であるとか、劇団であるとか、さまざまな町内会を横断するようなイベントの関係につきましては交付をしております。交付実績の関係につきましては、急な質問でしたので、後からちょっと実績等について御報告させていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） わかりました。

私もこの事業が町内会で使われるという認識ち

よっと持ったもので、大変申しわけなかったのですけれども、先ほど言われましたように今風連地区においては分館の交付事業もずっと続かないと。何らかの形で支援はしていただけるのですけれども、こういったものもやはり新しく来年の4月から自治基本条例ができて、住民一人一人の責務だとか、いろんな面で自主性を持たなければならないと。そういった中でもやっぱり町内会でもこういった輪をつくるだとか、イベントばかりではないのですけれども、そういったものに枠を広げて、こういった町内会でも要望あれば名寄市まちづくり推進事業あたりも使える要綱にしておいて、将来的には風連と名寄の中でこういったものが使えるような方向というのは無理なのでしょうか。そういったものをやっぱり考えるところがあってもいいのかなと私は思うわけですが、市長、よろしければ答弁いただければと。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 自治体がそれぞれの歴史を積み重ねて今日に至っているということであり、特に風連地区では、公民館活動が活発で、公民館活動と自治活動が場合によっては力をその地域にもたらせているというふうに受けとめております。名寄市内におきます公民館活動は、特に農村地区が中心の活動が多かったという、こういうふうに認識しておりますが、町中でも生涯学習という、そういう見地でいろいろな活動が展開されております。特徴的なことを申し上げますと、東小学校の校下では一般の社会人の皆さん方が自主的にコミュニティースクールのものを運営をしておまして、こちらのほうに対しましては公民館の見地もありますけれども、支援をしている実態があります。学校と一体になった自治活動と、あるいは生涯学習活動というふうに受けとめての支援をしている経過がありますから、私どもこれからの地域におきますコミュニティーのありようについては本当に名寄の市内につきましては小学校区単位にいろいろな活動を奨励していこうと、

進めていこうというふうに考えておりますから、風連地区における特例区終了後の形についてもそのような地域の自立的な要素も含めて、横断的な、例えば公民館活動等についてはしっかりと残すものは残していくと。あるいは、統合できるものは統合していくという形に進んでいただければいいなど、こんなふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） 理解は得たのですけれども、こういったまちづくり推進事業の助成もこういった新しい自治会の中で使えるような形をぜひとも検討していただければと思います。

それで、先ほど風連地区の自治組織の関係でちょっと質問したいわけですが、これ下多寄地区ででき上がったものなのですから、この中でこれ3つが1つになるので、そんな中では今まで町内の役員として出席していたとか、役割とか、そういったものが今でも数多くあるということの中で、この間の段階では消防だとか防犯協会だとか道路愛護だとか、いろんな中でそういったものがまだもう少し役員を出してほしいというお話が出ていたそうですけれども、せっかく一つになるのですから、そういった自治町内会の中で役員は1人、その中で役割分担するのはよろしいかと思っておりますけれども、こういったものに対する、団体が要望するのはもちろんなのですから、行政としてこういった役割分担を、町内会一本になることになるのですけれども、そういった任を今までどおりということもまだ続くそうですけれども、そういったものを調節するということは考えておらないのでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 小室副市長。

○副市長（小室勝治君） 行政以外というか、それぞれの消防後援会とか、いろいろな団体がございます。それらについてそのような要請があったということは聞いております。ただ、これは今までどおり行政区長さんが入った組織でございますから、それをすぐ町内会に移らせてほしいという

のはその団体の内部的な事情があるのかなと、このような思いをしております。急に自治組織一つ一つになったと。役員された方から含めて人手がなくなるという事情があって、そういう要請になったのではないかと思います。これらについても行政区長さんも入っておりますから、その中で意見反映をしてもらいたいし、私たちも機会ありましたらその団体と含めてどうあるかということを検討してまいりたいなと、このように思っております。これについては、これからの話し合いということで進めてまいらねばなど、このように思っております。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） 一つの町内会になったのですから、そういった合理性のよい形にぜひともしていただきたいと思っております。

先ほど特例区の区長の任期について来年5月だということで、土別では協議の中では2人であったうちの1人という、だからって私は別になくしたらいというわけではないです。ただ、どうなのかなと。それで……

（何事か呼ぶ者あり）

○12番（木戸口 真議員） いやいや、そんなことないです。私は分庁方式のほうがいいと考えておりますので、決して1人にせいといった考え方ではなくて、そういった論議があるけれども、どう考えているのかなということで聞いたのです。私はこれでいいと思っております。

それで、あと特例区の終了後のコミュニティセンターの管理です。これ自治会組織に移行するのにでも皆さん地域の中ではどうなるのだろうと大変心配の種ですけれども、先ほど聞きました、2月ごろにはと。スタートする前に大体自治会の方にお話しされるのかなと思っておりますけれども、将来的に管理を任せるということで、今聞いていますととりあえずは維持管理をしていただきたい。最低というか、理解できる範囲。将来的にも維持管理ということでよろしいのですか。

○議長（小野寺一知議員） 小室副市長。

○副市長（小室勝治君） 先ほどお話あったとおり、12月ぐらいまでに一応新しい町内会組織をお願いしているというようなことを含めて、この町内会組織がきちとなった段階で、地域のコミセンについては運営について等々について協議をしまいたいなと、このように思っておりますが、この問題につきましても合併段階でも地域で自主管理すべきが望ましいのではないかとということになっておりますから、その方向性に基づいてお話をしていくということでございますが、いずれにしても地域に負担だけがかかるようでは、これはまずいことですので、その辺のところも含めて今現在先ほどの答弁と重複するわけですが、自主的に自分で町内、部落会館を持ちながら、自分でお金を払ってやっている地域もございいますから、そういったところの負担状況を見ながら、余り過度な負担のかからないような形で移行できればうれしいなと、このように思っております。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） 今の答弁の中でも実際に地域でもって自主運営しているところもありますし、しかし大きな建物、コミュニティセンターは大きなものですから、当面は維持管理ということで、大きな修理のときはやはり市のほうからも何らかの形でまた支援があるべきかなと考えておりますので、しっかりと地域の方とお話をさせていただきたいなと思います。

次に、日進の保育所のあり方について、平成19年から休止した経過を先ほど御答弁いただいたわけですが、聞くところによりますとどうか、実際的にはまずは父兄がありきで、父兄から19年度の冬ですか、そういったことで進んだと私は地域の方から聞いております。それで、今現在は6人ということなのですが、今やはり日進地区はかなり距離がありますし、若い方も大勢いるわけですが、それで酪農家の方も大変いるわけですが、日進の保育所、先ほ

ど言ったように14キロ、最高に遠い人で14キロといったら40分ぐらいかかるかなと思いますけれども、実際私ははかってきたのです。間違いないですけれども、それでそういった距離の中で名寄とのかみ合いも云々というお話もありましたけれども、私は全部が全部同じ、公平でなければいけないというものはないと思います。その地域によって、これは行政が支援しなければならないというものはもう必ずあると思うのですけれども、そういった中ではやはり日進の距離、そういったものの中で、それで日進地区に今まで長年にわたり保育所があったわけです。それで、地域の皆さん方は若い者やなんかみんな安心して子育てできると思っていたのが今度40分も45分もかかるとなるとなかなか厳しいという。小学校、中学校も統廃合の問題でいろいろ難しい問題はあると思いますけれども、今後年に1回地元の方と協議したいというお話ですし、今度新たにまた入る方も保護者、児童の様相も変わっておりますので、ぜひともしっかりと、休止は休止なのですが、これもまた再開せいというのがどれだけできるかどうかちょっと別にしても、じっくりとその地域の方と将来的な展望を話すべきだと思いますし、私は特例区終わった後でもやはり何らかの支援をして、また地域も一緒に何らかの形で支援して、ともに支え合うような、そういった模範となるようなものをつくり上げていただきたいと思いますけれども、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 日進保育所の閉所にかかわるというか、休所にかかわる状態でのいろいろなやりとりでございまして、この問題につきましては19年当時に、合併してすぐ、1年目の年でございまして、旧風連の役場のほうにいた職員、いわゆる地域がよくわかっていただけている担当課長が対応してお話を始めたような部分でございまして、そういう背景があるのですけれども、その背景の中でちょっと別な意

味で文書を見せていただいたのもあるのですけれども、今の風連地区といいますか、幼保一元の関係での審議会の答申等の中に、すべての保育所の部分についてはいろいろ、さくらのほうに統一していくという部分なのですけれども、2項目に町立日進保育所については地域の幼児数の推移を考慮され、保護者と協議の上、改めて方向を検討されたいという文書が平成12年にございまして、こういうのもあってさきの職員、一番話の源の職員がどういう形でやっていくのかというときに、冬期間ということにはなるのですけれども、さくらのほうに通っていただいて、集団教育というものをまず最初の足がかりとして出てきたのかなという部分と、そういうものも踏まえて名寄の10人未満のものという部分につきましては、厚労省の指針の中で常時年間の保育所の平均の子供が1日当たり10人未満を切るとというような部分もあって、そういう部分が背景にあるものですから、それを一律に今までのルールでいくというようなことにはならないということも踏まえて、特例区の間、あるいは今議員おっしゃられる特例区を過ぎてもの話になるのかもしれませんが、そういう背景の中で地域との協議の中で休止という形をとりあえず出して、ちょっと試しに通ってみたらどうでしょうかというような形の落ち方だったのかなというふうに考えておりますけれども、いずれにしても地域の声というのは極めて重要ということに考えておりますので、毎年1回は必ず協議するといいますけれども、その協議の数1回が少ないのであれば2回、3回と協議する中で、地域の要望を確実に、開所ということは極めて難しいのかもしれませんが、要望を踏まえた中でどういう形がベストの形になるか十分協議させていただきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） 本当に年1回と言わず、今実際地域がそういった子育てに、保育所

にやりたくてもやれないという現状の方もおられると聞いておりますので、少なくとも4月までに2回ぐらい要望を聞いて、それがすべて要望どおりにはならないかもしれませんが、十分話し合っていたいただきたいと思いますと考えております。

それと次に、先ほどインフルエンザの関係でちょっとお伺いしたいのですけれども、タミフルは予防薬というお話。ワクチンは予防なのですけれども、タミフルは確保しているということで私どもも安心をしているのですけれども、タミフルは予防薬なのです。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） タミフルは、抗インフルエンザ薬という部分でインフルエンザの繁殖を抑えるという、本来的にはですから感染した後投与してインフルエンザウイルスの増殖を抑えるという働きが主でございますけれども、インフルエンザの発熱状態を確認されたかされないかぐらいのときに投与すれば予防的な効果もあるのかというような使い方もあるというふういろいろマスコミ等では流されております。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） 決して予防薬ではないのかなと私は思っておりますけれども、もう一点、ちょっと介護従事者の待遇改善、最後にお聞きしたいと思います。

かねてからも私も特養の関係で質問していたわけなのですけれども、先ほど190人待機者が名寄市にいたのですけれども、清峰園、今現在聞くところによるとあいているところがあるとお聞きしております。それは、なかなか介護職員が充実度が足りなくてというのか、そういったお話を聞いていますけれども、その事実が、空き室があるのか、その辺と今回給与アップが2から3%されたということで、今の介護に従事している職員の方の給与は適正だと思われているのか。それと、介護に携わる臨時職員、パートさんがおられると思うのですけれども、なかなか長続きしないというか、

長期間にわたってやっていただけない方が多いというお話も聞いているのですけれども、このパート介護職員、臨時職員ですか、そういった人たちの待遇はこの辺の中ではどの辺の位置にしているのか、その辺3つをお聞きして、私の質問は終わります。

○議長(小野寺一知議員) 暫時休憩いたします。
休憩 午後 3時53分

再開 午後 3時53分

○議長(小野寺一知議員) 再開します。

中尾副市長。

○副市長(中尾裕二君) 1つには、清峰園のベッドにあきがあるのではないかというお話がありました。御存じのとおり、清峰園はユニット型に準じた形態をとっておりまして、ユニット型に準じたスタッフをそろえて運営をするということが原則になっておりまして、現在マンパワーの確保が努力にもかかわらず十分になっていない部分が一部ありまして、その部分は介護職員との見合いの中でお世話をしているということで、一部あいていることは事実であります。一定程度確保の手だてが見えてまいりましたので、近々このあいている部分については埋めていくということで対応したいと考えております。

それから、事業団運営、清峰園につきましてもしらかばハイツにつきましても事業団運営をしておりますので、職員の給与につきましてはほぼ市の職員に準じた給与体系ということですので、現在全国的に問題になっております介護職員の人件費の低さという点については、名寄市の場合は必ずしも当たらないと、こういうふうに考えております。もう一つは、臨時職員の関係ですけれども、決して高いとは申しませんが、かといって低いという判断もしておりません。ただ、都市部と違いましてどうしても臨時職員の人材については数も含めて厚さがあるといえますか、十分機能するだけの数があるというふうにはなっておりま

せんので、なかなかこの部分では苦慮しております。今後非常勤の方については、一定の雇用の条件も含めた検討が必要と考えておりますが、ただ運営全体を考えますとすべてを常勤職員でということにはなりませんので、やはり常勤の方と非常勤の方の組み合わせで運営を進めていくと、こういうことをぜひ御理解いただきたいと思っております。

○議長(小野寺一知議員) 以上で木戸口真議員の質問を終わります。

○議長(小野寺一知議員) 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時53分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議長 小野寺 一 知

署名議員 持 田 健

署名議員 川 村 正 彦

平成21年第3回名寄市議会定例会会議録
開議 平成21年9月17日(木曜日)午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

24番 宗 片 浩 子 議員
25番 中 野 秀 敏 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局 長 間 所 勝
書 記 佐 藤 葉 子
書 記 松 井 幸 子
書 記 高 久 晴 三
書 記 熊 谷 あ け み

1. 出席議員(26名)

議 長 26番 小 野 寺 一 知 議員
副議長 19番 熊 谷 吉 正 議員
1番 佐 藤 靖 議員
2番 植 松 正 一 議員
3番 竹 中 憲 之 議員
4番 川 村 幸 栄 議員
5番 大 石 健 二 議員
6番 佐 々 木 寿 議員
7番 持 田 健 議員
8番 岩 木 正 文 議員
9番 駒 津 喜 一 議員
10番 佐 藤 勝 議員
11番 日 根 野 正 敏 議員
12番 木 戸 口 真 議員
13番 高 見 勉 議員
14番 渡 辺 正 尚 議員
15番 高 橋 伸 典 議員
16番 山 口 祐 司 議員
17番 田 中 好 望 議員
18番 黒 井 徹 議員
20番 川 村 正 彦 議員
21番 谷 内 司 議員
22番 田 中 之 繁 議員
23番 東 千 春 議員

1. 説明員

市 長 島 多 慶 志 君
副 市 長 中 尾 裕 二 君
副 市 長 小 室 勝 治 君
教 育 長 藤 原 忠 君
総 務 部 長 佐 々 木 雅 之 君
生 活 福 祉 部 長 吉 原 保 則 君
経 済 部 長 茂 木 保 均 君
建 設 水 道 部 長 野 間 井 照 之 君
教 育 部 長 山 内 豊 君
市 立 総 合 病 院 長 香 川 讓 君
市 事 務 部 長 三 澤 吉 己 君
市 立 大 学 局 長 小 山 龍 彦 君
福 祉 事 務 所 長 扇 谷 茂 幸 君
上 下 水 道 室 長 成 田 勇 一 君
会 計 室 長 森 山 良 悦 君
監 査 委 員

○議長（小野寺一知議員） 昨日に引き続き本日の会議を開きます。

○議長（小野寺一知議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

8番 岩木正文 議員

21番 谷内 司 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

なよろ天文台の振興について外1件を、黒井徹議員。

○18番（黒井 徹議員） おはようございます。議長よりお許しをいただきましたので、質問させていただきますと思います。

まず、情勢報告は省略をいたしまして、仮称ではありますけれども、なよろ市立天文台の振興についてお伺いをしたいというふうに思います。2009年、本年は世界天文年だそうであります。そして、ことしは日本で46年ぶりの皆既日食の年、7月22日10時56分、悪石島でダイヤモンドリングが見られるはずだったのですが、残念ながら雲に阻まれて観測はできなかったようでございます。その記念する年に新天文台が建設中で、何か大きな意味を感じます。日進橋を渡ると、サンピラーパークの丘の上に天文台のドームが目に入ってきて、完成が期待されております。教育文化施設だとわかっているけれども、多くの市民の関心はその活用と運営経費、さらには全国でもトップクラスを誇る天文台としての価値評価による経済効果に期待されております。観光施設ではございませんので、採算性を求めるものではないというふうに理解はしていますが、全国に誇れる施設として、昨日の質問にもあったように観光行政の

目玉の一つとして位置づける必要性はあるのではないかというふうに思います。

まず1番目に、職員の配置について伺います。一般市民への公開天文台として、子供たちの学習の場として、市は職員配置をどのように考えているのか、また天文知識や機材の操作、メンテナンス等を考えるときに専門職員の養成について伺いをしたいと思います。

2番目に、市民の天文台の活用について伺います。さきにも述べましたように、市民の天文台としての活用方法が重要な課題となりますが、市内小中学校との連携や市民観望会、愛好会等によるイベントなど、どのような計画をしているのかお伺いをいたします。

3つ目として、北大との連携でございますけれども、北大の研究施設として大型望遠鏡の設置は名寄市として大きな成果だと思います。今後教員、学生がどのような体制で天文台に訪れるのか、また北大だけでなく、他の大学や研究者が観望に訪れる可能性はあるのかを伺いたいというふうに思います。

次、大きな2番目、名寄市立大学についてお伺いをしたいというふうに思います。名寄市立大学も18年に開学し、4学年まで全学年がそろって完成年になりました。この間受験率も高く、優秀な学生が将来に夢を持って学問に励み、またこの地、名寄で多くの人と出会い、友達をつくり、学生生活を過ごしている姿を見ると、厳しい状況ではあったが、4年制大学を設置してよかったなというふうに思っております。地域交流センターや道北地域研究所を活用した地域貢献も数多く報告され、大学を生かしたまちづくりは着実に進んでいると感じております。自衛隊の地域における経済効果とは比較になりませんが、もたらず経済効果は少なくはないというふうに思っております。名寄市にとっては財産であり、3万の小さな市での4年制大学を市立で持っているということは、教育のまちとしての誇りであり、つけ加えれば島市政の

大いなる実績でないかというふうに思います。しかし、喜んだりたたえてばかりはいられません。問題、課題も多くあります。教授の確保、施設、設備の充実、そして何よりも優秀な人材を着実に社会に送り出すことです。そのことが今後名寄大学の評価に大きく影響するというふうに思われます。

そこで、伺います。まだ少し早いかもしれませんが、就職の状況、就職活動について、それと看護、児童関係の過去の卒業生は地元でどの程度就職しているのかを伺いたいというふうに思います。

次に、施設整備計画でございますけれども、ことは臨時経済対策におきます交付金で、旧恵陵体育館の改修等を実施しましたが、学生食堂など狭隘などで多くの課題を抱えていると思います。今まで整備してきた状況と今後計画されるものについてお伺いをしたいと思います。

以上、この場からの質問を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） おはようございます。大きな項目で2点について御質問がありました。1点目については私から、2点目については大学事務局長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

大きな項目の1、なよろ天文台の振興について御質問をいただきました。初めに、職員の配置についてお答えをいたします。木原天文台の職員は、正職員と嘱託職員の計2名体制で運営していましたが、平成21年度では新天文台オープンに向けての準備作業や機器操作技術の習得等の作業もあることから、新規に技術職員1名を採用し、天文台技術専門職員2名、嘱託職員1名の計3名で運営しております。新天文台の中で一般の方々に利用していただくスペースは、1階がプラネタリウム、展示コーナー、レクチャールーム、2階が屋上観測室と屋上天体広場となります。現在の木

原天文台と比較すると、大幅に活用の場が広がり、職員もこれに対応することになります。また、北大では大型の望遠鏡を平成23年に設置の予定であり、メインの観測室も公開となることから、これらの状況を考えると現行体制での対応は厳しいものがあると予測しているところでございます。

次に、市民の天文台の活用についてお尋ねがありました。市内小中学校の連携に関しては、子供たちが本物の星空や天体を体験する学習及びプラネタリウムを利用した学習についても小中学校と協議をしながら計画をしてみたいと考えております。また、市民観望会やイベントでは、新天文台の機器を最大限に活用し、名寄の地の利を生かした特徴ある内容とすべく、天文関係団体と連携した企画について、現在コンピューターにプログラミングをしているところでございます。

次に、北大との連携についてお尋ねがありました。北大からは、宇宙理学専攻の教員や大学院生が名寄市に滞在し、夜には新天文台にて各研究分野の観測を行う計画が予定されております。また、他大学の研究者やアマチュアの研究者も名寄市に滞在し、新天文台にて研究することも想定されます。具体的な利用体制については、今後他の天文台で実施している状況などを参考に検討する予定となっております。さらに、国内有数の天文台ということから、国内の学術研究会の開催も多数見込まれ、名寄市全体の交流人口増も期待されるところであります。北大側が設置する大型望遠鏡及び観測機器については、平成23年3月末を納入予定として現在作業が進められています。この観測システムについては、北大及び全国各地の大学研究者と名寄市の天文台技術職員によりことし初めから検討会を実施しているところで、名寄市の観測環境を最大限に生かせるシステムが検討されているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 三澤大学事務局長。

○市立大学事務局長（三澤吉己君） 私からは、

大きな項目の2、名寄市立大学についてお答えさせていただきます。

まず、1点目の就職状況についてということでございます。名寄市立大学は、来年3月に初めて卒業生を社会に送り出すこととなります。一方、短期大学部は開学以来50年の伝統があり、卒業生のたゆまぬ努力のおかげで専門職業人を養成する公立短大として高く評価を得てきております。平成18年度以降の看護学科及び児童学科の就職状況を見ますと、児童学科における非正規雇用という不安定な身分の増加はあるものの、毎年就職希望者のほぼ100%が採用内定をもらい、卒業してきております。また、大学の入り口である入学と出口である就職の両方において地域推薦枠や学資金貸与制度を設けて地元出身者の地元就職にも力を入れてきておりますが、地元で看護師として就職した学生は平成18年度7名、平成19年度2名となっており、地元人材育成のために地域貢献度を高めていくことが必要となっております。また、児童学科での毎年の地元就職率は卒業生の1割から2割の間で推移してきているところであります。今年度の就職環境につきましては、雇用情勢の悪化から新規学卒者の求人状況も一部の専門職種を除き厳しさを増してきておりますが、担当教職員が一丸となって学生の就職が円滑に進展するよう取り組みを行ってきております。現在卒業予定の学生は、夏休みを利用して就職希望施設の訪問や就職試験などの就職活動を行っている最中であり、栄養、看護、社会福祉の3学科並びに児童学科の就職内定者はそれぞれ若干名にとどまっている状況でございます。また、採用試験の時期につきましては、例年10月後半から11月中旬をピークに12月中旬でほぼ終了しますが、国家試験の合格が就職の大前提となるため、模擬試験などによる国家試験対策や受験手続等への支援も行っているところであります。第1期生の国家試験の合格率や就職成果が大学に対する評価や今後の学生確保にも影響を及ぼすことになりま

すので、なお一層学生の就職支援の取り組みを強化してまいりたいと考えております。

次に、2点目の施設整備計画についてであります。大学の施設整備等につきましては、開学時及び学年進行に合わせて教育研究目的達成のために必要となる講義室や少人数教育に活用する演習室などを備えるとともに、プロジェクターや学内ネットワークなど必要最小限の設備を備え、授業に活用されてきております。しかしながら、大学完成時の学生数に見合った施設整備が求められると同時に本館や看護棟の既存の施設並びに開学時に整備された設備については、経年による老朽化が心配され、計画的な保守や更新を行っていく時期を迎えております。このようなことから、今年度においては本館ボイラーの更新、恵陵体育館の屋根塗装、マイクロバスの購入のほか、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用して視聴覚機材の整備や恵陵館教室屋根の改修、さらには恵陵体育館を活用して300人の学生が一堂に会しての定期試験や多様な講義形式に対応できるよう照度を補足する照明器具の増設と机、いすなどの備品整備を進めてきているところであります。今後の施設整備については、大講義室を含む新図書館の建設、学生食堂の狭隘化の解消、テニスコートや車いすの整備、また学内LANの整備更新などが必要となっております。これらの課題の取り組みには多額の費用が見込まれるため、しっかりとした年次計画を作成し、教育環境の保持と学生に対するサービス向上の観点から、計画的に進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） それぞれ答弁をいただきました。ありがとうございます。ちょっと1番、2番、再質問の順番変えますけれども、まず大学関係についてお伺いをしたいと思います。

今聞きますと、それぞれ看護科の地元の就職が18年7名、19年2名ということで、昨日もあ

ったわけですが、看護師の不足といいますが、そういう中でまだ20名足りないという話も聞いたわけですが、この時期あるいは過去にもそうですけれども、市立病院との就職に関する連携といいますが、そういったものをどのような体系でやっているのか。地元でない学生もいるので、すべて市立病院ということにはならないわけですが、少なくとも名寄で看護の勉強をした中では、この地域がそういう状況になるということは大学と市立病院が連携をして看護師不足に対応できるような体制というのが必要でないのかなというふうに思います。就職の現場でそれが問題があるとすれば、1つは地元推薦枠をふやして、奨学金等で地元就職できるような、そういった対策も強化する必要があるのではないかなというふうに思うわけで、これらについて伺いたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 三澤大学事務局長。

○市立大学事務局長（三澤吉己君） ただいま2点について御質問をいただきましたので、お答えさせていただきますが、1つは看護師の充足を図るための病院との連携対策と、こういうことだったと思いますが、平成6年に短大に看護科が開設をされまして、それ以降市立病院の看護師の確保ということで取り組みを進めてきているわけですが、先ほど18、19の2カ年の部分の状況をお知らせさせていただきましたが、19年以前の10カ年の部分で市立病院で短大卒の学生がどれだけ採用されているかということを見ますと、平成10年から19年までの10カ年で68名が採用されておりまして、年当たりで6.8人ということですので、一定程度人材確保という部分では1割強、14%ぐらいでございますので、地域貢献に役立ってきているのかなと、こういう考えに立っているところでございます。

さらには、対策の部分でございますが、毎年新しい学生をお迎えするわけなのですが、その後必ずガイダンス等を開いてございます。その中で名

寄市立大学は公立大学ということで、市民の税金で運営をされています。その使命の中の一つに地元への人材確保という点があるということで、そういう話をさせていただくと同時に、あわせてお話ししました奨学金といいますが、学資金の制度についても説明をさせていただいて、対応してきているというのが1つ目でございます。2点目は、昨年から全国の病院の関係者を集めての合同説明会というのを開催してございます。こゝしは7月5日に全国の病院、73の病院だったと思いますが、集まっていたきまして、学生にそれぞれPRをしていただいているわけなのですが、ブース方式ということでやっております、当然市立病院のほうからも担当者にお越しいただきまして一番一等地をあてがえてPRをしてきているというような現状になってございます。さらには、看護の実習につきましてはメインとして市立病院を呼んで、大変お世話になっております。まさしく看護の実践の受け皿の場所と、こういうことでお世話になっているわけなのですが、強制はできませんが、やっぱり実態を見ていただく中で市立病院について就職等のお話もさせていただいているというような状況で、3つぐらいに分けられるかなというふうに思っております。

さらには、今後の学生といいますが、看護師の確保のために地域枠を広げてはどうかと、こういうお話でございますが、これまでも議会の中でお話をさせていただいてございますが、現在本学の地域指定は看護でいけば定員50名に対して5人の枠を設けてございます。一般入試と推薦入試に区分されてございまして、推薦入試20名に対しての5ということで、率からいきますと非常に優遇措置になってございます。全国の状況もこれまでもお知らせさせていただいてございますが、看護、医療系の学校、国公立で見ますと昨年の9月段階で36学校がございまして、これは、一昨年から見ると2校ふえてございまして、地域指定枠を設けているのは本学だけでございます。

圏内、圏外の部分で1つ定員を分けている部分、さらには高校を指定しているといひましようか、何名というような、そういう区分をしているところございますが、地域指定を起こしているのは本学だけと、こういう状況になってございます。毎年学生確保のために道内はもちろん道外にも訪問させていただいて、本学にお越しいただくようにというようなPRもしているのですが、その中で名寄市立大学についてはやっぱり地域枠を持って、地域の学生を優先する大学と、こんな進路担当者からの声もあるというふう聞いてございます。そういう部分では、やはり今後の学生確保と。こういうことを考えていくと、現段階ではこの枠を広げるといのは難しいのではないかとこのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） 推薦枠は、地域推薦といひのか、本校、名寄大学だけといひのことなのですけれども、看護師をコンスタントに確保していくのには地元からの生徒を就職させるといひのも一つの案だといひるふうには私に思っってお話ししたわけですが、全国各地から看護の勉強をされている方から来ているわけですから、地元ではなくて実習等でいろいろと連携をしている中では他地域、道内、道外から来ている学生たちにも地元で就職できるような、そういったものも大学として、あるいは就職のサポートする中でもしっかりと連携をしてやっていただきたいといひるふうに思ひますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

それから次に、施設、設備のことですが、大学の講堂、あるいはそれをあわせた図書館といひるか、そういったものについて、総合計画の中では前期、後期に具体的に入っていないような気がしています。ただし、市の図書館については後期で改修、改築といひますか、そういったものも計画されているわけで、かなり大きな予算を必要

とする。先ほど言ひましたように、テニスコートですとか、そういったものを着実にやるとすればかなり大きな予算が要るのではないかなといひるふうに思ひますけれども、まずそういう後期計画、総合計画に入っていないものについて、計画の見直しをしていくのか、あるいは市立図書館等、場所等の問題もあると思ひるのですが、併設、併合をしながらやっていく計画も可能性はあるのか、この点についてお願ひをしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 三澤大学事務局長。

○市立大学事務局長（三澤吉己君） 大学図書館の建設に関連しまして、大講堂の部分について御質問がございました。大学図書館につきましては、開学時既存の施設をできるだけ活用していくと、こういう考えのもとに現在本館と分館に分かれて、2つで学生のサービスに対応してきているといひる状況になっています。産学官の連携、あるいは利便性を考えていきますと、当然1カ所に集約しているといひることが図書館として望ましいと、こういう考えのもとに、将来的な課題といひる位置づけの中で総合計画の中では後期計画に予定をされているといひる状況になってございます。現在大学図書館については、学内でどのような図書館にすべきなのかといひることで議論を進めているところでございますが、総じてできるだけ早い建設を望むといひるのが学内の意見になってございます。

あわせて、本学の講堂といひましようか、講義室の実態を見てみますと、本館に180人収容できる講義室がござひます。これが一番大きい部分でござひます。さらに、新館に講義室ござひまして、140人といひることで、700人規模の、短期大学も合わせて700人規模でござひますので、最低1学年の学生が一堂に会する場所といひるのはどうしても必要になってくるといひる場合、現実には先ほどお答えさせていただきましたが、体育館を活用するしかない、こういう判断に立っごござひまして、本学の施設の特徴としてやはり250人前後収容できる大講義室といひましようか、

講堂が求められてきているという考えに立っていき、当然敷地の問題とか財源の問題が絡んでくるわけなのですが、将来的な課題で図書館を建設すると、こういうことになっていますので、それにあわせて一つ一つ整備をしていくということがベターでないのかと、こういう考えに立っておりまして、十分まだ煮詰まっているような内容ではないということでございますけれども、その点御理解いただければというふうに思っております。

それと、市立図書館との併合についてというお尋ねでございます。これについても開学時段階で市立図書館との合築の手法については市民利用、あるいは大学の利用の部分で利便性、財源問題から見てみると有力な選択肢の一つであると、こういう考えのもとに、文部科学省に申請をしています書類の中にでも市民図書館との合体というものを将来構想の一つということで述べられております。当然市民論議あるいは教育委員会との協議というのが不可欠でございますので、今後十分検討していかなければならないという状況になってくるわけでございますが、現段階では大学図書館のありようについて学内で詰めている状況でございますので、これらについても今後の推移を見て論議をしていくと、こういう課題かなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） もう一つ伺いたいの
が課題の中ではいわゆる就職をしっかりサポートしていくことと、それから施設を充実して学生の環境を整えていくということが大事と。それから、1つはやはり教授陣の確保というふうに思うわけですが、前回6月でもそういう質問があったわけですが、現段階でどのようになっているのかお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 三澤大学事務局長。

○市立大学事務局長（三澤吉己君） 教員確保の

部分については、これまでも夏休みを1つピークに取り組みを進めていきますと、こういうお話をさせていただいてございます。きのうも教授会がございまして、一定程度決まった部分なり報告をさせていただいてございますが、全体としては公募を出していますが、なかなか公募の中では応募がないということでございます。ただ、応募ないから、それならすべて決まっていなかったのかと、そういうことではなくて、いろんな情報をいただいて行動をする中で本学にお越しをいただけるというような返事もいただいているものでございます。ただ、教授なら教授職を職位で求めている部分に対して行政がどうなのかと。こういうことで、そういう部分についても今精査している部分でございます。いずれにしても、できるだけ早く体制を整えようということ今取り組みをしてございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） 大変な作業といいますが、難しい状況だというふうに思いますけれども、しっかりとそこは対応していただかないと、これからの大学運営に支障を来すのではないかと、このように想定されますので、しっかりやっていただきたいと思っております。この件に関してちょっと市長にお伺いをしたいわけですが、まずかなりの予算措置をしていかないと、大学の環境整備といいますが、施設、設備については予算措置をしていかなければならぬ。ある程度長期的、短期的といいますが、そういう計画も立て、市民の理解も得ていかなければならぬということの中で、市長として今後大学の施設整備計画について、基本的な考えで結構だと思うのですが、どう
いう考えを持っているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 大学の施設等の充実につきましては、開学時から当然想定をしながら議論をしてきた経過があります。年次的に逐一整備

を図るということで、現在の緊急性の高いものということでは図書館を兼ねた講堂の整備、あるいは学生の福利厚生的な面も含めての食堂の整備等が緊急性が高いと、こういうふうに思っております。これらにつきましてはこれまでも総合計画の位置づけの中で緊急性の優先順位ということをしかりと見きわめながらやっていくということで進めております。お話にもありましたように、図書館が市民開放型ということで、市民の現在の市立図書館と併築ということになるかならないかと。このことについても一定の議論をしてきた経過があります。ただ、大学としては学生の学習環境といいたいまいしょうか、そういう管理上の問題もあって、必ずしも大学の立場としては市民との交流は深まるというメリットといいたいまいしょうか、そういうものは評価をしつつも、学生本意の図書館を考えているというような意向も聞かされておりますから、これらについては鋭意これから詰めるものと、こんなふうに思っております。

○議長（小野寺一知識員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） ありがとうございます。大学のこれからの振興については、これはそういう環境も整えていくことが大事なことというふうに思いますので、しっかりと計画を立てていただきたいというふうに思います。

次に、1番目の天文台の振興について伺いをしたいと思います。私も余り天文については詳しくはないわけですが、ことしの市政クラブの研修で、東京のほうで山田義弘、これ東京未来大学の講師をやって、以前は天文台、レンズというのですか、望遠鏡というのですか、そこを設置する国際航業株式会社でアドバイスをやっていた人なのですが、そこでいろいろ名寄の天文台の魅力等について1時間以上お話をさせていただきました。非常に感動して帰ってきましたので、今回きちっとそれらも伝えて、天文台の活用について話をしたいなというふうに思って質問させていただきました。私なんかは、夜星を見るのは子

供のころはさかけをしているときに月明かりですか星明かりではさかけをして、本当に星がきれいだなというふうに、その記憶はずっと頭から離れないのですけれども、そのころ木原先生にでも会っていただければ今ごろ天文学者になれたのかなと思いますけれども、ちょっと会う機会がなかったので、決して興味はないわけではないなというふうに思っています。

それで、大型望遠鏡、あるいは市民向けの中型望遠鏡なんかも設置されているわけで、先ほど答弁にありましたように2名プラス新規で1名という、ことしはそういう体制でということ、山田先生のお話によると2名では足りないだろうと。補完的に2名ほど入れておかないと、いろんな見学あるいは研究に対応するのは難しいのではないかと、23年3月に大型ができるということですが、そういう時期にそういう3名、2名プラス2名というか、そういう設置も考えられるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（小野寺一知識員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 22年度につきましては、オープン直後という部分の中では多くの人たちが訪れるということが想定をされていますし、またそうであってほしいなというふうに思っています。そういう人たちに対する対応する職員ということで、現在については先ほど言ったように技術職員2名と、それから嘱託職員1名ということになります。現在は、木原天文台については11月末、それから図書館にあるプラネタリウムについても11月末で閉館ということで、今建築中の新天文台については躯体のほうは11月末までには大体でき上がるだろうということになります。その後それぞれの機器等が搬入されるということになりますから、12月から3月までの間にその技術職員2名が中心になって機器の取り扱い、そういったことを習得をするということになっております。ただ、22年度の状況がどういふふうになるかというのがまだよくわかっておりません

けれども、22年度の対応については現在の技術職員2名と、それから嘱託職員1名のほかに新採用ということにはならないのですけれども、技術補助ができるような長期的な臨時職員ということで、現在内部で検討しているという段階にあります。そういった意味では、22年度の状態を見ながら今後の職員の配置というものも考えていく必要があるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） ぜひとも天文台を生かす意味ではきちっと対応していただきたいということで、その考え方をお伺いして了解をしたいというふうに思います。

それから、ちょっと冒頭に申し上げたように運営経費というか、そういったものが市民の中では随分かかるのではないのかという話を聞いております。それで、人件費以外にどの程度メンテナンスとか、そういう維持経費、施設の管理を予定しているのか伺いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 予想される維持管理費については、今想定されるということで試算をしているのですけれども、約2,200万円くらいかかるのではないのかというふうに思っています。その中で名寄市が所有する屋上の望遠鏡あるいはプラネタリウム、それらについては名寄市で持つということになりますけれども、それ以外については北大とこの春から協議をしまして、折半をするということで今合意をしているところなのでありますけれども、その共通の維持管理費、これについては電気、水道などの需用費、それから清掃、警備などの委託料、そういったものですけれども、それが1,500万円から1,600万円ほどかかるのではないのかということでありまして、今後もこれについては条例が制定をされて、議決された後に北大と正式に合意文書を交わすという状況になっております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） なかなかそれ2,200万円、年間ですよ。その経費を採算をとってということは難しいのではないかなというふうに思うわけですが、申し上げましたように教育文化の施設ということも含めて理解をしなければならぬなというふうに思います。

それで、小学生等による活用の中で、これもその先生の受け売りなのですけれども、いわゆるチームを組んで定期的に観望する、そういう機会を設けたらいいのではないかと。いわゆる星に興味を持って、天文に興味を持つという意味では、チームを組んで、夜ですから、昼間ではないですから、夏休み等に観望すると。できれば新しい惑星の発見だとか、そこに発見者の名前をつけるだとか、これは名寄ばかりではなくて全国でできますけれども、そういった計画は参考になるのかどうか、ちょっとお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 現在天文台の技術職員もただ来て見てもらうだかということではなくて、やはり市民の人たちに大いに興味を持ってもらいたいということがあります。そのためには、やはり子供のときからそういった天文に関する興味を持っていただきたいということでありますので、そういったようなプロジェクトといいますか、そういった考え方は現在検討しているということでありまして。ただ、観測機器の習得だとか、その機器の扱いだとかというのは非常に難しい部分があるというふうに聞いております。例えば屋上の50センチの部分につきましても職員がついて使う分についてはいいのですけれども、それが外来者が来て使うという部分でいけばある程度の技術の習得をした方に使ってもらうということがありますので、子供たちがそういったチームをつくって、職員と一緒にそういったような機器の

操作だとか、そういったことに触れて、大人になって本当に超新星だとか、そういったものが発見できるような、そういったような装置はつくっていきたいと思いますし、これについては段階的に他の天文台等の状況も参考にしながら考えていきたいと思いますので、そうした提言はありがたく受けていきたいというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） 名寄の天文台は、夜空と音楽というか、そういった中でコラボレーションといいますか、そういった中で今全国でも珍しいといいますか、そういう売りでやっているということで、ある意味では若い人たちの集まれる場所になるのではないかなというふうに思います。先ほども世界天文年という中で、そういう学会の中では今プロジェクトをやっている。小さな望遠鏡を組み立てて、君もガリレオというプロジェクトをやって、日本にもそういう形があるようですけども、名寄型のそういうプロジェクト、天文の発見に向けた、何かそういうものを全国に広められるような、そういう取り組みもしたらいいのではないかなと思います。

それから、ロータリークラブから500万円の寄附があったというふうに思うのですけれども、その活用と。その活用について1つまた提案されたことがあるわけですけども、天文台の目玉として隕石の展示コーナーを設けたらどうかというお話があったわけですけども、全国を見ると隕石って結構日本にもある。あるいは、世界にもかなりあるようなのですけれども、そういった企画はないのか。もしそういう企画ができれば、山田先生もかなりコレクターなようで、何個か希少価値のある貴重なものを寄贈してもいいという話。本当ですかというふうに聞いたのですけれども、もしそういうことになれば十分に考えさせていただきますという話があったのですけれども、そういう話は聞いたことあるか、そういうものが可能なのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 新天文台については、企画展示コーナーというふうに設けている部分がございますけれども、そこには今の木原先生の手づくりの望遠鏡、あるいは現在図書館にあるプラネタリウム機器、これも非常に貴重なものということで、それらについての展示ということを考えています。ロータリーさんからいただいた500万円については、その展示コーナーの中でロータリーさんの寄贈だということがわかるような、そういったような天文に関する部分について考えているということであります。当初私どもの展示コーナーに掲げているのも天文の一つとして隕石というのは考えてございます。ただ、隕石というのは世界でも希少なものでありますし、特に日本における隕石というのはそれぞれ入手するのが非常に困難ということを知っております。ただ、隕石というのは専門家が見ると非常に貴重なものと。あるいは、一般の人が、天文に興味ない人が見るとただの石というふうに見られる可能性もあるということでありまして、非常に高価な買い物という中では売り手、買い手の部分の中でそれが本当に十分に展示にたえられるのかという部分があります。そういった意味では、山田先生が言われている部分についてどういうものかなというか、職員との話の中ではそういう話があるというふうに聞いておりますけれども、その高価なものについての展示というのはまだ検討されておりませんが、当初から隕石については天文という部分の中では貴重なものということで、隕石がどうして落ちてくるのかという、そういったものことも皆さんにお知らせをするということ、本当に必要だというふうに思いますので、そうした安価な隕石についての展示というのは当初から考えておりますので、それはやっていきますけれども、日本における隕石というものが非常に高価なものというふうに聞いておりますので、それらについては今後検討ということで現在進行ということであ

ります。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） それから、大学との連携で北大の研究もかなり人が派遣されるのではないかと思いますけれども、世界的に天文学会の中ではこういう民間といいますか、行政で持っている天文台では優秀な施設、設備になるので、ほかの大学からもいろいろとアプローチがあるのではないかという話を伺いました。そんなので、北大なんかもそうなのですけれども、いわゆるそういう学生あるいは先生たちをうまく活用して、地域で不定期になるかと思うのですけれども、学生向け、あるいは子供向け、あるいは一般向けに市民講座を定期的を開いて、天文の魅力ですとか、そういったものを訴えて、天文のまちとしてのすそ野を広げていくという意味でやったらいいのではないかなというふうに思うのですけれども、どのように思いますか。伺いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 北大の協議といえますか、平成17年に協定を結んでからお互いに研究をやっているという、そういったような協定していますし、その中ではただ単に大学だけの研究ということではなくて、市の天文台と手を結んでいろんなことを企画してやっていきたいということがあります。この春の協議の中でも維持管理費の部分の中でお話をしている中では、北大でもそういったような公開講座だとか、そういった研究会だとか、講座だとかということを考えていると。これについては、名寄市さんと一緒にやりたいのだがという、そういったような提案もありますので、それは共同の中でやっていくというのは十分可能だと思いますし、北大でもそういったことは非常に熱心に考えているということがありますから、本当に市民に還元されると言ったら変ですけれども、活用されるような、そういったような講座で、そして天文台に興味を持っていただく

という、そういったような取り組みをこれから進めていきたいというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） そういう市民に還元される、市民に愛される天文台として、1つは十分に活用していくと。それから、全国でもトップクラスということで、観光行政の一つの目玉になるのではないかなというふうに思います。花を見て美しく感じると同時に、星を眺めて心いやされたり、感動したりというのは、これはどんな人でも同じでないかなというふうに、美しいものは美しいし、神秘的なものは神秘的だというふうに思うので、それらをいわゆる名寄の地で自然を生かし、そういう夜空の環境を生かした観光行政というのは、これから1つ教育とはまた別の分野になるのではないかと思うのですけれども、これは経済部等も通じて、きのうもありましたように横の連絡をしっかりと、この大きな目玉を生かしていただきたいなというふうに思います。冒頭にも申し上げましたように、私も余り詳しくはないのですけれども、たまたまレンズをのぞくとこんなものがあるのかと。はるかかなたにあるのかなというふうに思っております。宇宙全体は、もう果てしなく広いわけですけれども、国内といえますか、地球上に宇宙人もどこかにいるのではないかなというふうに信じているわけです。実際には、きのうは宇宙人が総理大臣になりましたので、いわゆる神秘的な魅力といえますか、はかり知れない魅力が宇宙にはある。人間も神秘的なところは買っていかなければならないのではないかなというふうに思います。

今回天文台と名寄大学について質問させていただきました。これは、島行政の中での大きな業績でないかなというふうに思います。きのうもありましたけれども、これは島市長の天文台が置き土産とならないように、さらに頑張ってくださいまして、超新星を発見していただけるように、発見してから、名寄に貢献をしていただきたいなとい

うふうに思いますので、そういうちょっと横にそれたお願いをして終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（小野寺一知議員） 以上で黒井徹議員の質問を終わります。

福祉事業について外3件を、佐々木寿議員。

○6番（佐々木 寿議員） ただいま議長から発言の許可を得ましたので、通告順に従いまして、質問してまいります。

1点目は、福祉事業についてであります。初めに、介護保険制度改正に伴う対応について伺います。介護保険制度は、21年4月から開設されました。介護人材の流出が深刻になり、社会問題化したことを受け、介護人材を確保するための総合対策として介護報酬改定率が3%とされたほか、認知症ケアの推進等幾つかの処置が講じられ、名寄市としても対応していると思っておりますが、一方で要介護認定制度が改正されたことは、すなわち認定ロジックが変わったということになり、同じ身体状況であっても新制度のもとでは要介護度が変わることが十分にあり得るということになります。そこで、利用者や関係者からの不安の声が届いたことと思っております。まず、要介護申請を受け、最初に行われる認定調査があります。その評価は、調査員の裁量が大きく影響します。今回の改正で認定調査の項目数が82項目から74項目に減っております。改正の特徴の一つとして、調査員は症状の程度を評価するために、まずは調査対象者本人のところに行き行って調査するわけですが、危険が伴うと考えられる場合には無理に試みないとされているものの、実際の現場で調査員がとっさに判断するのは難しいとされています。また、改正のもう一つの特徴は、評価軸を3つに整理され、1つ目は能力、できるかできないか、2つ目は介助の方法、実際に行われているかいないか、3つ目は有無、主として精神、行動障害等があるのかないかであります。例えば従来の問題行動については、当該行動が認められてもそれ

が日常生活に支障を生じているか否かが評価対象であったわけではありますが、新制度では問題行動、それ自体があるのかないか評価対象へと変わっています。そこで、認定調査の実施方法、評価軸、認定調査会、主治医の意見等、これらをどのように対応されるのか、また今後の課題と対策について伺います。

次に、認知症支援について伺います。平成20年7月、認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクトの報告によりますと、今後の認知症対策は早期の確定診断を出発点として、具体的な対策として実態の把握、研究開発の促進、早期診断の促進と研究開発の促進、適切なケアの普及及び本人、家族の支援、若年認知症対策を積極的に推進するとしています。核家族化、何らかの理由により家族と縁が切れている方、ひとり暮らしで身寄りがなく、認知症等により判断能力が低下され、金銭管理能力、排せつ処理に失敗する方へのヘルパーによる支援も限界になりつつある現実問題に自立と支援、支え合いの福祉社会をどのように創成していくかが大切なことだと考えます。このような中で、高齢者とは異なる特有の課題に配慮した視点が求められる若年性認知症はさらに課題が多いと推測されます。若年性認知症は、65歳未満のいわゆる現役世代に発症する認知症性疾患の総称とされておりますが、高齢発症の認知症と比べると有病率は低いとされています。また、診断がついていない患者が潜在していると考えられ、さらに多くの患者数が見込まれています。一般的に男性の割合が高いと言われ、介護する家族については介護期間が長期化し、負担が大きいこと、そして家計を支える現役の働き手を失うことにより介護以前に生活、経済をどう維持するかが何よりも切実な課題となります。ほかにも課題があると思われませんが、行政として若年性認知症に関する認識不足を解消するため、啓発に努めなければならぬと思っておりますし、現状把握を十分にを行い、介護、障害福祉サービスや就労支援等に関する社

会的支援の体制を早急に検証する必要があると思われま。また、関連する分野も多岐にわたることが考えられ、密接な連携のもとで総合的な取り組みを推進することが必要と思われま。行政として認知症についてどのように取り組みを行っているのか、将来どのように行っていくのか、連携ネットワークの充実という観点でどのように検討しているのか伺いま。

2点目は、温暖化対策について伺いま。CO₂削減のための具体的施策、取り組みと成果について伺いま。この質問は、昨日の高橋議員の質問に対する答弁で、名寄市では実効性のあるものとするために地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく実行計画として、名寄市地球温暖化防止実行計画が策定され、期間は名寄市総合計画に合わせて平成19年度から23年度までの5年間で、平成23年度における排出量を平成17年度を基準年として比較して5.5%削減するという目標ということが答弁されました。そこで、この実行計画の範囲は市が実施する事務事業であり、市が直接管理する庁舎、支所の施設及び車両等の使用により排出される温室効果ガスになっています。そして、削減対象とする温室効果ガスを二酸化炭素としておりま。そこで、平成19年度の事務事業による二酸化炭素発生量は基準年17年度と比べ全体として5.6%減少したと報告があります。しかしながら、報告の内容で電気が5.2%ふえて、ガソリン18.2%増、一般炭の9.8%増となっていますが、20年度は改善されたのでしょうか。20年度でも増加した項目があれば、21年度にどのような取り組み、施策をして、目標をどのように掲げているのか伺いま。

次に、循環型社会の創出について伺いま。大量生産、大量消費、大量廃棄ごとの社会経済システムにより、我が国は急激な経済発展を遂げてまいりました。しかし、一方で化石資源の大量消費による地球温暖化や廃棄物、汚染物質の排出の環境問題が深刻化しておりま。廃棄物を資源とし

て有効利用する必要が高まっております。こうした中、再利用、循環利用を基礎に資源の過剰使用と廃棄物の発生を抑制する資源循環型社会のシステムを構築し、環境産業の活用を通じながら地域振興、産業振興に取り組む事例が全国各地で展開され始めておりま。このような中、市としてもさまざまな環境施策を展開し、地球環境保全に努めてきたところでありますけれども、将来のビジョンとして企業同士や関係する機関、大学との交流を通じて建設的な協調、協力関係が生まれて、よい意味での企業間、地域間競争を基盤とした地域全体のイノベーションや生産力向上を目指すべきだと考えま。また、環境産業に対応したさまざまなポテンシャルがありますが、名寄における循環型社会対応産業にかかわる企業、大学、公的出先機関、産業支援機関、近隣自治体なども巻き込んだ産学官の大ネットワークを形成し、最新の技術、研究動向に関する分科会や研究会を開催、支援して、個々の事業ニーズと研究シーズをマッチングさせることにより技術開発プロジェクトを創出して、さらに事業化、販路開拓への事業支援を展開する名寄独自の循環型社会を目指していくべきだと考えま。そこで、循環型新産業の創出を促進するため、この地域の特性や地域資源に基づく資源エネルギーを活用し、独創的な技術やアイデアをもとに市内で創業または新分野へ進出しようとする中小企業者に対する支援、補助金制度を導入してはどうでしょうか。見解を伺いま。

3点目は、自然環境保全について伺いま。自然資産の保全について伺いま。行政報告がありましたように、7月23日に九度山が名勝に指定されました。その理由として、アイヌの物語、伝承、祈りの場、言語に彩られた優秀な景勝地群をアイヌ語でピリカノカ、美しい形と総称して、保護を図ることとして指定されました。名寄市としても大変喜ばしい将来の自然資産となりました。特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準は、昭和26年5月10日に文化財保護

委員会告示第2号の名勝、10の山岳、丘陵、高原、平原、河川のうち我が国のすぐれた国土美として欠くことのできないものであって、風致景観の優秀なもの、名所的な、あるいは学術的価値の高いものに対して指定されます。九度山の名勝指定を機に晨光の滝、比翼の滝を含めた自然の景観を保存するため、行政としても本腰を入れて保存すべきです。この地域の資産を未来へつなげるためにも、名寄市で暮らし続ける私たち市民の工夫と協力で保存していくべきと考えますが、見解を伺います。

次に、環境教育活動について伺います。高度経済成長期以降、自然との親しみが薄れている昨今、子供たちに四季の変化を楽しみ、遊び、生き物に触れ、土と親しむ体験は、子供の健全な成長に大きく役立ち、大人にとっても有意義なことだと思います。また、相互に学び合うことは人と人をつなげる役割を持っています。九度山名勝指定に伴い、環境教育を取り入れるべきと考えます。市内郊外にある林、畑、田園、小川等の自然の資産、指定文化財等、身の回りの歴史や文化を知ることが暮らしを見詰め直すきっかけになり、ひいては郷土を考えることへとつながっていくと思われまます。そのためには、専門家の指導も必要かもしれませんが、見解を伺います。

4点目に、人事管理について、臨時、非常勤職員の任用、活用実態について伺います。財政状況の悪化に伴い、職員定数の削減を進める自治体では、行政サービスの低下を避けるため、臨時、非常勤職員の活用を拡大しつつあります。総務省の調査によると、全国の地方公共団体に働く臨時、非常勤職員は平成20年4月1日現在で約50万人いるとされております。しかし、その任用に関してさまざまな問題点が指摘されております。その代表的なものは、雇いどめのトラブル、従事する業務の内容が同一あるいは正職員と同様の本格

的業務に従事させられているにもかかわらず、報酬も上がらない不満等々の課題が地方の自治体では出ているようですが、名寄市において臨時、非常勤職員の任用、活用実態について伺います。また、それらの課題を認識した上で活用の拡大に向けた制度趣旨の周知やより柔軟な任用ができるよう新たな制度の導入も含めた検討が必要と思われまますが、見解を伺います。

以上でこの場からの質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 佐々木議員から大項目で4点の御質問がございました。1点目は私から、2点目は生活福祉部長から、3点目は教育部長から、4点目は総務部長からの答弁となりますので、よろしくお願ひいたします。

最初に、介護保険制度改正に伴う対応についてお答えを申し上げます。本年4月の要介護認定方法等の見直しは、自治体間での介護認定のばらつきを是正する目的で実施されました。また、同時に認定調査や介護認定審査会での審査方法も一部が変更され、上川保健福祉事務所、名寄地域保健福祉部において新しい認定方法の研修会が開催されています。さらに、新たに審査会委員、認定調査員に従事するものについても新規研修を実施し、認定調査員に対しては従来の調査方法と異なることから、要介護認定調査平準化チェックシートを活用したほか、従来から行っている認定調査票、主治医の意見書の全件チェックを引き続き実施しているところであります。

本市の介護認定審査会は、名寄市、美深町、下川町、中川町、音威子府村の5自治体の共同で名寄地区介護認定審査会を設置しております。介護認定審査会の会員の構成は、医師8名、歯科医師1名、薬剤師2名、保健師2名、看護師、准看護師で4名、歯科衛生士1名、管理栄養士1名、社会福祉士1名、介護福祉士4名の合計24名を4つの合議体に分け、週1回開催しております。また、認定調査については、市職員21名が認定調

査を実施できる研修を受講しているほか、市内では指定居宅介護支援事業所のケアマネージャーと介護保険施設のケアマネージャー25名が認定調査を実施できるよう委託契約を締結し、認定調査を実施している現状でございます。本年10月1日申請以降の認定調査については、再度新制度による調査で判断基準が変更になることから、9月中旬に上川保健福祉事務所名寄地域保健福祉部において認定調査員現任研修がされることになっております。市といたしましては、認定調査の際に日ごろの状況をより重視することや一部の調査項目の判断基準が見直されることにより、今後これまでよりも詳しく日常の状況についてお伺いすることから、本人、家族に対して広報や電話等での説明で周知することを初めとして、認定調査員の調査技能等資質向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、認知症支援について申し上げます。初めに、本市での認知症の現状と取り組みについて申し上げます。本市での認知症と推定される方の実態は、要介護認定時の医師の意見書や認定調査員のデータをもとに推計したもので、平成20年7月時点では要介護認定者及び要支援認定者の合計1,322人中746人と思われま。これらの方の認知症の程度は、自立度2以上からMランクに相当する方で、症状では買い物ができない、金銭的管理困難などの軽度の見守りが必要な方から、妄想、幻覚など重度の介護が必要と範囲は広範でございます。この認知症状を認定する746名の方は、介護施設やグループホームに入所されている方が302名、病院入院、介護保険外の施設入所、居宅生活など介護施設等以外の場所で生活されている方は444名であります。

なお、認知症状を呈している居宅生活者の多くの方は、介護サービスを利用して生活をしている状況です。しかし、地域において認知症が疑われて医師の診断がされた方や介護認定を受けていない人についての把握は十分にできていない現状に

あります。65歳以下の若年性認知症の実態についても同様で、2006年厚労省研究班の情報から、発症率は人口1万人に当たり3.7人とされ、名寄市人口約3万1,000人では7から11人と推計されます。若年性認知症は、多くの場合進行性であるとともに、現役世代が発症した場合、身体機能、特に運動機能の低下が少ないため、見守りなど介護負担が大きく、経済的な面も含めて本人とその家族の生活が困難な状況になりやすいことが特徴であり、社会的な関心が高まっていると認識しております。市といたしましては、若年性認知症の専門の相談対応の部署はありませんが、40歳以上であれば介護保険サービスの利用は可能であり、また精神障害手帳の取得や障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの利用、通院医療費助成制度、障害年金の受給、障害手当の受給、成年後見制度の利用等、利用可能な制度、サービスは数多くあり、相談のあった場合は各担当部署で一人一人のニーズに合わせて対応しているところであります。認知症高齢者に比べると、若年性認知症は少数であり、関心は十分ではなかったことから、若年性認知症の相談を受けた場合は各部署が連携を図ってよりよい解決に向けて対応してまいります。また、認知症は高齢者特有の疾患であるという誤解もほかの精神疾患と混同される場合もあり、地域住民が認知症を正しく理解することで誤解や偏見をなくし、地域全体で認知症とその家族を見守り、支援することが必要であると考えております。

以上、この場からの答弁といたします。

○議長（小野寺一知議員） 吉原生活福祉部長。

○生活福祉部長（吉原保則君） 私からは、大きな項目2、温暖化対策について、まず（1）、CO₂削減のための具体的施策の取り組みと成果についてお答えを申し上げます。

温暖化防止対策の本質は大きく2つございまして、1つは有害な温室効果ガスをどのように吸収、固定するか、もう一つは有害な温室効果ガスの排

出をどのように抑制するかだと考えているところ
でございます。本市の温暖化防止実行計画の達成
率につきましては、議員お話しのとおり平成19
年度におきましては、全体では基準年度の17年
度に対し5.5%の削減となったところでございま
す。種別で比較いたしますと、電気、ガソリンな
どが増加となっておりますが、他の種別では10.
7%から26%の削減となっているところでござ
います。平成20年度につきましては、速報値で
ございますけれども、達成率が17年度比7.2%
の削減となり、種別では平成19年度において増
加いたしました電気、ガソリンなどのうち、電気
につきましては6.3%の増となっております、
中でも市立大学の使用料が17年度に比較いたし
まして56%の増と大きくなっております。4年
制がそろそろまでの平成21年度までは、各種燃料
の使用量は増加すると想定されております。今後
の対応でございますけれども、庁内の各種会議、
庁内LAN等を通じて節電の徹底などと呼びかけ
てまいりたいと考えております。また、ガソリン
につきましても29.3%の増となっております、
これは分庁方式による両庁舎間の移動がふえたこ
となども想定されているところでございます。今
後の対応といたしましては、エコドライブの実践、
公用自転車の利用等、職員の消費抑制意識の向上
に努めてまいりたいと考えているところでござい
ます。他の種別につきましては、13.2%から3
4.2%の減となっております、本市の温暖化防
止実行計画の策定時からの進捗状況といたしまし
ては、平成18年度は5.7%減、平成19年度が
5.6%減、平成20年度が7.2%減となっており、
この3年間を見ても23年度におけるCO₂
削減目標の5.5%を上回っている状況と見てい
るところでございます。今後におきましても可能な
限り使用量を削減し、23年度における使用量が
基準年度以下、もしくは同等とすることを目標に
努めてまいりたいと考えているところでございま
す。

昨日の高橋議員への答弁と一部重複いたします
けれども、昨年はごみの減量化、CO₂排出量削減
のためレジ袋の有料化を実施したところでござい
ます。マイバッグの持参率は、現在では90%前
後となり、飛躍的に伸びた状況となっているとこ
ろでございます。また、温暖化防止につながりま
すごみの分別や減量化、資源化につきましてもご
みをつくらない、再使用する、リサイクルするの
3R運動への取り組み、さらには産業まつり、ふ
れあい広場など市の大きなイベント時での段ボー
ルコンポストのPRの実施、また現在実施してお
ります廃食用油及び古着の回収につきましては、
平成20年度の廃食用油の回収量は5,027リッ
トルとなり、夏の間は学校給食センターの配送用
トラックの燃料として使用しているところでござ
います。また、古着につきましても回収量は73
0キログラムとなり、市の収入としているところ
でございますけれども、これらの事業につきまし
ても今後継続して実施してまいりたいと考えてい
るところでございます。温暖化防止対策の効果を
上げるためには、全国レベルの技術革新や大企業
の取り組みが必要と考えますが、どんな小さなこ
とでも多くの市民が参加できる地道な運動も重要
だと考えているところでございます。今後におき
ましてもさまざまな機会をとらえ、温暖化防止の
取り組みについて啓蒙、啓発に努めるとともに、
幼児から高齢者まで多くの市民が参加できるさま
ざまな取り組みや民間の事業所などにもお願いし、
CO₂排出量の削減に向け取り組みを進めてまいり
たいと考えておりますので、御理解を賜りたいと
存じます。

次に、(2)の循環型社会の創出についてお尋
ねがございました。現代社会は、大量に生産し、
大量に使い、大量に捨てる社会とされています。
しかし、循環型社会は天然の資源をなるべく使わ
ないようにし、できるだけ環境に負荷をかけない
生活をしていく。そのためには、廃棄物の発生抑
制、再使用、再資源化のいわゆる3Rを徹底する

ことが大事なことで考えているところでございます。国では、日本における循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる循環型社会形成推進法が平成12年6月に制定され、現在の大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会から脱却し、環境への負荷が少ない循環型社会への実現に向けた取り組みを着実に進めることとしております。循環型社会を実現するためには、温暖化防止対策が非常に重要なことでございまして、前段の質問でもございましたが、本市では平成19年度から23年度の5カ年を計画期間として名寄市地球温暖化防止実行計画を策定し、温室効果ガスを平成17年度比5.5%の削減を目標にしているところでございます。

お尋ねのございました循環型新産業に対する支援につきましては、この循環型新産業に限定したものではありませんが、名寄市の企業立地促進条例におきまして工場、研究施設等の設置に対する助成措置を設けているところでございます。また、国の循環型社会形成推進、道の循環型資源利用促進施設設備整備に対する補助金制度もございしますが、補助要件が限定されてございますので、企業等で新規に事業を起こしたいという相談があった際には補助金の内容等を道に相談しながら紹介してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、自然環境保全についてお答えをいたします。

初めに、名寄市の自然資産の保全につきましてお答えいたします。平成21年7月23日の文部科学省の告示により、名寄市の日進と智恵文地区に所存する九度山の山頂部分の約5.2ヘクタールが国の名勝に指定されました。これにより天然記念物として既に指定の鈴石、高師小僧合わせ国指定の文化財は3件となりました。今回指定の九度山につきましては、先住のアイヌの人たちが毎日

の祈りの対象や日常生活での目印となる大切な山として伝承されていたこと、今日に至るまでスキー場と一体となり、四季を通じて市民に親しまれている点が評価されたところであります。これらの自然資産の保全については、該当地区そのものの保全とそれを市民の文化、教育活動の中で広く利活用していただくことが大切なことは議員御指摘のとおりであります。九度山の山頂部につきましては、もともとスキー場の保護体でもあり、所有者の国有林では保健保安林、道有林では土砂流出防備保安林として今後も現状のまま保存される部分であります。名勝の指定に伴い、名寄市が管理団体として管理計画の策定が求められます。今後の対応としましては、年内にも名寄市文化財審議会に管理計画の指針について諮問する予定でございまして、さらに、関係機関との協議を交えながら、管理計画の準備を進めてまいります。また、指定意義の理解を深めるためにピヤシリスキー場に説明看板を設置するほか、夏の間は指定地を間近に見上げることができる九度山の登山道の活用を呼びかけてまいります。さらに、指定理由となったアイヌ文化の理解に向けては、博物館の普及事業や学校教育への情報提供を進めたいと考えております。名寄市には、国指定以外に市指定文化財として、自然分野では東風連のグイマツ、名寄公園のミズナラ林もあります。ほかにも自然物や景観のすぐれた環境的財産につきましては、地域の方々からの協力も得て情報の収集を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをお願いいたします。

次に、環境活動についてお答えします。名寄市においても社会の変化、生活様式の多様化、また安全確保の面などから、子供たちの自然に親しむ機会が減少傾向に陥ることの懸念がされています。議員のお話のとおり、四季の変化を楽しみ、自然の中で遊び、動植物に触れるなど発達段階に応じて自然に直接かかわる教育活動は大切であり、各学校においてもいろいろな取り組みをしております。

す。例えば市内の各小学校においては、公園など身近な自然に定期的に出かけ、四季折々に変化する草木や虫など生き物の不思議さに興味を持たせる生活科の学習を通しての取り組みが行われています。また、南小学校などでは田植えや畑作物の栽培活動、智恵文中学校では智恵文沼で水質検査や微生物の調査など、身近な自然に主体的に働きかける理科や総合的な学習の時間を活用して行っております。そのほかにも名寄中学校では炊事遠足やサイクリング、下多寄小学校や中名寄小学校ではカヌーやいかだ下り体験など、身近な自然に積極的にかかわる活動を通して環境に関心を持ち、環境を保全し、よりよい環境の創造に主体的に参加する態度を育てるなど、それぞれの学校において特色のある取り組みをしてございます。

これらの活動を実施するに当たっては、北国博物館学芸員や河川事務所職員、保健師や税務署職員による専門的知識、理髪店主や琴師範、コミュニティカレッジの皆さんなど、その道に秀でた人たちとの触れ合いを通して郷土を愛する心を育てる活動に取り組んでおります。また、今年度は道徳教育の中で「郷土を知ろう、名寄の一番の自慢」と題してふうれん特産館代表の講話を計画している学校もございます。ただいまお話のございました九度山につきましても、本市で作成しております3、4年生用の社会科副読本に追加するなどしながら周知を図り、ふるさとを知り、愛する心を育てるための地域教材として活用してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） それでは、私のほうから大きな項目4点目の人事管理についてお答えいたします。

臨時、非常勤職員は、労働基準法が適用されませんが、同時に任用等におきまして地方公務員法に基づくものとなっております。現在各地方公共団体においては、多様化、高度化する行政ニーズに

対応するため、多様な任用、勤務形態等の臨時、非常勤職員の活用がなされ、一方その任用のあり方の検討が求められてまいりました。総務省におきましては、平成20年7月に地方公務員の短時間勤務の在り方に関する研究会を設置し、平成21年1月に同研究会の報告書がまとめられ、この報告書を踏まえ、本年4月に「臨時・非常勤職員及び任期付短時間勤務職員の任用等について」により通知がなされたところであります。この通知によりますと、任期については原則1年以内とされ、報酬等は職務給を原則とするものであり、また再度の任用する場合においても成績主義、平等主義の原則を踏まえ、あくまでも新たな職に改めて任用されたものとして手続を行うべきであるとされております。

名寄市におきましては、任用期間を最長1年以内と定めており、また再度任用する場合は雇用調整を行いながら、2カ月前に本人に再任用の希望の有無を確認し、賃金、任用期間を明記した辞令等を交付しているところであります。賃金、報酬等は、あくまで1年雇用を基準に一定の経験、生活水準の維持等を考慮し、職種に応じて、さらには資格の有無による固定給としております。先ほど総務省の研究会が行った全国の地方公共団体の調査結果によりますと、再度任用時の報酬等を変更しない団体は、一般非常勤職員は約75%、臨時職員は約85%となっております。また、事務補助員の1時間当たりの平均額は一般非常勤職員では902円、臨時職員では796円となっております。この数字より当市は幾分上回っている状況となっております。臨時、非常勤職員の任用につきましても、今までもおきましても再度の任用を含め、制度趣旨を周知しながら、各法に基づき手続を行ってまいりましたが、今後は今回の総務省の通知に基づき、今まで以上に留意して取り進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） それぞれに御答弁をいただきましたので、私のほうから再質問と要望を申し上げていきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず初めに、福祉事業についてでございますけれども、先ほどの御答弁によりますと、地元新聞にありましたように4月に認定の調査方法を改定するという報告と10月1日からの申請で適用になりますよという報道が流れたわけでありまして、そして、更新件数が74件あって、区分が下がったというのが4件あったと。5月には、区分が下がったのが13件あったということについて、これについて問題、問い合わせはなかったということだったのですが、これは本当になかったのでしょうか。電話も一件もなかったということでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 4件の苦情とあります。部分につきましてなのですが、電話の問い合わせの内容ですけれども、そのうち3件の方につきましては、きのう確認した内容ではいわゆる介護のサービスを受けていないという方ございまして、変更があっても介護のサービスに影響のない方ということでございまして、もう一件につきましては単なる問い合わせというふうに確認しております。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） 私の質問にもよりまして、この問題につきましては認定調査員の判定が物すごく影響するということなわけでありまして。例えば要介護で認定されてもおかしくない人が要支援になったとか、あるいは先ほど非該当と認定されたという方は介護保険が受けられないということになります。これは、いろいろと考えられるのですが、調査員の調査に問題があったのか、あるいは主治医の意見書にきちんと利用者の現状が明記されていなかったのか、ある

いは介護認定審査会における審査が不十分だったのかと疑えばこれ切りがないわけでありましてけれども、いろんな問題に対して利用者は、例えばそういうふうに判定された場合に制度がそのままいって普通の今までなった認定度であればいいのですが、下がった場合は不服な方が多分にいるのではないかと思います。そういう中で、利用者は不服な中で、例えば不服の申し立てという制度をこれは知っているか知らないのか、今までに調査員とか、あるいは市のほうで、行政のほうでそういうことを説明したのか、そういう対応はどういうふうになっているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 制度の周知の中で従前の介護認定から変わった場合は、従前の認定を継続して適用するか否かにつきまして御本人の確認をとっているということになっておりますので、制度のほうの周知は十分しているかと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） 私も4月から再度国のほうから追加の形で今までの認定されている方はそのまま継続してもいいということが通達されているわけでありましてけれども、その不服の方について、例えばこれ道に対する不服申し立て、これについては行政不服審査法、これに定められて行政の処分に対する不服申し立ての一つなわけなのですけれども、これはそれに基づいて介護保険審査会に対して不服申し立てると。そして、これは60日以内にやらないといけないというものがあります。それから、もう一つは、市のほうで対応する区分変更申請、これは約30日以内に出さなければいかぬと。こういうことが利用者は本当にわかっているのかどうかということが問題だと思うのです。これは、調査員もそういうことを説明しながらも、やっぱりこれからも取り組んでいかなければいけないと思いますので、その辺も含

めて、きょうですか、たしか認定員46名に説明会を開くということでありましてけれども、その辺を含めてしっかりと対応していただきたいと、こういうふうに思います。いずれにしても、項目数が減ったからといって確認は絶対しなければいかぬわけですが、現場に行って。それで、やっぱりこれは時間がかかることなのです、一人一人の認定をするというのは。これは、やっぱり手を抜かないでしっかりと対応するところが、認定員もそういうところをきちっとやっておかないと問題が起きるのではないかと思いますし、認定を下げられた方はさらに大変なことになるということに思いますので、しっかりとその辺の対応をしていただきたいということを要望して、次に移りたいと思います。

先ほどの認知症のことについて、これは大阪府の豊中市における地域包括支援センターでやっている、エンディングノートというものをやっています。これ御存じでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） ちょっと存じておりません。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） このエンディングノートというのは、今までの人生を振り返って、これからの人生を生き生きと自分らしく生活するために何を準備すればいいかと。自分の思いを周囲の人にどう伝えるかということで、老い支度を考えるためのノートだということなのです。これは、NPO法人のニッポン・アクティブライフ・クラブが平成15年に作成されたのでありますけれども、遺言書とは違って、要するに法的な拘束力は全くありません。御家族とか愛する人への思い、感情の気持ちなど幅広く自分の気持ちをノートに書いていくと。これが大いにこれからの認知症に役立つということなのです。ひとり暮らしの老人の方の、独居老人の高齢者の方にも大変役立つものだとは私は思います。いろいろと認知症の場合に

は、認知症になったのかなっていないのかということもわからないと。あるいは、後でこれでは80になって、本当に認知症になって、経済力はあるのですけれども、その財産をどういうふうにしたらいいのかわからない。家族か身寄りもない。こういう場合においてはこれ大変なのですが、その場合には成年後見制度というのがあるのですけれども、これは成年後見制度というのはあくまでもやはり本人がお金のことになるとなかなか進められていかない制度だと思えます。したがって、エンディングノート、これを取り入れるという考え方はどうですか、見解は。お伺いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 今お話を伺っております、名寄市の場合ではことしの3月でしょうか、成年後見制度ということで、こういう部分で研修会等も行っております、当然議員が懸念されておりますとおり最後の部分になりますと自分で判断ができなくなるということが出てくるから、その前段でその後をどうするかという部分になるのですけれども、成年後見制度というのになってからの場合でも適用できますし、その前段、まだ意識がしっかりしているうちからも適用できるという制度でございますので、この部分についてはこれからも再度市民周知を図っていきたいと思っておりますけれども、御指摘がございました、エンディングノートということでよろしいですね。私のほうもこれからこの内容につきまして担当職員も含めて少し調査研究してまいりたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） ぜひ取り入れて、今後の独居老人も含めても参考になると思いますので、ひとつ対応していただきたいと思えます。

それから次に、温暖化対策のことについて1点だけ質問させていただきますが、私が19年12月にこの中で温暖化対策について質問いたしました時期に10項目の取り組みという家庭でできるものがあつたのですが、これ先ほど市の中では庁

舎内だけに限って削減の努力して数字を求めているわけでありませけれども、市民に対してもこの10項目の中から例えば月に1日を指定してこれを協力してもらおうというような形をとったらいかがではないかと思っておりますけれども、ちょっと見解を伺いたいと思っております。

○議長（小野寺一知識議員） 吉原生活福祉部長。

○生活福祉部長（吉原保則君） ただいま市民というか、家庭でできる温暖化対策の関係でお話があったと思っておりますけれども、先ほどの答弁でも申しましたように今後につきましては幼児から高齢者までみんなができる小さな取り組みということで考えておまして、特にその中ではこの10項目の中には節水だとか節電関係ございますけれども、みんなができる部分でいけば電気の節電に係る部分がみんなが取り組める部分でないかと考えておりますので、この中の特に待機電力を50%削減するだとか、家族が同じ部屋で団らんを行い、暖房と照明の量を減らす、そこら辺を重点に市民の皆さんの協力を仰ぐ取り組みなどを今後進めてまいりたいと考えております。

○議長（小野寺一知識議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） よろしくお願ひしたいと思います。

それとあと、自然環境保全につきましては御答弁をいただきましたけれども、保全というのは御答弁にもありましたように管理をしっかりとして保存するということが大切だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。また、子供たちにも本当に自然に親しむ機会が少ないのではないかと。これやっぱりその学校、学校で、一部の人には子供たちもやっている事業というのがありますけれども、全体として統一されたものが、自然に親しむ環境を取り入れる、そういうものに親しむ教育というのがないように思われますので、次年度からでもその機会をしっかりと設けていただいて、子供たちの自然の環境について考えていただけたらというふうに要望しておきます。

それからあと最後に、人事管理についてですけれども、初めに私のところに1通封書が来まして、手紙来たのです。それで、この中にはある場所で名寄市以外から雇って、あるいはその者がずっと継続されていると。これは、公募しないで入ったということが書いてありました。これは、こういう事実があったのかなのか、ちょっとお伺ひしたいと思います。

○議長（小野寺一知識議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 具体的なことにつきましては、後から担当のほうに御指示いただければと思いますが、原則臨時職員等につきましては1年間限りの事務補助的な雇用と。それから、専門知識を持った嘱託職員とか、各種臨時職員等につきましてもほとんどが公募をしています。それから、専門知識を持って他に得がたい人材である場合についてはこちらのほうで選考させていただいてする場合ありますけれども、原則は公募方式をとっております。

○議長（小野寺一知識議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） わかりました。

いずれにしても、やはり雇っている臨時、非常勤の方々が本当にそういう規則とか何かもわかっていないのではないかとというのがこの問題の事項にも起きてくるのではないかと思います。例えばこれからも市は22年度に職員を募集しているわけなのですけれども、今年度末では定年者が19人、それから18年から25年までは150人という報道をされたわけですけれども、これから非常勤とか職員の話が、これがまたふえてくるのではないかと思うのですが、やはり採用、任用する場合にこういうふうになっているのですよということをしかりと採用した時点で御説明をしていただいて、それで公平な勤務をしていただくというふうなことにやっていただきたいと、こういうふうに思います。やっぱり不公平が出るというのはそういう規則がわかっていないということが一番にあると思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ

したいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（小野寺一知識員） 以上で佐々木寿議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後1時00分

○議長（小野寺一知識員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

文化ホール建設について外2件を、駒津喜一議員。

○9番（駒津喜一議員） 議長より御指名がございましたので、通告どおりに質問をさせていただきます。

まず、大項目の1番目として、市民文化ホールの建設について質問いたします。文化ホールの建設は、名寄市の総合計画の中でも主要案件の一つでもあり、市民文化にかかわる関係者を初め、一般市民が長年熱望している施設でもございます。さらに、近年市民会館ホールの老朽化による建てかえの必要性から、再検討されている案件でございます。3月第1回定例会にて、座席数500人以内のホールを駅横に設置してはどうかの提案に対して、文化ホール並びに市民会館の建てかえを庁内で検討するという答弁をいただきました。その後庁内検討チームによる検討会並びにアンケートが実施されていますが、先般5月に実施されました市民へのアンケートの結果分析並びに専門アドバイザーを交えた庁内検討プロジェクトチームによる検討会では、座席数等規模並びに建設予定地などについてどのような検討がされたのか、経過内容をお聞きしたいと思います。

また、このままで計画が推移していけば資金面においてはまちづくり交付金並びに合併債の併合で計画されると推測されますが、文化ホールは市民文化の向上並びに地域交流の拠点にもなることから、文化面ではなく、にぎわいの創出など地域

の活性化にも関連し、これからのまちづくりにも大きく影響がある施設事業でございます。文化ホールの建設によるまちづくりとの連携をどのように持たせていくのかお聞きしたいと思います。

次に、大項目の2番目として、市立病院の整備についてお聞きいたします。名寄市立総合病院は、地方センター病院として他の地域と連携しながら、地域医療の充実をより推進する役割を担っております。平成17年から外来患者並びに緊急患者の受け入れ態勢の整備により、ともに増加傾向にあります。必然的にあわせて病院周辺整備も対応していくこととなりますが、今後予定されている地域医療再生事業計画による道北ドクターヘリの運航によるヘリポートの設備を含む周辺整備の計画、さらに多様化する広域医療に対応するための地域医療ネットワークシステム構築について、先般市長の行政報告でも述べられておりましたが、具体的にどのように進めていかれるのかお聞きしたいと思います。

あわせて、病院周辺の駐車場は常に満車状態となっており、利用する市民にとっては大変不便な状態が続いております。この駐車場の対応については、さきの臨時議会にて臨時交付金で駐車場整備をすることになっておりましたが、現在どのように進められているのか、その状況についてお聞きいたします。

大項目の3番目として、独居高齢者に対する支援についてお聞きいたします。名寄市の高齢化は、現在65歳以上の割合が26%を超え、年々増加傾向にあります。中でもひとり暮らしの世帯は消防年鑑によりますと1,182世帯にもなります。この高齢者の福祉対策として、独居高齢者への支援はどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

大項目の2点目として、近年個人情報保護法により個人の情報が把握しづらくなっております。医療面で緊急を要する事態に対し、個人の情報、特に健康保険情報、かかりつけの病院、緊急の連

絡先などの治療情報をいち早く入手することが生命の救済に役立つこととなります。こうした緊急時にいち早く対応するために、決まった場所に医療情報があるという形が固定的になれば、独居高齢者にとっては有益な支援対策となります。具体的に医療にかかわる情報カードを容器に入れ、この家庭でもある冷蔵庫に収納しておく。緊急の場合、必ず冷蔵庫をチェックして対応することができるわけです。この情報カプセルを活用している地方の行政では、独居高齢者だけではなく、希望する住民に配布しているところもあり、この広がり全国的に広がっているようでございます。現在では、町内会で配布しているところもあります。この情報カプセルについては、昨日の高橋議員の質問がありました命のカプセルと同じもので、正式な名前は決まっていなく、いろいろな名称がついております。またさらに、質問内容も同じ内容ではございますが、独居高齢者の支援策という面でお聞きしたいと思います。

以上、大きな項目3点にわたり質問させていただきましたが、最後の質問を含め、昨日の他の議員各位の質問と重複するところもございしますが、それぞれ御答弁をいただき、この場での質問を終わりにしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 大きな項目で3点にわたって御質問がありました。1点目については私から、2点目については病院事務部長から、3点目は福祉事務所長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

大きな項目の1、文化ホール建設について御質問いただきました。初めに、検討会での進行状況についてということでございます。市の職員20名で設置いたしました文化ホール庁内検討プロジェクトチームによる会議につきましては、さきの大石議員の質問にお答えしたとおりでございますけれども、5月13日から8月21日まで4回開催し、ホール施設に明るい専門家による情報提供

や各部にわたる職員から活発な意見をいただいているところでございます。利用団体に対するアンケート結果では、市内ホールの利用団体が調査対象だったため、87%が必要と回答してございます。客席数については、400席から800席の規模が78%を占めておりました。また、付随する機能として舞台の奥行きや音響に対する要望が多く、バリアフリーに配慮した施設整備をとの意見も多く見られました。検討会議の中では、駐車場の確保や管理費節約のためには現在の文化センター横に建設との意見、南広場や駅前横などが便利との意見も出ておりました。客席数については、固定、移動にかかわらず500席から600席が望ましいとの意見が多かったように思います。今後も年度内は毎月1回の検討会議を予定してございます。

次に、まちづくり交付金事業との連携についてお尋ねがありました。9月号の市広報に折り込みました文化センター建設についてのお知らせの中に、市では国土交通省が所管するまちづくり交付金などを財源として、名寄駅から市民文化センターまでを結ぶ一体的なぎわいの動線をつくる構想を立てていますとのお知らせをいたしました。文化ホール建設は、その柱となる事業として、文化の振興だけでなく、多くの地域住民が集い、利用しやすい施設としての機能が期待されております。JR名寄駅から商店街、町中広場、病院、そして市民文化センターとにぎわいの動線をつくり、市街地再整備による都市機能の強化と高齢化社会に対応した公共交通ネットワークの整備などによる中心市街地の再生を目指すこの計画の中で、文化ホール建設は幅広いジャンルの文化を地域住民が楽しみ、さまざまな年代の人が出会うコミュニティの場、まちづくりに結びつける地域文化を創造する場として考えられております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 香川病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（香川 譲君） 私のほ

うから市立病院の整備についてという御質問がありましたので、答弁させていただきます。

最初に、地域医療再生事業についてのお尋ねですが、昨日の佐藤靖議員からの一般質問にもありましたので、一部重複する部分もありますけれども、お許し願いたいと思います。この事業は、国の緊急経済対策の一環として、2009年度補正予算で地域医療再生基金として予算措置されたものであります。事業の趣旨は、昨日も御説明させていただきましたが、地域の医療課題の解決に向け、地域医療の広域化、医療機能の連携、対策強化などを取り組む2次医療圏単位に財政支援をされるものであります。名寄市立病院では、上川北部の医療圏域の地方センター病院として、第1には当病院と圏域内の医療機関との相互情報提供機能を備えた電子カルテシステム、CT、MRIなどの大型医療機器を導入し、そのデータを動画像ネットワークシステム化により利用する事業と第2には旭川日赤を基地病院として道北に配備されますドクターヘリの救命率向上を図るためのヘリポートの設置、そして平成15年1月以降旭川以北から稚内間の精神医療を唯一担っている精神科病棟の改築を事業内容として、7月28日に名寄保健所経由で道に提出したところであります。

次に、本年7月9日に臨時議会において国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金として、地域診療施設整備事業費として補正予算措置したことについて御説明いたします。これは、当面の措置として病院の周辺の駐車場を整備しようとするものであります。駐車場整備につきましては、2カ所計画しておりまして、1カ所は市内西6条南7丁目の宅地と木造住宅を購入して隣接している既設の病院駐車場と一体化して利用しようとするものであります。また、もう一カ所は病院が所有しております西7条南9丁目の3棟の医師住宅を解体して、新たに駐車場として整備しようとするものであります。いずれも現在入居されている方々

の移転先が決まり次第整備を行う予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 私のほうからは、独居高齢者に対する支援についてお答えをいたしたいと思います。

最初に、(1)の緊急時の対応策ということでございまして、救急車の出動件数の種別と高齢者の利用割合についてお答えを始めてまいりたいと思います。名寄消防署が作成いたしました平成21年度消防年報から利用状況を申しますと、救急車の出動回数は1,048回で、うち不搬送の件数は83件で、搬送された件数は965件でございます。搬送された人数で申しますと、983人となっております。救急車出動の事故種別では、急病645件、一般負傷161件の傷病合計806件が出動総数の76.9%に当たります。搬送された方の983人で年齢別の分類では、乳幼児が35人、3.6%、少年が同じく35人、3.6%、成人が343人で34.9%、老人は570人で58.0%と救急車により搬送される市民の6割の方が高齢者による利用でございます。

また、当市では平成4年から独居老人世帯等に対して緊急通報システムを設置し、緊急事態に対して迅速かつ適切な救護体制を整備しています。現在設置してある機種は、火災警報を備え、相談窓口や消防署にワンタッチでつながるもので、市内全体で約250台が設置されております。平成20年度の利用状況では、394件の通報がございましたが、誤報187件など軽易に処理できるものが多く、救急の出動は28件となっております。

次に、独居高齢者に対する支援についてお答えいたします。独居老人や高齢者世帯、また要援護者の状況把握に当たっては、市や社会福祉協議会、消防署などで所有する情報の共有化に手がけているところであり、通常のサービスを初め万が一の

場合に即座に対応できる体制の整備を図っております。緊急通報システムの設置者はもちろんのこと、名寄消防署で把握している情報で大方の救急出動には対応できる状況にあり、これらを含めてすべて緊急情報として緊急体制はできているというふうに考えております。

次に、（２）番目の緊急医療情報キットの導入について申し上げます。昨日の高橋議員からも命のカプセルという名称で同様な趣旨のお尋ねがございました。内容が重複する回答になりますが、お答えを申し上げます。昨日の答弁で、緊急医療情報キットを配布する旨についてお答えをいたしました。配布は、高齢世帯の方が一の救急時に備え、個人の医療情報や緊急連絡先など書き入れたものや持病の服薬等を一つの容器にまとめ、冷蔵庫など特定の場所で保管し、緊急時に救急隊員の搬送後の処置の迅速化への対応を考えております。具体的には、この緊急医療情報キットが高齢者の命の綱となり、また地域ネットワークの中で要援護者の情報共有をこの配布によりさらに進めてまいりたいと考えております。議員各位におかれましても、この推進に当たりましては御協力、御尽力を賜りますようお願い申し上げます、この場からの答弁といたします。

○議長（小野寺一知議員） 駒津議員。

○9番（駒津喜一議員） それでは、それぞれにお答えをいただきましたので、私のほうからは再質問あるいは要望等をさせていただきたいと思っております。

壇上の質問とは順番がまるっきり逆になりますけれども、最初に独居高齢者の支援についてでございますが、年々ふえていくこういった高齢者のための対策というのがこれからはしっかりしていかなければいけないという部分では、いろいろな面で推進しなければいけないのですけれども、その一つとして昨日も質問ありましたいろいろな医療関係、あるいは連絡先などの大切な情報をこういった命のカプセルというか、情報カプセルとい

うか、こういったものに入れて、そういったことが非常に独居老人にとっても安心できる体制づくりというのができると思いますので、ぜひ進めていただきたいのですけれども、この容器に関して1つだけ提案させていただきますけれども、容器そのものに意味があると思いますので、自分の命の大切な情報を入れる、保管する容器として、やはり統一された図柄で、そして救急隊員があるかわからない状況の中で冷蔵庫をあけて、ほかの容器で代替してもいいのですけれども、余りにも似通った容器が冷蔵庫にあると救急隊員も見逃す場合もあるし、そういった早く見つけるという観点から見れば、決まった容器に、絵柄で設置するほうが保管する側も大切に保管しますし、見つけるほうも早く見つけられるという面で、昨日の高橋議員に逆らうわけではございませんけれども、決まった指定の容器を使ったほうが効果が上がるのではないかと思いますので、これから今後こういった容器の導入に関して検討される場合に、ぜひひとつこのことを考慮に入れていただきたいと思います、要望とさせていただきます、この件に関しては。

続いて、市立病院の整備についてですが、ドクターヘリポートの設置についても含めて申請をされているということですので、現在の病院の屋上ですか、考えられるのはそういう場所、位置だと思えるのですけれども、現在の病院ではちょっと無理ではないかという話も聞き及んでおりますので、現実的にどういったところが予定地として計画されているのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 香川病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（香川 譲君） ヘリポートの位置なのですけれども、平成4年に建てた本館、この5階部分がまだあいているのですけれども、この部分については強度検査というか、構造自体がもたない構造ということで、平成4年に建てたということで、そういうことで確認されて

おりますので、敷地内というか、本館には無理と。あと、できれば例えば一例として精神科を改築したときに屋上に強度を備えたものを建ててヘリポートするか。例えばこれは一番効率のいいのはそういうことなのですけれども、もしそれができないようであればまた別なところに新たに土地を購入して、そこから市立病院に搬送していただくと。そういったヘリポート基地の整備が考えられます。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 駒津議員。

○9番（駒津喜一議員） 今の段階では特定できないという部分が残っているのですけれども、これも時間を争うというか、いち早く搬送しなければいけないという面では、できるだけ病院に近いほうが便利でないかなというふうに思いますので、またこれから精神科病棟の改築などに、そういった屋上ですか、精神科病棟の新しい屋上にこういったヘリポートがあれば大変効率がよい状況なので、こういった設備を含めて、これから精神科病棟の整備を含めて、いろいろな意味で期待をしたいというふうに思っておりますので、ぜひ計画のとおりいくことを願っております。

駐車場についてですけれども、駐車場については本当に市民も小さい駐車場が点在しているという現状がございますので、まず初めに一番近い駐車場に行き、ここがとまれなかったら次に近い駐車場に行き、そしてまた次の、そういうめぐりめぐるといふか、結局は一番遠い駐車場に駐車しなければいけないという、そういった状況に遭っている市民が多くいらっしゃいますので、これからいろいろな意味で立体駐車場にして、なるべくそういった負担を市民にかけないという意味で、今後駐車場について検討される場合は立体駐車場という構想もぜひ取り入れていただいて、今後の計画に入れていただければいいのかなと、このように思っておりますので、この件については駐車場についてはできたら立体駐車場に計画をしていたきたいというのを要望しておきたいと思っております。

次に、文化ホールの建設について質問をさせていただきます。建設場所はまだ確定はしていないということでございますけれども、先日大石議員の質問にもちらっと触れておりますけれども、先般広報の会報の中に1枚物のペーパーが挟まっておりますして、文化ホール建設についてのお知らせというペーパーなのですけれども、最初の1節なのですけれども、その中で、読んでちょっと紹介させていただきますけれども、名寄駅から市民文化センターまでを結ぶ一体的なにぎわいの動線をつくる構想を立てています。文化ホールは、その柱となる事業としてということで書かれていますけれども、これ読んだ一般、一部の市民の方が文化ホールは市民文化センターにできるのですねと言われて、はっと気がついたのですけれども、文書の意味合いとして名寄駅から文化センターまでの結ぶ線のところに文化ホールができるのか、それとも文化センターの横に文化ホールができるというのを前提としてこの文章を書かれたのか、その辺の意味合いをちょっと確認をしたいと思うので、よろしいでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 現在まち交の中で論議されている部分でのにぎわいの動線づくりということで、名寄駅から市民文化センターまでということであります。その中で現在文化ホールについては、合併特例債ということ視野にということでありますけれども、そのほかに財源としてまちづくり交付金が利用できると、活用できるということであるならば、この市民文化センターの横に文化ホールをという状況で考えられるということであります。動線のにぎわいというのは、文化センターだけでなく、先日も生涯学習フェスティバルでいろんな事業を行っておりますけれども、町中での出前コンサート、そういったことも含めて、ただ呼ぶだけでなくまちの中でもやっていくといった、そういったようなことも視野にということが考えられますので、そういったような全

体的な考え方を持ってにぎわいができるのではないかと、そういったような考え方であります。

○議長（小野寺一知議員） 駒津議員。

○9番（駒津喜一議員） そういう組み立てでこういった文書ができたというのはわかりましたけれども、ただこれ一般市民がぱっと見て、そうは理解できないと思います。やはりにぎわいの動線というのはどういうことかという解説も要りますし、そして今検討会では場所はまだ確定はしていないという部分も解説に入れるべきだと思いますし、この文章だけでは本当に先ほど申しましたけれども、文化センターに文化ホールができるのだなという受け答えをする市民がほとんどだと思いますので、その辺一生懸命検討チームで専門のアドバイザーを入れて検討している案件でございますので、ぜひ的確にわかりやすく、そして注意や解説を入れて誤解のないような表現の仕方でも市民にお知らせするという形をとっていただきたいなというふうに思っております。

今回の質問に関しましては、ほかの議員と大部分が重なっておりますので、要望だけで恐縮しているのですけれども、最後に市立病院周辺整備と文化ホール、この2つの事業をあわせてまちづくりという観点で、副市長なり経済部長なりにお答えいただきたいなと思っておりますので、お願いしたいと思います。この2つの施設は、それぞれの機能によりにぎわいの創出となりますし、まちづくり事業に該当する事業でもあります。病院については、ほぼ中心街に位置しておりますので、私が希望しております立体駐車場が今後建設されることになれば、まちづくり事業の交付金の事業にも該当いたすところでもございます。医療、福祉の面で安心なまちとして、非常に集客力もありますし、にぎわいの創出という面でも病院というのは非常に有効的な活性化の一つにはなるのではないかと考えております。また、文化ホールの建設場所についても従来の市民会館の立地の位置から考えても、高齢者の方々にとってもまちの中

にできれば歩いていける、立ち寄れる、そういう交通の便で非常に便利な立地場所だというふうに考えておりますけれども、またさらにまちの中というのを具体的に申しますと、今中心市街地の活性化事業で案に挙げられました3・6街の地区、そしてまた検討会でも出ておりました南広場、そういった位置にこの文化ホールができれば、駅前からの動線という無理なこじつけよりも商業界の商店街の活性化の源にもなりますし、実際商店街の連合会の役員の何人かにはまちの真ん中に文化ホールができればいいねというお話もお聞きしているところでもございますし、また民間の土地でも買収すれば空き地、もしくは廃業されたホテルの跡地という部分もございますので、候補地としては数多く挙げられると思います。これからの中心市街地の活性化のために文化ホールの建設を中心市街地に持ってくるのが一番理想的だというふうに考えておりますけれども、この意見の見解をお答えいただきたいなと思います。お願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） ホールの建設につきましては、市民の皆さんからは建設位置につきまして町中も含めて幾つかの御意見をいただいております。旧名寄市における議論経過はもちろんありますが、一方で風連地区の市民の皆さんには新たな課題というふうに受けとめております。近々立ち上げを予定をしております市民懇話会の中で検討いただくというふうにしておりますので、この点につきましては御理解をいただきたいと思いません。

さらには、先ほどから議論になっております都市再生整備計画、いわゆるまち交を活用しての事業展開を想定しておりますので、今持っております計画では駅横のバスターミナルと、さらにはいわゆる3・6街、北洋銀行の跡地、さらには市立病院の駐車場等を結びながら、ホールができればというふうに想定しておりますので、今後建設場所、

建設規模あるいはホールの性格、内容等につきましては市民懇話会の中で鋭意検討いただくということになります。当然その中では財源問題、あるいは土地の広さの問題、さらには施設の管理も含めた対応の問題という要件が幾つか加わってまいりますので、そうしたことで方向性が定まってくるものと考えております。この全体的な事業につきましては、まちづくり交付金事業は着手から5カ年の事業ということですので、当初の構想がどこまで具現化できるかということも当然財政問題もありますし、これからの市民論議ということも出てくると思っておりますけれども、ぜひ今回の機会に、まちづくり交付金の事業と合併特例債が機能している間に一定の整備を進めていきたい、このように考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 駒津議員。

○9番（駒津喜一議員） 市民懇談会がこれから設置されて、そういう部分も含めて話し合われていくと思っておりますけれども、ぜひこういった声も上がっているということも考慮いただいて、当然懇談会の意見を尊重しなければいけませんけれども、こういった意見がある程度反映させていただきたいというふうに思っておりますので、その辺お願いしたいと思っております。

また、近年非常に公共事業等が、来年度も少なくなってくる見込みでございます。こうした市で設備する建物あるいは設備について、今後地元の業者が受注を受ければ経済面においても非常に効果があることなので、ぜひ早い時期に具体化になるように、そのスケジュールについても急がすわけではございませんが、早目に進めていただきたいと思っておりますけれども、今後の懇談会の予定については、スケジュールというか、タイムスケジュールはどのようになっているのでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 市民懇話会については、今のところ10月上旬というふうに予定して

おりまして、今懇話会の委員さんの選考をしているという状況にあります。先ほど副市長がお話ししたとおり、旧名寄地区においては文化ホールの部分については過去の経過等も含めて市民の方々は知っているというふうに思いますけれども、旧風連の方々については新たな事業ということでもありますので、そうした名寄市全体での市民のそうした懇話会の中でこの文化ホールの必要性等なり、あるいは建設位置等なり決めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 駒津議員。

○9番（駒津喜一議員） 何回も申しましたとおり、これは経済にとっても効果があることですので、ぜひ実現に向けて話が建設的に、前向きに進められることを非常に熱望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 以上で駒津喜一議員の質問を終わります。

医療負担、介護負担の軽減のために外2件を、川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） 通告順に従いまして、質問をさせていただきたいと思っております。

1つ目に、医療負担、介護負担の軽減のために。国保税の市民負担軽減について、まずお聞きをしたいと思っております。先月行われました総選挙で、自公政権に対しノーの審判が下され、昨日新しい政権が誕生しました。日本共産党は、引き続き国民が主人公の政治を目指し奮闘していく決意をまず最初に申し上げたいと思っております。

さて、この選挙期間中、多くの皆さんにお話を伺わせていただいたわけですが、特に年金生活者の皆さん方から医療費の負担が大きい、重いとの声があふれるように出されました。1万円札が財布に入っていないと不安で病院には行かれない、検査があると1万円では足りないのだよ、病院に行く日を考えないとならないのだわなど、切実な

声です。中には、薬も処方せんどおりに飲まずに1日3回のところを2回にしていると、こういう人もおりました。年金生活者でも70歳未満の人は窓口負担、3割負担ですから、保険税、窓口負担を合わせると負担の重さは言うに及びません。行政報告でも国保税の軽減措置を受けている世帯が半数を超えているとありました。所得の低い世帯が多いということになります。今新型インフルエンザの大流行が懸念されている中で、負担の重さが受診抑制につながってはならないと考えます。大もとの医療費負担の見直しなどは、新しい政権に期待するところですが、名寄市として今約3億円ある基金を使って国保税の引き下げを検討できないかどうかをお伺いしたいと思います。

2つ目に、要介護認定の判定などについてお伺いします。ことし4月からの要介護認定制度の見直しで、当初から懸念されていたように介護認定が軽度化した判定となった事例がふえているようです。地元紙の報道によれば、要介護3だった男性、最も軽い要支援1になり、旧基準では認知機能について3項目で問題があると指摘されていたけれども、新基準による判定では指摘はなかったと。また、要支援2だった女性は介護サービスが認められない非該当になっています。このように介護を担っている現場や介護を必要とされている方たちの間では、困惑、批判が広がっています。名寄市の状況はどのようになっているのでしょうか。厚生労働省は、こうしたことから10月から認定基準の大幅な修正を行います。保険料は払ってきたのに、必要な介護サービスが受けられないのは困ります。安心してみんなが使える制度にしていくため、今後も認定制度について検証していく必要があると思います。利用者さんへの対応、経過措置の実施について、説明などどのようにされたのかお知らせをいただきたいと思います。

3つ目に、インフルエンザ菌B型、ヒブワクチンの接種についてお伺いいたします。細菌性髄膜炎は、毎年1,000人もの乳幼児がかかる病気で

す。そのうちの約6割強がインフルエンザ菌B型によるもの、約3割が肺炎球菌によるものとされています。初期には発熱以外に特別な症状が見られない場合が多く、診断が大変難しく重篤な状態となって初めてわかるという恐ろしい病気で、死亡率5%、後遺症の残る率20%とされています。しかし、インフルエンザ菌B型と肺炎球菌は既にワクチンができ、世界保健機構、WHOでは1998年に世界じゅうのすべての国々に対して乳幼児へのヒブワクチン無料接種を推奨しています。また、肺炎球菌ワクチンについても77カ国で承認されています。多くの先進諸国では、細菌性髄膜炎はワクチン接種によって予防することができるとし、ワクチンを定期予防化した国々では発症率が大幅に減少したとされています。アメリカでは100分の1に減ったとされています。

日本では、ヒブワクチンは2008年12月ようやく接種できるようになりましたが、まだ任意接種のため、4回の接種で約3万円もかかり、子育て世代には大きな負担です。また、肺炎球菌ワクチンは乳幼児に接種できるものとしてはまだ認められていません。ヒブワクチンと肺炎球菌ワクチンの公費による定期接種が実現すれば、恐ろしい細菌性髄膜炎から子供たちを守ることができ、道内では、浜頓別、幌加内、栗山町が先進的にヒブワクチンの助成を始めています。苫小牧市では、細菌性髄膜炎の発症が10年間で34人となっております。死亡や後遺症で20年以上も寝たきりの患者もいると報告されていますが、岩倉苫小牧市長は今日3日の記者会見で、防げる病気で命を失わないことは子供の権利としてとらえ、助成制度を設けることにしましたと説明し、来年4月から独自のヒブワクチン助成制度を新設すると発表しています。

そこで、まず公費による定期接種化を国に対して要請を行っていただきたいと思います。あわせて、ヒブワクチン接種に対する助成を名寄市でも行っていただきたいと思いますが、お考えをお伺

いしたいと思います。また、乳幼児がいる世帯への周知徹底が望まれるところですが、名寄市の現状をお知らせください。

大きな2つ目として、安心して利用できる市営住宅についてお伺いします。1つ目は、施設整備についてです。栄町55号団地の集合入り口の階段、4号棟以外の階段が欠けている状況にあります。冬期間では、特に雪などの吹きつけもあり、危険だと思われます。もう一カ所は、ノースタウンの遊歩道の木片ブロックです。春先の雪解け時期はぬかるみより危険な状況になっています。この時期でも足元をしっかりと注意しながら、やっと歩けるという状況です。また、雑草も生い茂っていますが、刈るのにはちょっと難しい状況です。安全な住環境を提供するためにも早急な整備を望むところです。整備計画についてお聞かせをいただきたいと思います。

2つ目に、家賃についてお伺いします。公営住宅は、言うまでもなく住宅に困窮する低額所得者に対し、安心して利用できる住宅を供給することが目的です。国民年金だけで生活している高齢者は、家賃が安いからここにいられる、これ以上家賃が高くなったら、何ぼ新しい住宅になっても入れない、こう言っています。現在北斗団地に住んでいる世帯や、また古いほうの西町団地、瑞生団地などに住んでいる低所得者層の方たちへの配慮についてお聞かせをいただきたいと思います。あわせて、現在建設中の南団地への住みかえに対して、家賃等の説明についてどのように行われたのか、お知らせをいただきたいと思います。

3つ目に、基幹産業である農業を守るために、1つは農地法の改正に対する考え方についてお伺いをいたします。例年であれば稲穂が重いこうべを垂れて銀色に輝いている実りの秋ですけれども、ことしの稲穂はそうはなっていないようです。消費者としても大変気になるところです。農家の皆さんの御苦勞が忍ばれるところです。ことし世界の注目を集めている耕作者主義を原則とした農地

法が改正されました。みずから農作業に従事する者にのみ農地に関する権利を認めるこの原則は、農家が安心して営農に取り組める基盤となり、農外企業による農地の登記や買い占め、農地の多用途転用に対する防波堤の役割を果たしてきました。戦後民主主義の原点の一つである農地改革を具体化し、農業と農村社会の安定の土台となってきたと言えるものです。この農地法の改正によって、大企業が大手を振って農業に参入できるようになりました。トヨタグループやイオンなどが農業参入を決め、農産物の生産も、流通をも握ろうとしています。そこで、農業を基幹産業としている名寄市としてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

2つ目に、日米自由貿易協定、FTAに対する考え方についてお伺いをしたいと思います。今自由貿易が時代の流れだとして、日米自由貿易協定、FTAを推進する動きが出ています。日米経済協議会の委託研究報告書、08年7月によれば、国内の米生産の82%が減少すると試算されています。農水省でも2007年2月、農産物輸入を完全に自由化すれば食料自給率は12%に下がり、小麦、大豆、砂糖、牛肉の生産は壊滅し、米も9割減になるという試算を公表しています。日米FTA締結が実現すれば、これが現実のものになる可能性は高いと言わなければなりません。しかし、2008年9月に実施した内閣府の世論調査では、食料自給率を高めるべきというふうに答えた方が93%、外国産より高くても国内で生産すべきが94%に達しています。世論は、食料自給率を高めることを望んでいます。食料自給率向上を国政の最優先課題にするときとなっているのでしょうか。日本農業が壊滅すると言ってもいい事態が予測される日米FTA交渉は行わないことを強く求めるものですが、名寄市のお考えをお聞かせをいただきたいと思います。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 吉原生活福祉部長。

○生活福祉部長（吉原保則君） ただいま川村議員から大きく3点にわたり御質問がございました。

1の（1）につきましては私から、（2）、（3）につきましては福祉事務所長、2につきましては建設水道部長、3につきましては経済部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

それでは、国保税の市民負担の軽減についてお答え申し上げます。昭和36年にスタートいたしました国民健康保険は、皆保険制度として相互扶助の理念で病気、けがなどの際に被保険者が納めた保険税をもとに保険給付を行う社会保障制度となっているところでございます。年々増加している医療費に対し、医療保険として必要とする額を国、道、市からの負担金や補助金などとともに被保険者から納付された保険税により運営を行っているところでございます。国民健康保険税は、従来から農業者や自営業者が加入する制度でございまして、低所得者や高齢者の加入割合が高いといった構造的な問題も抱えているところでございます。そのために低所得者層には、保険税の公的軽減措置がございまして、平成21年度の賦課でもその所得額に応じて7割、5割、2割の軽減を実施しているところでございます。また、その財政基盤が脆弱であることから、今後とも国へ財政措置の支援や拡充を強く求めてまいりたいと考えているところでございます。しかしながら、現行制度の仕組みを超えた保険税のさらなる軽減は公平な負担の原則や適正な保険運営の観点から困難であると考えているところでございます。そうした意味からも保険事業の充実により、被保険者の健康づくりを推進し、医療費の減額抑制を図ることが負担の軽減、国民健康保険事業の健全化を求める最大のポイントであると考えているところでございます。疾病の早期発見、早期治療を実現するために、国民健康保険では保健センターとの連携により実施するがん検診や人間ドック、特定健診

と保健指導などの費用負担を基金を活用して行っており、生活習慣病の予防、健康の維持、健康意識の啓蒙を図る事業など積極的に推進しているところでございます。

基金を取り崩しての国保税の負担軽減についてお尋ねがございました。国は、国民健康保険の基金をインフルエンザなどの予想外の医療給付増に備え、国保財政の強化のために過去3年間の保険給付金の平均に対し5%相当額、本市では約1億5,000万円ほどになると思っておりますが、保有するように指導しております。本市の基金は、国などから財政政策的に支援を受けたものも基金に積んで、偶発的高額な医療費の発生などや前期高齢者交付金に見られるような新たな事業に係る不足な保険財政の変動に対応する場合など、健全な国保財政を運営するために運用しているところでございます。また、特定健診の財源につきましては基金から捻出し、被保険者の負担の軽減を図っているところでございますので、ぜひ御理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 川村議員から大項目についての2番についてお答えをいたしたいと思っております。

大項目1点目の要介護認定の判定についてのお尋ねがございました。国は、介護保険制度の抜本的な改正を行い、本年4月から要介護認定方法等の見直しを実施されましたが、新制度の判定で軽度判定される懸念があることから、4月1日から9月末日までの期間限定ではございますが、更新前の介護度を引き続き選択できる経過措置を取り入れております。本市においても4月以降すべての介護保険更新認定申請時に経過措置希望調書の提出をお願いし、適用については本年5月末日の更新認定者に対して4月15日の介護認定審査会から実施しております。8月末日までの要介護、要支援認定区分で、更新前の介護度より上がった

方が89人、変わらなかった方が280人、下がった方が68人となっております。このうち要介護度が下がったことにより経過措置を適用された方は54人で、経過措置を希望せず、介護度が下がった方は14人です。この変更結果についての問い合わせ、苦情等はほとんどございませんでした。10月から再度改正となる点については、佐々木議員の答弁でも申し上げましたが、判定基準の見直しに伴い、認定調査の際に日ごろの状況がより重視されることから、今後より以上詳しく日常生活についてお伺いすることになります。この部分については、広報等で周知することを初め、認定調査員等が直接被保険者世帯に説明してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、小項目3番目、インフルエンザ菌B、ヒブワクチンの接種について申し上げます。ヒブと呼ばれるインフルエンザ菌B型の略称でございますけれども、今感染拡大が心配されているインフルエンザウイルスとまるで別個のありふれた常在菌の一種でございます。感染は、唾液や鼻水を介して行われ、5歳ころまでには自然に免疫が獲得できると言われております。しかし、免疫を持たない乳幼児が感染するとヒブ髄膜炎を発症し、時には重症化すると言われ、このヒブ髄膜炎の年間罹患者数は少なくとも600人程度、5歳になるまでに2,000人に1人がヒブ髄膜炎にかかっていると推測されております。また、治療を受けても5%の乳幼児が死亡し、約25%の方に発育障害や聴力障害などの後遺症が残るとされております。

ワクチンの予防接種は、診断、治療の困難なヒブ髄膜炎に対し100%の予防効果が期待できるとされ、平成20年12月、日本で導入が開始されております。ヒブワクチンは、月齢によって接種の回数が異なりますが、標準的には生後7カ月までに3回、その後1年後に1回受けるのが望ましいとされております。これを受け、本市においてもヒブワクチンの予防接種が風連国保診療所で

は2月から実施、現在まで延べ6件、同じく名寄市立総合病院では5月から実施、延べ40件の予防接種が予約制で行われてきております。また、1回のワクチン接種費用は6,000円で、任意接種のため費用は全額自己負担となっております。

ワクチンが導入された時点から現在に至るまで、ワクチンの国内販売の製薬会社の医療機関あての文書を読みますと、製造されている数量が基本的に需要量に達していないこと、そして生産拡大に努力することとして、当面診療所には3例分、病院には10例分の供給を行っていきたいと協力を求められております。これらを踏まえ、小児科医師と協議した結果、病院としても希望者に対するワクチンの全量確保ができないことから、このワクチン接種に関する情報提供については赤ちゃん訪問時に配布している予防接種のお知らせ用紙のみの掲載でとどめ、接種を希望する保護者と小児科医との間で予約制によりワクチンを入手次第、直ちに接種する方法で実施しております。このワクチン接種についての考え方としては、国内で30年ぶりとなった小児用の任意接種ワクチンであることから、接種についての保護者の考え方を優先し、保護者と小児科医との連携で実施を原則としております。いずれにいたしましても、今後のワクチン提供量に合わせて病院の対応も変わっていくと思われまますので、動向を踏まえた中で病院と協議し、必要な、かつ混乱の起きない情報提供ができるよう市民周知を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上、この場からの答弁といたします。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 私からは、大きな項目2点目の安心して利用できる市営住宅についてお答えをさせていただきます。

最初に、施設整備についてであります。栄町55団地共用階段の破損部整備に関しては、市営住宅全般についてなのでありますけれども、屋外を

中心に春先に年1回の点検を実施しておりますが、今回ここに気づくことができませんでした。御質問の部分においては、入居者が毎日利用する部分でもあり、早急に現地を確認した上で、できるだけ早い時点で対応をさせていただきたいというふうに考えています。

次のノースタウンなよる団地は、平成元年から平成5年にかけて整備した団地であり、整備後20年を経過しており、建物本体あるいは外回りも老朽化が進んでいる現状でございます。御質問の遊歩道の木れんがブロックについては、傷みがひどいということは以前から指摘を受けておりました。対応が少しおくれている状態でございます。入居者及び近隣住民の危険性を考え、町内会とは既に必要性を含めて協議させていただいております。来年度に向けてどのような手法で整備をするか検討の上、対応させていただきたいというふうに考えていますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、家賃について、最初に南団地への住みかえに伴う対応についてであります。南団地は、北斗、新北斗団地建てかえ事業に伴う住みかえ団地として現在10月末完成を目指し工事中であり、11月中旬から引っ越しを始める予定になっております。引っ越しに際し、入居者の大半が高齢者であったり、情報が少ないということもあることから、家賃を含め心配をしているのではないかと思います。8月の末に時間が短かったのでありますけれども、新しい家賃等について説明会を開催させていただきました。その中においても質問、御相談等をお受けしましたが、1回の説明ではなかなか御理解が得られなかったということが考えられます。今後必要に応じて個人対応などあわせて情報提供をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。家賃については、毎年入居者に対し世帯構成や収入が変わる収入申告書を提出していただき、次年度の家賃を決定していく応能応益家賃制度と

なっております。今回のように明らかに現在住んでいる住宅の使用料金よりは1.5倍から2倍程度上昇することが想定されていますので、建てかえによる住みかえ後の家賃については新家賃と旧家賃との差額を毎年6分の1ずつ上昇させて、6年後に新しい家賃となり得る激変緩和措置を講じるとともに、入居者個々の申請行為にはなりますが、減免制度、徴収猶予等の活用についても助言などを行い、少しでも入居者の負担軽減が図られることを考えていきたいというふうに考えています。

あわせて、西町団地については、平成15年から平成20年にかけて40戸が整備された新西町団地のほかに今後残された西町団地32戸については総合計画の後期事業として瑞生団地の建てかえに合わせて整備する計画であります。家賃の算定についても南団地と同様の算定方法にて算出することになりますし、緩和措置等についても同様の取り扱いで、少しでも入居者の負担軽減に努めたいというふうに考えていますので、御理解をいただきたいというふうに思っています。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 私からは、大きな項目3点目、基幹産業である農業を守るために、小項目（1）、農地法改正に対する考え方についてお答えを申し上げます。

農地法等改正法が6月17日、参議院本会議において可決、成立いたしました。農地を確保するため、転用規制を強化し、賃貸規制の緩和で有効利用の促進を図るなど、法改正は12月に施行が予定され、農地制度は所有から利用優先へと軸足を大きく移すことになりました。改正法の目玉となりました農地の権利移動関係では、衆議院での修正で法律の目的に耕作者が盛り込まれ、耕作者が権利取得する者の基本とされ、所有権取得はあくまでも農作業に従事する個人と農業生産法人に限られ、従来どおりとなりました。一方、農地の賃貸については、これまでの規制を見直し、一般

企業も農地を借りることができるようになりました。農地法第3条関連においては、企業などが参入する場合の要件として、地元農業者との適切な役割分担のもと、農業経営の継続性、安定性や法人の業務執行役員の1人以上が農業に常時従事するなど、従来の特定法人貸付事業に沿った仕組みとし、農業委員会が農業生産法人以外の法人に貸し借りを許可する際、市長への通知が義務化され、市長は必要に応じて意見が述べられるよう許可の判断をより慎重にすることとし、その際許可を受けた者は毎年度利用に関する報告の義務を負うことが改正法に盛り込まれました。

農業委員会は、制度見直しによる新たな役割として、賃貸規制の緩和に伴う地域の担い手育成及び効率的、総合的な農地利用との整合性の確保や許可後の農地の適正利用に係る利用状況報告など、事後監視、勧告、許可の取り消しなど厳正な対応が求められております。このことから、名寄市におきましては企業からの農地利用申し出があった場合には農業経営基盤強化促進法に基づく名寄市の特定法人貸付事業実施要綱を参考とし、特に農業参入に対するビジョンの明確さや強い意欲と情熱、農地の確保、確実性、また借り入れ農地の妥当性、農業経営の継続に必要な財産基盤、資金の確保などの審査を行政、農業団体など関係機関との連携、指導も仰ぎながら対応してまいりたいと考えております。

また、食料生産に必要な農地面積を確保するための農地転用規制につきましては、違反転用に対する許可権者の指示が行政代執行を行う制度の創設など違反転用に対する罰則も強化され、これまでも農業委員会の上部組織であります北海道農業会議の呼びかけにより全道農地パトロール月間を設定し、耕作放棄地や無断転用農地などの調査活動の取り組みに努めているところでございます。農業委員会では、7月27日に北海道農業会議から講師を招きまして、士別市農業委員会との合同研修会を開催し、農業委員、事務局合わせて55

人が参加し、研さんを深めているところであります。今後政令、省令や運用基準の通知などが予定されており、農業委員会も難しい重要な役割を担うよう位置づけられておりますので、運用に当たっては地域での土地利用や担い手の状況、意向などを反映できる弾力的な対応をしてまいりたいと考えております。

次に、日米自由貿易協定、F T Aに対する考え方についてでございます。自由貿易協定とは、物品の関税、その他の制限的な通商規則、サービス貿易等の障壁など通商上の障壁を取り除く自由貿易地域の結成を目的とした2国間以上の国際協定とされております。経済的なメリットとしては、自由貿易の促進拡大によるスケールメリットや協定国間における投資拡大の効果が期待され、地域間における競争促進によって国内経済の活性化や地域全体における効率的な産業の再配置が行われ、生産性向上のメリットも期待されると言われております。一方、デメリットも憂慮されておりました。協定推進の立場の国は地域間における生産や開発の自由競争や合理化を前提にしていることが多く、自国に立場の優位性がない場合、相手国に産業や生産拠点が移転する可能性があります。このため国内で競争力が余り強くない産業や生産品目が打撃を受けたり、国内消費者が求める生産品の品質にも影響を及ぼす可能性が存在し、国民が望まない方向へ進む可能性もあるとされております。

世界最大の農産物輸入国である日本は、既に多くの農産物をアメリカから輸入していて、主なものは米や小麦、豚肉、牛肉、果樹などでございますが、これらの品目はいずれも国内の地域農業にとって重要な品目となっております。そこで、一定の国境措置を設けることで国内農業に過度の影響を与えないよう保護をされております。日米間で自由貿易協定、F T Aが締結されれば、アメリカ産農産物の輸入が増加し、国内の農畜産業が大きな打撃を受け、特に日本の食料基地とされる北

海道農業が受ける影響は多大なものがございます。食の安全、安定供給、食料自給率の向上、国内農業、農村の振興が課題とされている日本の農業にとって、農畜産物の自由化は国内農業生産の激減、食料自給率の大幅低下、雇用の創出など大きな問題を含んでいますので、基幹産業農業のまち名寄市として容認できるものではなく、農林業や農山村を犠牲にする協定の締結はあり得ないと考えております。今後農業団体や関連産業等々と連携しながら対応してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、国保税のことなのですが、本当に低所得者が多いというふうなお話もありました。もうそのとおりというふうに思うわけです。今仕事がなくなった、解雇された、そういった方たちも会社の保険がなくなるわけですから、国保に入らなければならない。そういった方たちも含めて本当に負担が重くのしかかってくるわけですが、6月のちょっと古い話になるのですが、参議院の厚生労働委員会で共産党の小池晃議員が質問する中で、前の厚生労働大臣が国保を運営する市町村が行っている国保の一部負担金の減免制度に対して、特別調整交付金を使って負担分の半分を国が見ることができないか検討していると、こんなふうに答弁しているのですが、新しい政権になってもこれが引き継がれるとうれしいなというふうに思っているのですが、これができるとうれしいなというふうな保険者である市としても、また患者さんにしても非常に望まれるところなのですが、国民健康保険法の44条、これが一部負担金減免、これについて名寄市の実績と周知について教えていただきたいというふうに思うのですが、実はホームページで申請書は出てきました。しかし、この概要と規定なりなんなりという部分が入ってなくて、

これは何かなというふうに思う人が多いのではないかなというふうに思うのですが、この実績と周知はどのようにされているのかお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 吉原生活福祉部長。

○生活福祉部長（吉原保則君） ただいま病院の窓口での一部負担金の減免についての再質問がございました。一部負担金の減免につきましては、今議員お話しのとおり当市におきましてはホームページにおきまして名寄市国民健康保険条例施行規則において公開をしているところでございますけれども、なかなか少しわかりづらい部分なんかもあるかと思っておりますので、今後とも少し工夫などをしてまいりたいと思っております。この中で被保険者が災害や貧困等の特別の事情があるものと認めたとあり、この特別の事情につきましては現在生活保護基準額を判定基準としておりまして、一般的な収入の激減がございましても預貯金等の保有によるものがあっては該当しなく、適用については極めてまれであるかなと思っておりますし、この5年間ほどの中については当市における一部負担金の減免の実績はございません。また、道北の5市につきましても同じように実績はないように伺っております。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） 確かに生活保護の適用との関連もあるかというふうに思うのですが、生活保護との連携も図りながら進めていただきたいというふうに思うのです。実は、最近なのですが、報道で知ったのですが、音更町で初の適用になったというふうな報道がありました。この方は、病気のために仕事をやめなければならなくなったと。収入はなくなったのですが、しかし若干蓄えがあったということで、生活保護が受けられないということで、役場の方と相談する中で一部負担金の適用につながったというふうなことも報道されていまして、こういったこ

ともこれからいろんな社会情勢の中で今までとは違った形の本当に困窮されている方、またこの部分だけ今必要なのだということだとか、いろんな場面が出てくるかなというふうには思いますので、ぜひこれを充実させていただきたいなというふうに思っています。

これは、7月1日に厚生労働省で出されているのですが、厚生労働省の医政局指導課長、そして社会援護局保護課長、そして保険局国民健康保険課長の3者連名によって「生活に困窮する国民健康保険の被保険者に対する対応について」と題した通知がことし7月1日出されています。この中に出されているのは、未収金の問題、これも未然防止のために回収を強化するという側面もあるのですが、同時に一部負担金の減免などの活用を訴えているわけです。ちょっと言ってみますと、生活に困窮する国保の被保険者に対する対応についても述べられていて、医療機関、市町村の国保局、福祉事務所などに国保の保険料や一部負担金を支払うことが困難である被保険者が相談に訪れた場合には、一部負担金減免制度、生活保護制度などについて十分な情報提供、きめ細かな相談対応ができるようにするようにと、こういうような通知が出されていて、国としても未収金の問題も含めてなのですが、やはり生活困窮の中で病院にかかれないという形で亡くなっている人もたびたびニュースに出てきますが、こういった方たちをなくすための対応をするようにという通知かなというふうに思っています。先ほども申しましたように、今新型インフルエンザ、これが大流行が懸念されている中で、東京の町田市、これも読売新聞だったかと思うのですが、10月から国保滞納世帯、資格証明書、これを出していた方たちに有効期間として1年の短期保険証を交付するというふうに出しています。滞納者が受診を手控えることで新型インフルエンザの感染が拡大するのを防ぐのだと。緊急避難的な措置として説明はしていますが、このようにいろんな形で知恵

を使って出しているというふうに考えていますが、そういった部分で名寄市としてのお考えをひとつお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 吉原生活福祉部長。

○生活福祉部長（吉原保則君） 一部負担金の関係につきましては、支払うことが困難な場合の免除を行う必要性については私どもも十分に認識しているところでございます。しかしながら、その減免によりまして新たな財政負担を伴うことになりまして、今までも申しておりますが、脆弱な現状の財政状況の中では減免による歳入の減少につきましては、税収確保のためにも次年度の税率改正などにもつながる、さらには納税者に負担を求めることとなるために、実施については極めて慎重に判断していかなければならないと考えているところでございます。

それから、前段お話ありました国の段階では、21年度から一部負担金の適切な運用に係るモデル事業を実施し、一部負担金の減免制度についての事業を21年度行う中で、それを検証し、22年度から実施が、適用が行われるような一定の基準を示すというふうにされておりますので、本市におきましても国の動向なり他自治体の動向などを踏まえ、対処してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと考えておりますし、それぞれ医療費等の相談のあった場合については、窓口等できめ細やかな相談の中で対応してまいりたいと思いますので、ぜひ御理解を賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） 本当にきめ細かな対応をぜひ望むところです。払うのには高過ぎる保険税、そして重い窓口負担、これによって医療難民と言われる方たちをつくってはならないというふうに考えています。そこで、市長に答弁を求めたいというふうに思うのですが、先ほども言いましたように国保の加入者、本当に高齢者がふえ、また低所得者の方たちが多。そんな中で年々保険

料は上がり、支払いが困難、こういった方々がふえています。原因は、医療費の増加もあるのですが、国が国庫負担金のこの率を引き下げたことが大きく影響しているかなというふうに思っています。前回にもお願いしたところでありますけれども、新しい政権がスタートしたということで、改めて市長会等を通じて強くこのことを求めていると思いますし、また資格証明書についても現在名寄市は発行していないということですので、引き続き発行しないことを明言していただければと思いますが、お願いします。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 昨日新政権がスタートしておりまして、厚生労働大臣等も決まったわけでございます。既に一部報道機関の報道によりますと、後期高齢者制度を廃止するという、このような報道に接しております。私ども道北市長会でも先日会合がありまして、そのような場合にどういふ制度に変わるのかということがなかなか想定できなかったわけですが、国民健康保険のほうに後期高齢者制度の保険制度が合体となつてということ私どもは広域の国民健康保険の運営ということで、新しい制度を求めていこうと、こういうような議論をしている経過があります。ただ、制度設計から移行までに一定の時間がかかるのではないかと、そういうことも思っておりますし、特に昨年の4月、後期高齢の保険制度が全国的に取り組みされた際には相当のエネルギーを使って新制度の説明や、あるいは制度設計に伴ういろいろなプログラムの策定という負担があったわけですから、私どももそのところは新政権の保険制度の実行についてきちっと要望等も含めて行っていきたいと、こんなふうに思っております。単純に申し上げますと、今の後期高齢者制度が市町村に戻ってくると私どもの負担はふえると、こういうふうに思っておりまして、これは国の責任でしっかりと対応していただかなければならないと、こんなふうに思っております。

また、けさの道内紙の報道等でもありましたけれども、新型インフルエンザ等の発生によって思わぬ感染をしてしまったということが想定をされるわけですが、これらに対しての短期の保険証明書、こういうものの取り扱いという報道等もありました。当名寄市におきましても決して新型インフルエンザ等の治療を抑えて、そのことがまた重篤化したり、あるいは感染を広めたりということがないように、しっかりと対策本部等も立ち上げましたので、その中で協議をしていきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） ありがとうございます。本当にそのところを望むところです。よろしく願いいたします。

次に、要介護認定のところの再質問をさせていただきたいというふうに思います。先ほど認定が下がった数も報告されたわけですが、68人が認定が下がっていると。そのうち54人が経過措置を受けているというふうな報告でしたが、この中で該当ならなかった、非該当になった方はいるのかどうかお知らせをいただきたいと思います。

そして、要介護認定の判定の内容、下がった内容について、ここのところがこういうふうに変わっていて、こんなふうになったから認定が下がったのですよというようなことをお知らせしたのかどうか、その部分についてお知らせをいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 今4月から実施された認定制度で非該当になった方はおられますかという御質問がございました。非該当になった方は3名ございます。この方は、要支援から非該当というようなことで、もともとサービスを利用されていない方ということで、何も経済的な部分での動きがないということです。それから、1名の方は、同じ状況なのですが、自立支援サービスを受けられて、相当のサービスは受けてい

る形になるのですけれども、自己負担、ヘルパーさんの単価が下がったということで、むしろ逆に個人負担は安くなったと、そういうふう聞いております。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） 要支援認定の判定、下がった中身についてお知らせをしたかどうかもちよっと教えていただきたいと思っているのですが、今非該当になった方が3名いらっしゃると。要支援から非該当に、該当しなくなったというわけなのですが、そういった今回の認定方法で該当になりませんでしたよといったときに、ここがこうだから該当しなかったのだということをお知らせしたのかどうかお聞かせいただきたいと思うのですが、

○議長（小野寺一知議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時43分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 川村議員から要支援から非該当になった旨の内容についての御質問がございました。まず最初に、非該当に移った要因といたしましては、判定の方法、検査の方法が変わり、判定項目の項目数が少なくなったこと、それから主な内容といたしましては、これまでできなかったことができるようになったというような形で、それが機能回復訓練により機能が戻ったということで、それらを踏まえまして要支援から非該当に戻ったというふうに聞いております。

それから、周知につきましては該当する方に最初に文書で行いまして、その後電話をおかけいたしまして、さらに詳しく説明をして御理解をいただいております。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） ありがとうございます。認定度が下がるということ、それで保険料は払っているのだけれども、介護を必要としたときに介護を受けられないというようなことの不安がやっぱり大きく広がっているかなというふうに思うのです。ですから、やっぱりどうして認定がこんなふうに下がったのかという説明は必要だというふうに思っているのです。今10月から新しい認定基準、大幅に変わるというふうに言われています。この中でも引き続き利用者さんには親切な御説明をしていただきたいなというふうに思っています。介護保険制度に対する要望も非常に高くなっていますので、やっぱり負担ばかり多くなって利用ができないということのないようにぜひしていただきたいなというふうに思います。

ちょっと時間もありませんので、次にさせていただきますと思います。ヒブワクチンについては、先ほど保護者と小児科医と連携しながらというふうなことでした。本数も本当にこれで大丈夫かなというふうな思いが強くなります。私もやっぱりヒブワクチンの公費による定期接種化を子育て支援などしている女性団体とも力を合わせて国に向けて要望していきたいというふうに思っているのですが、小児科医の先生方も、また市としても保護者の皆さん方とも連携して積極的な働きかけをしていただきたいなというふうにお願いをしておきたいと思います。

あと、住宅の問題ですが、先ほど答弁いただきまして理解をしたところです。早急な改善をお願いしたいと思います。

それから、もう一つなのですが、先ほど家賃の減免、徴収猶予の措置のところをお話ししながらというふうにされておりました。実は、これホームページから公営住宅入居の手続のを出させていたいただいたのですが、ここに出ている中で、例えばDV被害者など法令で特定入居に該当する場合は優先して入居を決定することができますよと、御相

談くださいと、このように書かれています。これ本当にいいなというふうに思ったのです。このところに先ほど言った家賃の減免、徴収猶予もありますと。金銭的な所得のことで不安のある方は御相談くださいということも入れていただいたら、なおうれしいなというふうに思っていますので、お願いしたいと思います。

あと、農業の問題です。早口で済みません。先ほど農地法の問題、日米自由貿易協定、FTAに対する考えお聞きしました。容認できるものではないという思い、同じ思いであります。私たちも今一番望まれるのはやはり食料自給率、これを上げていくことが何よりだというふうに思っています。国会での参考質疑の中でも農業に参入している企業代表から、条件の悪い農地には参入しないことを繰り返し陳述しています。それで、企業の撤退が新たな耕作放棄地を生み出しているという深刻な実態も明らかにされてきたわけです。皆さんも御存じだと思うのですが、千歳市のトマト工場も放置されたままで、もうひどい状況になっているというふうになっています。ですから、先ほど話あったように各関連機関とも審査をしっかりしていくのだということが言われていましたので、ぜひここを進めていきたいというふうに思っています。

それで、私たちは農業で生活をして、そして営農が継続できる、この価格保証を確立することが必要だと、このように思っています。担い手の育成、そして確保、耕作放棄地対策の強化に踏み出す農政を実現すること、これを強く求めていきたいと思えますし、またこのFTA問題についても日本の農業を守っていききたいと、こう願う多くの皆さんと共同して、食料自給率の向上に対してしっかり奮闘をしていきたい。そして、皆さんと力を合わせて食料主権、これを尊重する立場でWTOの根本的な見直しや、また日米FTA、日豪EPA、この反対を強く掲げて運動を広げていく、その決意を申し上げまして、質問と要望とにさせ

ていただきます。ありがとうございました。

○議長（小野寺一知議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

市道の交通安全確保について外2件を、持田健議員。

○7番（持田 健議員） ただいま議長より御指名をいただきましたので、通告に従い順次質問をさせていただきます。

大項目の1つ目、市道の安全確保についてお尋ねいたします。1点目、信号機の取りかえについてをお伺いいたします。徳田区に大型ショッピングセンターポスフルがオープンしたことにより、ポスフルの周辺、名寄中学校前、国道40号からポスフルに至る道路の交通量が増加し、豊栄川沿い、徳田区16線から国道及び8号道路に向かう車両が、特に右折する車両がなかなか通行できません。現在国道及び8号通の交差点には、信号機は設置されております。ですが、いずれも押しボタン式の信号機であり、歩行者については特に問題はありますが、車両についてはドライバーがおりてボタンを押すわけにもいかないし、特に冬道になるとスムーズに発進、停止ができなく、危険な状態が起こり得る可能性があります。徳田区16線通は、常時車の通行があるわけではなく、朝夕の通勤自体が主であります。したがって、車両に反応する感知式信号機であれば問題はかなり解決されると思います。そこで、押しボタン式信号機を感知式信号機に取りかえることができないのかお知らせください。

2点目、通学路、歩道の除雪についてお伺いいたします。名寄市は、歩道の除雪については片側除雪と聞いておりますが、学校の位置、周辺の交通量、道路状況等を考慮して、通学路、特に歩道の安全を確保していただきたい。南小学校の入り口、南11丁目通であります。校門の前には横断歩道も信号機も設置されてあります。歩道も11丁目通の北側は除雪をされており、安全は確保されていますが、校門から8号通までの約400

メートルくらいの距離の南側の歩道については除雪されてありません。そのため、みなみっこばしを渡ってくる徳田区の生徒、あるいは南12丁目以南から小学校へ通う生徒は、横断歩道のない車道を渡り、学校の前の横断歩道まで行かなければなりません。ことしの春に札幌で新入学生の生徒が反対側から友達に声をかけられて、飛び出してとうとい命を失った例もございます。財政面と、また他の学校との兼ね合いで厳しいとは思いますが、地域の状況、交通量、現状を考慮して検討していただき、校門から8号までの南側歩道の除雪ができないのかお知らせください。

次に、大項目の2つ目、LEDの導入についてお尋ねいたします。1点目、照明灯にLEDの導入をされる考えはないのかお伺いいたします。LEDは、従来の水銀灯や蛍光灯などと比べて消費電力が少なく、寿命も長いことから、第4世代の明かりとも言われております。二酸化炭素削減効果が期待されているところであります。愛知県豊橋市は、今年度公園や道路の照明灯の一部にLEDを導入することを決めました。市の公園緑地課によりますと、設置予定のLED照明は従来の水銀灯と比較して消費電力が250ワットから28ワットへ大幅に減るほか、寿命は約4万時間あるため、交換の必要がないと言っております。また、道内においてはコンビニ業界のローソンが店舗照明としてLEDを採用した1号店を札幌にオープンしました。蛍光灯をLEDに変えることにより、従来と同等の明るさを保ったまま電気使用量は35%削減でき、蛍光灯はほぼ1年ごとに交換しますが、LEDは10年近くもつと言われております。北海道ローソン支社は、初期投資は従来と変わらないと説明し、本年度内にオープンする7店を含めた新店舗をすべてLEDを採用すると発表しております。名寄市においてもこれからできる公共施設等の照明には検討しやすいでしょうが、既に設置されている公園や道路において照明器具や装置の交換時期等に少しずつでもLEDを導入され

るお考えはあるのかお知らせください。

2点目、名寄市の道路及び公園の照明にかかわる電気料についてお伺いいたします。市民の安心、安全のために各町内の道路や公園に常時明るさを保つように照明設備が取り付けられているわけですが、公共施設内の照明であれば人の手によって節約することはできますが、道路や公園の照明は季節によって時間に差はあるものの、点灯したままであります。そこで、市全体として道路や公園の照明にかかわる電気料を幾らぐらい支払われているのかお知らせください。

なぜこのような質問をするかと申しますと、LEDの導入で電気使用料が削減できるが、器具等のコストの面では高くなる。しかしながら、使用時間、使用年数等を長い目で見ると、どちらが有利か検討する材料にはなると判断したからです。財政厳しい折、同等の性能を発揮するのであれば、少しでも支出の少ないほうを選択すべきではないでしょうか。

次に、大項目の3つ目、全国へ名寄市のPRについてお尋ねいたします。1点目、集客人口の拡大についてお伺いします。観光客を呼び込む温泉地とか有効施設はなく、また夜景といっても田舎都市のごく自然な風景であり、第1次産業が主体の名寄市において自衛隊は駐屯しているものの、大企業がないため、若者は都会へ出て行って年々人口が減少している現状であります。このような状況の中で、いかにして集客人口を拡大していくか、広報活動は市の活性化に大変重要と考えます。平成18年11月に使用開始したサンピラー交流館には、カーリングの大会や合宿のため、道内外からたくさんの人々が来名されています。また、平成20年5月24日をもって道立サンピラーパークの全面開園となり、さらに集客を望むところであります。また、名寄の観光の一つであったひまわり畑が智恵文からサンピラーパークに移転したことをインターネットで知った大阪の大谷夫婦が自分たちの夢をかなえるため、公園を管理する

名寄振興公社に相談したところ、寛大な心を持った同公社、また名寄市は全面協力を約束し、ことしの5月、みずから種まきをし、8月2日に満開のひまわり畑の中で結婚式を挙げました。この事実は、インターネット等を通じ全国に知れ渡り、名寄のPRに大きく貢献してくれたものと考えます。また、来年3月で廃校になる風連高校の生徒は、京都駅で名寄をPRしてくれました。全国へ名寄の魅力をPRすることは、集客人口の拡大につながり、経済効果にも波及し、活性化にもつながると思います。名寄市は、四季折々の特性を生かし、PR、イベント等をどのように考えておられるのかお知らせください。

2点目、定住人口の拡大についてお伺いいたします。全国の都市を対象とした2009年度版住みよさランキングで、名寄市が全道35市中千歳市に次いで2年連続2位となりました。また、安全なまちのランキングでは、全国784都市中33位と高い評価を受けている名寄市においても年々人口が減少しているのが実情であります。団塊世代の人たちが定年退職を迎えています、この世代の人たちが名寄に定住する方策、都会に出ていった若者がUターンして名寄に帰ってきて定住、あるいは都会から名寄に移住したくなるような名寄の魅力をPRすることが重要な課題ではないでしょうか。名寄市は、医療、福祉施設の充実感や買い物の利便性が高く評価されているところでありますが、自然環境豊かな道北の中心都市であります。定住すればこんな特典、利点等がついてくる等の施策を考案し、定住人口の拡大を図る考えはないのかお知らせください。

以上、この場からの質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） ただいま持田議員から大きな項目で3点にわたり御質問をいただきました。1点目、2点目は私から、3点目は総務部長からのお答えとなりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、大きな項目1点目、市道の安全確保についてお答えをさせていただきます。最初に、信号機の取りかえについてであります。信号機の設置については、公安委員会で決定いたしますが、交差点の状況、道路の状況及び交通量等を総合的に勘案し、道内各地で設置されています。近年名寄市においても大型店の進出に伴い、交通量も市街地から郊外へと大きく流れが変わってきており、特に大型店に通じる国道40号線や東8号道路の交通量が大幅に増加しています。議員の御指摘の交差点においては、現在歩行者用の手押し信号機が設置されておりますが、交通量が多いため、通勤時間帯には16線道路から国道または東8号道路に出るのに相当な時間がかかることや安全性からも感知式の信号機が必要だということは認識をしているところであります。町内会連合会主催のまちづくり懇談会においても要望が出されておりますので、ことしも名寄警察署を通じまして公安委員会に要望書を提出しております。

現在設置されている信号機は、構造上の関係で再利用ができないので、新規に設置することになります。1度設置した信号機の変更については大変難しいとのことであり、今後においても粘り強く要望をしまいたいと考えていますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

次に、通学路、歩道の除雪についてであります。冬期間の歩道の除雪は、幹線道路や通学路を基本に行っております。南小学校の通学路につきましても、国道40号の歩道橋、東8号の信号機が北側に位置していることから、北側の歩道を除雪いたしております。南小学校とスポーツセンターからの歩道除雪については、徳田方面から通学する児童やスポーツセンターの利用者を考慮し、平成20年度において試行的に一部歩道の除雪を実施させていただきました。最初除雪を行った後に雪を堆積されたりいたしましたので、のぼり旗を設置するなど啓蒙活動を実施することにより、地域の

市民に定着してきたところであります。今年度においても継続して実施するよう考えていますので、地域の御協力をお願いしたいというふうに考えています。

また、8号道路からスポーツセンターあるいは国道40号までの両側の歩道除雪は、車道の狹隘などを招くおそれがあるために道路全体の交通安全や他の小学校とのバランスなどから非常に難しいと考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

次に、大きな項目2点目のLEDの導入についてお答えをいたします。最初に、照明灯にLEDを導入してはであります。近年CO₂の削減の対応を含め、発光体の改良、改善が行われ、製品化され、LEDが市場に出回るようになりました。当市においても試行的にLEDの照明を生活道路を中心に現在6基設置してきております。メーカーの説明によりますと、消費電力が水銀ランプの約半分で同等の明るさを確保できるということですが、製品自体の価格が水銀灯と比べると、物によって違うものもありますけれども、かなり高価になります。ランプの定格寿命が水銀ランプ40ワットでは6,000時間、約1.5年、80ワットでは1万2,000時間、これ3年ぐらいですが、LEDは4万時間、議員が言われるとおり10年となっています。これらの要件で約10年間のインシヤル及びランニングコスト等を比較いたしますと、ほぼ同じくらいの費用になるというふうに考えられますが、環境的な観点から見ればCO₂の排出量はかなり低くなるとの情報でありますし、製品も開発途上と考えられますので、今後の動向を見ながら、環境に配慮した対応をしていきたいというふうに考えております。

次に、道路及び公園の照明にかかわる電気料についてであります。名寄市において道路照明にかかわる電気料は、平成20年度において3,422万4,000円支出しています。内訳としては、名寄地区で2,712万5,000円、風連地区で70

9万9,000円となっています。また、公園等にかかわる電気料金はメーター制になっておりますが、公園施設の電気を使用する分、これはポンプ等も含まれますので、正確に提示することができませんが、全体の料金をお知らせいたしますと、平成20年度においては316万円支出しています。内訳としては、名寄地区で303万7,000円、風連地区で12万3,000円となっています。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） それでは、私のほうから大きな項目3点目、全国へ名寄市のPRについてお答えします。

まず最初に、集客人口の拡大についてお答えします。道立公園道立サンピラーパークの丘陵地に広がるひまわり畑で、8月2日、初めての結婚式が行われました。ひまわり畑での結婚式を夢見ていた新婦が同公園をインターネットで探し当て、昨年10月に公園を管理している名寄振興公社に相談をし、今回の結婚式が実現いたしました。ひまわり畑とサンピラーパークの宣伝にもなることから、振興公社の全面協力のもとにとり行われました。5月には、新郎新婦の2人が初めて当市を訪れ、ひまわり畑の種まきにも参加し、結婚式当日は両家の御家族や友人たちも大阪より御列席いただき、振興公社主催の披露パーティーがふるさと工房館で開催されました。このひまわり結婚式は、新聞、テレビで大きく取り上げられ、サンピラーパークを広くPRしていただきました。

過去名寄市におきましては、昭和40年代から始まりましたピヤシリジャンプ大会、同じくしてピヤシリスキー場の開設に伴いまして昭和50年2月には全国高校スキー大会、その後2度にわたるスキー国体の開催、あわせまして昭和50年4月にはスポーツセンターの開設等を通じまして、体育協会加盟の団体による全道、全国の大会を数多く開催して、名寄のPRに努めてまいりました。最近では、健康の森の整備によりまして高齢者の

方々の健康増進にも配慮して、全道各地からさまざまな方々が名寄を訪れ、健康増進のスポーツに楽しんでいる状態です。最近では、道立公園内にカーリング場もできまして、全道大会も数多く開催されまして、冬のスポーツがスキー、ジャンプだけではなく、カーリングも含めたさまざまな幅広いイベントが現実開催されているというふうに理解をしております。

平成18年4月には、市立短大が大学に変わって、毎年250名に上る大学生が入れかわり立ちかわり入っていることになりました。その保護者の方々も招待するであるとか、その人方を巻き込んだ新たな集客、交流事業のことも大事なことでというふうに考えています。

それから、昨年からサンピラー公園を中心としまして、サンピラーパークフェスティバルも行われておりまして、同公園や来年オープンする健康の森の天文台等を活用したイベントも積極的に開催すべきものと考えております。今後施設を利用したイベント等を市内の民間企業、振興公社、観光協会等と連携し、集客人口の拡大に向け、より一層充実したものにしてまいりたいと考えております。

次に、定住人口の拡大についてお答えします。団塊の世代の人たちが退職を迎えています、この世代の移住を進めていくことが定住人口の拡大につながると考えています。名寄市は、北海道移住促進協議会に加盟し、北海道の北の大地移住促進事業における登録市町村として、ほかの市町村と一体になってPRを行っているところであります。また、名寄市のホームページ上にワンストップ窓口を開設して、相談を受けた場合の対応や東京なよろ会等の定期的なふるさと情報誌に移住、定住情報を寄せるなどして定住人口の拡大に努めているところであります。名寄市は、道北の中心都市として、交通の便、医療機関の充実、学生など若者が集う文化があり、また何よりも自然豊かな環境など恵まれた立地条件にあるかと考えてい

ます。10月17日、北海道、中国5県、四国4県共催で開催されますもうひとつのふるさと探しフェア in 大阪に職員を派遣して、都市住民に北海道名寄市の住みよさと、さらにはUターン、就職希望者等についても田舎暮らしや農村的暮らしのよさを直接PRする予定でありますので、よろしく御理解をお願い申し上げたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 持田議員。

○7番（持田 健議員） それぞれ御答弁いただきありがとうございます。大筋のところは理解いたしましたが、何点かについて再質問させていただきます。

1点目、信号機の取りかえについて。大型ショッピングセンターの進出に伴い交通量が増加したことは、名寄市内の物流の変化だけでなく、近隣市町村からたくさんの人々が買い物に訪れたためであり、市としては経済効果の波及につながるものであり、大いに歓迎すべきところであると思います。しかし、ショッピングセンター周辺の住民にとっては大変な迷惑なことであると思います。信号機の設置については、公安委員会で決定されることとであり、感知式の信号機への取りかえの要望についても大変難しいこととありますが、市民の切なる声として、今後も継続して名寄警察署に対して要望されることを望みます。

2点目の除雪についてであります。歩道の両側除雪については、車道の狭隘を招き、道路全体に対する交通安全の観点から、名寄市は片側除雪を実施している事情は理解いたしました。また、みなみっこばしを渡って通学する徳田区の生徒及びスポーツセンター利用者の通行を考慮して試行的に除雪されたとのことですが、成果はいかがだったのでしょうか、お知らせ願います。

冬期間スポーツセンターの利用者はたくさんおられます。夜間の安全、安心な通行のために横断歩道のある南小学校からスポーツセンターまでの間は常時除雪はできないのかお知らせください。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 昨年度といたしますか、ことしの冬は一応試行的に南小学校の入り口からスポーツセンター、南西8条仲通というのですけれども、その道路までは除雪をさせていただきました。当初は、スポーツセンターのイベントということでさせてみたのですけれども、南小学校の通学生もいるということで、通年除雪をさせていただきました。なおかつ、ことしは16線の川が整備が終わりましたので、南側に築堤というか、堤防の上を舗装をかけて歩道がわりにしておりますので、その分の除雪も少し考えていますので、ことしはそれとあわせた形で南小学校通学路として通年にわたり本格的に除雪を入れていきたいというふうに考えています。

それと、道路の長い間のスポーツセンターからの入り口については、やはり車道の狭隘を招くということも含めて安全上からできないというふうに思っています。

以上であります。

○議長（小野寺一知議員） 持田議員。

○7番（持田 健議員） みなみっこばしのところの完成に伴い、土手土も除雪されるということであり、南小学校からスポーツセンターまでの間の通年の除雪と理解いたしました。小学校に通う生徒やスポーツセンターを利用する市民のため、また安心、安全のためにぜひことしだけでなく通年、継続して実施されることを要望いたします。

次に、LEDの導入について、1点目、2点目関連しておりますので、まとめて質問いたします。LEDは、消費電力や使用電気料を削減できてもランニングコストと比較するとほぼ同じ費用という答弁でしたが、環境的な観点から二酸化炭素の排気量はかなり低くなるため、名寄市は試行的にLEDの照明灯を6基設置しているとのことあります。6基分の成果については、恐らく数年後でないとも成果というか、実績は出ないと思いますが、それが出た時点でまた特に検討される

と思いますので、検討していただきたい。

なお、道路照明にかかわる電気料金、平成20年度で3,422万4,000円とのことでありました。公園については、公園施設の電気料、ポンプ代等も含んで、全体を合わせての金額であります。大体316万円ということで、合わせて3,738万4,000円の電気料を支払われているとのことあります。9月12日付の新聞報道によりますと、一般家庭用のLED電球であります、大手電機メーカーが参入したため、大幅な値下げを実現し、今までの半分以下で発売をすと発表しております。したがって、こういう電気を使った場合、コスト面でかなり下がるのではないかと予想されますが、設備投資と電気料、あるいは今までに払われている電気料、それとコスト、それから耐用年数等を勘案されて、どちらが有利になるか、市としての考え方をちょっとお知らせください。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） LEDは、近年出てきた製品でありまして、私も9月12日付の新聞を見せていただきました。これ一般家庭用でございまして、通常の道路照明あるいはこういう室内のLEDというのは少し違うのではないかと、私ちょっとそういうような認識をしまして、例えば今電気代でいいますと、ただ何も取りかえなくて電気だけを取りかえますとメーカーさんが言われるように半分以下の電気代になるというふうに思っておりますし、それ以下、まだ下がるかもしれません。そして、おまけにCO₂の排出量もかなり低くなるというふうな、ホームページなどで見てもそういうような情報が載っています。ただ、電気それぞれに特徴がございまして、例えばこの議場のハロゲンはかなり光が拡散します。ところが、LEDという照明は拡散はしないのだそうです。例えばスポットライト的にぽっと当たると。例えばこれだけの量をつけても影ができると。したがって、ここにLEDを使うとすればこ

の2倍から2.5倍のLEDをつけると。そうすると、電気代というか、製品代がすごく高くなるということなのだそうであります。したがって、先ほど申し上げたようにコスト的に申し上げますとイニシャルコストがかなり高くなる。建物でいうと5倍から6倍の部分で、まだ高いのではないかと。5年か6年でペイするということになるのではないかといいことらしいです。ペイというのは、大体そうなると思います。

建物の部分でいいますと、名寄庁舎が今改築をしています。トイレを見ていただくとわかるのですが、2階のトイレで今まででやっていた部分では、灯具代金が5万8,200円だったそうです。LEDに取りかえましたので、その分の電気代というか、製品代は20万2,000円ぐらいかかっています。ここで4倍近くというか、3.5倍ぐらいになるのですけれども、ただ電気料は半分になります、消費量は。ただ、2階の部分でいうと、今までは2灯しかついていなかったのですけれども、トイレブースの中には電気をつけていなかったと。これを電気をトイレブースの中にもつけるとなると、4灯要ることになりますから、明るくするために。そういう意味では、今までの灯量とると10万8,000円ぐらいなので、製品代では倍になっていくと。だから、電気代はその分かさんできますから、やっぱりLEDの消費電力は安いということは確かなのですけれども、全体製品も含めると建物では五、六年でとんとんと。

ただ、道路の照明になりますと、まだ高くなっていきます。例えば250、400ワットの灯具をつけていても名寄市内ですと相当の電気数があります。全部で名寄市内、風連も合わせますと4,100ぐらいまちの中に電気がついています。これで40から80ワットが結構多いのですけれども、それが半分ぐらい占めていますけれども、それでも製品と電気代を合わせてもやはり10年ぐらいかかってとんとんと。10年たつとLEDを取りかえなければならなくなるので、またはね上

がってくるということも含めると、ちょっと長い間、今の段階では10年でとんとんですから、これから環境のこともありますから、少し状況を見ながら、少しずつでもLEDをふやしながら、LEDの二酸化炭素の削減に向けて努力をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 持田議員。

○7番（持田 健議員） 私もLEDがどれだけのものかちょっと細部まではわかりませんが、新聞によりますと一般家庭用ということでもありますし、またこの家庭用の電球、今町内会等の照明の電球とか照明を見ますと裸電球が見えるような電球ついていますよね。これがその分に使えればもっとももっとと、そういうふうにちょっと考えたわけでありまして。実際に電気料、そういうのは安くなってもコスト面で高くなる。年数をずっと計算して現在のままのほうが安くなるというのであれば、またこれに変える意味はないと思いますので、その点よく検討されて、どちらかいいほうを、環境面については確かにいいということはおわかっていますので、ぜひ検討していただきたいと思っております。

続いて、全国への名寄市のPRについてお伺いいたします。集客人口の拡大について、PRの方法にはテレビ、ラジオ、インターネットや新聞報道、またパンフレット等いろいろあると思いますが、一番効果的なものは当事者等による口コミ宣伝が一番だと思います。大阪に在住する大谷夫婦が夢をかなえたひまわり畑での結婚式、一生の思い出になることでしょう。名寄での出来事を地元大阪で口コミ宣伝をしていただければ、第2の大谷夫婦があらわれるかもしれません。また、このたび九度山がアイヌ文化を受け継ぐ景勝地として国の名勝に正式指定されたことにより、名寄の名所が1つふえました。来年の4月にオープンするなよろ市立天文台、これ仮称であります。この天文台と合わせて集客人口の拡大に向けてのPR

を要望いたします。

2点目の定住人口の拡大について、名寄市は先ほどの答弁でもございましたように、北海道移住促進協議会に加盟され、また北の大地移住促進事業における登録市町村としてPRされているところではありますが、名寄市のホームページや東京なよろ会等の情報誌の活用により定住人口の拡大に努力されている。その活動の中でそれらのPRによって名寄市に定住された実績、または団塊世代の退職に伴う移住、定住の実績があればお知らせください。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 名寄市は、先ほど申し上げましたように北海道移住促進協議会に加盟をして、それから東京なよろ会等も通じましてさまざまな移住促進の關係に努めております。残念ながら道南地区であるとか道央地区とか比べまして、空の交通アクセスの面とか、年じゅう通しても暖かいということも含めて、若干気象的なことも含めてなかなか実績には結びついていないような状況ではあります。

移住の問い合わせの關係につきましては、毎年5ないし6件ほどありまして、今年度につきましては8月末で5件の問い合わせがありました。実際に移住していただいた実績といたしましては、平成19年度に智恵文地区に1件、今年度は日進地区に1件実績がございました。1カ月程度のちょっと暮らしというような、年間ではないのですけれども、本人が希望する名寄の一番いい季節のときに1カ月程度こちらのほうに滞在するというちょっと暮らしの關係につきましては、毎年1件ほどあります。これは、スキー場が目当てであったり、農村風景が目当てだったり、パークゴルフが目当てだったりということで、それぞれ個人の方の状況に応じてちょっと暮らしが実際行われております。

住みやすきランキングの關係では、医療、福祉施設も含めてトータルでいいのでしょうかけれども、

なかなか大都市部のほうから地方都市であります名寄に来てもらうためには、今後もさまざまな情報ツールを使いまして、地道なPRを続けてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 持田議員。

○7番（持田 健議員） ありがとうございます。今の答弁でありますと、定住は道南とか道央地区に集中すると。これは、交通の便からいたし方ないところであるとはお察しいたします。しかしながら、智恵文地区に1件、日進地区に1件と合わせて名寄でも2件あったということでありますので、これからも根気よく、またそれをPRして、定住されるようPRされることを望んでおります。

定年退職だけでなく、例えば道外から名寄に来ている自衛隊の独身の自衛隊さん、自衛隊の隊員に名寄の女性と結婚を奨励してはいかがでしょうか。実は、私も本州から来て名寄で結婚し、定住した一人であります。私の知っている中でもかなりの自衛隊さん、内地から来て結婚してこちらに定住している人はおりますので、これからも若い者にある程度そういうことを勧めて、そういうことをされれば何人かの定住の人口の拡大にはなると思っています。そういうことで、常にこういうPRをされて、名寄市のいいところ、また結婚されればこういう特典がありますよ、こういう恩恵がありますよというようなことを考案されれば、なおさら隊員も落ちつくかもわかりませんので、そういうふうに努力していただきたいと思っております。

ちょっと時間は早いのですが、これで私の質問を終わりたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 以上で持田健議員の質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時29分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 小野寺 一 知

署名議員 岩 木 正 文

署名議員 谷 内 司

平成21年第3回名寄市議会定例会会議録
開議 平成21年9月18日（金曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 議案第19号 工事請負契約の変更に
ついて
議案第20号 工事請負契約の変更に
ついて
日程第4 議案第21号 平成21年度名寄市一
般会計補正予算
日程第5 意見書案第1号 大胆できめ細かな雇
用対策を求める意見書
意見書案第2号 米価暴落に歯止めを
かける緊急対策と米を守る抜本対策を
求める意見書
意見書案第3号 核兵器廃絶へ速やか
な国際交渉の開始を求める意見書
意見書案第4号 季節労働者対策の強
化を求める要望意見書
意見書案第5号 道路の整備に関する
意見書
日程第6 報告第2号 例月現金出納検査報告に
ついて
日程第7 閉会中継続審査（調査）の申し出につ
いて
日程第8 委員の派遣について
日程第9 議員の派遣報告
日程第10 委員の派遣報告

1. 追加議事日程

- 追加日程第1 緊急質問

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

追加日程第1 緊急質問

- 日程第3 議案第19号 工事請負契約の変更に
ついて
議案第20号 工事請負契約の変更に
ついて
日程第4 議案第21号 平成21年度名寄市一
般会計補正予算
日程第5 意見書案第1号 大胆できめ細かな雇
用対策を求める意見書
意見書案第2号 米価暴落に歯止めを
かける緊急対策と米を守る抜本対策を
求める意見書
意見書案第3号 核兵器廃絶へ速やか
な国際交渉の開始を求める意見書
意見書案第4号 季節労働者対策の強
化を求める要望意見書
意見書案第5号 道路の整備に関する
意見書
日程第6 報告第2号 例月現金出納検査報告に
ついて
日程第7 閉会中継続審査（調査）の申し出につ
いて
日程第8 委員の派遣について
日程第9 議員の派遣報告
日程第10 委員の派遣報告

1. 出席議員（26名）

- | | | | | | | |
|-----|-----|----|---|---|---|----|
| 議長 | 26番 | 小野 | 寺 | 一 | 知 | 議員 |
| 副議長 | 19番 | 熊 | 谷 | 吉 | 正 | 議員 |
| | 1番 | 佐 | 藤 | | 靖 | 議員 |
| | 2番 | 植 | 松 | 正 | 一 | 議員 |
| | 3番 | 竹 | 中 | 憲 | 之 | 議員 |
| | 4番 | 川 | 村 | 幸 | 栄 | 議員 |

5番	大石健	二	議員	建設水道部長	野間井照之君
6番	佐々木	寿	議員	教育部長	山内豊君
7番	持田	健	議員	市立総合病院	香川讓君
8番	岩木	正文	議員	事務部長	
9番	駒津	正喜	議員	市立大局学	三澤吉己君
10番	佐藤		勝	福祉事務所	小山龍彦君
11番	日根野	正	敏	上下水道室	小扇谷茂幸君
12番	木戸口		真	会計室長	成田勇一君
13番	高見		勉	監査委員	森山良悦君
14番	渡辺	正	尚		
15番	高橋	伸	典		
16番	山口	祐	司		
17番	田中	好	望		
18番	黒井		徹		
20番	川村	正	彦		
21番	谷内		司		
22番	田中	之	繁		
23番	東	千	春		
24番	宗片	浩	子		
25番	中野	秀	敏		

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局長	間所	勝
書記	佐藤	葉子
書記	松井	幸子
書記	高久	晴三
書記	熊谷	あけみ

1. 説明員

市長	島	多慶志	君
副市長	中尾	裕二	君
副市長	小室	勝治	君
教育長	藤原	忠	君
総務部長	佐々木	雅之	君
生活福祉部長	吉原	保則	君
経済部長	茂木	保均	君

○議長（小野寺一知議員） 昨日に引き続き本日の会議を開きます。

○議長（小野寺一知議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

9番 駒津喜一 議員

16番 山口祐司 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

名寄市自治基本条例素案について外2件を、佐藤勝議員。

○10番（佐藤 勝議員） おはようございます。議長から御指名をいただきましたので、通告順に従いまして、質問してまいります。

初めに、大きな項目の1つ目といたしまして、名寄市自治基本条例素案についてお尋ねをいたします。名寄市自治基本条例（仮称）は、名寄市のまちづくりの基本となるルールを定めるもので、平成20年2月から名寄市自治基本条例市民懇話会が22回にわたり検討を重ね、21年3月に自治基本条例のあり方に関する答申書として市に提出されています。その後市の見直しを経て、8月に名寄市自治基本条例（仮称）素案として市民に示され、現在市民意見の提出、パブリックコメントを求めているところであります。

さて、市が見直しをした自治基本条例素案についてお尋ねをいたします。まず、1点目といたしまして、市民懇話会答申にある第33条第3項、「地域単位のまちづくり組織を設置し、」を素案では削除していますが、その理由についてお聞かせを願います。

2つ目といたしまして、合併協議の確認事項である自治法に基づく地域自治区設置の認識につい

て改めてお聞きをいたします。

3つ目といたしまして、地域自治、分権のまちづくりの考え方についてお知らせをください。

4つ目といたしまして、地域自治組織設置に向けた議論経過についてお聞かせをください。

最後に、5つ目といたしまして、今後自治法に基づく地域自治区設置に向けて議論を深め、体制を整え、努力をするのかどうかについてお尋ねをいたします。

大きな項目の2つ目ではありますが、再び政策形成過程の透明性確保についてお尋ねをいたします。このことにつきましては、平成19年第3回定例会で庁議などの議事の内容をホームページ上で公開することを提案いたしますとの見出しでお聞きをしております。このとき前向きな答弁があり、その後の対応について大変期待をしていたところでありますが、今現在ホームページ上にあらわれてくるのは部次長会議議案として協議事項、報告事項の各項目のみであり、連絡事項その他のやはり項目だけであります。各項目の内容についての記載は、1行どころか一文字もないのであります。庁議については、市行政の総合的かつ効率的な運営を図るための会議をいいますの一文と市長以下8人の構成によるとした解説があるのみで、会議の実態をかいま見ることさえできません。

そこで、次のことについてお聞きをいたします。1つ目といたしまして、庁議の内容、実態についてお知らせをください。

次に、2つ目といたしまして、部次長会議の内容、実態についてお知らせを願います。

最後に、3つ目、議事内容の公開についての御認識についてお聞かせを願います。

最後に、大きな項目の3つ目といたしまして、なよろ健康の森並びに北海道立サンピラーパーク並びに北海道立トムテ文化の森の案内表示についてお尋ねをいたします。名寄市日進にある3つの市立、道立施設の案内表示がとてもわかりづらく、迷いを誘います。それぞれのゾーンに入り込むと、

案内表示不足のため、さらに迷い込んでしまう結果となってしまいます。今後やがて天文台も完成し、より多くの市内外からの訪問客を期待する中で、現在の案内表示のままでは混乱が生じることは明白であります。次の3点についてお尋ねをいたします。

1点目ですが、道路案内表示は正確に案内を果たしているかどうかの御認識についてお知らせをください。

2つ目といたしまして、公園内の案内表示は適切とお思いでしょうか。

3つ目といたしまして、3つの施設案内、パンフレットは訪れる人にとって親切な内容になっているとお思いでしょうか。このことについては、文字でお話をするより写真を見ていただいたほうがより理解が早まると思ひまして、私現場で写真を撮ってきてここに持ってきておりますので、ちょっと皆様に見ていただいて、この質問を終わりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。駅前通、大通をずっと北に走りますと、日進橋の手前、橋の上ですか、この道路標示、サンピラーパークという道路標示がまずございます。それから、この写真の角のほうに出ますが、ここに健康の森、この大きな看板が道路左側に橋のたもとに表示がされております。これには、なよろ健康の森、それから下に道立トムテ文化の森という表示があります。2つ表示されております。それから、その右に曲がってずっと進んでいきますと、踏切を越えますと道路標示が、この表示が出てまいります。これは、なよろ健康の森という案内が一番上になされております。あとは、温泉と、それからスキー場の案内が下2つになっております。それをずっと進んでまいりますと、左側に健康の森の大きな看板が立っております。それから、左側に同じようにサンピラーパークという立て看板が立っております。位置関係はこのようになっております。もう御存じの方は改めて説明するまではないと思うのですが、それから健康の森の左角に

なりますね、進んでいきますと。そこになよろ健康の森の大きな看板が道路に向かって立っております。それから、同じように右側のサンピラーパークについては手づくりで非常にわかりやすくサンピラーパークの案内板が出ております。健康の森の中には、このように大きな総合案内板が立っております。この中には、健康の森の案内はありますが、この中にトムテの森があるのでありますが、それについては一切表示はありません、内部に入ってしまうと、ですから、トムテの森がどこにあるかについては中に入ってしまうと全くわからない。知っている人しかわからないというような状況にあります。

以上、ちょっと大ざっぱに写真を見ていただいて、私の壇上からの質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） おはようございます。ただいま佐藤勝議員から大きな項目で3点の質問をいただきました。1点目と2点目は私のほうから、3点目は経済部長からの答弁となりますので、よろしくお願ひをいたします。

まず、1点目、名寄市自治基本条例素案について答弁いたします。（1）の市の素案から市民懇話会答申第33項第3項、地域単位のまちづくり組織を削除した理由についてお答えします。市民懇話会答申第33条第3項では、市はコミュニティーにおけるまちづくりを支援するため、地域単位のまちづくり組織を設置し、これを支援することができるとうございました。一昨年来名寄地区の市民の皆さんと意見交換、協議を続け、設置された小学校区域を単位とする新たなまちづくり組織は、地域が主体となった自主的な組織であることから、答申としていただいた第33条第1項の地域単位の住民活動が自治の重要な担い手であることを認識し、これを守り育てるよう努めるという規定をもって小学校区域の組織である地域連絡協議会との連携、支援に取り組んでいきたいと考えております。

(2) 番目の合併協議で約束した地域自治区設置の認識についてお答えいたします。市町村合併による行政区域の拡大、広域化は、少子化が進む中、住民の声が行政に届きづらくなるのではないかといったことが懸念されています。名寄市では、このような懸念の対応と自立したまちづくりを進めるために、名寄地区においては小学校区単位を基本とした地域自治区の設置を目指しているところであり、地域自治区は、地域の住民の意向を十分把握、掌握し、市政に反映させる機能のほかに市民が地域の活動を通してまちづくりに参加していることを実感できる仕組みを持つ機能と認識をしています。つまり地域の振興に対し、地域住民が中心となり、行政と連携したまちづくりが行えるような仕組みが地域自治区と考えています。

(3) 番、地域自治、分権のまちづくりの考え方についてお答えします。名寄市は、地域特性を生かしたそれぞれの地域の連携のもとに協働のまちづくりを進めたいと考えています。そのため名寄市自治基本条例素案の第9条では、市民及び市は地域の特性を踏まえ、コミュニティーの自主性、自立性を尊重しなければならないといたしました。また、コミュニティー支援では、第33条第1項で、市民及び市は地域単位の住民活動が自治の重要な担い手であることを認識し、これを守り育てるよう努めなければならない。第2項では、市民及び市はコミュニティーによるまちづくりを尊重するとともに、その意見をできる限り市政に反映させるよう努めなければならないとしています。つまり地域特性を生かしたまちづくりを進めるためには、地域住民みずから自主性を発揮していただき、地域の課題を認識したり、地域の将来のあり方などを検討して、住んでいてよかったと思えるまちを目指して、1つ目は地域で解決できるもの、2つとして地域と行政が協力、連携していくもの、3つ目として行政で行うものなど市民と行政の役割分担によるまちづくりの実現に向け努力をしていきたいと考えています。

(4) 番目の地域自治組織設置に向けた議論経過についてお答えします。平成16年度の地方自治法の改正により、地域自治組織制度が新設され、合併協議会や総合計画において位置づけされた地域自治区構想はまさにこれを受けたものでした。名寄地区では、自治法に定められた一般制度の地域自治区を設置することとしました。設置の主な内容は、1つ目として区域の設定、2つ目として住民の意見を取りまとめ、地域協議会の設置、3つ目として事務所の設置、4つ目として事務所長の配置、5つ目として財源の確保などが小学校区単位の地域自治区創設に当たっては町内会の理解と協力が不可欠であることから、平成19年6月から9月にかけて説明する機会を設け、説明をしてまいりました。その年の11月から12月にかけてのまちづくり懇談会では、これからのまちづくりをテーマに地域自治組織についても意見交換をしたところです。平成2年12月に開かれた町内会連合会の総会で、行政委員制度を廃止することを確認し、平成3年度に廃止した経過があります。町内会の役員などから、新たなまちづくり組織が行政側から提案されることにアレルギーを持っていることもありました。また、行政側といたしましても事務所の確保やスタッフの配置、財源の問題等もありまして、時期尚早との判断に至ったところでもあります。しかしながら、地域からは子供たちの見守りやお年寄りのサポート、防犯、防災対策、地域福祉のネットワークなどで広範、広域的な地域組織が必要との意見が多く出され、町内会長を初め町内会役員の皆さんと幾度となく意見交換を重ねて、地域が主体となった自主的な組織として小学校区域を基本とした新たな地域組織を設置することにいたしました。これらの地域組織は、地域連絡協議会として昨年11月、南小学校区域を皮切りに7地区が立ち上がり、現在町内会の枠を超えた活動に取り組んでいるところがあります。総合計画の基本目標の一つに、市民と行政との協働のまちづくりがありますが、それを

具体的に進める一つの仕組みとしてのこの地域連絡協議会を支援してまいりたいと考えておりますので、御理解を願います。

（５）番目の今後地域自治区を求めるかにつきましてお答えいたします。住民自治の観点から、地域住民の意見を反映させるとともに、地域の住民との連携の強化を目的とする地域自治区は、全域にわたっておくことが基本と考えています。名寄地区では、現在地域連絡協議会を設置しながら、市民と協働のまちづくりを進めております。こうした状況を踏まえまして、風連地区におきましても特例区終了後当分の間は名寄地区と同様に地域連絡協議会を設置しながら、地域の課題について対応してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、大きな項目２点目、再び政策形成過程の透明性確保に問うということに対してお尋ねがありました。市では、行政の総合的かつ効率的な運営を図るため、規定を設けまして、庁議、部次長会議を置いております。庁議は、市政の基本方針に関することについて審議するほか、各部からの報告、協議事項を受けて方針の決定を行っております。開催は毎週月曜日ですが、第１週は部次長会議と合同で実施しております。部次長会議では、庁議において部次長会議に付議すべきものと決定された事項について審議するほか、市政運営上必要な事項や各部との連絡調整等などを行っております。開催は毎月１回で、庁議と合同の開催となっております。議事内容の公開につきましては、平成20年4月から部次長会議の議案について公開を行っております。できるところから始めるということで、質問にあります審議内容についての公開は行っておりませんが、来年4月から自治基本条例が施行される予定となっていることから、市民主役のまちづくりを推進するために市政運営に必要な情報を提供していかなければならないと考えております。来年4月以降の公開を目標に、庁議での方針の決定や部次長会議での内

容について簡潔にまとめ、わかりやすい情報を発信するための検討を現在進めております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 私からは、大きな項目３点目、なよろ健康の森、北海道道立サンピラーパーク、北海道立トムテ文化の森の案内表示について、小項目（１）、道路案内表示についてお答えを申し上げます。

道路案内表示につきましては、国道40号線及び239号線、道道日進名寄線及び美深名寄線、さらには日進地区の市道からなよろ健康の森及び北海道立サンピラーパークを利用される方のために案内標識が数多く設置されております。しかし、なよろ健康の森が名寄市立で、サンピラーパーク、トムテ文化の森が北海道立であることから、看板表示の大きさ、あるいは統一性に欠けている面がございます。また、風連地区には看板の設置が少なく、市街からの利用者においては施設までの経路がわかりづらいことも懸念されます。中でも道立トムテ文化の森を利用される方の中には、わかりづらいと思っている方もいるかと思われます。これらの施設は、パークゴルフ場や児童遊具あるいはカーリング場等の利用のため、市街からも多数の利用者が訪れる施設であり、利用者はこの３つの施設全体を一つの心と体のリフレッシュゾーンとしてとらえていることから、利用者の立場に立った道路案内表示となるよういま一度案内標識の現況調査を行い、わかりやすい案内標識の設置に向け、北海道など関係と協議を進めたいと考えております。

次に、小項目（２）、公園内の案内表示についてでございます。公園内の案内表示につきましては、なよろ健康の森内にはなよろ健康の森総合案内板及び北海道立トムテ文化の森の案内板が設置されており、さらに各施設等の案内表示が数多く設置されてございます。また、道立サンピラーパーク内にもサンピラーパークの案内板が設置され

ておりますが、案内板は施設ごとに設置されているために、初めて利用される方の中にはわかりづらいている方もいるかと思えます。平成22年4月に道立サンピラーパーク内の星見の丘に新天文台が開設されることから、この機会になよる健康の森と道立サンピラーパークが一体となった案内板の作成等に向けて北海道及び指定管理者となっている名寄振興公社等と協議を進めてまいります。

次に、小項目（3）、わかりやすいパンフレットの製作についてでございます。パンフレットは、施設ごとに作成しておりますが、よりわかりやすいパンフレットの製作が求められているところでございます。公園内の案内表示同様、平成22年4月に道立サンピラーパーク内の星見の丘に新天文台が開設されることから、この機会に健康の森とサンピラーパークあるいは天文台、その他の施設が一体となったパンフレットの製作に向けて、北海道及び指定管理者となっている振興公社と協議し、製作に向けて進めていきたいと考えております。また、互いの施設のパンフにも相互にそれぞれの施設を入れることなど、わかりやすいパンフレットの製作に向けても協議をしていきたいというふうに考えております。さらには、NPO法人なよろ観光まちづくり協会でもパンフレットを製作していることから、今後とも観光協会とも協議を進めることとしたいというふうに思っております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきます。

初めに、1項目めの自治基本条例（仮称）ですが、素案について何点かお聞きをいたします。初めに、今（1）の第33条第3項を削除した理由についての御説明があったわけですが、まず私がよくわからない言葉の中にコミュニティという言葉が使われているのですが、これについ

てなかなか解説のほうを見ても地域コミュニティという表現があったり、あるいは地域のコミュニティという言い方があったりして、果たしてコミュニティというのはとらえどころのないような、大きくとらえれば非常に大きくもとらえられるし、小さくとらえれば本当に小さく、狭くとらえることもできるあいまいもことした言葉ではないかなというふうに思うわけですが、まずこの素案におけるコミュニティで想定しているコミュニティとはどのようなコミュニティなのかの御説明をお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） コミュニティーを説明する中で、昨年11月26日に市民懇話会と市議会との意見交換の中でコミュニティの関係について意見交換がありました。その中で白井会長が申し上げた説明の中で、コミュニティがこういった組織を指すかについては限定しておりません。どういう形であれ、コミュニティによる活動を尊重しなければならないということで整理をしておりますというので、さまざまな住民組織、あるときは町内会、そのようなものを、広範なものをコミュニティという位置づけをしているということで考えておりますので、そのような形で今回の自治基本条例の素案の中には盛り込ませております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） 私は法律家ではありませんので、恥ずかしい議論になるかもしれませんが、少なくとも条例の中で一つの言葉がいろいろなとらえ方ができるというのは、まずその1点で問題があると思うのですが、加えて今回の自治基本条例のコミュニティを指す部分というのは多分地域から、それからもっと狭い隣保班的なものを含めてあると思うのですが、コミュニティが果たすべき役割というのは自治基本条例の中で非常に大きなもの、重たいものがあるというふうに思うのです。今市民の皆さんにお配りしている

資料の中を見ましても、3ページ、まちづくりの基本理念の中に第3条のかかわる部分ですが、3つ項目が挙げられております。その次のまちづくりの基本原則の中には5つの原則が書かれているわけですが、ここにはコミュニティー自治という書き込みがあるのですが、ここに至って今の部長の特別限定はしていないということになって、そんな中でコミュニティー自治というふうな使われ方をしてきますと、いよいよもってとらえ方、読む人によってはいろんな想像を働かせながら、理解をしながら読んでしまうということで、果たしていいのかということになろうかと思えます。しかも、3ページの中のまちづくりの基本理念第3条にかかわる分の中には、やはり自治基本条例の中には3本の柱があると思うのです。ここに書いてあるとおり市民です。まず、市民。それから、3つ目にあります名寄市です。その中間にあるいわゆるコミュニティーと言われている部分、自治組織の部分がこの中には欠落をしているというふうに私は読んだのですが、その分についての理解が私の誤りなのか。それから、しかも同じ3ページの5つの原則の基本原則なのですが、この中にはコミュニティー自治ということで、これは9条ですが、字数としては1行書かれているだけです。私は、やっぱり市民があって、地域があって、大きな名寄市があって、この3つがうまく機能して、本当の名寄市の自治が完結するというふうに思っているわけですが、そのあたりどのように理解したらいいのかお知らせください。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 素案の2条のところで定義づけがされておまして、この条例におきましてコミュニティーとは町内会など市内の特定の地域に根差してその特性を生かしたよりよい地域づくりにかかわる集団、組織ということでありまして、先ほど懇話会での意向も答申のときの意見も含めまして形に対してとらわれないで、さまざまな組織、集団を指し示すものというふうに

考えております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） それはわかるのですが、私が申し上げたいのはさまざまな組織、集団と地域自治を担う組織というのは明らかに違うと。役割も違いますし、参加してくる市民の皆さんの数も違いますし、エリアも違うし、そこは一緒にしてしまうとわからなくなるというふうな言い方をさっきからしているつもりなのですが、いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 今名寄地区で取り組んでいるのは、地域連絡協議会という形で小学校区を単位とした広範な地域を策定してやっておりまして、その中におきましても集団、それから組織につきましてもさまざまなものがありますので、その辺につきましても小学校区を単位とした地域連絡協議会を一つの固まりとして取り組みをしている最中でございます。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） そういう方向でいかなければならないというふうに思います。ですから、ここはやはり地域自治を担う組織についての書き込みを1項目書き加えないとだめだと思うのです。いわゆるコミュニティー自治という中にさまざまな団体、組織が含まれるということで、そこに地域自治を担う、地域分権を担う部分までも入れてしまうとわからなくなってしまうと。それから、やはり思いというのはボリュームにあらわれると思うのです。そのボリュームからいっても先ほど申し上げましたとおり、コミュニティーが地域自治を、分権を担うのだよという部分は9条の1行と1文字があるだけなのです。これで果たしてどれほど名寄市が地域自治、地域分権を情熱を持って進めていこうとしているのかというのは読み取ることができないのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 地域自治のありように関しましては、行政主導型というよりは地域のコミュニティーみずからが活動するべきものだというふうに考えておりました、余り行政主導型、押しつけ型にはしないということにつきましては、名寄地区におきましては町内会の活動等から考えていただければなというふうに考えています。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） それは、私は違うと思います。自治は住民みずから自発的に担うものだというのは、これは当然の当たり前の議論ですけども、地域自治を立ち上げるときはやはり行政が進めなければ一歩も進みません。自然発生的に皆さんの自治意識が高まったから、あっちにもできた、こっちにもできたということは想像もできませんし、あり得ないことだというふうに思います。やはり制度設計をしっかりやって、それをもとに市民の皆さん、地域の皆さんの理解をいただきながら、新たな組織を立ち上げて、しかもそれは従来の自治会、それから自治連合会とも競合しない。明らかに機能は違う、権能は違うわけですから、競合するはずもないのですが、しっかりと制度設計があれば市民の皆さんからのあつれきも生じることありませんし、当然そこは市が進めていかなければならないと私は思うのですが、これは間違いですか。どうでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 名寄地区におきましては、先ほども言いましたようにもともとありました町内会の活動がございまして、そこは行政から独立をしまして、自主自立で運営をさせていただいておりました。その中で少子高齢化も含めて、単一町内会ではさまざまな部分に対して対応できない部分につきましては、合併協議の中で地域自治区ということの発想もございましたので、それに基づきまして名寄地区については7つの小学校区に分けて、その辺の歩み出しにつきましては行政と町内会と協議をさせていただきまして取

り進めてきたというふうに考えておりました、ことしの3月に7つ全部が立ち上がりまして、4月から今現在動いている最中でありまして、御理解賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） 町内会連合会の活動、平成20年1月1日号ですが、活動内容を見ますと、地域自治区のあり方について共通認識の醸成という活動項目が書かれているのです。ですから、町内会の皆さんは、従来町内会に組織されている市民の皆さんは新しくできるであろう、進めてくるであろう地域自治区のあり方について学んでいこうと。そういう意味では受け入れ態勢はできていたというふうに思うのですが、質問の中にもあるのですが、地域自治区をどれほど綿密に制度設計したのかというところがやはり町内会連合会の皆さん、あるいは町内会の皆さんとバッティングした部分だというふうに思うのです。というのは、当然しっかりと制度設計があれば市民の皆さんにも理解をいただけたはずなのですが、先ほどの答弁の中では、これは法律に、自治法に書いてある地域自治区の機能について部長のほうから答弁があっただけで、名寄市としてはではどうの中身を詰めていくのだというようなお話はなかったと思うのですが、具体的な活動項目についての議論経過があったのかどうかについてはいかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 1つは、7つの小学校区にそれぞれの従来からありました町内会の活動を取り組めるべきものから取り組んで、少子高齢化の中で単一町内会では取り組みできないようなものについて取り組んでいきたいと思います。ということで、そこにも行政サイドからこういうことをしなさい、ああいうことをしなさいという押しつけではなかったように私は思っております。これは、そもそも地域のコミュニティーというのは自主自立というのが望ましい、ベースになるという

考え方でございまして、それにつきましてはスムーズに地域自治区に移行するためにも、そこは行政主導型ではなくて地域住民の意識の盛り上がりが必要だということも含めまして、一つの取り組むべき方向につきましては少子高齢化の中で子供たちの見守り、高齢者に対する見守り、防犯、防災、こういう観点から議論させてもらいまして、やっとことしの3月に立ち上げた状況でございしますので、いましばらく推移を見守っていただきたいと思っています。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） わかりました。いわゆる安心、安全の部分、見守りの部分については、それこそまさしく町内会あるいは連合会が従来やってきた活動の大切な部分でありまして、そのあたりは私が想定する地域自治区がやらなければならない守備範囲ではないというふうに思うのです。これは、見解の相違ですから、水かけ論になりますからそろそろ打ち切りますが、いずれにしても綿密な中身の詰め込みがなかったと私は判断せざるを得ません。

それから、まだこの続き、別な観点からお話しさせていただきますが、今風連では行政区制度から町内会制度に移行の最中ではありますが、過日の木戸口議員のほうからの質問でもそのことについて触れられておりましたが、23年で特例区が切れて、その後の部分ですが、従来のお話をお聞きしていますと、風連にも地域連絡協議会を設置するということなのですが、私は名寄地区の場合は今お尋ねしたとおり町内会連合会というしっかりとした実績もある、組織もしっかりしているものがあるので、そこは時間をかけながら、それこそ市民の皆さんの御理解をいただきながらやっていかなければいけないでしょうが、風連地区に関してはそういった意味からいいますと、まさしく今行政組織から町内会組織に移るということで、みずからみずからの手でおさめていくということを今まさに始めようとしているやさきであります

から、ここは合併協議の確認事項でもあります地域協議会に持っていったいいのではないかと。将来的に名寄市全体を地域自治区に持っていくというのであれば、二度手間を経て1枚かまして、地域連絡協議会というものをかまして、その後にもた再び時期が熟したときに、機が熟したときに地域自治区を設置するのではなくて、風連地区の場合は一足飛びに約束どおり特例区が終わった時点で地域自治区を設置できるし、するべきだと思うのですが、それはいかがですか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 合併協定につきましては、大変重いものと受けとめております。18年3月の合併に向けて鋭意合併協議を進めたわけですけれども、そのときに対等合併を担保するものとして風連地区には合併特例区、それに対応するものとして名寄地区には地域自治区をとということで協議が調いまして、合併協定をしたというふうに承知をしております。その後私どもも鋭意地域自治区の創設に向けて2年ほどかけて作業を進めてまいりましたけれども、議員御指摘のように決して制度設計が甘いとかいうことではなくて、この制度そのものが地方自治法、16年に改正された新しい取り組みでございまして、全国でも幾つか取りかかっているところもありますけれども、押しなべて苦悩していると、こういう状況にあります。現在地域の人方がみずからの意思で進めようという、こういう機運が盛り上がり限りは、幾ら私どもがリードをしてお話をしても、立ち上がったとしても制度的に長続きしないということですので、現在は地域連絡協議会という形で立ち上がりまして、この中で地域の自主活動、自治活動を広げていく中で、いずれ機運が高まったときに条例改正をさせていただいて、文言についてはきちっと整理をさせていただきたいと、このように考えております。

一方、風連地区のほうにつきましては、合併特例区は5年間という期限がございまして、この

期限の中で当然特例区が終了した後に地域の思い、あるいは意見が反映される組織というのは必要というふうに思っておりますので、ただし一市二制度ということにはなりませんので、この原則を超えない範囲で現在持っております合併協議会の中でぜひその後の組織のあり方については地域の皆さんも含めた議論をしていただいて、方向性を出していただければと、このように考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） わかりましたとはなかなか言えないのですが、私は地域自治区という名前にこだわるものでは決してありません。ですから、名称については地域連絡協議会であろうと、ほかの名称であろうと、それはいいと思うのです。ただ、その組織にとって大事なものは、今合併特例区にある特例区協議会、それから地域自治区になった場合には地域協議会という、いわゆる町内会連合会とは違う、そういう町内会のトップ同士の組織ではなくて、各界各層各年代の集まった協議する場、その場でその地域の課題を考え、あるいは市長の諮問を受け、答申を述べ、逆に地域の問題をみずから市長に申し出るというような働きをする協議会の設置と、それからもう一つは、大事なことは金額の多い少ないではなくてやはり財源です。これは、すべて確定された財源ではなくて、いわゆる協議会、地域連絡協議会だったら、その協議会の中である程度自由度のある財源を持つということが大事かというふうに思います。これは、新たな財源を市全体の財政に積み上げるのではなくて、本来市でやることを地域連絡協議会でやるということですから、財源としては全く変わらなくて、市の全体の財源の一部をその地域協議会に回すということですから、市にとっての財政負担は全くないということでありますから、その地域独自の裁量で、独自の事業について使うと。市にかわって使うということでありますから、それについては全く問題がない。

それと、もう一つは、先ほど総務部長の答弁にもありましたけれども、職員と事務所というふうなお話もありましたが、これはいろいろやり方があるか。知恵の出し方はあるというふうに思います。ですから、そこは地域スタッフ的な職員の配置も含めてやり方はあると思うのですが、風連のこれから立ち上げるであろう地域連絡協議会という中身についてどのように今のところお考えなのかお答えを願います。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 議員がお話をされるとおり、私も特に地域自治組織が立ち上がったからといって別途財源がかかるというふうには承知はしておりません。現在名寄地区におきまして各地区すべて地域連絡協議会が立ち上がりましたので、それぞれの協議会において独自の活動が行われると思います。これにつきましては、その事業にふさわしい財源を予算として盛らせていただいて、その財源をもって活動していただくと。その活動の中でいずれ修練されて本来の意味の地域自治が確立されていくだろうと、このように考えております。ただ、その時点でいずれ行政と地域自治組織との関係、あるいは議会と地域自治組織との関係というのは当然予算あるいは審議等も含めて出てくるというふうに考えておりますので、それは一定の方向が出たときにそうした整理はさせていただきますと思っておりますし、一方御質問の風連地区の部分につきましては、現在特例区ということで、風連もともと固有の事務なり、あるいは5年間のソフトランディングということも含めて対応いただいておりますけれども、これにつきましては5年後を見据えて、ぜひ協議会の中、あるいは地域の皆さんで今後受け皿としてどういう組織がふさわしいのか議論いただいて、方向を出していただければと、このように考えております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） わかりました。風連

地区のこれから立ち上がるであろう地域連絡協議会については、今の特例区をベースとしたものから立ち上がっていくのだというふうな、それは地域住民の皆さん、市民の皆さんの独自の発想で動いていくことが可能だというふうに私は理解をいたしました。それから、これはまだもう少しお聞きしたい部分もあるのですが、時間の関係もありますので、終わりということではなくて、また次の機会に経過を見ながら話をさせていただきます。

それから次に、大きな項目の2つ目、ホームページ上に庁議の議事内容の掲載をということなのですが、ここにホームページのコピーがあるのですが、庁議については庁議とはこういうものですよというような説明があるだけで、特別中身についてこういうことを協議したという記載は一切ありません。それから、私がちょっと理解できないのは、庁議の紹介というふうに、一番最初の表紙です。庁議というのは、この説明の中では市行政の総合的かつ効率的な運営を図るための会議というふうに説明されているのですが、扉では庁議から市民の皆様へというふうな、これ私なりの理解なのですけれども、私たち市議会議員というのを圧縮して市議という言い方がありますが、それと同じような使い方なのかなと思ったりもして、よく理解できません。まず、これが1点なのですが、ですから、いわゆる庁議というのが会議というような書き方をされているのですが、中身については全く知ることはできません。

それから、部次長会議についても項目、審議事項について、1、2、3、何々についてというようなことだけがあります。それから、報告についてもそのようなことなのですが、手元に横浜市と、それから東京都狛江市の資料があるのですが、ここは例えば東京都狛江市は日時、場所、出席者、それから審議事項、報告事項、その下に概要として、これは7月28日の協議の概要ですが、A4、4ページにわたって非常に事細かに結果についても質疑応答についても書かれております。それか

ら、横浜市の場合は、都市経営戦略会議、これは市長と副市長の会議を戦略会議、それから副市長が招集する会議を執行会議というふうな言い方をしております、ここもまた出席者、欠席者、それから議題、議事内容、議事内容については論点、主な意見、結論というふうに非常にわかりやすく記載されております。私は、19年にお答えをいただいたときに、すぐではないにしてもこういう内容で出てくるのだろうかというふうな期待を持っていたのですが、今先ほどの答弁の中では4月1日から自治基本条例に基づいてやっていきたいというふうなことなのですが、今想定しているところはどの程度の内容を公開できるというふうに想定されているのでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 佐藤議員からいろいろ情報をいただきまして、私も狛江市の状況を見させてもらいました。人口規模が違うことと財政希望も違うのでしょうか。職員の数も多分違うと思います。ただ、議会基本条例がことしできまして、来年自治基本条例をつくるという観点に当たりまして、従来の求められれば情報公開に応じる姿勢から一歩踏み出して、何を求めていいか、どういう具体的な動きをしているかについても求められなくても一定の情報は提供すべきという観点から、今作業を進めております。問題は、総合計画の審議状況であるとか、重要な委員会の会議録等についてもまだ十分な状況とはなっておりませんので、今回の自治基本条例を制定するに当たって、少なくとも総合計画の関係であるとか、それから重要な各種計画の関係について数回開かれるであろう審議会については、簡潔な要約会議録でも構わないので、何とか出せないかという検討を今始めております。それから、庁議、部次長会議の関係につきましては、部次長会議については昨年からの会議の議題だけ載せましたけれども、簡潔にするということについては、ただ職員の数を今スリム化していく中で、一定程度様式を定めまし

て、それが会議終了後若干つけ加えることによって余り労力をかけないでホームページ上にアップできるのではないかと、そのような検討で、どのレベルにするかにつきまして、それから庁議、部次長会議以外にもどの範囲の各種審議会、委員会等についても重要度、緊急度、必要度のことを考えまして現在検討しておりますので、一定の方向がまとまりましたら、議会のほうにも御報告させていただきたいというふうに考えています。現時点では、そのような状況であります。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） 今の部長のお答えなのですが、出す情報をそちらで選択するというのは、これは情報公開ではないと思うのです。例えば総合計画、各種計画についてはある程度出しますよと。だけれども、この部分が出さない、書かない。これは、情報公開の名に値しないものではないでしょうか。いかがですか。私は、これから議決されるであろう自治基本条例の中には、7条の4項に市は市政に関する意思決定の過程を市民に明らかにしなければならない。この中には、市が執行側で取捨選択をして、出す情報、出さない情報を選択するとは一項目も書いていないのです。すべて出さなければいけない。これは都合が悪いから出さない。それから、当然総合計画、それから各種計画なんていうのはここで書かなくたっていろんな場に出てくるわけですから、私が求めるのは、例えば具体的に今駅横の問題が議論されているのだけれども、これがいつの時点でどういう議論をされたかということが知りたいわけです、私だけではなくて市民の皆さんすべてが。それが市側の、あえて言えば作為的とは言いませんが、取捨選択によって出す情報、出さない情報が出てくるということは大変問題だと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 私出さない情報なくて、物事にはボリュームの問題もありました

ので、自治基本条例ができた段階で、基本的には出すのが、お見せするのが大前提だと思っております。ただ、その一方で行財政改革を進めておまして、組織のスリム化もしておりますので、先ほども言いましたように議会の会議録ベースのような立派なものは多分難しいと思っております。そういう意味も含めて簡潔に要約したものをお見せするような形で、順序を追って必要度、緊急度の関係から含めて、基本的には出すことを前提にしまして作業を進めようと思っておりますので、都合悪いから出さないとか、都合がいいから出すとかという考え方は一切持っておりませんので、舌足らずな答弁で申しわけなかったと思いますけれども、自治基本条例についてはそういう考えでおりますので、よろしく願います。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） 逆に私のほうが少し行き過ぎた発言があったことをおわびいたします。当然そのようなことだというふうに思います。ただ、人数が、職員の数が少ないからできるところに限界があるというのは、やはりこれは逃げです。ですから、例えば横浜市はそれはそれは300万人の都市ですから、あふれんばかりの職員はいるのでしょけれども、ただやっぱり1人当たりの職員の数というのは多分名寄よりは少ないというふうに思うのです。ですから、少ないからある程度抑えなければいけないというのは、それはやっぱり言いわけです。ですから、特に緊急度という言い方ありましたけれども、緊急であろうと、重要であろうとなかろうと、一定の論点、それから意見、交わされた意見、それからこういう結論に至ったということについてはやはりしっかりと書いていかなければ公開の意味がありません。それだけはつきり申し上げておきます。4月以降の経過について見守っていきます。

残り2分になりましたので、3点目の案内表示の分なのですが、先ほどちょっと足早に見ていただったので、よく御理解いただけなかった部分も

あろうかと思いますが、要するに道立と市立と、それからしかも市立の中に道立のトムテの森があるというようなことで、非常にわかりづらいわけです。ですから、私もどういうふうにしたらいいか皆目検討つかないのですけれども、そこはやはり知恵のある市側で、私たち不案内な者も間違いなくそこにたどり着けるというふうな案内を、今先ほど茂木部長のほうから非常に積極的なお答えをいただいたので、安心はしているわけですが、パンフレットについても大体私が見たところでは3種類のパンフレットが、公園に関する、ゾーンに関するものがあります。道立サンピラーパークのパンフレット、それからトムテの森の休暇村のパンフレット、それからこれは3つすべて書き込んでありますが、中を開いてみますとどこが健康の森で、どこが道立サンピラーパークで、トムテの森がどうなのかということはこのパンフレットではわかりません。ですから、そのところを土台にしなが、新たなパンフレットをつくっていただきたいということ、私は混乱しているのですが、わからないのですが、きのうの佐々木部長の答弁だったと思うのですが、天文台が健康の森の中にできるという答弁があったかなと思うのですが、これは私の聞き違いだったら後でおわびしますが、そのあたりもこれ明らかに地区としては道立のサンピラーパーク公園の中に建つはずなのですけれども、これは私の間違いなのかどうか。先ほどは、部長の答弁の中にはサンピラーパークの中にというふうな答弁があったかなというふうに思います。森の休暇村に至っては、ほとんど今の状態ではたどり着くことはできませんので、そのあたり改めてわかりやすいパンフレットづくり、それから案内表示をつくっていただくことをお約束して、私の質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 佐藤勝議員からの御指摘ありまして、昨日の持田議員の質問に答えるときに答弁の中で健康の森と天文台はカンマが

ついておりまして、健康の森、天文台等を使ったイベントということでありましたので、続けて読みましたので、大変失礼申し上げました。訂正させていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 以上で佐藤勝議員の質問を終わります。

地域社会の高齢化に対する介護施設と老健施設についてを、田中之繁議員。

○22番（田中之繁議員） 議長から御指名をいただきましたので、さきに通告してあります事項について質問してまいります。同僚議員からの重複もありますが、（1）につきましては割愛をさせていただきますことをお許しをいただきながら、理事者の意のある御答弁をお願いを申し上げます。

地域社会の高齢化に対する介護施設と老健施設についてであります。我が国は、世界でも例のない速いペースで高齢化社会を迎えていることは御案内のとおりであります。名寄市におきましても高齢化の進行は全国平均を上回るとのことですが、また日本は世界一寝たきり老人が多いと言われており、大ざっぱに言えば人口比で見ればアメリカの5倍、ヨーロッパの8倍とも推計され、その多くはプロのサービスを受けられないことによるつくられた寝たきりであります。家族だけで行う介護は時風ではない。確かに日本のお年寄りの中には、福祉のお世話になることが嫌いだと考える方が多いとも言われています。しかしながら、そのために介護疲れで体を壊した介護者や2年、3年もふろに入れず、あかにまみれたやせ細ったお年寄りもおります。経済的に豊かなはずの日本では、人生の終わりに悲惨などんでん返しが待っている悲しい現実であることも改めて認識をしなければならぬと思っております。家族だけの介護では限界があると思っておりますが、体の弱ったお年寄りは家族に対しては甘えが出て、新しい人生との接触を嫌がり、しかし他人による介護となると緊張感が生まれ、自立心を引き出すことにもなります。介護の保険には、まだまだ解決しなければならぬ

い課題があることは否定はできません。それでも介護の保険の導入により、これまで遠慮してきた方々が積極的なサービスを受けることは制度導入の意義があると思います。介護に対する精神的な負担が少しでも軽減されれば、共倒れする可能性も随分減ってくるし、お互いにそういうような気持ちを持つことができれば、要介護になる可能性の高い80歳の親や、そして介護する息子さん、嫁さんとの関係もきっと今までどおりいいものとなると思うわけであります。今日の社会では、生命を守ることを大事としながら、それよりよりよい生活の場を提供することが求められております。行政としては、場当たりのなばらまき方で予算を消化することではなく、一定の方針に基づいた優先順位が明確化され、計画的要素が行政に求められているのではないのでしょうか。しかるに世界一の少子高齢化であることは御案内のとおりであり、現下の社会福祉、行政の仕組みを見ると社会・援護局、老健局、雇用均等・児童家庭局などとても幅が広いわけでありますが、このたびは老健に関する問題に対して今後の行政のあり方についてお伺いをいたしたいと思っております。

(2) であります。高齢化の社会における介護の取り組みであります。今後国の政策の中で社会福祉は積極的に地域における計画的な整備をしていく必要があるわけでありますが、どのような政策を持って進めていこうとしているのかお伺いをいたしたいと思っております。

3点目ではありますが、ひとり暮らし高齢者の生活状況についてお尋ねをいたします。戦前、戦後の日本、また我がふるさと名寄の基礎を築いてくれた御老人たちがあと幾年この世にいられるのか、少ない年金で不安を持ちながら、一年一年体力の限界を感じ、孤独と不安と戦いながら、不満も言わずじっと耐えて生活している状況を行政がどのように把握しているのか、どのように手当てをしているのか、行政が高齢者に対し、今後どのようにして対応していこうとしているのかお伺いをし

たいと思っております。

4点目ではありますが、高齢者に対する介護とグループホーム及び老健施設の取り組みであります。お伺いをしたいと思っておりますが、現下の状況を見たとき、特別養護老人ホーム入所の状況は老健施設の入所状況とは対極に、そして把握して今後の推移はどうか、施設の増設の考えはどうか、あるとすれば行政として福祉計画を策定した物の考え方、また民間施設の行政と協力しての考え方に沿っての計画があるならば教えていただきたいと思っております。

これで理事者の意のある御答弁を得ながら、この場からの質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 田中議員から大項目1項目、小項目で4項目のお尋ねがございました。一部過日御質問いただきました山口議員との回答が重複することになるかとは思いますが、お許しをいただきたいと思っております。

それでは、高齢化社会における介護の取り組みについてお答えをしてみたいと思っております。当市が設置しております特別養護老人ホーム2施設の入所の希望待機者は、現在190名ということでございまして、在宅の介護サービスを受けながら生活されている方が80名となっており、その他の方につきましては病院や老人保健施設に入院、入所されている方が大半でございまして、待機者は老後の生活に不安を抱いて申し込みされている実態もあるというふうにお伺いしております。平成14年には、指定介護老人福祉施設の入所に関する指針が公表されまして、それ以前につきましては申し込みの順番が優先されていたようでございまして、現在は待機者につきましては入所判定委員会が待機者の介護の状況や住環境、家族による支援状態などを総合的に判定しながら、入所の順番を決定しているところでございまして、名寄市の老人福祉施設、老人保健施設、地域のグループホームでの収容の人口割合は同規模の市の中で

もトップレベルでありまして、入所が必要とされる方についてはほぼ満たされていると認識しております。ただ、議員御指摘のように高齢化、少子化が進む状況にあっては、現状の施設だけでは不足するということが懸念されますので、関連する介護保険料の増額や国の福祉施策等を十分検討しながら対応してまいりたいと考えております。

次に、ひとり暮らしの高齢者の生活状況についてお尋ねがございました。さきの高橋議員の質問にもお答えしておりますが、8月末の総人口で申しますと3万939人のうち65歳以上の方は8,187人で、高齢化率は26.46%になっております。また、総世帯数で申しますと1万4,747世帯のうち、高齢者世帯で2,133、単身者世帯で2,103世帯となっており、いずれも増加の傾向を示しております。ひとり暮らしの高齢者数は平成20年度で1,182世帯となっておりますが、認知症を初め高齢者の肉体的、精神的な衰えはその生活状態で孤立することにより、進行速度が速まるのではないかと想定しております。その防止策といたしましては、仲間づくりや趣味やサークル活動への参加が身近で取り組みやすく、また効果的なものと思っております。市では、介護予防教室や料理教室、老人文化祭、生きがいホビーセンターにおける趣味の講座などで高齢者の活動や外出の支援をしております。また、独居高齢者の見守りには社会福祉協議会や町内会関係者からの連絡、通報を受けて高齢福祉課や地域包括支援センターにおいて情報を整理し、万が一に対応できるようにしております。

続きまして、高齢者介護における老健施設、グループホームの取り組みについてお答えをいたしたいと思います。名寄市総合計画での老人福祉施設の設置は、後期計画でケアハウス等の整備、小規模多機能施設の設置、特別養護老人ホームしらかばハイツの改築工事が計画されておりますが、本年3月に策定された名寄市第4期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画では、民間活力の

導入による小規模多機能施設を平成22年に開設することとしております。政権交代が実現した現在、さきの政府の補正予算も凍結等が実施される中で、補正予算による介護基盤の緊急整備特別対策事業もその実施が見えない状況に至っております。また、一方で、高齢者向けのマンションについても民間による建設の動きが見えており、今後新政権による介護を含む福祉政策の方針を見きわめながら、超高齢化社会を見据えたインフラ整備の検討が必要な時代に来ていると認識しておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、この場からの答弁といたします。

○議長（小野寺一知議員） 田中議員。

○22番（田中之繁議員） それでは、再質問をさせていただきます。

このような時期に大変なそういう介護施設などに対して、いろんな面で御苦労されている福祉関係の方、また市長を初め関係各位に心から感謝とお礼を申し上げたいと思います。

いろんな説明がございましたが、地域福祉とは要介護者に対し一方的かつ事務的対応ではなく、サービスを提供することではなく、住民主体、生活圏をキーワードとした自主生活のための包括的な社会福祉の取り組みが必要ではないかと思えます。実際に介護在宅待機組に対しまして、行政としてどのように対応し、用意ができていいのか疑いがあると言わざるを得ません。老後に対し不安、心配のない社会をつくるのが一番の行政の責任ではないかと思えます。老人福祉法第4条に基づいて、規定されているとおり住民の老後に対する健康の維持と必要な施設は積極的に推進し、円滑に実施しなければならないと表明をされているわけですが、この点どのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 包括的な福祉の取り組みの部分でお答えをさせていただきたいと思えます。

さきの部分で高齢者世帯の増加等の部分もありましたけれども、さきに佐々木部長が佐藤議員とのやりとりの中でもありましたとおり、地域の核である町内会も地域、地域によってそれぞれ高齢化が進んでいるということで、住民生活や生活圏をキーワードとした自主生活という部分に包括的な福祉をかぶせていくためには、今改めて先ほどのような地域連絡協議会というような形の中で地域コミュニティーを再構築し、その地域の中で仲間同士での見守り、マンツーマン、町内会の役員の方がその方を特定してキープするというか、サポートするというか、そういうような形の中で体制づくりをしていくということが大変必要なのかなというふうに思っているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 田中議員。

○22番（田中之繁議員） きょうは、老人、個人的な民間による施設を22年からというような話を今説明を受けましたが、たしか山口議員から聞いたときには平成24年から26年ということだったと思いますが、これは3年ぐらいかけてという話だったけれども、今回はそういう平成22年から民活を利用したそういう施設をするということですか。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 第4期介護保険事業計画では、21年から23年の間が第4期ということでございまして、第4期から第5期にかけての中で小規模多機能ということで、30人以下ぐらいの施設の中で、今議員が直接はおっしゃられてはおりませんが、待機者対策という部分で、その部分に組み込んだ部分を民間活力を使いまして進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 田中議員。

○22番（田中之繁議員） やっぱり介護問題に対して、本当に毎日テレビだとか雑誌、新聞等、いろいろな問題が起きているということであります。これは、名寄だけではなくて全国的に大変な問題

だと私は思っているわけです。北海道に対しても毎月100人がいろんな形でそういう事件を起こしたり、死んでいるということでありまして、これは本当にこれからこんな問題がいっぱい出てくると、やはりほかの市町村ばかりでなくて名寄としても当然考えていかなければいかぬ。これ大事な問題かなと、そういうふうに私は思って今回質問させていただきました。このような問題に対して、執行者が老人福祉を第一に考えて執行することが一番の考えではないかと思えます。本当に北海道で月100人に上る御老人が何らかの理由で命を絶っているということでもありますから、そのような観点から見れば、なるべく早くこういう施設を考えながら、優先的にやっていかなければ、何も意味がないのではないかと、そんなふうに思っているわけでありまして。

介護施設の段階で、ひとり暮らし向けの軽費老人ホームなど、実績のある民間に本当にこれから協力をしていただきながらやっていくのが一番ではないかと、そういうふうに私は思っているわけです。実際に私も旭川のほうの金さん銀さんという施設を見てまいりました。これは、何で私が行ったかと申しますと、士別にことし申請をしたということを知りました。それでであれば何とか名寄にもひとつつくっていただきたいということで、旭川まで見にいってきたわけです。この金さん銀さんというのは、今14施設持っているのです、民間で。しかし、そこには大体今回深川の老人ホームをつくったところは本当に国道沿いのところにつくって、大変にみんながいろんな形で喜んでいると。それはなぜかと。今までそういう老人施設とすれば山の中につくったり、そういうのが多かった。それはなぜかといったら、やはり土地が安いとか、そういうことで、昔であればうば捨て山だと、こういうことが言われていましたが、今はそういうことはとんでもない間違いだと。やはりまちの中だとか、いろいろな知り合いの中でやっていくことが認知症だとか、そういう人方に対

して物すごく受けていると。やはりひとり暮らしの人だとか、そういう人方は自分で病気をつくっていったような状況なのです、今。女の人ですと、割と色々な地域のつき合いがあるから出ていくけれども、男の人というのはやはり奥さんが死んでしまったら、自分一人で家にこもってぱっとやっていると。しかし、病院へ連れていったらどこも悪くないと。そういう精神面が物すごく、自分で状況をつくってやっていると。そんなような状況がやはり田舎に多いのではないかとということで、私はいろいろそういう旭川の施設を見てまいりました。しかし、ここは今一番問題にされているのが介護士が本当にいないと、施設には。これもこの間テレビで解説しておりましたが、とにかく介護士が4人に1人やめていくのだと。そういう状況であります。今確かに認知症だとか介護施設に勤めている人は、見る人が450万のそういう介護をされている人がいるということでありまして、それに対して介護士が125万人だということで、大変少ないということを言われています。これは、本当に2025年には介護士を250万にしなかったら、もっていかないということも言われておりまして、4人に1人がやめていっている状況は頭も使い、体力も使い、そして賃金が安いということです。本当に行政も大変だと思いますが、そういうような状況になっていると。しかし、旭川の金さん銀さんのところ、介護士が270人いると。一切やめていないと。そういうことを聞いてまいりました。しかし、今度士別ができるわけですから、いろんな形でやはり名寄も協力していただきたいなど、そんなふうに見ながら、これからは本当に高齢者の人がどんどんふえていくと。これは、私もあと15年か20年したら自分も入るのではないかと。ここにいる人方も本当に皆さんやっぱりそういうふうな気持ちです。やはり子供がいない。みんな東京だとかどこか行って、結婚して、やっぱり自分はここに残っているときは必ずそういう人方にお世話にならなけれ

ばいけないと。こういう実態を考えると、こういう老後に対してやはり行政が本当に積極的に考えていく問題ではないかと思えます。我々は、元気であればいつまでもと思えますけれども、これはもう一年一年体が弱って、こういう状態です。しかし、今そのうちに、あと何年といいましたか、とにかく老人と若者が半々になる時代が来るよということをこの間も発表しておりました。それであれば、やっぱりこういうものに対して我々は、年寄りも長生きしている人がたくさんいるわけですが、本当に年とった人方がいつ、自分の先があと何年かなと、こんなことばかりしているわけです。しかし、そういう気持ちを精神的にもやはり毛細血管にいい気持ちを入れて健康にすることが行政の役目でないかと思えますが、これに対してどうなのですか。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 田中議員からは、福祉に対する思い入れも含めてる御意見をいただきました。質問からちょっと外れますけれども、8月29日に名寄市を会場に地域福祉を考えるセミナーということで、道内外から大勢の研究者が集まったのセミナーが開催されました。その前段で名寄地域の福祉に対する鼎談というのがありまして、日本社会事業大学の橋本学長に司会をしていただいたわけですが、その中でその前段も含めていろいろと懇談をする機会がありました。急速に高齢化が進行して、日本の場合には高齢化福祉に対する行政というものについては常に後追いの形で今進んでいるという、そういうお話を伺うことができました。私もまさに現在進めている国の高齢者の福祉については後手後手に回っているなど、こういう実感をしております。たまたま私は、ちょうど10年前になりますけれども、介護福祉の先進国と言われるドイツの高齢者福祉についての研修を実地とする経験を持ちました。当時のドイツにおける介護福祉のありようというのは、保険制度は国が一元化して財政管理をしているわけで

すが、介護に当たる人材というのは介護の判定をしますと兄弟であろうが、子供であろうが、隣の人であろうが、資格を余り追求はしていませんでした。問題は、幾らの介護の度数かという、その判定をして、その介護をする方についてはきちっと報酬を払うと。金銭を給付をすると、こういうことであります。当然介護度が上がりますと、プロの手によっての介護が必要なわけですが、介護の最初から日本の場合には制度設計が有資格の介護士による介護と、こういう規定をしております、どうしても高齢化が高まってまいりますと人材が足りないという現実があります。ドイツの例をもう少し申し上げますと、子供が親の介護のために企業の勤め先をやめるといような事情については、保険や年金は勤めていたと同様の制度を担保すると、こういうことでありますから、まさに親孝行をそれまで勤めている職場の保険ですとか年金だとかということに心配しないで介護ができる。そして、その報酬というものは介護の度数によって金銭で評価をされてということになりますから、日本の介護制度と比較をしますとやはりしっかりとした基盤ができていますと、こういうふうを受けとめておりました。このことについても大橋学長にも日本の介護制度についてこれからやはり修正を加えていくべきではないかと、こういうこともお話をさせていただいた経過がございます。

今民間の介護の施設が多くお話の中にありました。名寄市の場合は、昨日からもお答えをしておりますが、合併をする以前の施設整備ということが幸いにして180の特別養護老人ホームを今持っているわけであります。しかし、これから国の福祉施策の中で、特に高齢者の保健医療福祉ということがどのように展開されてくるのかということについては、現在のところなかなか推測ができません。非常に高齢者の比率が高いということは、それだけの支える力というものをどこに求めるのかと。これは、マンパワーもありますけれども、

財政的にだれが負担をしていくのかということも大きな課題であります。私ども名寄市の行政の中では、まずは高齢者の健康維持について、医療の確保について、地方センター病院という医療の指定を受けて、私どもも鋭意これらについて取り組んでいるところであります。福祉につきましても訪問介護であるとか、あるいは看護を含めての訪問体制の確立等も進めているわけでありまして、この後やはり老老介護等の具体的な介護疲れによる家庭の支援をどう進めていくのかと。このことについては、地域のネットワークということも大きな支援の要素であろうと思いますが、しかしそれは国の制度設計の中できちっと確立をしなければ、地方の近隣の支援だけでは回復できないと、そういうふうにも思っております。それだけにこれから高齢者に対する保健医療福祉、これらの政策については、私ども名寄市単独の取り組みではなくて、北海道市長会あるいは地方六団体が中央に対してしっかりと制度設計の確立を求めているというスタンスでありますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 田中議員。

○22番（田中之繁議員） 確かに今市長から御答弁をいただきましたが、市町村が地域福祉のを策定して具体的に推進することが急務だという質問をしようと思ったのですけれども、市長からいろんな形で教えていただきました。しかし、厚生労働省の取りまとめの報告書では生活の持続性を推進するための新しい介護サービスの体系が示されている。地域の福祉においては、住民参加が必要不可欠な要素であると思っております。住民参加を実現するためには、住民が参加しやすい仕組みは行政が準備することだと私は思います。第1に地域福祉計画を策定すること、第2には住民参加を促すこと、第3には行政職員自身が地域に出向き、住民等の声に耳を傾けると。そのことを通して行政の住民との協働が実現するのではないかと私は思っているところであります。国政の

場によって、市町村が地域福祉のを策定し、福祉計画を一体的に推進することが急務ではないでしょうか。また、地域福祉活動計画にはいろんな策定があるわけですが、社協が中心になって住民が主体的に策定するほうが、そうすることによって地域福祉システムが構築され、社協が策定する計画により住民ニーズを通して地域社会の問題状況を発見することができると思っております。ニーズに合った政策ができると、積極的なニーズの掘り起こしも可能になり、福祉活動計画のもとに地域社会の問題状況を発見することができるのではないかと考えております。

また、グループホームにつきまして、共同生活住宅の民への支援策、ヘルパーの派遣、そのような取り組みをこれはぜひ考えていただきたいと思っておりますし、今直面している老人施設の問題を、やはり低年金者が多いのです。金を持った人はいいところに入って、どこへ行ってもこれは自由になるわけですがけれども、低年金で入れるような施設がないとやはり本当に老後はもうとにかくあとは夫婦二人、あと何年たったら自分はこうだと、こんなことばかりでいるのです。そして、そういう高級なところに入れる人は名寄から去っていくと。しかし、やはり年寄りには名寄で最期を終えたいと、そういう人がたくさんいるのです。先日も私の町内会、八十何歳の人が町内活動をしながら、本当にしょっちゅう出てきておりました。それが極端に体力が弱って、子供のところに行く。子供も来てくださいと、こういうような話を町内会長から聞いたわけですが、やはりここにいたいと言いながら一人で、民生委員の人が市立病院に連れていったら、やはりどこも悪くないとかなんとか、最後にそういう病院に入れられないから、精神科のほうに入ってくださいと、こういうような話が来たわけです。しかし、これは大変だと。やっぱり最後は息子さんのほうにと先月行きましたけれども、こういうような実態はうちの町内ばかりでなくて、これは本当に名寄にこれだけの町内会が幾つもある

ということを私は聞きました。民生委員の方方も大変な苦勞をしながら、この町内で高齢者が4人に1人というような実態でありますので、そこら辺を社協が中心になり、先ほど言ったような協働の、そういうことを行政が一番先にしていかないと、民生委員の人も名前だけはもらったけれども、何していいのかわからぬと、こんなような状況でありますので、そこら辺民生委員と、町内に2人ずついるわけですが、本当に民生委員の皆さんも大変な苦勞しているわけですから、そこら辺をどういうふうな考えを持ってこれから進めていくかお知らせを願いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 議員からお話がありましたとおり、今後の全市的な取り組みとしましては、やはり高齢者保健医療福祉計画の中でしっかりと計画づけをして実施をしていくということが重要と思っておりますし、また地域のぬくもり、優しさのあるネットワークづくりということでは、現在立ち上げました地域連絡協議会の中でしっかりと組み立てをしていただいて、こちらのほうには社協との連携あるいは大学との連携等もございまして、これは総体的なネットワークづくりを通じて進めていきたいと、このように考えております。ただ、あくまでも社会福祉につきましてはやはり自治体でできる部分もございまして、国の制度の枠内での福祉行政という限界もございまして、この点については先ほども市長のほうからお話ありましたように北海道市長会あるいは地方六団体を通じて国のほうに、特に今回は新政権が誕生しておりまして、国民に優しい、思いやりのある政治を展開するということでございまして、ぜひ働きかけをして進めていきたいと、このように考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 田中議員。

○22番（田中之繁議員） 最後になると思っておりますが、平成22年にはひとり暮らし向け軽費老人

ホームというような施設をつくるということであり、これはいろんな問題でまちおこしだとかまちづくりということを皆さんがやはりいろんな形で言うております。しかし、これはこういうまちだからこそ、田舎に人口ふやすということは本当に大変なことだということで、やはりこういうまちづくりというのはいろいろあると思うのです。だから、これ30人の軽費老人ホームができれば30人の雇用ができるのです。その人が勤めれば定住すると。一番問題になっているのが雇用の創出も必要だということであり、これからのまちづくりの一環として、やはり名寄には本当に道北センター病院、市立病院があるわけですから、それを軸としたシルバータウン構想というものを前提にまちづくりを考えていくことがこれから大事でないかと。いろんな商店街に対するものもあるわけですが、本当に先ほど言ったようにだんだんみんな年とって、必ず人間は1回死ぬのです。金があるからずっと生きるということはないです。やはり必ず人間は死なないといかぬ。しかし、そういう問題でこれを第一に優先して考えていかなければ、やはり地方は本当に大変な問題が起きてくるかと、私はそう思っています。よそから名寄は中核都市と言われてはいますが、両方の面からやはりここに、いろんな形の中で老人が本当に来てここで住みたい。しかし、名寄で住んでいて本当によかったかと、こういうような施策を考えていかなかったら、大変な問題になってくるのではないかと。しかし、また戻りますけれども、旭川の金さん銀さんのところの所長さんは本当に金もうけでやっているのてないのだと。これは、やはりこの人は浜頓別の職員やっていた。町の職員、そのときに福祉関係の仕事をしてたということであり、そして、旭川に行つて、今13ですか、そんなこともあって行つてきたのですが、本当にこの人の話聞いたら、やはり先ほど言ったように人間は一生に1回は死ななければ。しかし、金もうけでやるわけではないのだ

と。これは、やっぱりその施設に入ったときに本当にいつ死ぬか、いつ死ぬかと、こんなことばかり考えて座っている人が多いのです。しかし、やっぱり人間は死ぬときにどうやるか、そんなことばかり考えて、うつみみたいなこと多いということですから、もしか亡くなったときにとにかくみんなが入っている人方も従業員も一緒になって葬式をしてあげるのだと、こういうことをやっているというのです。そのときに本当に1人でこうやって死んでいくのか。兄弟も身内もない人がたくさんいるわけですが、そのときに本当に感謝して、送った後に残っている人が私もこうなつたときしてくれるのだと、こういうことをやはり言うて安心していると、これが実態なのです。だから、私はその話を聞いて、ぜひ名寄のほうにも何とかしていただきたいということで言つたときには実は士別につくるのだと。士別より先に名寄につくってくれと、こういうような話をしてきたわけですが、やはり士別が今回できるということ聞いたのです。安い年金で入れる施設が本当にどんどん減っているということであり、何かひとつそこにいろんな形で協力しながら、行政も積極的にそれに取り組んでいただきたいなど。やはり人間というものは、寂しさと自分でそういう病気もつくっているのも確かであり、しかし、これ安心していけるということは本当に大事なことであり、やはり昔何ぼ商売やつてもうけて、何年もしたけれども、最後にはいろんな形でつぶれ、倒産した人もいます。その人方がやはり何とかそういう施設に入って、老後ちゃんとしてやりたいと、そんな気持ちでこの社長さんは言っていました。確かに昔はそうやって貢献して、しかしつぶれてしまつたら何だと、そんな世の中になっていると。やはり死ぬときだけはそういうふうな施設できちつとしてあげたいなど、そういうことで安い年金で入れるような施設を13つくつたということであり、これはひとついろんな形で行政もいろんなものを見

て、やはり名寄に協力していただきながら、本当にシルバータウン構想というのを考えながら、ひとつ市長さん、考えていただきたいということを要望して、お願いをして終わります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で田中之繁議員の質問を終わります。

これをもちまして一般質問を終結いたします。

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

新型インフルエンザの流行時期を迎えての対応について、熊谷吉正議員より緊急質問の通告がありました。日程に追加し、直ちに発言を許可することで御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、発言を許すことにいたします。

○議長（小野寺一知議員） 熊谷吉正議員。

○19番（熊谷吉正議員） 今議会最終日一般質問大トリの田中議員の後で大変恐縮なのですが、発言の機会を与えていただくことに皆さんに敬意を表したいと思います。

テーマは1つなのですが、新型インフルエンザの流行時期を迎えてということで、一昨日もお二人の議員から、それぞれ答弁がありましたけれども、その中でも流行時期が9月末から10月にかけて以降ということで、あと1週間か10日もすればその時期に入るとということで、特に名寄市内的に言われているのは、全国的にそうですけれども、5人に1人以上は罹患をする確率だということですから、人口比でいくと6,000人以上がその可能性があるということで、まさに大流行を想定をした対応、対策がより徹底をされなければならないのではないかというように考えております。もちろん今まで周知のとおり予防や拡大しないための措置は全市民的にそれぞれ肝に銘じなければならぬわけでありましてけれども、この段階に

来るとむしろだれもがかかるのだという想定を前提にした対応、対策がより具体的な形として伝わっていかねばならないのではないかとというふうに考えておまして、どうもその辺については先般のやりとりの中でも見えてこなかったような気がいたしますので、あえて御質問を申し上げさせていただきますと思います。

絞りますけれども、特に厚労省が新型インフルエンザ対策本部を立ち上げて、基本的対処方針を7月に、改訂版ですけれども、出しております。あるいは、昨年暮れの段階、11月の段階では各省庁横断的な対策本部の中で新型インフルエンザ対策あるいは鳥インフルエンザ対策のガイドラインを出しておりますが、当然保健所を中心にしながら、対策本部の中で一定の熟知をされているものと判断をしておりますけれども、特に予防の話は今までもされておりますけれども、仮に大流行ということ想定をした答弁に絞っていただいておりますので、簡潔にお願いしたいのですが、いわゆる基本的対処方針やガイドラインに基づいて、具体的に名寄市の対策本部が公共機関や福祉施設や学校や、もちろん民間の事業所も含めてどのように、公共施設でいけば指導ということになるでしょうし、民間の場合は強制というよりもむしろ要請をしながら理解を得ていくということになると思うのですが、ぜひその辺について取り組みの経過、現状についてお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 吉原生活福祉部長。

○生活福祉部長（吉原保則君） ただいま新型インフルエンザの対策につきまして、特に民間の事業所に対する対応ということでのお尋ねかと思っております。この間個別の事業所に対しましては、直接の通知等は実施していないところでございますけれども、市民の周知といたしましては4月28日に名寄市の保健推進員連絡協議会の総会が開催されまして、その場で急遽ちようど発生が確認された部分もございましたので、参加者の約150名

の皆様に対しまして啓発のチラシを配布したのを皮切りに、その後御案内のとおり5月なり6月の広報への折り込みチラシ、それから町内会への回覧板による通知、一方ではA i r てっしによる放送、それに今月15日付の地元2紙への新聞広告などを通じて予防対策の啓発なり広報を行ってきたところでございます。各事業所におかれましてこれらの情報などを踏まえた中でそれぞれの対応をとっていただいていると考えているところでございますし、今後とも保健所はもとより商工会議所あるいは商工会などとの連携を一層強化する中で、各種会合などさまざまな機会をとらえる中で、一層注意喚起などを呼びかけてまいりたい、このように考えているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 熊谷議員。

○19番（熊谷吉正議員） その辺の話はもう既に語られている部分なので、私の求めに応じたお答えにはなっていないのですが、今の話ですと民間に絞ればこれからさまざまな機会をとらえてということなのですが、とりあえず伝えられているのは9月の下旬から、これが正しいとすれば特に冬の寒さが早い名寄市にとってはそう悠長なことを言っている時期ではないのではないかと。1週間か10日ぐらいすればもう9月下旬ですから、そういう意味ではちょっといかなものかなというふうに感じております。公共の話についても公共機関や具体的な指導も含めて現場なんかには流れているようなのですが、具体的に発生した場合どういう処置を対応するのかということを、これは民間の場合でもそうですけれども、当然罹患をした者については病院なり自宅待機なり、さまざまな時点で療養するわけです。あるいは、それに濃厚な接触者については看病したりしなければならぬ。ですから、学校、医療機関、名寄市でいえば給食センターや市立病院の関係やら消防署ももちろんそうでしょうけれども、さまざまな場面でだれもが掛かるという想定のもとに一定の対応、対策というのは当然必要になってくると思います。

名寄市の場合は、職員の場合は労働条件上有給や特別休暇制度がちゃんと整っておりますから、その休暇の範囲、あるいは超える場合もあるかもしれませんが、いずれにしても休まなければならない。あるいは、家族で発生した場合についても休まなければならない可能性もある。あるいは、臨職の場合については年休は一程度ありますけれども、私もいわゆる特別休暇、病気休暇制度等についてはないという認識にありますから、その場合への柔軟な対応の問題、民間の場合でも特に公共よりもっと厳しいのはやっぱり現実に臨時職員やパートの従業員者が相当数いるというふうを考えておまして、民間の経営者や雇用主にも理解を得ていかなければならぬと。そのことの徹底によって、いわゆる爆発的な流行をできるだけ抑制をするということにつながるわけでありまして、厚労省の対策本部の通知なんかでも全国的にはいろいろ建設関係の団体、あるいは商業団体の団体を通して、事業所に流れるというふうには一応なっていますが、横の段階でも地域の対策本部を通して具体的にやっぱり理解を求める。公共であれば指導する、現場に。あるいは、民間の場合は具体的に要請をするという、あるいはひどいのは国のほうから事業を縮小していただくとか、あるいは取引先との関係の事前のマニュアルだとか、さまざまなことが膨大にマニュアル化されていたり、ガイドラインの中で示されているわけでありまして、どうもやりとりを聞いていてそういう準備まで必要ないという前提でおられるような認識があるものですから、非常に短い時間しかないという、危機管理の問題もこの間も指摘をされておまして、改めて当面する近々の課題として、しっかり対策本部の中でどこまで具体的に取組もうとしているのか伝わってきませんので、改めてその取組みについての考え方をお知らせいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午前11時55分

○議長（小野寺一知識員） 再開いたします。

中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 現在のインフルエンザの状況を考えまして、対策連絡協議会から急遽対策本部に格上げをして、個人市民の方々には新聞等連続して掲載することも含めて、あるいは小中学校、さらには公共施設等には速やかに張り紙等も含めた連絡をさせていただいて周知を図っております。お尋ねの民間の部分につきましては、個別に当たっているというところは今していませんけれども、早急に対策本部等の会合の中で後手に回らないように、迅速に、機動的に対応できるように改めて検討し直しをして、市民の皆さんには周知を図っていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知識員） 熊谷議員。

○19番（熊谷吉正議員） 国が、厚労省が、あるいは北海道が、保健所がという、確かに情報発信元は縦系列の中でかなり膨大な対応やマニュアルやらガイドラインなどを含めて出ておりますけれども、それを受けて具体的に接するのはやっぱり自治体であると思うのです。自治体が具体的に、市民が保健所にということは常任委員会の中でも一部指摘はしたのですけれども、やっぱり名寄市を頼りにして具体的ないろんなことについて相談、あるいは求めがあるのではないかという、現実が発生した場合。ですから、ぜひかからないようなことについてもかなりの指導、周知は私ども伝わっておりますし、いろんな事業所や福祉施設も含めて手洗いやら消毒やら、本当にかかなり浸透しているというふうに思いますが、かかるということ想定をしなければ、特に集団のときに一番怖いような気がいたしますから、集団化しないように改めて緊急に対策本部をしっかり再開をしていただきながら、民間の場合特に強制というわ

けにはいきませんから、しかし広がった場合にはやっぱり仕事をとめなければならぬということにもなりかねないし、お客さんとの接点も大変でしょうし、ある意味ではやり過ぎということはないような気がいたしますから、公共、民間問わず、ぜひ発生した場合の働いている人たちへの休暇の補償の問題、あるいは臨時職員の関係についても市の場合相当数、400人ぐらいいると思いますから、病院なども含めて。その場合、やっぱり収入を得るために働いているわけでありまして、休んでくださいと。その後の仕事は、もちろん市で責任を持っていろんな対応を、あるいは場合によってはサービスをストップしなければならぬということも、学校や病院や保育所の対応によってもさまざま違うのでしようけれども、やっぱり休んでいただくということが本人がかかった場合ばかりではなくて、家族がかかった場合も濃厚接触者ということでかなり規制をしなければならぬことあるというふうに考えていますから、具体的に出ているのです、ガイドラインやらその他にも。それで、ぜひ休みやすいような環境づくりを、特に市が雇用している関係については強く求めておきたいと思っておりますし、民間の場合についても親方、子方で二、三人しかいない家族的なところはそれぞれ思い切って1週間、10日休むかとか、そういうことの配慮もされやすいでしょうけれども、トータル民間の場合は厳しいですから、なかなか大変でしょうけれども、やっぱりいざとなると対応について商工会議所あるいは建設協会だとか、さまざまな団体を通しながらでも結構でしょうけれども、市がもっともっと具体的な情報や要請をしていくということについて少し欠けているような気がいたしますので、ぜひ特段の御配慮、取り組みを求めておきたいと思っております。

最後、インフルエンザの流行時期は、これ通常の季節的なインフルエンザの時期もまたその後にやってくるということですし、いわゆる市立病院や民間の病院もそうなのですが、診療報酬の臨時

的な取り扱いなんかについての通知も先般厚労省から出ているようですし、あるいは医療従事者がかかった場合の対応などについての判断の場合、あるいはさまざまな分、治療費の問題や予防注射、これからだんだん予防注射の時期に多分なと思いますから、それらについての具体的な支出関係について、特に今新政権も立ち上がりましたけれども、国の支援の中でもかなり最重要項、3党連立の中でも挙げられていたりしていますから、国の要請をしながらも名寄市で独自の政策も事前の策で必要ではないのかというふうに考えておりますけれども、その辺についてはどのように考えておられますか。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 9月14日に名寄保健所管内の8自治体、こちらのほうはインフルエンザの対策会議ということではありませんでしたけれども、保健医療福祉の地域の連携会議の中で情報交換を含めて取り組みの実態等についても、あるいは厚生労働省が出している対策等の共通認識についても指導、議論をした経過がございます。今回のインフルエンザにつきましては、4月以降全国的に発生をしているわけございまして、当名寄市にも残念ながら集団発生というようなことで、幼稚園に対して休園という、そういう取り扱いも取り組みをしている実態がございます。私もこれから季節性のインフルエンザとあわせて新型インフルエンザが流行するのではないかと、こういう懸念を持っておりまして、ただ単にうがい、手洗いですべて完了するという認識をしておりません。究極はやはりワクチンの注射と、こういうことになろうというふうに思っておりますが、残念ながらワクチンの製造過程における御苦労というものを聞いております。11月の下旬ぐらいまでに国内のワクチンの製造量が1,700万人分と、こういうような情報に接しているわけございまして、このワクチンにつきましてはすべての希望者に行き渡るといったような内容ではないと。

したがって、優先順位をつけてワクチンの投与をしていくと、こういうことであります。追って外国からの輸入ということもあるわけですが、この輸入のワクチンについては日本の体力といえますか、ワクチンによる障害があるのか、副作用があるのかないのかと、こういうこともあるようでありますから、非常に難しい問題だなというふうに認識しております。

お尋ねの職場等で流行して、その職場が閉鎖になるだとか、学校も含めてということなのですが、そのときに待機する、あるいは就労できない補償をどうするのかというのは、既に国内では保育所が休園になって、あるいは学校が休校になって、保護者がついていなければならぬと、こういうような事例もあるようでございますが、私も名寄市だけの財政力ですべての市民の皆さんのそういう事案に対応するという力量は残念ながら持ち合わせておりません。ワクチンの予防注射についてもいかにどの単価になるのかということも公表されておりません。情報交換の中では、自治体でワクチンの接種をすることによって医療費の抑制といえますか、そういうことが図られるということでは支援をしていきたいと、こういう一種の表明等も一部ありましたけれども、全体として1本のワクチンの単価がわからないというような状況の中ではトータルでどの程度のボリュームになるのかということも推定ができないわけでありまして、そういう意味では市民の健康を守るという見地から、私ももしっかりとした情報収集をする中で対応していきたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 熊谷議員。

○19番（熊谷吉正議員） これで終わりますけれども、けさほども札幌市で初めて注意報が出されたということで報道がありましたし、春の大阪、関西方面の集団発生の段階でもかなりやっぱり地元の中小零細の企業、事業所が大変大混乱を、皆さんが次から次へと休むというようなことであり

ました経験もいろいろ伝えられておりますから、ぜひ予防はもとよりしっかりやっていただいていると思いますけれども、集団発生をしっかり最小限にとどめる。シーズン終わって、名寄市の取り組みのおかげでほかの市町村よりすごく少なかったというような結果になることを強く願うものであります。ぜひ対策本部の中では、ありとあらゆる想定のもとに市民にも民間にもしっかり協力をいただきながら、一層の対策を強めていただくよう求めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（小野寺一知識員） 以上で緊急質問を終結いたします。

13時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 0時07分

再開 午後 1時15分

○議長（小野寺一知識員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議案第19号及び議案第20号 工事請負契約の変更について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第19号及び議案第20号 工事請負契約の変更について、一括して提案の理由を申し上げます。

まず、議案第19号について申し上げます。市立天文台整備事業の建築主体工事については、平成20年10月6日に大野土建・大野組経常建設共同企業体と3億4,650万円で契約をし、現在施工中であります。本件は望遠鏡設備等の仕様を追加するため、設計を変更し、当初の契約金額に1,136万1,000円を加え、3億5,786万1,000円で同企業体と変更契約を締結しようとするものであります。

次に、議案第20号について申し上げます。市立天文台整備事業の天文施設設置工事については、

同じく平成20年10月6日に国際航業株式会社北海道支店と2億685万円で契約をし、現在施工中であります。北海道大学による望遠鏡設計の仕様確定に伴い、設計を変更し、当初の契約金額に171万1,500円を加え、2億856万1,500円で同社と変更契約を締結しようとするものであります。

以上2件について、名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、建設水道部長より説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知識員） 補足説明を野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 市長提案の補足説明を議案第19号及び議案第20号について一括して追加説明を申し上げます。

当該施設は、総合計画において心豊かな人と文化をはぐくむまちづくりを基本目標として、天体観測を生かしたまちづくりを施策の大綱の中で挙げており、本計画の実施事業として市立天文台整備事業が掲載されています。平成17年12月には、北海道大学理学研究科と地域間の交流促進及び施設、機器などの相互利用を図るべく協定を締結しており、国内で初めてとなる大学と自治体の連携で研究、教育、観光を主点とした施設整備となる事業であります。

工事は、昨年10月7日に着手をし、これまでに建物躯体が完了し、以降内外の仕上げ及び設備機器等の設置を行い、本体工事は本年12月2日に、天文施設設置工事は来年2月19日の完成予定で現在施工中であります。本年4月以降、北海道大学理学研究科と研究施設の北大整備事業分、望遠鏡設備を協議した結果、当初計画時に想定していない研究機能拡充のため、設備設置が必要になり、設計の見直しをする必要が生じました。

追加工事の主なものは、議案第19号が市立天文台整備事業建築主体工事で、観測室内の機材荷揚げ用に段差解消機を設置、2つ目に観測準備室への観測室までの操作盤の設置、3つ目に屋上天文観測広場への太陽望遠鏡基礎の設置、そして議案第12号が市立天文台整備事業天文施設設置工事で、建築主体工事に伴う建築物の構造計算等設計業務の追加が主な内容であり、本工事と密接であることから、設計変更による対応とするものであります。

以上、追加説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、議案第19号外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） 天文台については、私たちもオープンするのを心待ちにしているというところもあります。しかし、中にはこのように次から次から負担が大きくなると、もうこれで終わりかというような声もあるわけです。それで、今御説明を伺いましたら、北大との協議の中で研究機能の拡充のためにレンズを大きなものというふうなお話だったかというふうに思うのですが、こういったところで名寄市が負担するのではなくて、きちっと北大というか、国のほうにも負担をしていただくということも必要ではないかというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 今回の工事費の関係につきましても、平成20年度で全体経費を予定をしておりまして、その工事の中で契約金額が当初の金額よりもかなり下回ったということでありまして、平成21年度の予算の中でその減額というか、減った部分について予算計上しなかったという状況があります。そういったことで今回春先ほど説明がありましたけれども、北大との協議の中で天体設備等の実施設計の変更ということがあり

まして、その減額分にはまだいきませんけれども、1,500万円ほど足りなかったということでありまして、当初の事業費とはそんなに変わっていないということでありまして、御理解いただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） 今の御説明では、当初の予算よりかというふうなお話でした。大幅に上がっているということではないということですが、しかし市民の受けとめ方という部分では小さなところ、市民負担のところをふやしたり、また今まで見ていただいた部分を削ったりというふうなところで、利用料、使用料の部分でも改正が今検討されていかなければならないときに、大きなお金がかかるというふうには思っていますが、期待もしていながらも、きのうの黒井議員の質問の中でも本当に期待は大きくなるころなわけですけれども、それでもやっぱり感覚的にそういう負担が大きくなるという思いの中で、もうこれ以上はストップしてもらいたい。ここでとまるのだろうか。ひょっとしたら、最終的にまたふえるのではないかというような懸念もされるわけです。このことに今進行中ですので、これをストップということにはならないかとは思っておりますけれども、そういった部分もぜひ受けとめていただいて、今後のところの見通しもお聞かせいただければと思います。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 本体工事、それから設備については今の協議の中ではもう既に北大との協議終わっておりますので、これ以上の変更というのではないと思っております。

それで、本体の部分とは別にきのうもお話しさせていただきましたけれども、維持管理の部分につきましても北大との協議の中では当初共有部分での割合負担ということがありまして、その中では当初は3対7だとか4対6だとかという、そういうような状況であったのですが、こちらの

ほうの施設全体にわたっての北大さんも共有して使っていく部分があるのだろうということで、5対5ということで維持管理費については合意をしたということでもありますから、そういった部分で市民の負担についてはその辺で軽減というか、そこまでならないかもしれませんが、そういったことで北大との協議が進んだということでもありますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第19号外1件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第19号外1件は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第4 議案第21号 平成21年度名寄市一般会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第21号 平成21年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、水源の崩落と施設の老朽化で使用できなくなった智恵文智北地区の飲料水供給施設を復旧整備することに伴う関連経費を補正しようとするもので、歳入歳出それぞれに517万2,

000円を追加して、予算総額を213億72万3,000円にしようとするものであります。

補正の内容を歳出から申し上げます。4款衛生費におきまして飲料水施設整備事業費の手数料310万円の追加は、智北地区の飲料水供給施設が使用不可能となったため、仮設給水施設を設置することに伴う手数料100万円と給水運搬費210万円であります。また、智北地区飲料水供給施設整備補助金207万2,000円の追加は、名寄市共同飲料水施設等事業条例に基づき、新井戸掘削経費の3分の2を助成しようとするものであります。

次に、歳入につきましては、繰越金を充当して調整しようとするものであります。

以上、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第21号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第5 意見書案第1号 大胆できめ細かな雇用対策を求める意見書、意見書案第2号 米価暴落に歯止めをかける緊急対策と米を守る抜本対策を求める意見書、意見書案第3号 核兵器廃絶へ速やかな国際交渉の

開始を求める意見書、意見書案第4号 季節労働者対策の強化を求める要望意見書、意見書案第5号 道路の整備に関する意見書、以上5件を一括議題といたします。

お諮りいたします。本件については、全議員による提出でありますので、この際提案説明、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認め、採決を行います。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号外4件は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第6 報告第22号 例月現金出納検査報告についてを議題といたします。

本件については、報告書がお手元に配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第7 閉会中継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました各委員長からの申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第8 委員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、委

員を派遣することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、委員の派遣が決定いたしました。

次に、議員の派遣報告を行うため、会議規則第54条の規定により熊谷副議長と交代するため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時31分

再開 午後 1時31分

○副議長（熊谷吉正議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長にかわりまして議事を進めてまいります。

日程第9 議員の派遣報告を行います。

派遣された議員の報告を求めます。

小野寺一知議員。

○26番（小野寺一知議員） 名寄市と友好都市の関係にあるドーリンスク市から創立125周年記念式典の招待を受け、中尾副市長を団長に私が副団長として佐藤勝議員、友好委員会、市の担当者合わせて6名で今月の10日から15日の6日間、ドーリンスク市を訪問いたしましたので、日程に基づいて報告をさせていただきます。

9月10日朝の5時30分に島市長、熊谷副議長、長谷川友好委員会委員長を初め多くの関係者の皆様の見送りを受け、マイクロバスにて名寄を出発いたしました。午前10時に稚内港を出港いたしました。あいにくの天候で海はしけており、船は大揺れの状況でありました。2時間の時差がありますので、サハリン時間午後5時30分にコルサコフ港に到着いたしました。コルサコフには、7月に名寄を訪問したガリーナ議長、アレクセイ副市長を初め通訳を加えて6名が出迎えておりました。ガリーナ議長と再会の喜びを分かち合ったところでございます。その後ドーリンスク市側が用意したバスで約1時間半をかけてドーリンスク市に向かい、ホテルユビレイナに到着したときは薄暗くなっておりました。ホテルでセルゲイ第1

副市長、ナターリア友好協会委員長などの出迎えを受け、早速歓迎の夕食会が行われました。私は、ドーリンスク側の温かい出迎えと125周年の式典に招待をいただいたことに感謝の気持ちを申し上げたところでございます。

11日は、すばらしい晴天で、朝の9時にドーリンスク市表敬訪問のため市役所に行きました。市役所の入り口では、多くの職員が出迎えていただきました。ほとんどが女性の職員でした。後で聞くとところによると、職員数は80人ぐらいで、その9割は女性とのことでございました。働く職員の男女比率の違いに驚きを受けたところでもあります。表敬訪問では、パホーモア市長は公務の都合で出席しておりませんでした。セルゲイ第1副市長を初めガリーナ議長、アレクセイ副市長、ナターリア友好委員会会長、市の幹部を含めて10名が出席し、名寄市から木製の時計、議会を代表して私からドーリンスク市議会に羽子板を贈りました。お返しとして、名寄市と市議会にアザラシの木彫りの置物をいただいたこと報告しておきたいと思っております。ドーリンスク市がまちづくりに努力していること、名寄市訪問時の経験もまちづくりに生かしていることで、ぜひドーリンスク市の企業や施設を見学してほしい旨の歓迎のあいさつがあり、中尾副市長、私からも招待のお礼を述べ、1時間ほどで歓談をして交流を図りました。

なお、ドーリンスク市からいただいたアザラシの置物は、議長室に飾ってありますので、議員の皆さんにおかれましては後ほど見ていただければありがたいと思っております。

10時には市役所を後にして、ハム、ソーセージ、ギョーザなどの精肉製品や水、ビール、ジュースなどの飲料を生産している多角経営のドーリンスク肉製品コンビナート会社と牛の飼育、ジャガイモ、ニンジン、キュウリなどの生産や牛乳の加工も行っている農産協同組合、ソコロフスキーを視察いたしました。この農産協同組合は、3,000ヘクタールの農地で牛1,600頭を飼育し、

そして野菜栽培を行い、270名の従業員で操業を行っており、両社とも若者が多く働いておりまして、非常に活気がありました。昼食には、パホーモア市長も出席し、ドーリンスク市の企業の発展に市としても力を入れていると述べられておりました。

午後からは、ナナバン幼稚園、聾啞児童特別学校、ドーリンスク中央地区病院を訪問し、私が平成3年訪問したときと同じ建物ではありましたが、リフォームをしていて、見違える施設に生まれ変わっておりました。どこの職員も親切に私たちに施設の説明をしていただき、感謝をしたところでもあります。夕食後、セルゲイ副市長やドーリンスク市経済界の皆さんとロシア式のシラカバの枝で背中をたたき合ってサウナに入るなど、裸のおつき合いもしてまいりました。

12日も朝から晴天で、式典に参列するためにレーニン広場に向かいました。11時にホロシャピンサハリ州知事が参列しての映画館、ロシアのオープン式を見学し、11時30分から約2,000人が集まる中で125周年記念式典に参列し、中尾副市長と私があいさつをしてまいりました。パホーモア市長よりこの18年間望ましい友好関係が続いてきたことはドーリンスク市民の喜びであり、今後も長く友好関係を構築していきたい旨のお礼のあいさつをいただきました。

午後からは、フィルソバ村養魚場を視察いたしました。カラフトマスの遡上時期で、木枠からできた生けすにカラフトマスを誘導して、大きなたも網で捕獲し、産卵してふ化を行っておりました。カラフトマスの遡上は、雨が多かったために30年ぶりの豊漁であるとも伺っており、ドーリンスク市には今の名寄では見られない自然があることを感じてきたところでもあります。

13日の日曜日は、ドーリンスク市内から45キロほど離れた東海岸の景勝地があるコテージに招かれ、友好協会の会員や市の御夫人たちの手づくりの料理をいただきながら、釣りを体験するな

どしながら、パホーモア市長や多くの市民の皆さんと一日を過ごしました。

14日には、ドーリンスク市側の計らいでユジノサハリンスク市を視察させていただき、ドーリンスク市の心温まる気持ちを改めて感謝を感じたところでもあります。

なお、視察の合間を見て北海道サハリン事務所を訪れました。名寄市とドーリンスク市との間での文書の通訳やドーリンスク市側との連絡をしていただいていることに対し感謝の意を伝えたところでもあります。

夜は、お別れパーティーが開催されましたが、子供や市民合唱団の歌声や演奏を聞いた後、パホーモア市長から訪問団が記念式典に参加してくれたお礼とこれからの交流は子供や各団体などに広げていきたい旨のあいさつがありました。中尾副市長や私からは、125周年記念式典が素晴らしいものであったこと、大変多くの企業や施設を見せていただいたことに感謝し、ドーリンスク市が目覚ましく発展していることを島市長や議会の皆さんに、そして市民に伝えることを約束してまいりました。歓談では20周年記念式典についての話題になりましたが、お互いの友好委員会を通じて協議し、式典を行うことを確認いたしました。

15日朝早くホテルユビレイナを出発いたしましたが、セルゲイ第1副市長、ガリーナ議長などの見送りを受け、無事午後1時30分には稚内港に到着、午後5時30分に名寄に戻りました。戻りましたときは、島市長、熊谷副議長、長谷川友好委員会会長など多くの関係者に出迎えをいただき、まことにありがとうございました。

私は、平成3年ドーリンスク市を訪問しておりますが、今回訪問して建物の新築やリフォームが進み、色合いもカラフルで、町並みが明るくなったことに驚いたところでもあります。また、インフラの整備も進み、電気の停電や水道の断水がなく、一定のライフラインに達して着々とまちづくりが進んでいるところを確認してまいりました。地元

企業の育成にも力を入れている状況も強く感じたところでもあります。パホーモア市長も言うておりましたが、今後の交流のあり方についてはまちづくりの情報交換を行うこと、各団体や未来のある子供たちが交流していくことが両市の友好関係にさらに必要と感じてきたところでもあります。

終わりになりますが、皆様の御理解でドーリンスクを訪問させていただきましたことに感謝を申し上げ、報告といたします。ありがとうございました。

○副議長（熊谷吉正議員） 以上で小野寺議員の派遣報告を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時42分

再開 午後 1時43分

○議長（小野寺一知識議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 委員の派遣報告を行います。

派遣されました委員の報告を求めます。

建設常任委員会、中野秀敏委員長。

○建設常任委員長（中野秀敏議員） 議長のお許しをいただきましたので、建設常任委員会の行政視察について御報告いたします。

当委員会は、7月13日から16日の4日間の日程で、山形県新庄市、寒河江市、宮城県気仙沼市の3市において視察研修をいたしました。

7月14日午前、山形県新庄市において廃プラスチックの油化施設について研修いたしました。新庄市は、山形県の北部に位置し、人口約4万人、面積約223平方キロ、55%が山林であり、産業は農業が中心で、56.3平方キロが農地として耕作されています。

視察いたしました株式会社最上機工は、異業種で油化精製を進めており、本業は口径管推進工事、コンクリート圧送業務、土木建築工事を中心とした土木業の会社で、昭和48年に設立されています。同社は、平成19年に油化プラントの第1号

機を稼働開始し、総投資額は約4億円で、現在2基のプラントで油化精製をしています。原料は、産業廃棄物、プラスチック、ポリスチレン、ポリエチレン、ポリプロピレン、農業資材廃棄物等ですが、山形県は県外からの産廃物の持ち込みが禁止されており、原料不足による稼働率が悪いとのことでした。油化施設は、前処理工場と油化精製工場の2棟で成り立っており、前者は粉碎、破碎及び不純物の除去作業工場、後者は油化精製をする小型バッチ式油化プラント2基を設置しています。油化精製は、環境対応と安全性が重要な課題ですが、排ガスは基準をクリアしており、排水は発生せず、精製時の水分は蒸気として放出され、騒音、悪臭はありません。火災、爆発等の問題については、作業手順を間違えなければ工場内での直接引火、発火のおそれは少ないとのことでした。作業は、前処理した廃プラ等を1.5トン窯に投入し、バーナー点火後は1名で管理ができます。窯1基の処理量は1日1.5トン、原料にもよりますが、重質油と軽質油が1,000リットル油化精製され、一部はプラント用、その他は販売して経営を成り立たせています。

油化プラントは、環境に優しく、輸送コスト、ランニングコストが低いことから、名寄市において油化プラントを建設し、油化活用促進をする場合、公共施設への供給及び炭化センターへの販売で事業が成り立つと思われます。ただ、プラントのフル稼働を考えると、原料の調達が課題とされます。

2カ所目の視察は、同日午後より山形県寒河江市を訪問しました。寒河江市は、人口約4万3,000、農業では昭和40年代からサクランボの生産に取り組み、40年代後半からは観光農園を行うようになりました。サクランボは、寒河江市の大きな特産物となり、街路灯や橋の欄干などはサクランボをモチーフにつくるなど、サクランボにこだわった取り組みが行われています。また、高速道路の開通に伴いアクセスがよくなったことか

ら、道の駅チェリーランドさがえを建設し、交流人口もふえていきました。

寒河江市では、歴史と文化を生かした美しい景観の形成についてをテーマに視察研修しました。昭和63年に市民から寒河江市を訪れる人にきれいなまちをアピールしたいとの発案があり、国道112号線沿いに市が花の苗を提供し、市民が栽植するフラワーロードが始まり、現在では市内中心街を含む道路延長10キロメートル以上に植栽参加人員8,000人の事業となり、また寒河江市ではこれまで環境美化基本方針を定めたり、せせらぎ宣言をするなど、潤いと安らぎのある自然や環境に対する施策を行っており、市民、企業、行政がパートナーシップを組んで互いに連携、協力しながら自然や環境を見直して、みんなで汗を流しながら快適で美しい地域づくりを進めるグラウンドワークが展開されています。具体的には、住民の発案から公園管理や河川の美化、蛍の里や水辺のコンサートが行われています。これらの取り組みが発展し、ことし7回目となる花咲かフェアINさがえが24日間開催され、市民ボランティア参加者6,000名、来場者28万人の大きなイベントとなりました。市民がまちづくりにかかわる大きな力は、名寄市が求める市民との協働の一つの形ではないかと感じました。

寒河江市では、サクランボを一つの核としてまちづくりを進めています。名寄市も風連地区の巨大壁画や道の駅、名寄地区では日進地区の健康の森とサンピラーパークや現在建設が進められている新天文台など多くのテーマを生かし、市民と協働で自然や美しい景観を生かしたまちづくりを行うことが求められており、寒河江市での視察は大変参考になりました。

7月15日は、宮城県気仙沼市で三日町三丁目地区第1種市街地再開発について視察研修しました。気仙沼市は、人口約6万4,000人、面積226平方キロ、太平洋に面し、その沿岸は景観のよいリアス式海岸で、陸中海岸、国立公園及び海

中公園の指定を受けている漁業と観光で発展しています。

気仙沼市の担当職員から三日町の中心市街地区活性化基本計画について説明を受けました。昭和59年に郊外型大型店が進出してから、中心市街地の衰退が顕著になり、商工会議所や地元商店街での活性化策が検討され、平成6年に市が三日町地区などの市街地総合再生計画を策定し、その中で隣接する民間医療施設とリンクした高齢者対応型共同住宅の計画地として位置づけられました。平成8年には、保留床を市営住宅とする再開発構想も検討されましたが、市の負担が大きなことから、休止となりました。平成10年には、市は中心市街地活性化基本計画を策定して、この地域を第1種市街地再開発事業計画地として具体的検討を行い、身の丈に合った再開発の位置づけで、計画の初期から保留床の処分先を確保して計画を推進しました。まちの空洞化に対応するため、一般的には郊外に建設されることが多い特養老人ホーム等の老人福祉施設と市営住宅30戸を再開発ビルの核とし、福祉施設は既実績のある社会福祉法人が参加組合員とし、整備を進め、市営住宅はその売買に当たり新たに制度化された地域住宅交付金制度の適用を受け、さらに借地権方式を採用するなどの経過を踏まえて、再開発組合の設立権利返還計画の認可などの手続を経て事業が着工となりました。

建設概要は、敷地面積2,808平方メートル、建物面積は1,425平方メートル、延べ床面積6,740平方メートルで、1階は店舗、コンビニ、2階から4階が福祉施設、特養、ショートステイ、デイサービス等、5階から7階が市営住宅、2DK15戸と2K高齢者世帯用15戸、8階が権利者住宅2戸と高齢者向け賃貸住宅5戸となっています。事業費は、再開発組合分として15億9,600万円、社会福祉法人施設として10億7,500万円、借入金は7億3,550万円、事業総額は26億7,100万円です。

説明を受けた後は、現地を視察し、福祉法人関係者からの説明を受けました。今回視察した事例は、元地に遊休地化した木材工場跡地があり、地域の活性化を含めた計画を初期から地権者を含めた官民一体となって議論され、10年を超える試行錯誤の結果であり、まちなか居住としての地域の位置づけがされていました。名寄市においても同様の整備がなされましたが、このような施設計画にはやはり地域の活性化を第一に考慮し、官民一体となった計画策定をすることが必要と感じた視察でありました。

以上を申し上げ、建設常任委員会の行政視察とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小野寺一知議員） 次に、議会報特別委員会、佐藤勝委員長。

○議会報特別委員長（佐藤 勝議員） 議長の御指名をいただきましたので、7月6日、7日に実施いたしました議会報特別委員会の行政調査について御報告申し上げます。

7月6日は石狩市議会、北海道庁広報広聴課、7日は北海道新聞社NIE推進センター、なおNIEはニューズペーパー・イン・エデュケーションの略であります。教育に新聞をとという意味だそうです。NIE推進センターを対象に調査を行いました。

石狩市議会では、議会報の編集と発行、議会報委員会の活動について事務局から説明を受けました。同市の議会報は、まず表紙が単色の濃淡をうまく使い分けて、とても魅力的に構成されていて読者の目を引きまします。ことし5月発行の158号からは、大文字化を図り、より読みやすさを追求していて、さらに質問と答えが端的に表記されている点も参考にしたいところでありました。195号からは、議会広報編集委員会から議会広報特別委員会に衣がえをして、より委員会主導の議会報発行が期待されているところでありました。

道庁広報広聴課では、全道260万世帯に配布されている広報紙「ほっかいどう」、タブロイド

版であります。の発行について委託先業者も交えての説明を受けました。タブロイド版のメリットとして、読者にとって一覧性にすぐれていること、コストが安いこと、レイアウトの自由度が高いことなどを挙げ、反面保存性に難があることの指摘もありました。紙面づくりでは、クイズdeプレゼントコーナーで毎回3,000から4,000通の応募があること、まずは見出しで関心を引くこと、もっと知りたいときの問い合わせ先の明示、文字以外の写真の使用など、めり張りのきいた紙面構成など実践的なお話を伺いました。

道新NIE推進センターでは、見出しをつけることは本文を書くことより難しいこと、実際の新聞記事を使い、テスト形式で学びました。また、紙面割り、レイアウトであります。このことについては名寄市広報、それから私たちの議会だより双方の評価も交えてのお話となりました。まず、見出しは、1つとして正確さ、2として具体性、3番目として意外性、あれと思わせることが重要である。悪い例といたしましては、〇〇についてなど漠然とした表記を挙げていました。新聞の見出しは、頭にまず結論、大事なことを書き、次に理由を書くことなどとても実践に即した講義を受けてまいりました。

なお、名寄市議会だよりについては、議会改革など時の話題について思い切ったレイアウトを用いて市民に伝える工夫をなどの非常に有益なアドバイスをいただいております。今回の調査の成果を今後の議会報づくりに生かしていくべく、議員それぞれ研さんを重ね、努力することを申し添えて、私の報告といたします。ありがとうございました。

○議長（小野寺一知議員） 以上で委員の派遣報告を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で今期定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

これをもって、平成21年第3回名寄市議

会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午後 1時59分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 小野寺 一 知

副 議 長 熊 谷 吉 正

署名議員 駒 津 喜 一

署名議員 山 口 祐 司

質 問 文 書 表 (一般質問)

平成 2 1 年 第 3 回 定 例 会

発 言 順 序	氏 名	発 言 要 旨
1	佐 藤 靖 (P 38)	1. 政権交代に対する見解 (1) 第 4 5 回衆議院議員総選挙で示された国民の審判結果に対する見解 (2) 民主党中心の政権に対する見解 (3) 民主党中心政権に期待することは 2. 島市長の今後について (1) 来春の市長選挙に対する島市長の態度表明時期について 3. 名寄市立総合病院の展望について (1) 地域医療再生基金の見通しについて (2) 病院ボランティアの見通しについて (3) D P C 導入と今後の医療推進体制について (4) 第 1 四半期の状況と医療スタッフ確保について 4. 観光行政について (1) 観光イベント・観光施設の、参加・利用状況について (2) 観光のあり方について (3) 自然等名寄の良さを生かした観光について
2	大 石 健 二 (P 50)	1. 島市政の政治的運営から (1) 国政の潮流変化に伴う市政運営の対応について ア その具体的な対応と今後に想定される課題 2. 名寄市の行財政から (1) 市民ホール（仮称）建設構想について ア 施設整備推進等の手法と今後の課題 (2) 名寄市の行財政改革について ア これまでの経過と今後の課題 (3) 中心市街区域の再生と活性化について ア これまでの経過及び現状分析等と今後の課題

<p>3</p>	<p>高橋伸典 (P 60)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 照明灯に発光ダイオードの導入を <ol style="list-style-type: none"> (1) CO₂削減対策の本市の取り組みと推進状況は (2) 公共施設の照明や照明灯に、LEDの導入推進を 2. 新型インフルエンザ対策について <ol style="list-style-type: none"> (1) 管内の状況と対策は (2) 市民への予防対策と、感染時の病院対応並びに市民周知は (3) 名寄市立総合病院と市内医療機関との連携と対策は 3. 育児世帯へのごみ袋無償配布について <ol style="list-style-type: none"> (1) 紙おむつ使用の0歳児へのごみ袋の無償配布を 4. 高齢者世帯に「いのちのカプセル」を <ol style="list-style-type: none"> (1) 独居高齢者世帯の状況について (2) 救急車出動件数の種別と高齢者の利用割合について (3) いのちのカプセル配布について 5. 東地区とまちなかの連絡橋について
<p>4</p>	<p>山口祐司 (P 70)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「特養ホーム待機」実態にどう対処するか <ol style="list-style-type: none"> (1) 総合計画での施設整備改修事業について (2) 「在宅介護限界の声」市としての考え方は 2. 地域の公共交通について <ol style="list-style-type: none"> (1) 乗り合い車両実証運行までの経過について (2) 住民説明会での反応と今後の取り組みについて 3. カラーバリアフリー対策について <ol style="list-style-type: none"> (1) 名寄市の色覚異常者の実態把握について (2) ホームページや各種パンフレットへの配慮について (3) 小中学校における教育現場での対応について
<p>5</p>	<p>木戸口 真 (P 78)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市民生活の安心・安全対策について <ol style="list-style-type: none"> (1) 名寄市における新型インフルエンザ予防対策の現況と課題は (2) タミフルの効果と名寄市の確保状況は (3) 国の「新たな経済対策」による介護施設への助成制度の内容と取り組みは 2. 日進保育所のあり方と今後について <ol style="list-style-type: none"> (1) 休止となった日進保育所の経過と現況、今後について (2) 政権交代により、子育て支援の拡充が予想される。地域と将来的な話し合いが必要と考えるが (3) 地域的（遠距離）なことから、今後も保育所へ何らかの支援が必

		<p>要と考えるが</p> <p>3. 風連地区の新たな組織移行と特例区の今後について</p> <p>(1) 風連地区の住民自治組織（町内会）移行に向けた状況と課題は</p> <p>(2) 町内会移行後、活動交付金が必要と考えるが</p> <p>(3) 副市長が兼務する特例区長の任期が平成22年5月までとなっているが、特例区終了までの残り1年間の考え方は</p> <p>(4) 特例区終了後のコミュニティセンターの管理運営に関する地域との協議は</p>
6	黒井 徹 (P 92)	<p>1. なよろ天文台の振興について</p> <p>(1) 職員の配置について</p> <p>(2) 市民の天文台の活用について</p> <p>(3) 北大との連携について</p> <p>2. 名寄市立大学について</p> <p>(1) 就職状況について</p> <p>(2) 施設整備計画について</p>
7	佐々木 寿 (P 102)	<p>1. 福祉事業について</p> <p>(1) 介護保険制度改正に伴う対応について</p> <p>(2) 認知症支援について</p> <p>2. 温暖化対策について</p> <p>(1) CO₂削減のための具体的施策の取り組みと、成果について</p> <p>(2) 循環型社会の創出について</p> <p>3. 自然環境保全について</p> <p>(1) 自然資産の保全について</p> <p>(2) 環境教育活動について</p> <p>4. 人事管理について</p> <p>(1) 臨時・非常勤職員の任用・活用実態について</p>
8	駒津 喜一 (P 112)	<p>1. 文化ホール建設について</p> <p>(1) 検討会での進行状況について</p> <p>(2) まちづくり交付金事業との連携について</p> <p>2. 市立総合病院の整備について</p> <p>(1) ドクターヘリポートの整備を含む地域医療ネットワークシステム構築事業について</p> <p>3. 独居高齢者に対する支援について</p>

		<ul style="list-style-type: none"> (1) 緊急時の対応策について (2) 救急医療情報キットの導入について
9	川 村 幸 栄 (P 1 1 8)	<ul style="list-style-type: none"> 1. 医療負担・介護負担の軽減のために <ul style="list-style-type: none"> (1) 国保税の市民負担軽減について (2) 要介護認定の判定などについて (3) インフルエンザ菌b型（ヒブ）ワクチンの接種について 2. 安心して利用できる市営住宅について <ul style="list-style-type: none"> (1) 施設整備について (2) 家賃について 3. 基幹産業である農業を守るために <ul style="list-style-type: none"> (1) 農地法の改正に対する考え方について (2) 日米自由貿易協定（F T A）に対する考え方について
1 0	持 田 健 (P 1 2 9)	<ul style="list-style-type: none"> 1. 市道の安全確保について <ul style="list-style-type: none"> (1) 信号機の取り替えについて (2) 通学路（歩道）の除雪について 2. L E Dの導入について <ul style="list-style-type: none"> (1) 照明灯にL E Dの導入を (2) 市の公共施設（道路、公園等）の照明にかかる電気料について 3. 全国へ名寄市のP Rについて <ul style="list-style-type: none"> (1) 集客人口の拡大について (2) 定住人口の拡大について
1 1	佐 藤 勝 (P 1 4 1)	<ul style="list-style-type: none"> 1. 名寄市自治基本条例（素案）について <ul style="list-style-type: none"> (1) 市の素案から、市民懇話会答申の第3 3条第3項「地域単位のまちづくり組織を設置し、」を削除した理由 (2) 合併協議で約束した「地域自治区」設置の認識について (3) 「地域自治・分権のまちづくり」の考え方について (4) 「地域自治組織」設置に向けた議論経過について (5) 今後「地域自治区」を求めるか 2. 再び、政策形成過程の透明性確保について問う <ul style="list-style-type: none"> (1) 庁議の内容、実態について (2) 部・次長会議の内容、実態について (3) 議事内容の公開のあり方 3. 「なよろ健康の森」「北海道立サンピラーパーク」「北海道立トム

		<p>「文化の森」の案内表示について</p> <p>(1) 道路案内表示について</p> <p>(2) 公園内の案内表示について</p> <p>(3) わかりやすいパンフレットの製作を</p>
12	田中之繁 (P152)	<p>1. 地域社会の高齢化に対する介護施設と老健施設について</p> <p>(1) 認知症、高齢者介護に対する地域福祉のあり方について</p> <p>(2) 高齢化社会における介護の取り組みについて</p> <p>(3) 独り暮らし高齢者の生活状況について</p> <p>(4) 高齢者介護におけるグループホームと老健施設の取り組みについて</p>

第 3 回 名 寄 市 議 会 定 例 会 議 決 結 果 表

平成 2 1 年 9 月 1 日～平成 2 1 年 9 月 1 8 日 1 8 日 間
 本 会 議 時 間 数 1 4 時 間 2 4 分

議 案 番 号	議 件 名	議 決 年 月 日	議 決 要 旨
平成 2 1 年 第 2 回 定 例 会 付 託 請 願 第 1 号	名 寄 市 が 建 設 (新 築 及 び 改 築) す る 公 共 施 設 に 石 油 燃 料 設 備 の 採 択 に つ い て の 請 願	21. 6. 15	建 設 常 任 委 員 会 付 託 ・ 閉 会 中 継 続 審 査
		21. 9. 1	採 択
議 案 第 1 号	な よ ろ 市 立 天 文 台 条 例 の 制 定 に つ い て	”	総 務 文 教 常 任 委 員 会 付 託 ・ 閉 会 中 継 続 審 査
議 案 第 2 号	名 寄 市 手 数 料 徴 収 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て	”	”
議 案 第 3 号	名 寄 市 国 民 健 康 保 険 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て	”	原 案 可 決
議 案 第 4 号	名 寄 市 農 産 物 簡 易 加 工 処 理 施 設 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て	”	経 済 常 任 委 員 会 付 託 ・ 閉 会 中 継 続 審 査
議 案 第 5 号	名 寄 市 肉 牛 繁 殖 セ ン タ ー 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て	”	原 案 可 決
議 案 第 6 号	合 併 特 例 区 規 約 の 変 更 に つ い て	”	”
議 案 第 7 号	北 海 道 市 町 村 職 員 退 職 手 当 組 合 規 約 の 変 更 に つ い て	”	”
議 案 第 8 号	市 道 路 線 の 廃 止 に つ い て	”	”
議 案 第 9 号	市 道 路 線 の 認 定 に つ い て	”	”
議 案 第 1 0 号	平 成 2 1 年 度 名 寄 市 一 般 会 計 補 正 予 算	”	”

議案第 1 1 号	平成 2 1 年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算	21. 9. 1	原案可決
議案第 1 2 号	平成 2 1 年度名寄市介護保険特別会計補正予算	”	”
議案第 1 3 号	平成 2 1 年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算	”	”
議案第 1 4 号	平成 2 1 年度名寄市病院事業会計補正予算	”	”
議案第 1 5 号	平成 2 0 年度名寄市各会計決算の認定について	”	決算審査特別委員会設置・付託・閉会中継続審査
議案第 1 6 号	平成 2 0 年度名寄市病院事業会計の決算の認定について	”	”
議案第 1 7 号	平成 2 0 年度名寄市水道事業会計決算の認定について	”	”
議案第 1 8 号	特別職の職員の給与の支給特例に関する条例の制定について	”	原案可決
議案第 1 9 号	工事請負契約の変更について	21. 9. 18	”
議案第 2 0 号	工事請負契約の変更について	”	”
議案第 2 1 号	平成 2 1 年度名寄市一般会計補正予算	”	”
意見書案第 1 号	大胆できめ細かな雇用対策を求める意見書	”	”
意見書案第 2 号	米価暴落に歯止めをかける緊急対策と米を守る抜本対策を求める意見書	”	”

意見書案第 3 号	核兵器廃絶へ速やかな国際交渉の開始を求める意見書	21. 9. 18	原 案 可 決
意見書案第 4 号	季節労働者対策の強化を求める要望意見書	”	”
意見書案第 5 号	道路の整備に関する意見書	”	”
報 告 第 1 号	平成 2 0 年度名寄市風連特例区会計決算の報告について	21. 9. 1	報 告 済
報 告 第 2 号	例月現金出納検査報告について	21. 9. 18	”
	閉会中継続審査（調査）の申し出について	”	継続審査（調査） 決 定
	議員の派遣について	21. 9. 1	派 遣 決 定
	委員の派遣について	21. 9. 18	”
	議員の派遣報告	”	報 告 済
	委員の派遣報告	”	”